

平成26年6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

平成26年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月2日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第1号～議案第48号一括上程	5
提案理由説明	5
報告第1号及び報告第2号（質疑）	8
議案第45号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	9
議案第46号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，表決）	10
議案第49号～議案第54号一括上程	10
提案理由説明	11
議案第49号～議案第54号（質疑，委員会付託）	17
新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）	19
散会	19
6月17日	
議事日程	20
本日の会議に付した事件	20
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定による出席者	20
職務のため出席した事務局職員	21
開議	22
会議録署名議員の指名	22
一般質問	22
外 菌 幸 吉 議員	22
1. 小学校の存続と統廃合について	
白 山 正 志 議員	31

1. 小学校プール解放について	
2. 指宿商業高校について	
西 森 三 義 議員	41
1. 人口減少防止策について	
2. 池田湖周辺の活性化策について	
3. 景勝松の管理について	
前之園 正 和 議員	53
1. 政治姿勢について	
2. 子育て支援（応援）について	
3. 指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業について	
前 原 六 則 議員	68
1. 開聞地域の振興について	
2. 限界集落について	
3. TPPについて	
吉 村 重 則 議員	79
1. 子ども発達支援センターについて	
2. 介護総合法案について	
延 会	91

6月18日

議事日程	92
本日の会議に付した事件	92
出席議員	92
欠席議員	92
地方自治法第121条の規定による出席者	92
職務のため出席した事務局職員	93
開 議	94
会議録署名議員の指名	94
一般質問	94
井 元 伸 明 議員	94
1. 開聞地区での市有地等価交換について	
2. 旧かいもん荘の跡地の利活用について	
3. 子育て支援策について	
木 原 繁 昭 議員	108
1. 道路の安全対策について	
2. なのはな館について	
3. 指宿港海岸整備について	
新川床 金 春 議員	120
1. なのはな館問題について	

2. 子育て支援策について	
3. スクールゾーンの整備状況について	
恒吉太吾議員	133
1. 有害物質等対策について	
2. Wi-Fiについて	
3. 本市の各種行事について	
高田チヨ子議員	146
1. 安心・安全な生活を守るために	
2. 豊かなまちづくりのために	
散会	157

6月24日

議事日程	159
本日の会議に付した事件	159
出席議員	159
欠席議員	160
地方自治法第121条の規定による出席者	160
職務のため出席した事務局職員	160
開議	161
会議録署名議員の指名	161
議案第49号（委員長報告，質疑，討論，表決）	161
議案第50号～議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）	162
議案第53号（委員長報告，質疑，討論，表決）	166
議案第54号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
意見書案第1号及び意見書案第2号一括上程	175
意見書案第1号及び意見書案第2号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	175
意見書案第3号上程	175
提案理由説明	176
意見書案第3号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	177
議員派遣の件	185
閉議及び閉会	185

平成26年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（6月2日～6月24日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月2日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・報告第1号，報告第2号及び議案第45号～議案第54号一括上程（議案説明） ・報告第1号及び報告第2号（質疑） ・議案第45号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第46号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第49号～議案第54号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）
3日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
4日	水	〃	
5日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	本会議	・一般質問
18日	水	〃	・一般質問
19日	木	休 会	
20日	金	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
21日	土	〃	
22日	日	〃	
23日	月	〃	
24日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第49号～議案第54号 （委員長報告，質疑，討論，表決）

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号一括上程 ・ 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 意見書案第 3 号上程 (説明) ・ 意見書案第 3 号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議員派遣の件
--	--	--	---

第2回指宿市議会定例会会議録

平成26年6月2日（月）午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成25年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第45号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第48号 固定資産評価員の選任について
- 日程第9 議案第49号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第10 議案第50号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 市道の廃止及び認定について
- 日程第14 議案第54号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第1号，陳情第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 ちよ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎

13番議員	前原六則	14番議員	松下喜久雄
15番議員	前之園正和	16番議員	木原繁昭
17番議員	中村洋幸	18番議員	新川床金春
19番議員	下川床泉	21番議員	新宮領進

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	佐藤寛	教育長	池田昭夫
総務部長	高野重夫	市民生活部長	大久保正一
健康福祉部長	下敷領正	産業振興部長	廣森敏幸
農政部長	新留幸一	建設部長	三窪義孝
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	下吉耕一	農政部参与	池増広行
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
財政課長	上田薫	税務課長	中村孝
長寿介護課長	大久保成人		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開会及び開議

午前10時20分

○議長（新宮領進） おはようございます。ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月24日までの23日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月24日までの23日間と決定いたしました。

△ 報告第1号～議案第48号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、報告第1号、平成25年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第8、議案第48号、固定資産評価員の選任について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、繰越明許費の報告に関する案件2件、条例の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件3件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件3件、市道の廃止及び認定に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計12件であります。

まず、報告第1号、平成25年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及

び報告第2号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の2議案であります。

両案は、平成25年度指宿市一般会計補正予算において、また、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、議案第45号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成26年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第46号及び議案第47号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第46号は、指宿地域の現委員であります今村新作氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、一身上の都合により辞任の意向でありますので、新たに井立田詠子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏は、教職員として子供たちに人権の大切さを教え、PTA活動や地域女性活動を通して様々な人権問題に取り組んでこられたことから、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第47号は、指宿地域の現委員であります中園伸宏氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には、平成11年8月から指宿地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任であると思っております。

何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第48号、固定資産評価員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、固定資産評価員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長中村孝を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、報告第1号、平成25年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、議案第45号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、までの3議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご

説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

報告第1号、平成25年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰り越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新設改良事業につきましては、事業費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費、項5都市計画費、事業名、湊土地区画整理事業につきましては、平成25年度施工分の工事の設計変更により工事請負費が支出増になったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額となったものであります。

款7土木費、項5都市計画費、事業名、十町土地区画整理事業につきましては、平成25年度施工分の工事の設計変更により工事請負費が支出増になったこと、及び移転に係る建物の再調査に伴い委託料等が支出増となったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額となったものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（大久保正一） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

議案第45号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を、それぞれ2万円ずつ引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については、現行の14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額については、現行の12万円を14万円に改正するものであります。

次に、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、5割軽減については、減額の対象となる所得の算定における被保険者の数を、現行の世帯主を除いた数から世帯主を含めた数に、2割軽減については、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘ず

べき金額を、現行の35万円から45万円にそれぞれ改正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

報告第2号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰り越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

款2事業費、項1事業費及び項2維持管理費、事業名、公共下水道事業整備事業（社会資本整備総合交付金）につきましては、事業執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 報告第1号及び報告第2号（質疑）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は、終了いたしました。

次に、報告第2号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は、終了いたしました。

△ 議案第45号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進） 次に，議案第45号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は，委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第45号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第45号に反対の討論を行います。

改正の内容は，国保税の軽減措置の対象を5割軽減及び2割軽減について，対象を拡大しようとするものであります。この点について言えば，被保険者の負担を軽くするものであり改善であります。その一方で，後期高齢者支援金分及び介護納付金分について，それぞれ2万円の引き上げをするものであります。国保税は既に支払能力の限界を超えている状況にあり，後期高齢者支援金分，介護納付金分についても同様であります。これ以上の引き上げは避けるべきであります。以上のようなことから本議案専決に反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第45号，指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって，議案第45号は，承認することに決定いたしました。

△ 議案第46号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（新宮領進） 次に，議案第46号から議案第48号までの3議案について質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第48号までの3議案は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第46号から議案第48号までの3議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，採決いたします。

まず，議案第46号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第46号は，同意することに決定いたしました。

次に，議案第47号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第47号は，同意することに決定いたしました。

次に，議案第48号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第48号は，同意することに決定いたしました。

△ 議案第49号～議案第54号一括上程

○議長（新宮領進） 次は，日程第9，議案第49号，指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について，から，日程第14，議案第54号，平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）につ

いて、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第49号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じたので、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第50号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第51号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、指宿市全域が過疎地域として公示されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第52号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第53号、市道の廃止及び認定について、であります。

本案は、二月田下堂地線を廃止し、新たに市道認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ7,130万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を212億6,482万1千円にしようとするものであります。

なお、6議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第49号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措

置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

過疎計画につきましては、毎年見直しを行った上で、計画の変更については、県と協議を行い、そのたびごとに議会の議決を経て、国（総務大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）へ提出することとなっております。変更の事業につきましては、平成25年度に実施、若しくは平成26年度の当初予算でご審議いただき、計上しているものがほとんどであり、その内容につきましては、新規の追加分が10件、平成25年度実績などによる事業量の増減が17件、名称の変更が8件であります。

次に、31ページをお開きください。

議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7,130万2千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を212億6,482万1千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表、地方債補正で示しのとおり、起債額の変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金補助及び交付金1,983万3千円の補正につきましては、湯之里自治公民館の多目的ステージ、サウンドシステム等の公民館備品及び山川町区公民館の建設事業費に対するコミュニティ助成事業助成金の決定通知があったことから、コミュニティ助成事業補助金及び山川町区公民館の建設工事、松原田自治公民館等の改修工事に対する市補助金を計上するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金補助及び交付金313万5千円の補正につきましては、介護療養型医療施設から地域密着型介護福祉施設への転換に係る補助金の交付単価の改正があったことから、補助金を増額計上するものであります。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節4共済費及び節7賃金の合計231万1千円の補正につきましては、利永保育所の入所児童数増による保育士新規雇用に伴う賃金等を増額計上するものであります。

款5農林水産業費、項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金733万7千円の補正につきましては、種子島周辺漁業対策事業の内示があったことから、指宿漁協が整備する集団操業に必要な衛星船舶電話及び高性能レーダーの備品に係る県補助金を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節9旅費から節19負担金補助及び交付金までの合計102万6千円の補正につきましては、地方消費者行政活性化交付金の内示があったこと

から、消費生活相談員のレベルアップのための研修費等を計上するものであります。

目3観光費，節11需用費から節15工事請負費までの合計1,455万9千円の補正につきましては，県南薩地域振興推進事業費の採択内示があったことから，主要観光地へのWi-Fi設置整備事業，いぶすき潮騒海道看板設置事業等の南薩地域振興推進事業費及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した観光に係る地域人づくり事業費を計上するものであります。

目4温泉施設費，節11需用費54万円の補正につきましては，ヘルシーランドの湯温調整装置の修繕を年度当初で対応し，年間の修繕料が不足する見込みであることから，修繕料を増額計上するものであります。

款8消防費，次のページの項1消防費，目5災害対策費，節4共済費から節11需用費までの合計80万円の補正につきましては，鹿児島県地域防災計画が修正されたことに伴い，指宿市地域防災計画を見直す必要があることから計画見直しに係る筆耕賃金等を計上するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料510万円の補正につきましては，指宿小学校体育館の床改修工事に併せて耐震補強及び大規模改造工事を前倒しして実施することから，実施設計委託料を計上するものであります。

項4高等学校費，目1学校管理費の補正につきましては，公立高等学校等就学支援金制度の詳細について，県から通知があったことから，公立高等学校等就学支援金を県補助金ではなく授業料として受け入れるため，財源を組み替えるものであります。

項6社会教育費，目8社会教育振興費，節8報償費から節19負担金補助及び交付金の合計42万円の補正につきましては，指宿市が県の地域ぐるみの家庭教育支援事業モデル地区に指定され，本年度計画していた家庭教育に係る各種事業を実行委員会が事業主体となって実施していくことから，子育て講演会に係る事業費を追加して補助金へ組み替えるものであります。

目9史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費，節13委託料1,423万9千円の補正につきましては，国の地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業の内示があったことから，橋牟礼川遺跡の展示物である古代住居の修復及び歴史劇場プロジェクトの改修に係る委託料を計上するものであります。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節11需用費115万2千円の補正につきましては，開聞総合体育館及び市営野球場の老朽化に伴う補修が発生し，早急に対応する必要があることから，修繕料及び施設維持費を増額計上するものであります。

目3学校給食センター費，節15工事請負費85万円の補正につきましては，山川学校給食センターの汚水処理施設の老朽化に伴う補修が発生し，汚水処理ができなくなる恐れがあり早急に補修する必要があるため，工事請負費を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款13使用料及び手数料1,995万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、指宿商業高等学校の授業料を計上するものであります。

款14国庫支出金1,025万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款15県支出金208万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款18繰入金1,640万6千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

款20諸収入1,750万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金と負担金を計上するものであります。

款21市債510万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、市債の追加を計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（大久保正一） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第50号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、税制抜本改革を着実に実施するため、平成26年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

16ページをお開きください。

第1条は、指宿市税条例の一部改正について、であります。

第34条の4は、地方法人税の地域間の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、消費税率8%の導入段階において、法人住民税法人税割の一部を国税の地方法人税として創設し、その税収の全額を地方交付税特別会計に直接繰り入れる原資化に伴い、法人住民税法人税割の制限税率の引き下げが行われたことから、法人税割の税率を現行の100分の14.7を100分の12.1に引き下げる改正であります。

なお、この条例は平成26年10月1日から施行することとしております。

第82条は、自動車関係税制における軽自動車税の負担水準の適正化を図るため、軽自動車税の税率を車種及び用途の区分により、それぞれ引き上げる改正であります。ただし、3輪のもの及び4輪以上のものの軽自動車の税率の引き上げは、平成27年4月1日以後に新規取得する新車に限って適用し、既に取得している軽自動車や中古車を新しく取得した場合

は、現行税率のまま据え置くこととしております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

17ページの附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業取得に係る免税措置等の適用年限が3年間延長されたことから、肉用牛の売却による事業取得に係る市民税の課税の特例の適用年限を、現行の平成27年度を平成30年度に延長する改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

附則第10条の2に加える1項は、大規模建築物等の耐震改修の促進を図るため、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する病院、旅館等の大規模な建物等で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税を、2年度分に限り2分の1に減額する特例措置を講じる改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

18ページをご覧ください。

附則第16条は、軽自動車のグリーン化を推進するため、3輪のもの及び4輪以上のものの軽自動車について、最初の車両番号の指定を受けた月から起算して、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税は、改正後の標準税率の概ね20%の重課税率を適用する改正であります。

なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

19ページをお開きください。

附則第19条の3第2項は、平成26年から平成35年までの間に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内の上場株式等について、贈与や相続、遺贈の事由により払い出した非課税口座内上場株式を取得した者については、その払出し時の金額をもって、同一銘柄の株式を所得したものとみなして適用するものであります。

なお、この条例は平成27年1月1日から施行することとしております。

第2条は、指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。改正の内容は、平成26年指宿市条例第4号の指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、指宿市税条例の引用条項の改正と字句等の整理を行うものであります。

20ページをご覧ください。

第3条は、指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。改正の内容は、指宿市都市計画税条例について、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、施行期日と経過措置について規定しているところであります。

次に、提出議案の25ページをお開きください。

議案第51号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

26ページをお開きください。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定に基づき、指宿市全域が新たに過疎地域として、平成26年3月31日付けで公示されたことから、この条例における過疎地域を、現行の過疎地域としてみなされていた合併前の山川町及び開聞町の区域から、今回、その区域として公示された指宿市全域とする改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の指宿市過疎地域産業開発促進条例は、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（下敷領正） 命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第52号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

28ページをお開きください。

改正の主な内容は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の法律名が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に変更されたことから、この条例の引用する法律名を改めるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第53号、市道の廃止及び認定について、であります。

本案は、1路線の市道の廃止及び認定のため、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

30ページをお開きください。

市道廃止しようとする路線は、二月田下堂地線の延長83.8mであります。今回、寄附採納された公衆用道路を既存路線に延長して、市道認定するため接道する既存路線を廃止し、その終点を変更して指宿市十町字下堂地から十町字竹ノ下までの延長211.3mの区間

を、新たな市道二月田下堂地線として認定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第49号～議案第54号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第53号について伺います。市道の廃止及び認定についてであります。寄附採納があったことに伴ってのということではありますが、単なる終点変更でなくて廃止をして、そして新たに認定としたのはなぜなのか。単なる終点変更という手法もあったのではないかと思うんですが、手法としては、その終点変更による手法というものも可能かどうか、2点伺います。

○建設部長（三窪義孝） 道路法第10条の規定に基づきまして、市道の終点の字が変わる場合は、一旦廃止して新たに認定することになっております。

○15番議員（前之園正和） 法律でそのようになっているということでありました。

それから、もう1点伺いますが、市道として寄附採納を受けるについて、形状、幅員、その他条件等があるというふうに思うんですが、その条件はどのようになっている、それは当然クリアされているのかどうか。と言いますのも、いただいた資料だけではちょっと、例えば袋小路にはなっていないのかどうかということなどが、資料だけではちょっと判別できませんので、条件と、それをクリアしているかどうかを伺います。

○建設部長（三窪義孝） 市道認定の基準ですけれども、寄附採納を受ける場合ですけれども、幅員が6m以上、袋小路の場合は転回施設を設けることになっております。この点につきまして、うちの方で確認しまして、幅員6m、それから転回施設も設置してありますので、市道認定いたしました。

○15番議員（前之園正和） 最初に伺った、なぜその終点変更でなく廃止、そして認定ということになったのかということをお伺いしたわけですが、それは法律でそうなっているということではありました。なぜそのような質疑をされましたかと言うと、例えば、寄附採納をしたわけですので、その寄附採納をされた方の善意、好意と言いましょかね、それもありがたく受け止めるというところから考えればですね、終点変更の方がそれによるものだなと

いうのがより分かるかなと、ちょっと思ったもんですからね、そのような質疑をさせてもらったんですが、その寄附採納された方の好意、善意、当然、書類として残るとは思うんですけども、その辺をより記録すると言いますかね、そういう点での配慮としては、どのようなふうにお考えでしょうか。

○建設部長（三窪義孝） 配慮と言いますか、もし終点の字が同じであれば変更で処理をしたところですが、たまたまその終点の字が変更になったところで、一旦廃止して、また新たに認定であります。その方の配慮と言いますか、それは市道認定基準に合致しておりますので、うちの方で受け入れるということにしたところです。

○議長（新宮領進） 次に、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 3番恒吉です。議案第54号の中で、湯之里自治公民館の多目的ステージ、サウンドシステム等の公民館備品及び山川町区公民館の建設事業に対する助成金の決定通知ということで、それぞれの内訳はどうなっているか教えてもらってよろしいでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 宝くじの原資によりますコミュニティ助成事業の交付決定がありましたことから、今回、補正予算を組まさせていただきました。

内訳を申しますと、町区の公民館が事業費が3,086万2,890円に対しまして、コミュニティ助成の補助金が1,500万でございます。それから、湯之里の事業費が254万4,150円に対しまして、コミュニティ助成事業の補助額が250万円でございます。これは町区、湯之里とも補助事業の上限額となっております。

○3番議員（恒吉太吾） また少し細かいんですが、この中でステージとサウンド、分かれているんですが、それぞれ内訳を教えてくださいよろしいでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 多目的ステージが、公民館の庭にステージ等を組む部分のステージでございます。事業費の内訳では115万円となっております。それから、サウンドシステムの方が72万8千円、残りはその他のいろいろな備品等でございます。

○3番議員（恒吉太吾） 最後になります。山川の町区公民館なんですが、これは建替えという形になるのであれば、また地域住民に対する説明会なりというのは、今後、開かれていくのでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 町区の公民館は山川の町区の自治公民館でありまして、市の公共建物ではなくて、自分たちの公民館でございますので、特に市の方から説明は必要ないかと思っております。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号を除く5議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第54号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第15、新たに受理した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情1件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

第2回指宿市議会定例会会議録

平成26年6月17日（火）午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 前之園 正 和 | 16 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17 番議員 | 中 村 洋 幸 | 18 番議員 | 新川床 金 春 |
| 19 番議員 | 下川床 泉   | 21 番議員 | 新宮領 進   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長   | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 大久保 正 一 |
| 健康福祉部長  | 下敷領 正   | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |



|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 農政部長   | 新 留 幸 一 | 建設部長   | 三 窪 義 孝 |
| 教育部長   | 浜 島 勝 義 | 山川支所長  | 馬 場 久 生 |
| 開聞支所長  | 下 吉 耕 一 | 農政部参与  | 池 増 広 行 |
| 建設部参与  | 光 行 忠 司 | 総務課長   | 岩 下 勝 美 |
| 市長公室長  | 川 路 潔   | 市民協働課長 | 上川路 正 和 |
| 長寿介護課長 | 大久保 成 人 | 地域福祉課長 | 山 口 保   |
| 観光課長   | 川 畑 徳 廣 |        |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事務局長    | 福 山 一 幸 | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査     | 濱 上 和 也 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいま、ご出席の人員は定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 皆さん、改めておはようございます。1番の外菌幸吉でございます。

今日は6月議会のトップバッターとして、小学校の存続と統廃合について一般質問をしたいと思います。皆さんもご承知のように、新聞・テレビでも日本の人口は50年後には5,000万人を切るとか、また、一方、30年後に人口を1億人保持しなければいけないとか、新聞・テレビで出ております。こういう大きな問題はあちら側の人にちょっとお任せして、私はこの指宿市内の12ある小学校の現状、そして、存続、統廃合についてお聞きしたいと思っております。私は基本的には、各地区の小学校は残すべきだと思っております。今までそう思ってきました。小学校は地域の中心です。灯火です。若い人が小学校もないところに新しく家を建てるかなという声も聞きますし、また、市の開発公社でやっておりますのはな団地のあの辺でも、購入希望者が分かりませんが、問い合わせで、この地区に家を建てたら丹波小か柳田小に行けるんですかと問い合わせがあったと聞いております。この近くは立派な魚見小学校もありますが、子供を持つ親、そして、今から子供を持つという人たちは、やっぱり、小学校が近くにあるかどうか一つのポイントになるんだと思っております。しかしながら、現状を見ますと、どうなんだろう。これは、大人のエゴなのかなと、近頃は思ったりもします。子供のためにどうなんだろうかと思っております。そこで、小学生の減少の現状をどう認識しているかということでお伺いしたいと思います。私たち議員ももちろんですが、執行部も、そして、傍聴してくださる人たちも、正しい現状を認識することが必要だと思うんです。

それから、2番目に、小規模校の利点・長所はどのようなことがあるか。例えば、今まで複式学級の良さということも言われております。どういうふうに教育委員会としては認識しているか。こういう小規模校とか複式学級の利点をお聞きしてみたいと思います。

それから、先に行われました全国の学力テスト。今年の方でなくても、前年度分でも構いませんが、こういう小さな学校、複式学級についてどのような結果と言いますか、傾向と言いますか、出ているかどうか。

それから、児童数の少ない小学校における合同学習の実態はどのようになっているかということでございます。私は、存続させるとすれば、統廃合があったとしても3年・5年・8年後だと思いますが、今の時点で、まず、やらなければならないことは、小さな学校が幾つか一緒になって合同学習を、今もやっていращゃるとは思いますが、より増やすべきだと思っております。例えば、野球をやるにも9人2チーム、18人いなきゃならないというよりも、いるべきなんですね。今は、大いに騒がしておりますサッカー、11人ですか、掛ける2って言ったら22。できることならば、6年なら6年、特に男子・女子区別してはいけません、いた方がいいわけなんです。スポーツにしても。ほかの学習にも言えることだと思います。それで、現在、児童数の少ない小学校における合同学習の実態はどうなっているのかということをお伺いします。そしてまた、今言いましたように、合同学習を今より増やす方策はあるか。例えば、マイクロバスを借りて頻繁にやるとかですね。これはもう、当然に先生達の協力があるのは当然のことですので、こういう合同学習について先生たちはどのような認識を持っていращゃるか。

それから、小学校の統廃合への認識はどうか。教育委員会、市長は当然のことですが、保護者の方たちはどういう認識を持っていращゃるか。そして、小学校の統廃合に関して、どのように考えているかということでございます。

これらの点をお伺いしたいと思います。幸いなかな、我が指宿市の市長は教職員の経験者でありますので、十分にご見識をお持ちだと思いますが、まずは教育委員会の方からご答弁をいただいて、その後、詳しい市長には、いただきたいと思っておりますので、順番を付けては何ですけど、よろしく願いいたします。

第1回目の質問を終わります。

**○教育長（池田昭夫）** 教育委員会教育委員長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

小学生の減少の現状をどう認識しているかのご質問でございますが、児童・生徒数は今後も全国的に減少傾向にあるところです。本市の児童数についても、昭和36年の1万181人をピークに減少傾向が続き、平成26年5月1日現在では、児童数2,149人となっております。ピーク時に比べ、53年間で8割程度減少しているところです。市内の全小学校12校のうち、本年度、児童数100人以下の学校は5校で、複式のある学校も2校あります。今後、数年のうちに、新たに3校の一部学年で複式学級編成になることが予想されているところです。少子化の進行で、子供たちの人数が減少していることについては、現在の保護者の方々には十分認識されておると思っておりますが、一般地域住民の方々においては、まだ、十分な認識には至ってい

ないのではないかなと考えておるところでございます。

2番目に、小規模校の利点・長所はどのようなことがあるか、複式学級についてはどうかについてですが、文部科学省から出された通知の中で、小規模校とは学級数11学級以下、過小規模校とは5学級以下の学校とされており、小規模校における利点・長所としては、児童・生徒、教師、保護者を含めて、お互いによく知り合え、一体感ができやすいことや、一人ひとりにきめ細かい指導が行いやすいことなどが上げられます。また、複式学級においては、異年齢の児童と一緒に活動することが多く、下学年、上学年として、それぞれの自覚や自立の態度が育ちやすいといったものが上げられます。

三つ目に、学力テストの結果からはどうかというご質問でしたが、学力調査の学校全体の結果については、その年の児童によって違いが出てきます。少人数になれば、一人の子供の結果が全体の結果に大きく反映されることにもなります。本市の複式学級を持つ学校の過去3年間の結果を見てみますと、県が行っています学習定着度調査において、学校全体の結果は年度によって、県平均を上回った年もあれば、下回った年もあり、その年によって違いがあるようでございます。子供一人ひとりの結果を見てみますと、県平均を上回る子供が約38%となったり、半数以下が県平均を下回っている結果となるときもあります。また、県の平均を10ポイント以上、上回っている子供もいれば、逆に、10ポイント以上、下回っている子供もいるなど、小規模校だから学力が高いとか低いとか言えない状況にあります。昨年度の調査では、基礎的・基本的な知識面の力と、それを活用する思考面の力との間に大きな差が開いている結果となりました。全国学力学習状況調査においても、同様の傾向が明らかになっております。このようなことから、学力調査の全体的な結果と小規模校の利点・長所等を繋げて考えることは非常に難しいものと考えております。

四つ目に、児童数の少ない小学校における合同学習の実態はどうかということでございましたが、複数の学校が集まって行う学習には、児童が多くの人で活動ができ、教師も複数で指導ができる良さがあります。山川地域を例に挙げますと、同じ山川中学校に通うことになる山川小学校・大成小学校・徳光小学校・利永小学校の四つの小学校が集まって交流をしながら学習を行っております。具体的には、同じ山川中学校へ入学する子供たちが、早い段階から互いに知り合ったり、互いの多様な考えに触れて教科の知識を深めたりすることができるように、山川小学校・徳光小学校・利永小学校の3校が集合して行う学習を年間1回実施しています。学習の内容は、3年生・4年生がそれぞれ社会科学習、5年生・6年生は、それぞれ教科の学習となっています。また、大人数でできる授業の良さを体験でき、多様な意見や考えに触れることができるように、複式学級を持つ利永小学校が単式学級で比較的規模が異なる大成小学校や徳光小学校と交流する学習を、年間1回行っております。学習の内容は、チームプレイを経験できる体育学習や学級活動などです。そのほかにも、山川小学校・利永小学校が集団宿泊学習と修学旅行を隔年おきに合同で実施しています。修学旅行について

は、少人数で単独で実施すると、バス代などの費用がかさむことになり、できるだけ保護者の費用軽減のために、合同で実施しております。なお、本年度の修学旅行、来年度の集団宿泊学習では、新たに徳光小学校が参加して、3校合同での実施となります。山川地域以外にも、本年度から、池田小学校と今和泉小学校が交流学习を行う予定となっております。

5番目に、合同学習を今より増やす方法はあるか、先生たちの意識はどうかというお尋ねですが、複数の学校が集まって行う学習では、同じ学習内容を合同で学ぶことから、教師は互いに授業の進みぐあいを揃えたり、役割分担や指導方法を共通理解するなどの、きめ細かな連絡調整の時間が必要となります。実際に担任同士が放課後や時間外にも何度も出向き、打ち合わせを行いながら実施しています。教師は子供たちに日頃、少人数で行う算数や国語等の教科を大人数で学習させたいという思いがあります。しかし、進みぐあいの調整の難しさ等から、事前や事後の学習との繋がりをあまり必要としない話し合い活動や外国語活動などの活動中心の学習が多くなっているのが現状でございます。また、移動について、現在、全て市のバスを使って対応していますが、学習する時間以外にも行き帰りの移動時間が必要となることから、授業時数の上からも制限があります。このようなことから、今よりも回数を増やすためには、実施計画の作成や放課後等の時間外の調整、授業時数の確保などに課題があります。したがって、今やっている取り組みについて、連絡・調整の方法や学習する内容を工夫・改善することで、充実を図っていく必要があると考えております。

六つ目に、小学校の統廃合への認識はどうか、それに関する保護者の意識はどうかというお尋ねですが、本市の小・中学校では児童・生徒数の減少による学校規模の適正化や、学校施設の老朽化などについて、課題として以前から上げられているところです。教育委員会では、平成20年8月に、地域代表、保護者代表及び学識経験者等で教育環境並びに教育施設の整備などについて調査・検討する指宿市学校施設整備計画検討委員会を設置し検討が重ねられ、平成22年3月に「指宿の未来を拓く子供たちを育成する新しい時代の学校づくり方策について」としてまとめられ、教育委員会に提出されました。そして、平成22年12月に、指宿市望ましい学校環境整備計画を策定し公表しましたが、その答申内容を十分反映させたものにしてあります。この計画の中で、本市の望ましい学校規模や今後の方向性について示してありますが、児童・生徒数が計画策定後においても、引き続き減少傾向にあります。学校統廃合に関しての意向を保護者から集約しておりませんが、一部の方から統廃合を望む声、望まない声を聞いております。これから、地域や保護者の方々に学校の現状・課題や将来の児童・生徒数の推計などについて、客観的にご説明申し上げた上で、今後の望ましい学校の在り方について、意見を伺ってまいりたいと考えております。

7番目の、小学校の統廃合に関してどのような方策を考えているのかというご質問でしたが、指宿市望ましい学校環境整備計画の中で、本市の目指す適正な学校規模を定めております。小学校においては、1学級の児童数は21人から27人程度、1学年の学級数はクラス替えも

可能な2学級以上が望ましい。また、中学校においては、1学級の生徒数は27人から30人程度、1学年の学級数は学習集団の弾力的な編成等が実施でき、教科担任制の教員配置が可能となる3学級以上が望ましいとしてあります。将来を担う子供たちの豊かな人間性や社会性を育み、生きる力を身につけるためにも、子供同士の相互作用がより期待でき、切磋琢磨して伸び合うことのできる一定規模の学級集団を形成することが大切と考えております。本年度、指宿・山川・開聞の3地域に学校の在り方について考える会地域部会を設置し、第1回目の地域部会を開催したところでございます。年度内には、各小学校区で説明会を行い、地域や保護者の方々から意見をいただきたいと思いますと考えております。今後の学校の在り方の方向性については、学校、地域、保護者、行政が連携・協力し合って、話し合いを重ね知恵を出し合ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**○議長（新宮領進）** 市長からはないですか。

**○市長（豊留悦男）** 大変貴重な質問をいただきました。学校の統廃合、そして、児童・生徒数の減少というのは、教育行政上の大きな課題であると同時に、やはり、地域の発展、地域振興を図る上でも、行政上の大きな課題でもございます。今後の人口動態等を考え、学校再編を含めた学校の在り方について、今、真剣に協議する必要があるかと思っております。幸い、私は甕島の鹿島という村の教育委員会、内之浦という町の教育委員会、鹿児島市の教育委員会、そして、鹿児島県教育庁の出先機関であります肝属教育事務所等に勤務をさせていただきました。その中で大きな課題として、つまり、大隅地区・肝属地区で課題になったことが、学校をどうするかと、高校を含めてでございます。例で申し上げますと、旧佐多町でございますが、4校を一つにいたしました。辺塚・大中尾・佐多・大泊という。そして、中学校においても、旧根占町では新生根占中として1校にしました。その教育の成果というのは、大きなものがございました。一方、地域の思いというのも、汲み取らなければならないと痛感をいたしました。やはり、これらの学校の在り方については、地域の声を理解し、地域の声をよく聴くという、これが第一義的に大切であろうと思っております。今日、いただきました、この一般質問を基に、教育委員会としても、また、行政としても、その在り方については考えていかななくてはならないと思っている次第でございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 2回目の質問をいたします。

最初に、生徒数の減少のことをお聞きしましたが、統計と言いますかね、資料は非常に私はおもしろいもんだと、いつも思っているのですが、本当に減っているのだろうか、ということですね。これでですね、指宿小学校、6年生は42人、5年生が45人、4年生が46人、3年が46人、2年が46人、1年に至っては52人なんです。6年より1年の方が大きい。さっき言いましたけど、減ってないんですね、でもですね、さっき、教育長が50年間のうんぬんということをおっしゃいましたが、5年区切りにしてみるとですね、これがもう、顕著に出てます。今ですね、参考に申し上げましたが、指宿小はですね、昭和63年は459だったんですが、平成

25年は262になってます。5年区切りで行くと、右肩下がりなんですよ。ですから、総体を見ても、ほかののを見てもそうですが、例えば、山川小学校にしろ利永小学校にしろ、30年間で83%、84%減ってるんです。これ、一時的な、年によってはですね、一時的なのはありますけれども、指宿市内の各小学校ごとに減っているのは間違いないんですね。例えば、丹波小。昭和63年が1,037名ですが、平成25年は583人です。丹波小でさえも半分以下になっているということですね。だからもう、減ってるんだということは、断定してもいいと思う。ところがですね、平成25年から平成30年の予測、予測と言いますが、統計に基づいて、住民基本台帳等をして、そんなに減ってないんですよ。下げ止まりなのかなと思ったりもするわけなんです。平成25年と平成30年でですね。こういう統計的な数字というのはいろんな要素がありますんで、おもしろいなと思うんですが、この中でですね、先ほど申しましたように、統廃合というのは来年からというわけいきません。最短で3年・5年・8年だと思えます。そこで、その間にどうするかということで、私は合同学習という表現をしたんですが、先の教育長の話では交流学級というのがありましたね。授業をするのは大変だということは、さっきのお話でも分かりました。ただですね、年1回の話ですね。せめて月1回ぐらい、特に体育関係ですね、言いました、ソフトボールにしろサッカーにしろ、今の状態ではとてもじゃないと思うんです。市のバスの都合もおっしゃいましたが、世の中レンタカーもあります。私は理解のある市長ですからね、それにバス代がかかるというのはぼんと出してくれると期待しておりますけれども、方策はあると思うんです。今ですね、その統廃合を避けて通れないけど、それまでの間に、合同学習・交流学习をもっと増やして行ってですね、おっしゃるように、科目では調整とかいろいろあるということも分かりましたんで、体育関係のは、是非ですね、増やしていただきたいと思うんです。

それからですね、小規模校の利点・長所とか学力テストの結果がどうかということに関しては、先ほどおっしゃったように、いい点もあります。まあ悪い点もあるんでしょうね。悪い点は言われなかったけれども。判断し難い点もあると、それはそれで理解したいと思います。でですね、これは市長にお伺いしますが、さっき言いましたように、交流学习・合同学習してですね、例えば、旧山川町内4校ありますが、主に山川・利永・徳光という話も出ましたが、4校を合同すれば、これは今から計算すればいいことですが、年間、月1回ずつ合同学習をしたら、バス代が幾らになるか、その数字等は求めませんが、必要があったら、どうでしょう、市長、バスを借りてでもやるご決意はございませんか伺います。

**○市長（豊留悦男）** 合同学習の教育的効果というのは、ただいま、議員のご指摘のとおりであります。やはり、この合同学習、そして、学校の在り方については、子供の視点、つまり、子供を伸ばす、持っている力を十分発揮できるような教育環境を作るのが行政の責任でありますので、その効果を高めるためには、つまり、合同学習等で必要な交通費等については、十分手当てをすべきであろうと、私は思っております。

○1番議員（外園幸吉） ご答弁をいただきました。

何かやっていくということはですね、先ほどの教育長のお話の中で、先生たちも大変だと思えます。市としても大変だと思えますが、必要があればですね、そこに経費をかけてやるのは当然だと思っております。そこで、指宿市内で12の小学校があるわけですけども、ある程度数ある小学生の児童を確保しているところもあります。中学校単位ですね、例えば、山川中学校で山川小・利永小・大成小・徳光小、これを四つまとめて合同学習やっていくべきだと私は思うんです。開聞中については、川尻小と開聞小ですね。西中ですか、池田と今和泉ですかね。そういう形ですね、中学校単位でやっていく方がいいと思うんです。そういう市長の決意も聞きましたんでね、今後は進めていただきたいと思えます。

それからですね、6番目の小学校の統廃合の認識、保護者の意識。先ほど伺いましたが、私自身が最初に申し上げましたように、小学校は残したいという気持ちもあります。ですから、一般の市民の皆さんもあろうと思えます。愛着があります。自分たちが通った学校、地域の学校。ちょっと脱線しますがね、利永小に10年ほど前に何回かお招きいただきました。小学校の運動会を、利永区・尾下区一緒にやられます。地区によってはですね、小学校の成立している区が二つ三つあるところもありますんで、難しいとは思いますが、私はあれを見まして、すばらしいことだと思ってました。そういう地元の人たちがですね、小学校と密接なんですね。感心したのは、利永の琉球傘踊りを子供がやるんですが、先生もやりましたね。それからですね、これも先生たちの溶け込みだと思うんですが、めんどんという行事があります、利永で。それに、先生たちもめんどんになっている。聞きますとね、先生たちのめんどんは優しいというんです。消防団とかその他の人はちょっと怖いとか、そういうのもありましたけどね。やっぱり、小さい小学校なりが地域に密着できるということはすばらしいことだし、また、先生も大変、地区の人たちも大変だとは思いますが、これを当分ですね、統廃合の前はなおさらのこと、やっていただきたいと思っております。そういうこと等があります。

それから、その統廃合への方策ですが、ちょっと話が逸れてしまいましたが、やっぱりですね、親の人たちの意識だと思うんです。3市町の合併のときですね、利永小学校の子供が少ないと。開聞町の上野地区の人たちが少ないけども、上野地区の人たちは利永小学校に子供たちをやらないんだろうかという、論議がされたわけです。今、今年はちょっと違いますけど、上野地区から利永保育所に通う子供たちが結構いた時期です。その合併協の結論はですね、上野の人たちが決めることだという結論です。現在、見ておっても、上野の小学生は利永小に通っていません。なぜだろうと聞きますとね、私たちの年代の頃は、50数年前ですが、上野の人たちは利永小に来てたんですね。愛着があるんです。そして、今の保護者の年代、30代、40代の上野の人たちは利永小に行っておりません。そういう愛着の問題ですね。それから、中学校になったときに、上野の人たちが、山川中学校に行くと、開聞中学校に行



くと比べた場合に、開聞中学校の方に行く。そしたら、小学校と中学校で違うと、そういうようなこと等も聞きまして、うん、なかなか難しいんだなと思っております。ですから、やっぱり、ずっと先の将来は分かりませんが、ここ3年・5年・8年のそういうパターンで考えた場合ですね、現在の中学校校区で小学校の合同学習をしていくべきだと思っております。

それからですね、その保護者の皆さんへも十分お話しをして、ご意見を聴いて進めていくべきだと、統廃合はやむなしと、私はそう思っているわけなんです。その統廃合で、今、中学校単位という話をしましたが、ここにですね、毎日新聞なんですけど、6月3日の記事があります。1面トップに小・中一貫校制度化へということが出ています。これは文部科学省が検討するというので、義務教育を弾力運用と、今でも小・中一貫校はありますね。3月議会で私は中・高一貫校の話をしましたが、現在でもあるということですね。しかし、特例だと言うことなんです。果たしてですね、今の制度の小学校が6年と3年、つまり9年の義務教育期間をこのままでいいのかという意見もあります。これを、4・3・2とか5・4とか、小学校は例えば5年で終わり、中学校が1・2・3・4年と、こういう意見もありますし、また、身体的特徴とか、昔からすると成長がいいと言いますかね、というのもあります。これをですね、文部科学省は法制度、法律の制度的に設置できる制度導入に向けて検討を始めたということなんです。さっき言いましたね。旧開聞町と旧山川町の小学校を統合するよりも、この小・中一貫校という方が、私は感情論としてやりやすいんじゃないかと。まだ個人の意見です。それで、今、言いましたように、法律がはっきり決まっているわけではございませんので、断定もできません。しかしながらですね、これも、先ほど教育長がおっしゃった学校の在り方検討委員会でしたね、地域部会とか、こういうところですね、こういう考えもあるんだよということで検討はできないんだろうかと。そうしなさいという意味ではありませんよ、まだ、曖昧模糊の点もありますので、検討はできないんだろうかということで、教育委員会の方と、後は市長の方にも、もう一遍、よろしく願います。

**○教育長（池田昭夫）** ただいま、議員がおっしゃいました新聞の記事は私もいただきまして、読まさせていただきました。政府の教育再生実行会議に学制改革を提言に盛り込まれる見通しで、来年度の通常国会に学校教育法の改正案を提出する方向だと書いてあります。その中に、また、小・中一貫校について系統性・連続性を重視した英語教育が可能になるとか、また、効率的な教員配置ができるとされており、さらに、学級数や児童数の減少に直面する小・中学校の統廃合も進むことが期待されるというような内容が書かれておりました。現在、例えばの話で、一つの中学校とある小さい学校が一貫校をやっても、小さい学校はそれ以上人は増えないわけですので、やはり、幾つかの小学校が集まって、中学校の一貫教育をすると非常に効果的になるんじゃないかなあと。そうしますと、複式学級の解消ができる。だから、複数の小学校が統合されて、同じ敷地内にある一体型の小・中一貫校が新設されますと、小さい学校とか、また複式学級が解消されて、非常に教育効果も上がるんじゃない

いかと思いますので、そのことについても、こういう方法もありますよということは、しっかりと内容的なことも客観的に説明はしていきたいと考えております。

**○市長（豊留悦男）** 大変すばらしい提言をいただきました。まさしくその方向で進むのが、子供も地元も、そして、地域住民も納得する一つの方法ではあろうかと思います。ただ、市長として独立した行政機関、教育委員会のことに、今、いろいろ意見を言うのは差し控えるべきだろうとは思いますが、今後、小・中学校の在り方、その一つの大きな方向性としては、一貫教育というのは避けて通れないだろうと思えます。例えば、中学校において、西指宿中学校で申しますと、全ての教科の担任、それに、専門の免許を有した先生が足りているかと申しますと、足りないわけであります。例えば、これはあくまでも例でございますけれども、国語の先生が数学を教えたり、数学の先生が体育を持ったり、つまり、臨時免許とか免許外申請をして教えている現状があります。そうしますと、当然のことながら、先生方にも負担がかかるし、そして何より、子供たちの学力向上という面においてもいろいろ問題があることも予想されます。そういうことを考えますと、やはり、小・中一貫教育という、このことは時代の流れであり、本市の目指すべき方向でもあろうかと思っております。何より学校の在り方というのは、未来を担う子供たちをどうするのか、指宿でこの子供たちにどんな学力をつけて、社会で自立してほしいのかというのが一番の目標でもありましょう。そして、保護者の思いもあります。地域の思いもあります。そして、一貫校となった後の学校をどうするのかという課題もございます。様々な課題が横たわっているのも事実でありますけれども、今後、様々な改革がなされるであろうと思えます。今は独立した行政機関として教育委員会の独自性、できるだけ執行部局の介入というのは避けて通らなければならないようなところもありますけれども、今後、教育委員会改革を含め、それに伴う地方教育行政の組織・運営に関する法律という、確かそうだったと思えますけれども、そういう見直しも図られるでありましょう。間もなく、それも、国会等で論議が尽くされそうでありますけれども、それがなされたときには、教育委員会と一緒に、地域の声に耳を傾けながら、学校の在り方については、議員ご指摘の一貫校という、その方向も含めて検討してまいりたいと思えます。

**○1番議員（外園幸吉）** 先ほどからお話ししておりますが、私は合同教育とか交流学習とかおっしゃいましたが、これは是非やっていただきたいと思えます。その合併うんぬん、統合うんぬんの前ですから。それと別にですね、今、小・中一貫校制度については、是非とか言いません、問題提起です。是非、いろんな人の衆知を集めてですね、やっていただきたいと思えますので、この小・中一貫校制度についてはですね、後、答弁を求めません。これで終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 皆さん、こんにちは。ここからの景色は初めてでいささか緊張しておりますが、2番、白山でございます。市民の皆さんより負託を受け、今、こうしてこの場に立てたことに感謝し、また、職責を十分に全うしなければならないと、改めて感じております。そして、皆さんと共通の目的、目標であります、指宿の発展・活性化のために全力で、本気で邁進していく所存であります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、小学校プール開放について。昨年度まで教育委員会主体でありましたプール開放が、今年度から事業主体が各小学校PTAとなった経緯について、お伺いいたします。

続きまして、指宿商業高校について。いろいろな、指宿商業高校は取組をしていると思っておりますが、現在、取り組んでいる事業等の現状について説明をいただきたいと思っております。

これで、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 指宿商業高等学校についてのご質問でございます。指宿商業高等学校は商業科だけを設置する高校として、様々な特色を生かした教育活動を展開しております。生徒自らが商品の買い付け、販売、会計処理まで行う指商デパートは今年度は25回目を数えるようでございます。また、平成24年度には株式会社指商を設立し、企業とコラボした商品開発に取り組むとともに、国際化に対応できる人材育成を目的に、商業科目に中国語・韓国語の語学授業も取り入れた教育を行っております。ほかにも、指宿駅を中心に観光客等にお茶を振る舞うICP、指宿お茶いっぺプロジェクト活動によるおもてなし、語学力と国際感覚の向上を目指すため、韓国の永化観光経営高等学校ホームステイ授業等を行っております。また、フリーマガジンの作成を通じて、著作権や肖像権などの知的財産教育についても学んでいるところでございます。特筆すべきは、生徒商業研究発表会では5年連続で九州大会、平成24年、25年度は全国大会に出場するなど、優秀な成績を収めていることであります。一方、体育系の部活動においては、これまで、女子ソフトテニス部が全国制覇を行うなど、県大会では常に上位入賞の学校となっており、昨年秋には硬式野球部が九州高校野球大会に出場もしております。他の部活動においても上位入賞するほど力をつけております。最近では陸上部において、個人種目で九州大会に出場する生徒や、県下一周駅伝や地区対抗女子駅伝の選手として活躍する生徒も出てきているところでございます。文化系においても、ワープロ部が九州・全国大会に出場したり、個人においても、韓国語能力初級や各種上級資格取得など、数々の成果を収めております。特色ある教育活動、部活動の活躍により、鹿児島県内の20を超える中学校から多くの生徒が入学を希望し、最近5年間の志願状況は昨年を除き、定員を超える状況にあるところでございます。今後も高校としての基礎学力の向上やビジネ

ス教育としての専門的な知識・技術の習熟を図りながら、魅力ある教育活動を展開してほしいと願っております。

以下、いただきました質問等については、教育長、教育部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** プール開放事業についてであります。昨年度までプール監視員に市が直接謝金を支払う方法や、プール監視をPTAに有償で委託するなどの方法でプール開放を行ってきたところでございます。このような中、平成23年度に発生しました大阪府泉南市の死亡事故を受けまして、警察庁及び文部科学省からプール監視業務を外部委託する場合の留意点が示されたところでございます。内容としましては、プール監視を有償で委託する場合、受託者は警備業の認定を受けていることと、プール監視を受託する警備業者にプールにおける安全確保に資する資格者の配置を要請しているということでございます。ただし、保護者等がボランティアで学校のプール監視を行う場合などは、警備業法の適応外で違法ではないというものでございます。このようなことから、本市のプール開放の在り方を検討した結果、小学校のプール開放は子供の遊び場の確保が目的であること、県内のほとんどの自治体においてPTAが事業主体となっており、プール監視を有償で委託する相手方がいないことなどを総合的に考慮して判断したものでございます。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、2回目の質問をいたします。

プール開放についてですが、事業主体がPTAになった経緯についてご説明いただきましたが、確かに県内の自治体を見ても、ほとんどが、今現在、プール開放しているところはずね、PTA主体となっております。ただ、昨年、一昨年、指宿市が行っていたプール開放、教育委員会が事業主体となり、PTAから選出された監視員に委嘱するという形の運営であれば、警備業法に違反しないのではないかと思います。実際、今年度も鹿児島市がそのような形でプール開放を運営するというふう聞いていますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○教育部長（浜島勝義）** 議員ご指摘のとおり、鹿児島市の手法は監視員を委嘱し、即ち、市がちゃんと監視員を雇い入れて、市の自主事業として警備業法に触れるものではございません。昨年度におきましても、県内のほかの自治体にアンケート調査を実施したところ、30自治体のうち、鹿児島市と垂水市のみが教育委員会が事業主体となり、実施しておりました。ただ、垂水市は無償でPTAにプール監視を委託する方法で実施していたものでございます。しかしながら、そのほか21自治体はPTAの責任の下、プール開放事業が実施されております。このことは夏休み中の子供たちの遊び場の確保という観点から、ほとんどの自治体においてPTAの自主事業としてプール開放が実施されているものと思われま。自分たちの子供を自分たちが見守るということで、より安全性の高いプール開放につながると考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 確かに、自分たちの子供は自分たちで守るという姿勢は大切かと思

ます。ただ、この今回のプール事業の、事業主体をPTAにするということは、私が聞いた限りでは、各PTAとか学校の先生方とか、子供会とかですね、地域の方々、関係者を集めて十分に協議、あるいは議論をされて決定したようには感じておりません。悪い言い方をしますと、行政が一方的にお願いをしたというように感じております。そのような中で、今、PTAの方々から聞いているのが、やはり、難しいと。プール開放するに当たって、その事故を背景にかなりハードルが高くなってきている。やはり、その中でPTAだけでやるというのは難しいということを知っています。子供たちにとっては、プール開放、楽しみにしていると思います。一番大事なのはプール開放を継続することではないかと思っております。今のままだと、なくなる方向、これが、今回の事業主体がPTAにということが、プール開放をなくすということには、イコールではないんですが、今の流れだと、確実に少なくなっていくと思われまます。一番大事なのは、PTAが主体でやるにしても、自分たちがその協議の場で意見を発し、自分たちの思いで自分たちでやろうと、当事者意識を持ってプール開放をやろうということが一番大事なのかと思っておりますが、その点について、十分に協議、あるいは議論がされたのかお伺いいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 小学校のプール開放につきましては、これまで教育委員会が各小学校のPTAの皆さんの協力をいただきながら実施してきたところでございます。今回、プール開放事業をPTAに移行することにつきましては、平成25年度中に校長会、教頭会及びPTA役員の方々へご意見を伺うとともに、本年度におきましても校長会及び教頭等からなる学校体育施設開放連絡協議会での説明を経て、最終的にプール開放にかかる基本方針等をPTA役員の方々に説明させていただいておりますので、ご理解いただいているものと考えております。小学校のプール開放は学校の体育施設を開放することによって、子供たちの遊び場を確保しようとするものでございます。この件に関しましては、PTAでよく協議していただきたいと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、今、指宿市の、夏休みの子供たちが水泳に関われるというか、そういう環境づくりについて少しお聞きしたいと思っておりますが、現在、皆さんご存知のとおり、指宿市は海がすぐ近くにあるにも関わらず、残念ながら海水浴場がございません。プールに至っても、ヘルシーランドがあるぐらいだと認識しております。決して、子供たちにとって利用のしやすい、そういう水泳に親しむ環境が整っているとは思いませんが、その点について、まず、このプール開放は云々よりも、そういう施設整備、しないといけない部分も、大人としてあると思っておりますが、その点についてはいかががお考えでしょうか、お聞きいたします。

**○市長（豊留悦男）** ご指摘のとおりでございます。県内のどの市を見渡しても、公営の、つまり競技力向上を目指す大会の開けるような市営プール、そして、子供と一緒に親しむ補助プールを兼ねた遊泳プール、そういうものについては本市は整備をされておられません。ほかの

近隣の市を見ましても、全て完備をされているのが現状でございます。海水浴場も、残念ながら安全面を考慮して、数年前に閉じたとお伺いしております。そういうことを考えますと、やはり、夏季長期休業中の子供の水に親しむ活動とともに、泳力を向上するような取組も必要だろうと思っております。ただ、学校開放事業の目的としては、教育部長が述べたとおりであります。今後、このプール設置に向けても、どのような形で子供たちの水に親しみ、泳力を向上させる取組が必要なのかを含めて、教育委員会と協議をしなければならないと思っております。議員ご指摘のとおり、学校開放事業、これは極めて大切な事業でございます。施設の安全管理、運営については学校と教育委員会が責任をもってやらなければなりません。施設の瑕疵による事故があってはならないことでございます。特にプールの運営、利用状況については、細心の注意を払うよう、教育委員会にもPTAと一緒に話してほしいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、プール開放について、2番目なんですけど、今回、プール開放がPTA主体ということになったわけですが、そもそも、PTAとはということで、少ししゃべらせていただきたいと思いますが、ウィキペディアでPTAを検索いたしますと、PTAはペアレント・ティーチャー・アソシエーション、各学校ごとに組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のことである。各自が任意で入会する団体で、その本旨は保護者と教育が、教員が学び合うことで、その成果を児童・生徒に還元することであると出ています。この内容からいたしますと、今回のプール開放の件についても、保護者と教員が協力することは当然と考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** 全ての教育活動に、やはり、学校・家庭・地域と、また行政等が協力して、子供たちの健全育成を図るということは非常に大事なことでと考えております。しかし、教員の職務、勤務時間内にPTA活動に関わるということは非常に厳しい面があるかと考えております。教員の職務は学校の教育事業を遂行するために必要な学校の仕事の全てに及ぶものですが、PTAは、今、おっしゃいましたように、本来、社会教育団体としての正確を持つ以上、PTA自体の仕事を会員である教員が行うことは、教員の職務とは言えないところがあるところです。学校教育事業を遂行するために、やはり、PTAと協力するということは、非常に大切なことではありますが、そのためには、PTAと連絡を取りながら協力をしていく必要があるのかなと思うことです。

**○2番議員（臼山正志）** 私もPTAを経験した者ですが、やはり、今回のことについてもですね、学校に行ってちょっとお話しをさせていただきましたが、今、教育長がおっしゃったような回答でした。やはり、PTA・保護者・先生方の集まりということで、保護者はそういうつもりで活動しております、少なくとも。実際は少し残念な部分があるかと思えます。今、時間外とかその勤務外というお話もありましたが、保護者も仕事をしているわけでありまして、何らか、皆さん都合をつけてですね、来られていると思えます。やはり、できる

できないはあったにしろ、前向きに実現できる方向で、その場に立つ、その気持ちに立つということが、一番大事なんじゃないかなと思います。いろいろな規則、縛りがあるかとは思いますが、何が一番大事か、子供たちにとって何が一番大事かということを第一に考えていただきたいというふうに思います。私もですね、いろいろ調べて、県内のプール開放、先ほどもお話ししましたが、ほとんどが事業主体がPTAに移行しているという事実があります。その中で、本市もやはり、PTA主体になるというのは、いたしかたないことかと思いますが、やはり、今回一番思ったのが、その今回の決定がPTAの意思の下でなされたものなのか、あるいは、先ほど言いましたが、押しつけによるものなのか、この点が非常に大事なんだろうと感じました。今、行政としてすべきことは、主役である住民、市民に対して、正に主役であるという当事者意識を植え付けることが大事なんじゃないかなと思いました。そういう観点で、また、指宿の発展のために、尽力していただきたいと思います。

それでは、次に指宿商業高校の質問に移りたいと思います。先ほど、市長の方より指宿商業高校の現在の取組を説明していただきましたが、現在の施設整備、特に部活動のための施設整備の状況等を説明をお願いいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 指宿商業高等学校の施設整備につきましては、年次的に整備を行っているところでございます。平成25年度は、美術室の換気扇取付け、武道館の照明設備改修工事をはじめ、昭和54年、55年に旧耐震基準で建てられました管理棟の耐震診断も行き、耐震補強工事が必要であると診断されたことから、今年度、耐震補強工事を行い、建物の安全性の向上を図っているところでございます。また、本校グラウンドの整備工事を行う予定になっております。ソフト面では、平成24年度に第1情報処理実習室、平成25年度は第2情報処理実習室のパソコンの入替えを行うなど、上級資格取得のための学習環境の整備を図っております。一方、部活動関係では、これまでにテニスコートフェンス改修工事、テニス部室の改修工事、第2グラウンドの防球ネットの設置などを行っております。今後も体育館や武道館等の非構造部材の耐震診断を行うなど、必要な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 今年度もグラウンド整備事業が予定されているということですが、特にですね、第2グラウンドの部活動の子供たちの環境があまり良くないのかなと思っております。特に女子ソフトテニス部、先ほど市長の方から話もありましたように、過去、数回全国制覇も成し遂げております。そのようなすばらしい女子ソフトテニス部なんですが、今、第2グラウンド、山の上にグラウンドがあるんですが、男子、女子、合わせて2コートしかございません。なので、同時に練習をすることができずに、お互い、男子、女子調整しながら、できないときは市営コートを使って、練習をしているという状況です。そのような状況を市としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 議員ご指摘のとおり、テニスコートにつきましては、現在、2面あり

ますが、40名を超す部員が練習するには手狭であること。それから、照明施設がないことから、市営テニス場を使用して練習を行っております。また、野球場につきましては、保護者会、OB会等が水銀灯やトレーニング室、休憩施設を整備していただき、ありがたく思っているところがございます。市としましては、ソフトテニス部が市の施設を使用した際の使用料及び照明使用料や野球場の水銀灯の電気使用料を予算化している状況です。第2グラウンドの全体的な整備につきましては、必要と感じておりますが、市の限られた予算の中で市内小・中学校を含め、危険度の高い、また、優先度の高いものから整備を行っているところがございますので、現段階では市の施設を有効に活用していただきたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 予算のない中なので、難しいだろうと思いますが、ただ、市営コートに行くにしても、子供たちが、やはり、移動しないといけないわけですが、そこで顧問の先生だったり、外部のですね、指導者が無償で送迎をしてくださっております。その点についてはご存知かどうかをお尋ねいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 現在、女子ソフトテニス部に外部指導者がおり、強化をしていただいていることは把握しております。大変ありがたいと思っております。ただ、こちらとしましても、無報酬というのはどうかという声も上がっており、ほかの高校でも外部指導者が指導に当たっておられるようですので、報酬も含め、雇用に当たっての規則等の整備など、調査・研究をしていかなければならないのではと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 是非、そのようにしていただきたいと思えます。指宿商業高校卒の女子テニス部からですね、その当時、かなりもう前なんですけど、ソフトテニス自体が世界規模じゃなくてですね、アジアの大会に限られていたときの初代の世界チャンピオンが、指宿に、今、いらっしゃいます。本当に伝統があります。なので、私が初めて指宿商業高校に関わるようになってから、テニスコートを見たとき、本当びっくりしました。もう、国体も優勝している、インターハイも全国大会優勝している、そのような高校がこのグラウンドで。今、その外部の指導者の方がいなくなったら、まず、今のような指宿を宣伝してくれるような部活動には、ちょっと厳しいんじゃないかなと思っております。その辺を、是非、先ほど謝金等の話がありましたが、配慮していただきたいと思っております。テニス部だけじゃなくて、今ですね、陸上部、駅伝、特に力を入れていらっしゃると思っておりますが、最近、陸上部の顧問の先生が個人的に寮を造られて生徒を受け入れているというふうにお聞きしましたが、その辺は把握しているでしょうか。また、そうであれば支援をしていくお考えはないか、お尋ねいたします。

**○教育部長（池田昭夫）** 現在、陸上部の顧問が自分から家を借りてやっているということは把握しております。非常に、その指導者自身熱心でありまして、今後、できるだけ応援はしていきたいなと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 指宿商業高校、勉強もですがスポーツも、やはり、頑張っている生



徒、たくさんいます。頑張れば、全国に向けて、指宿のいいPRになると思います。予算の限られた中ではありますが、是非、そのような前向きな先生がいらっしゃる場合は協力していただきたいと思います。

次に、事務職員の人事について伺います。現在、事務長、おられますが、最近のですね、過去5人の事務長の任期を遡ってみますと、2年任期の方が4名、3年任期の方が1名、その大半が定年で退職されております。今回の事務長も来年度で退職だとお聞きしていますので、2年が任期だろうと思っておりますが、私が考える中で、わずか2年、3年、あるいは過去を遡ったら1年という人事もございます。すごく学舎の場として大切な事務長職をそのような短い期間で私は全うすることは難しいんじゃないかなと考えておりますが、その点について何かお考えがあるのか、あるいは、何かほかに理由があるのか、また、その辺についてお聞きいたしたいと思っております。

**○総務部長（高野重夫）** 現在、指宿商業高等学校の事務室には、課長級の事務長のほか、3名の職員を配置し、教職員に係る給与等庶務事務、入学事務及び学校施設管理等に関する所掌事務を遂行しております。人事異動につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化させていく必要があるから、適材適所を念頭に人事異動等にかかる自己申告による本人の意欲、希望等も勘案しながら、全庁的に適切な職員配置に努めているところであります。また、重要施策の積極的な推進等に対処するため、職員の職務遂行能力の向上や意識改革、多様な業務経験を推し進めるためのジョブローテーションによる職員配置を行っているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今の事務長もだと思っておりますが、決して専門で来られたのではないかと思っております。その中で、やはり、1年目は事務長として仕事を覚えるのが一生懸命、精一杯ではないかと、2年目でやっと自分なりの考えやその仕事内容に疑問が出たりとか、実質3年目からが、事務長としての手腕を発揮できるんじゃないかなと考えております。霧島市の国分中央高校に少しお話を聞きに行く機会がありました。そこですね、決して長い任期ではありませんで、ただ、4、5年が通常だと。それで、失礼な話かもしれませんが、定年ではありませんでした。すごく前向きでした。人事のことなのであまり言えないところもあるかと思いますが、ただ、この任期に関しては、私は変えていただきたい。特に先生方は県の採用の先生方です。今は指宿商業高校にいるうちは、市の職員であるかと思っておりますが、やはり、県立では事務室というのは、事務職というのは、専門の方がおられます。そういう方々と仕事をされている先生方からみたら、やはり、指宿市の指宿商業高校のこの事務職の人事というのは、いささかどうなのかなと感じるところがあります。それとですね、変な見方をすると、絶対ないと信じておりますが、2年余りの任期で、しかも大半が退職前であるという事務長職のポストがですね、重要視されていないんじゃないかなと思われても仕方ないんじゃないかなというふうに思いますが、敢えてこの辺、このことにつきまして、お考えを

お願いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 指宿市の実状について申しますと、平成25年度末現在の課長級職員の一つの部署の在籍期間は全体平均で1.9年となっております。このことにつきましては、退職者の大半を占める部課長級職員の後任人事を行うこと、また、課長級昇任時の年齢が平均で大体50歳半ば、54・5歳ぐらいとなっております。課長級に昇任してから定年までの期間が5・6年と短い中において、適材適所を主眼においた人事異動を行っているところから、中堅職員と比較しまして一つの部署における課長級の在職期間が平均で1.9年と短くなっているものでございます。このようなことから、指宿商業高校の事務長の在職期間も同様の状況となっております。

**○2番議員（臼山正志）** ほかの管理職と同じということだったかと思いますが、敢えてお聞きしますが、指宿商業高校の事務、事務長の役割はなんでしょうか。お伺いします。

**○総務部長（高野重夫）** 指宿商業高校の事務長の役割は、学校長を補佐し、学校の施設全般の管理・運営、それから総務的な部分をするものでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 行政の中で、市立指宿商業高校の取組などを把握し、情報発信していく役割があるのは事務長であると思いますが、その点については間違いないかどうかお伺いします。

**○総務部長（高野重夫）** そのような役割もあると認識しております。

**○2番議員（臼山正志）** 先ほど外菌議員が少子化が下げ止まりじゃないかという話もありましたが、この少子化が進む中で今後の指宿を担うであろう、また担ってもらいたい実社会に近い場所にいる子供たちが学ぶ場の、行政の担当責任者としての役割は、私は本当に、非常に大きいと、大事だと思っております。実際、指宿商業高校にとったら、市立なので、県立ではないので、親はですね、指宿市です。私が本当に感じた、今も感じてますが、親である指宿市があまりにも指宿商業高校に、無関心と言うか、関心が足りないと感じております。親である指宿市が本気になれば、指宿商業高校は化けると思っております。また、指宿市にとっても本当にいい影響が出るだろうと思っております。その中で、4番目の質問ですが、市政の中での位置付けについて。市長、2期目を迎えた豊留市長が市政運営において、重点項目として位置付け、取り組んでいる五つの項目といたしまして、1、行財政改革、2、信頼される市役所づくり、3、地域経済の活性化、4、医療・福祉・教育の充実、5番目に市民との協働の推進を上げておられますが、この中で、指宿商業高校は当然、4番目の医療・福祉・教育の充実に当てはまると思いますが、具体的に市政の中での位置付けについて説明をお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 一般質問、議員の質問の中で、並々ならぬ指商への思い、いわば指宿商業高等学校への愛というのをひしひしと感じております。やはり、私たちは市立の高校として、指商に頑張ってもらいたい、指商に入学して良かった、そして、そのことが県内、県外を問

わず、教育効果を指商としてなお発揮してほしいし、そのことは指宿にとっても大きな力になるであろうというのは、議員と同じでございます。るる質問をいただきました。第2グラウンドはあれでいいのか、これまでの輝かしい実績の下で、何かすべきではないのか。そのための人事を含めて、総合的な質問をいただいたところでもあります。もう、皆さんご案内のとおり、指商は商業高校としてのその地位を、どこにも負けないような業績で裏打ちされた様々な実績を残しており、大変誇りに思っております。教職員もですけれども、学校経営の重点に据えて、子供たちの教育のあるべき方向も検討されております。そして、最近、国公立、国立大学に推薦で入るといふ、これは極めて素晴らしいことでもありますけれども、これはやはり、指商で学んだ子供たちを、本当に実力を発揮し、そして、自立し、市で、又は県外で頑張ってもらいたいというその成果であろうかと思っております。施設の整備、それから教育課程の特色のある教育の在り方、そのことについては行政も積極的に支援をし、教育委員会と指商の在り方については協議してまいりたいと思います。ここに指商という雑誌、フリーマガジンをいただいております。毎回、発行するたびにいただいておりますけれども、この雑誌を見たときに、ここで学ぶ子供たちが指商に本当に来てよかった、ここで頑張るぞという、その気持ちが溢れております。これらは十分、市長としても受けとめ、そして、私の基本的な政策の中の教育というその場面では、必ずやその子供たちの思いに応えられるような施策を打っていくべきであろうと思います。今日、いろいろ質問をいただきましたので、教育委員会、指商の先生方、そして、事務室の方々と、この質問を機に、また、新たな指商の創造、再生に向けて取り組んでいかなければならないと思います。更なる指商の発展、子供たちの活躍を期待して、私はそのように答弁させていただいたところでございます。以上でございます。

**○2番議員（臼山正志）** 市長の温かい答弁、ありがとうございます。指宿商業高校が現在、先ほどのフリーペーパー作成もそうですが、株式会社指商、それから中国語・韓国語の履修がございしますが、この取組を始めるきっかけになったことを少しお話しさせてください。市立指宿商業高校前校長先生が、やはり、指宿商業高校も現在は定員割れはしてないが、これから5年後10年後、先を見据えたときに、果たしてこのままでいいのか、大丈夫なのか、そして、今、県立指宿高校、山川高校が低迷しております。県もやはりこれを重く受けとめ、再編するであろうと。そのときは魅力ある学校作りを当然するだろうと。そのときに指宿商業高校は勝てるのか、生徒を呼べるのか。そういうことで、そういう視点から先手を打とうと、株式会社指商、中国語・韓国語の履修を始めることになっております。韓国語・中国語の履修に至っては、そこで学んだ子供たちが市のホテル、観光関係に就職をしております。本当に600名近くいる中で、約6割が鹿児島市内の子供たちです。地方の学校に来ていただきます。そして、みんなが指宿の地域活性化を勉強しております。できればこの子供たちが、みんな、指宿に住んでもらって、仕事をしてもらって、結婚して、子供を産んでもらう。こ

れほどいい地域活性化はないと思っております。なかなか少子高齢化が加速する中で、経済にも悪影響が出ておりますが、この指商の子供たちを、宝が指宿にはあります。この宝を是非、市政の中にも生かしていただきたいと思っております。

すみません、少し熱くなりましたが。あとですね、今後、指宿商業高校に期待するところをお伺いしたいと思います。

**○教育長（池田昭夫）** 今後、指宿商業高校に期待するものといたしまして、今、議員の方から株式会社指商とか、中国語・韓国語の授業の実施とか、そういういきさつをお聞きいたしました。今、商業高校は学校の中だけで授業が済むものではありません。やはり、地域に飛び出して、地域を学びのフィールドとして活動しないとやっていけないという時代に入っております。先ほど、市長の方からもありましたが、たくさんの特徴ある実践を行っているんじゃないかなと思っております。指宿商業高校が学校経営の中で、先人たちが築いた、伝統を認識して、そして継承していき、時代のニーズや流行を取り入れながら、今後、発展していく学校だと思っております。そして、鹿児島市内はじめ、南薩地域からもたくさんの生徒たちが魅力ある学校に、行きたいという思いがするような学校を、今後、作っていきたいなあと思っておりますし、具体的には、先ほど言いましたいろんな地域での活動もありますけど、やはり、基礎学力をきちっと付けたり、そしてまた、上級資格試験を取ったり、そういった専門性を高めながら、大学にも進学できる学校なんだよと、文化・スポーツもいろんなところで活躍しているんだというようにして、一人ひとりの生徒が自分の学校に誇りを持って、そして、努力を重ねながら高校生活を過ごしてほしいと願っております。そして、いずれは社会に貢献する人材に育ててほしいなと思っておりますのでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 是非、指宿市としての指宿商業高校に対する方向性、柱をですね、きっちり持っていていただいて、学校長が替わったから、先生方が替わったから、学校も変わったということのないようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、先だって、先ほどお話ししました国分中央高校に訪問した際、学校長、事務長といろいろ話をさせていただきました。その中で一番驚いたことは、霧島市の職員である事務長が開口一番に、私の仕事はこの子供たちを霧島市に引き留めること、住んでもらうことだとおっしゃいました。私も娘が指宿商業高校にお世話になることになってから、PTA活動を通して、先生方、生徒たちの頑張りを傍らで見えてきました。本当にいい学校だと思い、指宿市立であることに感謝し、この宝を指宿に生かしたいと常日頃から考えていました。しかし、残念ながらこれまで行政の方々から、このような言葉は私はほとんど聞いたことがありません。非常に残念なことだと思います。全国には医療・福祉や介護といった地域課題について、大人と中・高生が語り合える場を作ったり、高校生が市議会の議場で発表するなど、行政・地域との接点を増やそうとしている取組もあると聞いております。是非、指宿市においても、未来ある、そして、無限の可能性を秘めている子供たちの考えるふ

るさと指宿に耳を傾けてほしいと願っております。以上で、質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時59分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 皆さん、こんにちは。6番議員、西森三義です。今、岩本交差点の改良工事が着々と進められており、併せて海岸線に通ずる市道の整備も計画的に進められているようですが、岩本トンネルを出てから宮ヶ浜港までの通称篤姫ロードの道路は区画線が消えており、通行するとき危険を感じております。担当部署では本年度中に整備する計画であるとのことですが、通学の高校生や通行車両も多くなっておりますので、早急な取組をしていただきたいものです。

それでは、これから初心を忘れることなく、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、人口減少防止策についてであります。今、新聞でもよく掲載されていることは、将来の日本国の総人口を最低限1億人程度の維持を目指すとされております。若い世代にとっては子供を産み、育てやすくなると思っております。そこでお伺いしますが、県外の自治体の取組を参考して、一戸建てを建築し、若い世代の永住を推進する考えは持っていないものか。場所については指宿市の玄関口である道の駅いぶすき彩花菜館から小牧へ約100m入ったところで、面積も約5千㎡あるところですよ。平川交差点が改良され、鹿児島市へも通勤しやすく、永住地としては最適な場所と思われるが、人口減少防止の一つとして取り組む考えはないかお尋ねいたします。

それから、空き家の利用については、市のホームページ上で定住促進の紹介や市内の不動産業者を紹介していると聞いたが、合併した18年から現在まで、取扱件数はどれぐらいあったのか。Iターン者並びにUターン者の把握をされていれば、併せてお伺いいたします。また、農業支援センターの活動内容や、青年就農給付金の取扱状況を全国へ発信し、Iターン者やUターン者を呼び込む考えはないか、お伺いいたします。

二つ目は、池田湖周辺の活性化策についてであります。先日、池田地区の住民から、池田湖の水位が下がっているとの情報があったことから、すぐ確認に行き、原因を南薩土地改良区中央管理所へ問い合わせたところ、水位については何ら問題ないと言われ安心したところであるが、そこで目に付いたことは、以前、松くい虫の被害に遭い、松の木を撤去したまま放置されているところですよ。隣には駐車場も整備されており、観光客も利用すると思われませんが、現状のまま放置されるのか、再度、松の木を植栽されるのか、活用をどのように考えているかお伺いいたします。また、池田湖で釣りをしている人を見かけなくなった原因について地区民に聞いたところ、ヒメチカダイを放流されてから、フナや鯉の卵を食べられた

り、産卵場所を荒らされたのではないかとことから、フナや鯉の稚魚を放流し、エプロンハウス近くに釣り場を設置することで、観光客も呼び込められると思われるが、設置はできないかお伺いたします。

それから、先日の調査のとき、観光客の少なさに寂しさを感じたところです。昔は大鰻を見る場所も多くあったが、ボートを利用する客が少なくて休業しているようです。池田湖の豊富な水を利用して、観光客に見てもらうために、池田湖売店前に噴水施設を設置できないかお伺いたします。さらに、池田湖周辺の観光地を、水陸兼用のバスで運行できるとすれば、全国に大きなインパクトを与えられると思われるが、取り組む方向で計画できないかお伺いたします。

そして、池田湖の周辺には美しい棚田がありますが、高齢化が進んであと何年維持できるか不明なところです。今で、家族連れのオーナー制度を導入できるとすれば、地区住民との交流も図られ美しい棚田も守られると思われるが、導入できないかお伺いたします。

三つ目は、景勝松の管理についてであります。春先に指宿商業高校近くの松くい虫の被害を受けて枯れていた大きな松を撤去していただきましたが、一本失っただけですばらしい景観も失ってしまったようです。道の駅から指宿商業高校までの間には、まだ多くの景勝松が残っており、松くい虫対策は数年ごとの樹幹注入で管理されていると聞きましたが、松に絡まっている葛や竹藪等の除草作業は計画的に実施しないのか。この場所は指宿の玄関口でもあり、多くの観光バスも通行するし、また、いぶたま号の車中からもよく見える景観のすばらしいところですので、除草作業等を計画的に実施できないかお伺いたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 先日、報道されました今後の日本の人口動態等を鑑みたときに、やはり、本市においても人口を増やす、一人でも指宿市に住んでみたいという、そういう思いの方を受け入れることは極めて大切なこととあります。その意味からも、定住促進住宅事業とすべきではないかというような質問であろうかと思えます。確かに、平川交差点から小牧まで、交差点の改良によって、大変時間的にも短くなりました。より多くの若い人に本市に住んでいただきたい。そのために、小牧地区に広くていい場所があると、そのことは私も承知しているところでございます。様々な定住促進の事業を取り組んでおります他自治体の事例では、年齢制限や地域活動への参加などを入居条件として、様々な事業を展開をし、定住のための方策を練っております。譲渡型の定住促進住宅事業というのをやっている市もあるようでございます。ともあれ、本市に住んでいただくためにどうしたらいいのか。そのための住宅事情を改善するための様々な施策を打っておりますけれども、今後、本市としてもどのような住宅提供、いわゆる定住促進のための事業をするかということについては、検討させていただきたいと思っております。しかし、現在、本市においては、市営住宅のほか民間賃貸住宅等の建設も大変盛んであります。このような状況を総合的に勘案しなく

てはなりません。様々な定住促進のための事業につきましても、このような状況を判断しながら検討してまいりたいと思っております。

次に、池田湖周辺の松の木の撤去した後の活用等についてでございます。池田湖周辺の活性化策について、議員お尋ねの場所は県の魅力ある観光地づくり事業により、平成22年度に親水公園と駐車場が整備されたところであります。湖畔へ降りるための階段やベンチなども整備されているようでありまして、散策や休憩に適した場所でもあるようでありまして、この公園は現在、市で管理しておりますが、松毛虫の被害木が発生しましたので、平成25年度に30本ほどを伐採したところでございます。伐採した一帯につきましては、今後、景観にふさわしい樹種を選定して植栽し、憩いの場としてこれまで以上に多くの皆さんに利用していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁いたします。

**○総務部長（高野重夫）** 定住促進全般に対する問い合わせについてでございますけれども、平成18年度から現在におきまして、106件ございます。そのほかに民間の不動産業者のホームページにリンクしておりますが、幾らかの問い合わせがあるものと思っております。また、本市の定住促進制度を活用し、中古住宅の購入につながった実績としましては、本年度が1件、平成24年度が2件、平成23年度が1件となっております。なお、この実績以外にも年齢制限の関係で定住促進制度の対象外となっておりますが、多くの方が県外から本市に移住されております。

**○農政部長（新留幸一）** 農業支援センターの活動内容や青年就農給付金の取扱状況を全国へ発信し、Iターン者やUターン者を呼び込む考えはないかのご質問でございます。指宿農業支援センターは平成22年5月に業務を開始し、現在に至っているわけでございますが、市・県・JAの農業関連機関がワンフロアに集約されていることで、三者の協議や相互の連携がスムーズに行われているところでございます。また、新規就農の相談にいられた場合の対応につきましても、三者が一緒になって相談に応じることができるため、ワンストップ化が図られているところでございます。この相談窓口体制の充実に加え、青年就農給付金、新規就農奨励金や結婚祝い金の支給に取り組み、新規就農者の確保に努めているところでございます。これらの取組によりまして、平成24年度はUターン者4名、Iターン者7名を含む27名の新規就農者が誕生しております。また、平成25年度におきましては、Uターン者3名、Iターン者3名を含む27名の新規就農者が誕生しているところでございます。なお、青年就農給付金の給付者につきましても、平成25年度は9月に支給した方が29名、3月に支給した方が33名となっているところでございます。

次に、池田湖周辺の田を活用し、オーナー制度を導入できないかのご質問でございますが、池田湖周辺には新永吉地区と尾下地区に棚田がございます。これらの棚田は池田湖周辺の美しい農村間景観の一部であり、農業資源としてだけでなく、観光資源としても守ってい

くべく、貴重な本市の財産でございますので、将来にわたっての保全活動は大切なことではなかろうかと思えます。議員ご指摘のとおり、オーナー制度等の棚田を活用した都市・農村交流活動は地域活性化策として、また、Uターン者・Iターン者を呼び込む一つのきっかけづくりとしても可能性があるのではなかろうかと思えます。現在、新永吉地区の棚田につきましては、美しい棚田を守ろうとオーナー制度を立ち上げる民間の動きも始まっているようでございます。また、観光サイドでいぶすき大好き体験協議会が設置され、農業体験を含むグリーンツーリズムや体験型観光の取組もございます。これらの取組を推進するため、この4月、山川多目的研修館に体験協議会の事務所を置き、ここを拠点に農業と観光が融合した取組を一層進めることとしております。今後とも、地元と協議しながら、体験型、交流型農業の体制作りに取り組んでまいりたいと思っております。

**○農政部参与（池増広行）** 景勝松の管理等についてのご質問でございます。観音崎一帯は指宿市の玄関口であり、国道の海側には松が林立し、景観形成に重要な役割を果たしていることから、市としましても景勝松林と位置付け、松くい虫被害対策の樹幹注入等により、保護にあたっているところであります。しかし、議員ご指摘のとおり、フェンスの外側に生えている松の周りにはカズラが繁茂しており、松に絡んで茎を伸ばしている状況があります。このまま放置すると、松に悪影響を与えらると思われることから、松に絡んだカズラの除去につきましては、茎を切り取る等の方法で早急に実施していきたいと思っております。

次に、竹藪等の除草作業についてでございますが、この観音崎一帯は国道226号に接しており、国道事務所や鹿児島県地域振興公社による伐採作業等が行われているところであります。したがって、当該機関と十分な協議を重ね、伐採区域の棲み分けを再度行い、市管理区域の伐採等を計画していきたいと考えております。ただ、大部分が切り立った崖となっておりますので、雑草等の除去は限られた範囲になろうかとは思いますが、指宿市の玄関口である観音崎一帯の観光面の重要性を重視し、景勝松の保護と景観維持に努めてまいりたいと考えております。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 池田湖にフナとか鯉を放流して、釣り場の設置はできないかというご質問でございますけれども、池田湖では平成18年10月にコイヘルペスウイルス病が発生しております。当時、池田湖では鯉が養殖されておりましたけれども、このヘルペスウイルス病の発生に伴い、全ての養殖いけすの鯉を処分しております。コイヘルペスウイルス病は非常に死亡率の高い病気でございますので、その後、市では池田湖周辺を巡回し監視を行っているところでございます。このようなことから、放流や釣り場の設置については、現在のところ、難しいというふうに判断をしているところでございます。

次に、池田湖売店前に噴水を設置できないかというご質問でございますけれども、池田湖は九州最大の湖ということもあり、南薩地域の観光においては砂むしや開聞岳、長崎鼻、知覧と同じように周遊観光の目玉的な場所になっております。また、近年はツアーや団体によ



る周遊を中心とした観光客に加え、個人客や小グループを中心にウェイクボードやバナナボートなど、湖面を利用した体験観光に参加する観光客も増えているところでございます。池田湖は本市の重要な観光資源ですので、これまでも訪れた皆さんに楽しい一時を過ごしていただこうと、絶好の撮影スポットとして、通年で花を植栽してきており、また、平成22年度には親水公園も整備し、さらに、平成24年度には池田湖やイッシー伝説、刻み地蔵伝説などを案内する観光看板設置もしております。今回、池田湖の活性化につきまして、貴重なご提案をいただきました。市といたしましては、より多くの皆さんに訪れていただくため、また、訪れた方々に満足していただくために、様々な取組を行ってきているところでございますが、引き続き有効な振興策について、議員のご提案も含め検討して考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、次に池田湖周辺の観光地を含め、水陸共用バスを運行できないかというご質問でございすけど、これは、これまでにない大変インパクトのある観光振興策であると考えております。ただ、この水陸共用バスにつきましては、平成25年6月に南さつま市で実証実験が行われた経緯がございす。この実証実験は日本水陸両用車協会へ委託をし、350万円の予算で3日間、延べ9回の運行を行ったようであります。南さつま市に聞いたところ、この実証実験を経て、今後の運行の可能性を調査、検討を行うということでございましたけれども、海という条件の中では、波浪の影響による運行の安定性、さらには、採算性というこの二つの観点から定期運行は現実的には難しいというふうに判断しているというようであります。池田湖は南さつま市の海洋と比較しまして、水面の波浪の影響は海洋ほどではないにしても、採算面での課題及び池田湖湖畔の市の普通財産を借り受けて営業をしている既存のモーターボート遊覧業者との競合の問題もございすので、現実問題としては運行を実現するのは非常に難しい課題が残っているというふうに考えております。しかしながら、議員のご指摘どおり、池田湖周辺の活性化は非常に大きな行政課題として捉えておりますので、今後も引き続き周辺の環境整備やソフト面等の振興策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解していただきたいというふうに思っております。

**○6番議員（西森三義）** それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。

まず、人口減少についてですが、現状ではどこの市町村においても人口減少はあると思われれますが、防止策によっては少しでも減少率を抑えることができると考えられます。一戸建てが無理だとすれば、指宿としての対策は、先ほど市長が答弁されました市営住宅、あるいは民間の住宅があるから、それで賄えると、そういうことなのかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 現在、市では市営住宅のほかに、民間の方で賃貸住宅の建設も盛んに行われております。あと、開発公社の方でも団地の宅地造成を行いまして、分譲を行っております。このようなことで、定住促進については、このような状況を総合的に勘案して検討を進めてまいりたいと考えております。

**○6 番議員（西森三義）** 確かにですね、指宿市にはいろいろ市営住宅もある、あるいは民間のユーマンション等もいろいろ建築されると、そして、住宅は非常に充実されていると。ただ、それは街中なんですよ。ただ、街中であるがゆえに、できることなら、郡部の方にも、やっぱり、目を向けてほしいということなんですよ。そして、先ほども同僚議員がありました指宿商業高校には6割の鹿児島市からの生徒が入っているんだと、その生徒の1人でもですね、指宿市に住んでもらいたいということがありましたが、そういう人のためにもですね、こういう一戸建てを指宿市で建築して、そして、そこに30年でも住んだら、それはもう自分の物になるよということがあればですね、1人でも2人でも若い世代が入ってくるというふうに考えられますけれども、そういうことはこれから先、取り組む考えはないのか、再度お尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 市の中で、特に人口減少が著しい地域の定住促進に取り組むために、指宿市では定住促進制度ということで、本市以外に居住していたIターン者が山川地域・開聞地域・池田地域・今和泉地域に転入し、床面積50㎡以上の住宅を新築、又は購入することに対し助成金を交付することにより、本市における定住を促進し、もって人口の増加を図るとともに豊かで活力のあるふるさとづくりに寄与することを目的として制度を行っております。この定住促進の制度についても、27年3月で、一応3年間の時限で定めた条例でございますので、それを改めて検討する中で、どういう定住促進の方策が最も指宿市にふさわしいのかということを含めて検討することになろうかと思っております。

**○6 番議員（西森三義）** 執行部の方でも、いろいろと定住促進については検討されているんだということを知りましたので、是非、前向きにですね、いい方策を採られるように検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、次の空き家の利用で定住促進を図れないかということなんですが、新聞で見ますとですね、ここに新聞があるんですが、これが今年の、平成25年の12月13日付けの南日本新聞なんですが、始良市が空き家バンクということで大きな見出しで出てるんですね。これは不動産協会と提携して定住促進につなげたいということでやってるんですが、こういう形で、他市は空き家の賃貸や売却のために不動産協会と提携、協定を結んで、空き家の有効利用、あるいは定住促進につなげるということではありますが、指宿市も不動産協会との提携は考えられないか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 空き家バンク制度は空き家にほかの地域から人を呼び込むための受け皿として、有効な手段の一つと考えられております。近年、民間不動産事業者からの情報発信は充実したものになっておりますので、市の方もこのような民間と連携を図って、新たに市のホームページとリンクを張るなど、情報提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○6 番議員（西森三義）** 今、部長が答弁されたようにですね、いろいろと不動産の情報も利用

しながら、そして、1人でも多くの定住促進が図られるように、取組をお願いしたいと思います。また、この空き家の利用の弊害の一つにですね、家財家具を片付けていないため貸すことができないということをよく聞くんですが、市の方で所有者と協議して家財家具を処分することはできないかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 空き家の多くに仏壇やタンスなどの家財道具が多数残っている場合が多く見られます。これらを処分するには手間とコストがかかることが想定されます。物には思い出や愛着など人それぞれであり、他人がごみと認識しても人によっては大切なものであるかもしれません。また、兄弟間でも認識の相違があり、個人の財産の処分には行政が踏み込むのは難しいと思われれます。

**○6番議員（西森三義）** 個人の財産に行政が踏み込むのは、それは難しいでしょう。だから私は、所有者と協議してと言いました。だから、所有者の承諾を得て、市の方もそういう家財家具を処分すればですね、その空き家が活用されるんじゃないかというふうに考えてるんです。そこ辺りについての取組をされる考えはないのか、再度、お尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 家財道具につきましては、個人の財産でもありますので、個人で業者に処分依頼するなどの処置をとっていただきたいと思いますと考えております。

**○6番議員（西森三義）** それができないから、大変なんですよ。だから、できればですね、空き家を本当に活用するんだという意気込みがあるのであれば、そこ辺りについても、前向きに取り組んでいただきたい。

それから、今、指宿には多くの外国人が農業実習に来たり、加工組合等で働くために期限付きで来訪していると聞いております。住む場所として空き家を利用したいようであるが、市の方でですね、斡旋するお考えはないかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 外国人技能実習生は水産加工組合や会社所有の寮に住んでおります。山川の鯉節工場の場合ですと、3棟寮があり、全寮制となっております。関係者に確認しましたところ、外国人技能実習生の住居については、現在のところ空き家を活用することはないということでございました。

**○6番議員（西森三義）** 私にはですね、農業法人をして農業実習生が来ている人なんですが、やはり、自分たちでその実習生が住んでもらうためにはできるだけコストのかからない、安い空き家を借りたいんだということで、いろいろ相談するけどなかなか上手くいかないということだったんですが、そこ辺りは市の方に相談は来られていませんか。

**○総務部長（高野重夫）** 市内のある地区では外国人農業実習生の雇用主が空き家を借り受け、住まわせているケースもあるようでございます。外国人農業実習生の住居につきましては、雇用主の方が責任を持って確保していただきたいと思いますと考えております。市の方には今のところ、相談は来ておりません。

**○6番議員（西森三義）** 市の方に今のところ相談はないということでしたので、今後、市の方

に相談に来られたら、そこ辺りの対応はとっていただけるのでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** 相談の内容をよく聞いた上で、民間の不動産事業者なり、そういうところを紹介してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** そういう形で農業法人の方も大変困っているということを聞きましたので、そういう相談があった場合はですね、前向きに取り組んでいただけるよう、よろしく願いいたします。

先日、山川のみなと祭りで多くの若い外国人を目にしたときに、この指宿市に1人でも永住してくれないものかと考えたところです。そこで、若い女性が働いている、先ほども部長からありましたように、鯉節加工組合等と連携を取り、指宿の独身男性との出会いの場を市で取り組んでいただけるよう要請して、次の質問の方に入ります。

先ほど、農業支援センターの関係では答弁いただきましたが、指宿市でもインターネットを活用してIターン者やUターン者へPRするべきと思います。他市においては農業公社を設立して、県外からの移住者の呼び込みに力を入れ、現在では部会の半数近くを県外からの移住者が占め、産業振興だけでなく農村部の人口維持にも貢献していると新聞に掲載されていました。また、ほかの新聞では、農林漁業に従事する人の割合が高い市町村ほど、人口減が進むとありました。指宿市においても、農業が盛んな地域でありますので、将来を見据えた対策をどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** ただいま、農業が盛んな地域の人口減の対策についてということで質問いただきました。農業における就農状況を見てみますと、平成21年度が35名、平成22年度が18名、平成23年度が14名、平成24年度が27名、また昨年度が27名という5年間にわたる新規就農者で121名が新規就農されております。毎年平均でいきますと24名の方が就農されているということでございます。5年間で100名を超える方々が新たに就農される指宿地域におきましては、他の地域と比較すると就農に関する条件、つまり、栽培条件や地域に合った品目の作付け等、就農条件が整っていることや、就農に際しての支援体制が指宿農業支援センターを中心としまして、関係機関が連携して取り組まれていることからと考えているところでございます。今後、これらの新規就農者への更なる支援を行いながら、農業の後継者育成、新規就農者の掘り起こしなどを行うことが地域の人口減を少しでも食い止める一つの対策だと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長の方でありました、5年間で121名という新規就農があったと、本当にありがたいかと、これは先ほど答弁されていましたが農業支援センターの活動が、三者の連携が本当にスムーズにいつている結果かなと思っておりますが、まだまだですね、農林漁業に従事している高齢者、本当に多いんですよ。だから、そういうためにも、できることならほかの地区から、やっぱり、指宿の方に永住してもらおう。そのためには今後とも、更なる前向きな取組をお願いしたいと思っております。

それから、次の質問に入りますが、先ほど答弁をいただきましたが、池田湖の松のあるところの藪払い等はですね、池田地区の有志の方々にされると聞いていましたが、市から何らかの助成はあるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 池田湖周辺の環境整備につきましては、地域の方々がボランティアで草刈りなどを行ってくださっており、大変感謝しているところでございます。それにつきまして、市としましては、手作業や草払い機等で伐採等が困難な場所につきましては、市で機械を借り上げて機械で伐採を行うとともに、市職員も作業にボランティアとして参加させていただくなど、地域の方々と一緒になって環境整備に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 環境整備には市の職員もボランティアで参加していると、本当にありがたいことだと思います。

先ほど、部長の方で答弁がありました松の木の場所については、先ほど30本撤去したとありましたが、憩いの場として取り組んでいくということでしたけど、どのような樹を植栽されるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 伐採された松の木が大体直径が50cmから80cmぐらいの、結構大きな松の木、合計で32本撤去しております。あの場所につきましては、国立公園の第2種自然公園区域内でございます。伐採については国立公園法の中で許可が必要でございますけれども、植栽については特段の特別地域以外であれば樹種の規制はないということでございますけれども、私どもとしましては、やはり、自然公園区域内にふさわしい樹種というものを植えた方が望ましいんじゃないかと考えております。そういうことで、やはり、第1候補は松の木を考えているところでございます。しかしながら、今後、それも含めまして、最終的にどういう樹種を植えていくかというのは、検討していきたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 松の木の方であればですね、また、いいのかなと私も思っているんですが、松の木であれば宮ヶ浜に植栽されているあの松を移すということではできないんでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 宮ヶ浜の土地開発業者が持っている宮ヶ浜自治公民館が植えたあの松のことだと思うんですけども、あそこについては、宮ヶ浜の自治公民館と子供たちが中心になって市の土地を無償で貸してくださいということで、植栽をされた経緯があり、そしてまた、今も定期的な下草刈りなんかは宮ヶ浜自治公民館の方で実施しておりますので、一応、その辺のところはそれはそれで管理をしていただき、私ども池田湖に植えるやつは、やはり、松くい耐性の強いスーパーグリーンさつまという、確か品種があったと思うんですけど、松を植えるのであったらそれを植えていきたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** いろいろと取組を前向きに検討されているようですので、よろしくお

願いいたします。

先ほどの答弁でもありましたが、池田湖の鯉が少なくなったのは、コイヘルペスが発生したと。平成18年にコイヘルペス病というのが発生したということなんですが、発生してから、終息対策は取られなかったのかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** コイヘルペスウイルスにつきましては、平成18年10月27日に変死した真鯉が大量に発見されたために、県の水産技術開発センターで診断をしていただきまして、その結果、11月7日にそのウイルス病の陽性が確認されているところでございます。これを受けまして、県におきましては、まず、蔓延の拡大を防止するために、池田湖を含む新川水系で採捕された鯉の放流を禁止するとともに、養殖中の全ての鯉を生け簀から取り出しまして、陸上処分をしております。そして、市におきましても、11月7日から池田湖周辺を巡回して監視を行うとともに、市の広報により市民に対してコイヘルペス病が確認されたことを周知するとともに、感染域からの拡大防止への協力を呼びかけているところでございます。現在も毎年、広報お知らせ版でコイヘルペスウイルス病が発生しているということを市民に周知して、蔓延の拡大を防止するとともに、引き続き監視を行っておりますけれども、現在、このコイヘルペスウイルス病につきましては、治療法がないということで、終息宣言というものは出されない状況になっております。

**○6番議員（西森三義）** 先日ですね、私、尾下地区の棚田調査をしたんですよね。そのときに、ちょうど、田んぼの棚田の真ん前に生け簀が目についたんですが、その生け簀では魚を養殖されているのか。終息宣言が出ていない時期なのに養殖されているとすれば、どのような魚なのかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かに、尾下のところの養殖場はコイヘルペスが発生する前には真鯉とフナを養殖しておりました。コイヘルペスが確認されてからは真鯉の養殖いかだは空っぽの状態です。そして、今現在、一部フナをそこで養殖をしているというふうに伺っております。

**○6番議員（西森三義）** 先日、池田湖周辺をいろいろ調査するにあたり、地区民ともいろいろ話す機会がありました。コイヘルペスが発生してから、もう、本当に数年過ぎているんだと。市としても関係機関と連携を取って、早急に終息宣言ができるように対応していただきたいと思います。それから、今も申し上げましたように、池田湖周辺を調査しているときに、地区住民と話す機会が、池田湖にはですね、ワカサギとヒメチカダイが多く生息しているということです。ヒメチカダイについては食べられるんだと聞いているが、食べた経験はないとのことでした。そこで、美味しく食べる調理方法を研究し、広く市民や観光客へPRできないかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 平成19年から平成20年、2か年にかけて、池田湖水質環境保全対策協議会という組織があるんですけど、この協議会が池田湖の水生生物についての実態

調査を行っております。その中で池田湖に生息するテラピアですね、俗にいう、ヒメチカダイというのはこのテラピアの一種ですけど、池田湖に生息するテラピアにつきましては、日本ジルテラピアというものが確認されております。一方、過去指宿市において養殖し販売されていたテラピアにつきましてはですね、テラピアモザンビカと、もう一つ、テラピアニロチカというこの2種類の魚種でございます。あの当時ニロチカという言葉もありましたけれども、基本的に池田湖に生息する魚はテラピア類ですけど、指宿市の内水面で養殖していた魚種とは異なる魚種でございます。そういうことで、テラピア類につきましては、淡水魚特有の泥臭さがありまして、臭みを取ってからでないとなフライや焼き魚として食べられないということで、一時期は指宿の方でも相当数の内水面養殖業者がテラピアを養殖しておりましたけれども、やはり、そういう、少し味覚に対する海の魚と比較したときに少し落ちるといいうことで、値段の値崩れ等で徐々に養殖業者が少なくなってきて、現実問題として、今現在、ほとんどもういないというような状況でございますけれども、今も議員がおっしゃいますように、おいしく食べられる調理方法を市民にPRできないかということですが、食に対する皆様の趣向も様々あると思うんですけど、新たな食の資源としての考え方、若しくは一つの観光資源というふうに活用できるというような目処というか、そういう機会が訪れましたときには、PRについてですね、その調理方法についても検討をしていきたいというふうにご考えております。

**○6番議員（西森三義）** そういう形で、ヒメチカダイをおいしく食べられるのであれば、エプロンハウスのところでも出すなりしてですね、そして、PRしていけば、みんな、また釣りを楽しむということもあろうと思いますので、そこ辺りの取組もお願いをしたいと。

それから、噴水の方なんですけど、噴水の方については非常に難しいというような感じでしたが、私は素人考えですけど、池田湖売店前はもう池なんですよ。池田湖がそこにあるんですよ。そこにホースをぽんと投げて、簡単にできないものかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今、議員がおっしゃいました池田湖からの取水をして、それを噴水に使うと、非常にいいアイデアだと思うんですけども、今現在の河川法等によりましては、そこで取水をする段階で水利権の許可というものが発生しております。そうすると、当然県の方に水利権の許可申請を出さなければいけないと。そして、また、自然の湖水を利用するわけですので、技術的な問題であるとか、上水道であればきれいな滅菌された水ですけど、自然水でありますと、どうしても噴水というものは子供たちが水に触ったり、場合によっては水を飲んだりというようなことも想定されますので、それなりのろ過施設とか滅菌装置も必要になると。それと、年間ですね、維持管理経費というものも、相当な金額になるということが言われております。ちなみに、鹿児島市のみなど大通り公園の噴水があるんですけども、あそこの年間維持管理費用をちょっと聞いてみたところ、光熱水費とか保守点検業務等で年間520万円ほどかかっていると。この520万については通常の維持管理ですの

で、装置の更新とかいう部分になってくると、また、それなりの財源が必要になってくるということで、噴水の設置につきましては、本当、観光客の視点に立った大変貴重なご意見だというふうに考えているところですけども、設置するとなると財政的な面も含めて費用対効果ということについて、十分検討していかなければならないというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** いろんな物を設置すれば、それには当然お金もかかります。ただですね、費用対効果を言われれば、先に進みませんが、昔盛んであった池田湖の風景を見ると、非常に寂しいんですよ。だから、やはりそこをいかに活性化に向けて取り組むかと。そのためには何をやるのかというのが大事だと思います。その辺も含めて、また、活性化にはどういう取組をしたらいいのか、十分検討を重ねていただきたいと思います、よろしく願いしておきます。

それから、水陸共用バスについてはですね、南さつま市で実証実験したが、なかなか海であったために現実的には難しかったと。また、池田湖についてはそういう海ではないけど、採算面で難しいんじゃないかなろうかという答弁でしたが、そうであるならばですね、池田湖のすばらしさを観光客に堪能してもらうには、遊覧船でですね、ゆったり周回する方法もあると思われませんが、取り組む考えはないかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 遊覧船の導入につきましては、先ほども少し申し上げたんですけども、既存のモーターボート事業者と採算面というものから厳しいものと考えておりますけども、水辺を活用するというは、これまで、池田湖については風景を楽しむだけの受動的な観光でしたけれども、議員がおっしゃるように、そういう、今後は水辺、湖面を利用するとなれば、自らが体験を通じた能動的な観光というものができるとということで、今後、遊覧船も含めてですね、シーカヤックなどの常設、そういうところも含めた形で、新たな観光振興方策というものを検討していきたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 池田湖にはですね、市の方でしょうかね、いろいろ四季折々花を植栽されております。そして、本当にありがたいなと思うんですが、何にしても、観光客が非常に少ないと。そして、池田湖に1回行ったら、もう2回目は行かないよというようなことを聞きます。だから、それが1回行ってまた行こうよというふうになるようにですね、前向きな取組をお願いしたいと思います。今回の調査のときに気付いたことなんですが、新永吉の棚田を維持していくためにはですね、ちょうど、道路から棚田までは600mの距離がありました。行くときに落石があるんですよ。オーナー制度の導入に前向きに取り組んでいただけたような答弁でしたが、そういうときにはですね、やっぱり落石防止についても、市の方でも前向きに取り組んでいただきたいなというふうに考えているところです。また、観音崎から指商までの景勝松については、カズラ等については早急に対処していただけたという答弁をいただきましたので、本当にありがたいなあと考えておりますが、参与の答弁でもありま



したように、あそこは崖地が本当に高いです。どの業者がされるか分かりませんが、作業を依頼するときにはですね、崖地であるから、どうしてもそこ辺りの危険性はあるんだよということを承知していただきたいと。また、景勝松の管理には、本当、気配りをされていると言われておりましたので、是非、あのすばらしい、自然豊かな指宿の景観が失われることがないようにですね、お願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時04分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

東日本大震災、福島原発事故が起きて3年を過ぎました。復旧・復興もなかなか進まず、多くの方々がいまだに厳しい生活を強いられています。とりわけ、原発事故による被害と困難は終息、解決するどころか、地理的にも時間軸的にも、つまり、子や孫の世代というだけでなく、何十年も何百年も将来にわたって、被害は拡大し、再び帰れないところもあります。これは安全神話の下で原発を推進してきた当然と言えば当然の帰結であります。そもそも原発は技術的に未完成のものです。当時54基あった原発は、福島第1は廃炉、その他は全て停止した状態にあり、稼働中の原発はありません。日本全国、各地の原発で運転差し止めや廃炉等を求める訴訟が起き、5月の21日には、関西電力大飯原発の運転差し止めを求めた訴訟の判決が、福井地裁で言い渡されました。樋口英明裁判長は大飯原発の安全技術と設備は脆弱なものと認めざるを得ないとして、運転の差し止めを命じました。そのような中で、政府が再稼働の突破口としているのが、九州電力の川内原発です。ひとたび川内原発で事故が起きれば、風向きや気象条件などによっては指宿も直接の関わりをもってきます。市民の命と暮らしを守ることを第一の使命とする市長として、川内原発の再稼働に対しては無関心であってはならず、積極的反対を表明すべきだと思います。市長の答弁を求めます。

次に、憲法の遵守義務について伺います。憲法第99条に憲法尊重擁護義務が定められています。特別職公務員である市長は憲法第99条をどのように捉えているか伺います。誰よりも憲法を守るべき政治のトップである安倍首相はその憲法を変えることに躍起であります。つまり、第99条違反とも言えます。しかも、憲法を変えるに必要な手続き、憲法第96条に定められた国会の発議要件を緩めることも画策し、何が何でも自分の思うような憲法にしようとしています。安倍首相の憲法を変えようという眼目は何か。それは憲法第9条です。戦争をしない国から戦争ができる国にしよう、これが狙いです。そして、今度は憲法を変えるまで

もなく、解釈を変えることで集団的自衛権の行使、戦争をしない国から戦争をする国への転換を図ろうとしています。これらの安倍首相の策動に対して、96条の発議要件を緩和すべきでないとの改憲論者を含めて批判が起きています。また、政府が勝手に解釈を変えて9条を事実上空文化することについては、自民党の歴代の首相経験者や幹部だった人からも批判が起きています。市に置き換えれば、市条例を変えずして市長の勝手な解釈変更で中身をねじ曲げるということに等しいです。懸命な豊留市長はそのようなことはしないと思います。これまで、自民党自身が現憲法の下では集団的自衛権を否定してきたにも関わらず、解釈を変えることによって集団的自衛権を可能とするような安倍首相の解釈改憲の動きに対して、市長の所見を伺います。

このことは憲法の遵守義務を持つ特別職公務員としての政治姿勢に関わることでありますので、伺うところであります。

次に、子育て支援についてであります。先般、文教厚生委員会で行政視察に行ってきたところですが、その一つとして、北広島市の地域子育て支援センターを視察、調査してまいりました。いろいろな事業を行っておりましたが、私が感じたのは、センターを置くということは、ただ建物があるということではなく、子育て支援を重要な施策の一つとして位置付けている証だということです。一昨年には、兵庫県の相生市に子育て応援都市の取組について調査に行きましたが、子育て応援都市を宣言し具体的施策も数多くやっていました。北広島市の場合も子育て支援を市の重要施策として取り組むということ、旗幟鮮明にしておりました。そこでまず、伺いますが、相生市や北広島市のように、子育て支援、あるいは応援都市を宣言し、また、子育て支援センターを設置する考えはないかどうか伺います。

次に、子育て支援の具体策についてですが、相生市では子育て応援施策として出産祝い金支給事業、子育て応援券交付事業、子供医療費助成の拡大、市立幼稚園給食の実施、幼稚園・小学校・中学校の給食費無料化事業、保育料軽減事業、新婚世帯家賃補助金交付事業、転入者住宅取得奨励金交付事業、若者定住促進奨励金制度など、いろいろな事業を総合的に行っております。また、北広島市では地域子育て支援センターを設置して、子育て中の保護者を支援し、親子の触れ合いの場として、親同士の子育ての情報交換の場を提供し、いろいろな事業に取り組んでいます。そこで伺いますが、子育て支援、あるいは応援の事業として、どのようなことが考えられるか伺います。どのようなことを考えるかであって、現在、やっているものだけを尋ねるということではありませんので、答弁をよろしく申し上げます。また、現在やっているものについては、改善・充実を、やってないものについては事業導入についてはどのように考えているかも含めて伺います。

次に、指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業についてであります。広報いぶすきの5月号に指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が平成26年度から10か年事業として始まることとして記事になっています。砂浜を取り戻したいという市民の思いがあるもとの、市としても民間の

団体としても、国の直轄事業としての整備を求め、それがかなった形であります。しかし、私は手放しで推進というのではなく、確認しなければならないことや、事業を進めるにしても検討すべきこと、クリアしなければならないことがあると思うのです。例えば、砂浜がなくなったのはどこに原因があるのか。正しく捉え、根本に迫る解明をしなければ、海岸整備をしても、結局はまた、砂浜を失うということになりかねません。また、整備後のメンテナンスの必要性はどうか、それは誰が行うのか。国の直轄事業と言えども、地元負担はどうか。関連する市の責任でなすべき事業が発生した場合に、その必要経費はどうか、総合的に視野に入れておくべきだと思います。そこで市長に伺います。まず、砂浜がなくなった主な原因は何だと市長は考えるのか伺います。

次に、整備後のメンテナンスはどうか。何年に1度とか、手を入れることが最初から想定されているのかどうか、それはどこの責任で行うのか、国か県か市か、その際の費用負担はどのようになるのかなどについて、伺います。

最後に、国の直轄事業とはいえ、県負担、市負担など、地元負担はどうか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 福島原発事故の事故後の脱原発を求める声の高まりを受けて、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーを推進し原発依存度の低減を図りつつありますけれども、一方で夏や冬の電力消費、ピーク時には依然としてエネルギーの安定的な供給には一抹の不安があるところでございます。そのような中、原子力発電所の再稼働については、安全性が尊重されるべきものでありますので、国のエネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めれば、その判断を受けて許可がなされるものであろうかと思いません。安全性の確保が何より大前提であり、再稼働にあたっては、国が安全性を十分保証すべきものと思っております。今後の、国・県及び立地市である薩摩川内市の動向を見守ってまいりたいと思っております。

次に、憲法の遵守義務等についてでございます。憲法は国の最高法規であります。第99条に憲法尊重擁護の義務の規定が定められていることから、公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負っているものであります。そういう意味から、私もこの99条については、この憲法尊重擁護の義務は課せられているものと思っております。

次に、我が国の憲法は成文憲法でございます。立憲主義でございます。そのような中で解釈改憲はその時代に即した条文の解釈を行うという手法であり、国で現在、様々な論議がなされているところであります。私としてはその経緯を見守っていきたくて考えております。

条例と憲法の件についてございました。条例については、論点を整備し検討を行い、標準的な事象を想定して立案し、議会に対して説明を行い、議決を得て市民に交付をしております。条例は標準的な事象を想定しているわけでありますから、事実が千差万別である以上、その事実を機械的にそのまま当てはめることができるとは思ってはおりません。その条例の

解釈がその時々で必要だろうと思います。条例を正しく適応し、その条例の本来の目的を達成するためには、条例が正しく解釈される必要があることから、立案の意味を十分に理解し、的確に判断し、受益者に対し合理性のあるものとなることが重要であろうかと思っております。

次に、指宿港海岸でございます。指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業の本年度からの着手決定につきましては、関係各位の一方ならぬご尽力の賜物であり、特に平成21年度、観光・経済・水産各団体関係者や沿岸住民により設立された指宿港海岸保全推進協議会のこれまでのたゆまぬ粘り強い活動が、県や国に高く評価された成果であると、心から感謝申し上げます。近年、指宿の海岸に限らず、全国の海岸で砂浜の減少が現れている状況であります。砂浜減少の主な原因としては、一般的にはダムや川の護岸工事によって、河川からの土砂の供給が減少したことが原因であると言われております。指宿港海岸は、かつては浜競馬が開催されるなど豊かな砂浜を有しておりました。これは、この地域に流入する二反田川や逆瀬川、丹波川などからの長年にわたる流下土砂の堆積等により形成されたとされております。昭和26年、海岸を含め甚大な被害をもたらしたルース台風以降、海岸堤防の築造や河川改修工事が進められたことにより、川から海に流れ込む砂の量が極端に減少してきたことや、その後の度重なる台風、季節風時の高波により、徐々に砂浜の浸食が進行したのではないかと考えているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部課長等が答弁させていただきます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子育て支援施策につきまして、3項目に分けてご質問をいただきました。順次、答弁をさせていただきます。

まず、子育て支援都市宣言を行う考えはないかというご質問でございます。子育て支援都市宣言につきましては、兵庫県の相生市など、全国の幾つかの自治体で少子化対策等のため、宣言を行っていることは承知をしているところでございます。また、子育て支援の施策は少子高齢化が進む中、本市にとっても非常に大切なことだと認識をいたしております。本市におきましては、現在、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づく事業を推進しているところでございます。子育て支援都市宣言につきましては、子育て支援の施策として、様々な事業がありますので、どれぐらいの事業費が伴うのかを試算し、財政の裏付けを確保した上で、検討していく必要があると思っております。

次に、地域子育て支援センターにつきましてのご質問でございます。地域子育て支援センターにつきましては、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子育ての環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において、子育て家庭の育児支援を図ることを目的とする施設でございます。本市におきましても、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援するため、市内2か所の保育園において、地域子育て

て支援センターを設置しているところでございます。指宿地域にありましては乗船寺保育園で、山川・開聞地域にありましては開聞保育園で事業を実施されているところであります。子育て家庭の交流の場を提供し、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て関連情報の提供等を行っており、多くの親子にご利用いただいているところでございます。

次に、子育て支援の具体策についてということで、どのようなことが考えられるかということでございます。本市における子育て支援の具体策については、保育事業をはじめ、放課後児童クラブや病後児保育事業、休日保育事業、地域子育てセンター事業など、子育て支援事業を展開しているところでございます。このようなことから、今後の子育て支援の具体策につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子育てができるまちづくりを目指し、引き続き総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、充実、改善についてはどのように考えているかということでございます。子供たちの夢を育み、健康で自ら成長できる環境づくりや、子供を安心して産み・育てる環境づくりは重要施策の一つとして、今までも取り組んできたところでございます。中でも、乳幼児等医療費助成制度につきましては、本市の財政状況を勘案しながら、子育て支援の一環として、対象児童を平成23年6月に就学前から小学校3年生まで引き上げております。また、市町村民税課税世帯の本人負担額を平成25年6月診療分から廃止し、小学校3年生までを完全無料化し、拡充を図ってきているところでございます。このほか、地域に暮らす人たちが安心して子供を産める環境を整備することは、行政の努めであるという観点から、本年4月より指宿医療センターに九州大学から産科医が派遣され、子供を安心して産める環境整備を図ったところであります。さらに、共働き家庭や母子・父子家庭の増加により、保育事業の充実も大きな課題となっております。このことから、平成26年度より障害のある児童が保育所へ入園する場合は、保育所の方に対して補助も実施してまいります。今後においても、若い世代が安心して出産や子育てができるよう、また、子供たちがすくすくと成長できるように、切れ目のない子育て支援の充実を努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○建設部参与（光行忠司）** 指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業について、整備後の管理責任や費用負担はどうなるかというご質問でございます。本海岸事業の整備は、国が行いますが、通常、完成後は県に引き渡され、県が海岸管理者となります。したがって、整備後の管理責任は海岸管理者である鹿児島県となります。また、整備後の維持管理につきましては、他の海岸施設と同様、完成後に県と市の間で施設管理委託協定を結ぶことが想定されますが、現段階では施設整備等の実施計画がまだ定まっていないことから、費用負担等につきましては、定まっていないところでございます。また、何年後を想定されるかということでございますが、これも実施計画等、まだ、施設の配置、いろんなものがまだ決まっておられませんので、現段階では想定することが困難であるというふうに考えております。

続きまして、整備費に対する今回の海岸整備における直接・間接的なものを含めた地元負担金の見通しであります。国が直轄で整備する事業につきましては、国3分の2、県3分の1となっていることから、海岸保全施設整備に関する直接的な地元負担はございません。ただ、この海岸には市道が隣接しております。海岸整備に併せて市道や橋梁の改良等が必要となる場合や、海岸敷設、保全施設以外の事業、例えば、海岸の利用の観点から緑地などの整備がなされることとなりますと、本事業に付随する間接的な事業として市の負担が発生すると考えております。なお、これら施設整備の配置計画等につきましても、詳細が決まっておりませんので、現段階では市の財政支出がどのぐらいになるのか定まってないところでございます。以上です。

**○15番議員（前之園正和）** まず、原発のことについては、国・県、それから、地元である薩摩川内市の動向を見守るといふようなことでしたが、今の福島原発の事故を含めてですね、市長自身がどう見るのかということが大事だと思うんです。1回目で触れたように、風向き等によっては、指宿も直接の関わりを持つわけですね。薩摩川内市だけが地元と、地元と言うか、直接関わる自治体ということにはならないんです。そこで、原発は安全だという安全神話が崩れ去ったと、それを証明したのが福島第1原発の事故だったというふうに思うんですが、市長はその点、どのようにお考えですか。

**○市長（豊留悦男）** 原発事故の影響、特に川内原発については、今、様々なところ、特に県議会においても議論がなされているところでございます。公開の場で十分な説明をしていただき、理解を得ていく必要があるかと思っております。審査の終了後には薩摩川内市・いちき串木野市・阿久根市・日置市、それに、さつま町で審査結果などに関する住民説明会が行われるだろうと思っております。そういう意味で、今回の福島原発の事故を受けて、先ほど私が申し上げたのは、安全性の確保というものが大前提であると申し上げたわけでございます。国が安全性を十分に保証すべきだと。その上で、再稼働については、前提となることが保証できない以上は、再稼働というのは難しいのではないかと。原子力安全委員会による安全審査が進められておりますので、やはり、この審査結果というのが発表されるでありましょう。そして、それに対する住民の意見もございましょう。そういう様々な状況が明らかになった段階で、私としての見解は述べるのが適当ではないかと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 県が説明するとしても、最初3か所だったですかね、2か所だったですかね、それが5か所ぐらいに広がったということのようですが、1か所で開いても何人集まったのか、市民の幾らなのかという点では、ごく少ない人数です。そしてまた、その中の質問、例えば、自力で避難できない人たちについてはどうするのかと、病院にいる人、施設にいる人、自宅で寝たきりでいる人についての避難はどうするのかと言っても、そこについては手配ができていない。バスで逃げると言っても渋滞対策はどうなっているのか答えられない。私が知っている日置市に住んでいるある人は、自分のところが30km圏内だと。それ

で、あなたの避難場所はどこですよという案内が来た。それは近くの小学校の体育館だと。自分の家から800mしか離れてないって言うんですね。そういうことも含めて、避難の計画と言っても完全にできていないし、また、それを保証できるものではないというふうに思うんです。最終処分の方法も確定せず、汚染水の処理も上手くいってない福島の現状がありません。そしてまた、いまだに被害がどこまでなのかも分からない、何年後まで今の処理をしなきゃいけないのかも分からないというような状態。これが放射能特有の被害の内容です。そういう意味では、動向を見守るとか、そういうことではなくて、市長自身も安全が確保されるという前提が必要なんだということを言いましたが、市長は今の経緯からして、原発というのは安全が保障されるべき技術的到達点に達しているのかどうかと、そこをどう見るか、市長がどう見るかを伺っているんです。どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 大変悲しいことではございましたけれども、東京電力福島第1原発の事故後、様々な検証が行われているようでございます。たまたま、今朝のある新聞に、避難区域の線引き、そこに住む人々の暮らしを左右する、このことは非常に厳しい選択であり、また、難しいことが想定される。実は、これは当時、この福島第1原発の事故のとき、官房副長官として指揮を執っていた福山参議院議員の言葉であります。この報告書、調書が発表された。これらに学ぶべきであろうという観点から、私は、川内原発が稼働された場合に、何キロ圏内に影響があり、その結果どのような避難指示、そして、その場所の確保をどうするか、県や国との関連に指宿市も当然入ってくるのが予想されるでありましょう。その場合に、やはり、市長として、この福島原発に学び、今後、どのような形でこの計画がなされるかというのを見守りたいという意味で、先ほど答弁をさせていただきました。やはり、市に大きな影響があるとすれば、市としても、この川内原発に対する備え、安全確保というのは努めなければならないと思っていますところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 指宿は川内原発から70km、80kmになるんですかね。福島の場合を見ても、風向きによって同心円は描いておりません、方向によっては遠い距離まで影響が出ております。そういうことを考えれば、風向きが不運であれば指宿の方にはですね、到達する距離です。そしてまた、指宿の南側は海ですから、そこから先に逃げようとしても、場所はないんですね。そういうことを考えれば、正に、我が身のこととして考えなければならないだろうというふうに思うんです。それから、この安全が保証されることが前提だというふうにおっしゃいますけれども、そこは一見、そこで決着しそうなことなんです、川内原発のそもそもを考える必要があるんじゃないかと思うんです。川内原発の再稼働が一番手に上げられた大きな理由、それは大きな活断層がないということというふうにされております。再稼働を推進する側からは、継続的にモニタリングをすれば、いざというときには準備をすればいいということのようですが、気象庁の火山噴火予知連の藤井敏嗣会長でしょうか、東大の名誉教授をされているようですが、この方は川内原発の立地は認められないと断言して

おります。理由は、超巨大噴火に伴う火砕流が過去に川内原発の立地点を何度も襲っていると。超巨大噴火を予知することは今の火山学では無理だということだというふうにしております。また、川内原発の立地段階では、火山対策を審査の対象にしてなかったということは、最近の新聞報道でもなされております。川内原発の再稼働をするな。その立場こそ必要なのではないか。備えが必要と言いますけれども、備えではなくて、根本的になくすことが必要なんじゃないか。川内原発の再稼働をするな。その立場に立つべきだと思いますが、市長の答弁を重ねてお願いします。また、市長の言う備えというのは何なんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 川内原発の稼働に反対すべきかどうかの判断を、先ほど答弁いたしましたように、安全性の確保という、そのことで私は、今、申し上げているわけでございます。やはり、国民から信頼される新しい原子力規制体制と申しますか、それができた上で判断するという、それが即ち安全性の確保ということにほかならないであります。そういう意味で申し上げたわけでございます。火山関係についても、私も報道関係でよく承知しているところでありまして、いろいろな考えの方が様々な角度から、この安全性に関する意見・疑問を呈しているわけでございます。そういう中において、1自治体、つまり指宿の市長としてそれは反対だと、この議会の場で申し上げることは、今、できないところでございます。そういう意味で、今後の国や県の動向、そして、安全対策等について、どのような提言がなされ、そして、国として県として地元薩摩川内市として、どのような判断をするかということが、私の、その原発に対する判断の基準にさせていただくことになろうかと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 現時点で再稼働反対とは言えないと。ただ安全性の確保が必要なんじゃないかということのようですが、反対は言えないというのが、最終結論だと、現時点におけるですね、というふうに思います。ただ、その原発の技術というのが技術的に確立されていないというふうに私は思うんです。そしてまた、最終処分の方法も含めてですね、確立をしていない。よくトイレなき住宅というふうに言われますけど、最終処分のことが決まってないのに、どんどんどんどん発電をしていくという、そのことですね。この技術的な確立が私は達していないというふうに思うんですが、そのところを、市長は技術的な確立ができていくというふうに思うのかどうか、その点はどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** いわゆる原発に対する、具体的なそういう専門的な知識がない以上、そのことについて、確立されているされていないという判断は、私としては言えないところであります。

**○15番議員（前之園正和）** 今、福島の後処理がうまくいかないわけですね。そのこと自体が技術が確立していないということじゃないですか。漏水をどう防ぐかと。片方では研究しながら、あるいは中の作業をどうするか。ロボットをどういったものを作ればいいのかということをやっている、技術が追いついていないんじゃないですか。そしてまた、火山大国の中



で、メルトダウン、メルトスルーを現にしたわけですが、それを防ぐ方策がなかった。もう明らかじゃないですか。技術的に追いついてないということは。

**○市長（豊留悦男）** これまでも繰り返しましたように、技術的にまだ十分安全性の確保がなされてないという、そのことは専門的な見地から、知識から判断すべきものだと思っておりますので、私はその専門的な知識、そういうものがないので、今の段階では原子力規制委員会の動向を含め、国や県のいろいろな動きを見守りたいと申しているわけであります。私はここで、まだ安全性が確立されていない、こういう事故がある、こういう問題があるということは、私は確信をもって言えないという意味で申し上げているわけであります。例えば、今、議員がおっしゃるそのことについても、議員は詳しくこの問題については研究をなされ、知識があるかと思えます。もちろん、私が研究をし、いろいろ勉強していないわけではありませんけれども、確信を持ってそういうことが言えない。その中で私がこの原発再稼働は反対、その理由として様々なこういう問題、こういう問題があるという具体的な指摘ができない、そういうからには、いろんな場で、特に公的なこの議会の場で、私が反対と言うことは差し控えたいと、そう申しているわけであります。

**○15番議員（前之園正和）** 時間の関係がありますので、次に行きますが、安倍内閣が集団的自衛権の行使容認に執念を燃やしています。国会審議で積み上げてきた憲法解釈を1内閣が勝手に破壊する暴挙です。これを許せば時の政府が権力を持つ、持ったときの政府、権力を持った者が事実上憲法をゆがめるということができるということになります。今、各地の弁護士会や学者・宗教者・劇作家・映画・演劇人、その他多くの人たちが立憲主義及び徹底した恒久平和主義に反するものとして、反対という、あるいは決議などをしております。市においては憲法などその上位法はありますが、市独自に決められるのは市条例になりますが、議会や歴代の執行部が市条例の内容解釈を確定してきたものを、市長が替われば勝手に解釈を変えられるということはある得ないわけです。そういう意味で、解釈改憲、それも一定の目的を持って、その解釈をするためにということなんです、いわゆる集団的自衛権を可能にするという方向に変えるということが目的であって、その言い訳として解釈を変えるんだということなんです。そういう手法はですね、政治家の一員としてあってはならないものだと批判すべきものだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 私の政治姿勢についての憲法の解釈を含め、川内原発もご質問をいただいているわけであります。目下、国民の関心事として国でいろいろ、国会で論議されている問題でもございます。やはり、集団的自衛権・個別的自衛権を含めて、国でどのような方向に行くのか、閣議決定の内容も提示されているようでございますので、それ等をよく熟読し考えながら、私の判断はすべきだろうと思っておりますので、この場で憲法解釈を含めた、この今回の集団的自衛権の件について、私の見解を述べる、その段階まで私は至っております。

**○15番議員（前之園正和）** 法体系として憲法をどうするかということですので、国の動向を見守るとか、経緯を見守るとか、そういうことではないと思うんです。政治家の一人として、これはこうだと明確にすべきだと、私はいうことだけを申し上げておきたいと思いません。

次に、子育て支援についてですが、先ほど答弁の中で、部長の方からだったのでしょうか、子育て支援宣言都市をしたらどうかということについて、財政的な裏付け、その他試算などをしてから、宣言するかどうかを検討する的な発言だったと思うんですが、私は逆だというふうに思うんですね。財政的な裏付けがあるから宣言をするのではなくて、子育て支援都市としての宣言をして、まず、これは大事なものだというふうに旗を掲げて、その上で何をするかという段階で、例えば、財源的にはどうするかという研究に入ってくるんじゃないか。あちらはできるけどこちらはできないとかいうこともあるでしょう。それは、財政があって宣言をするのではなくて、宣言をすることで旗を明確にしてから、後は財政の検討は当然必要ですから、その中でやっていくということで、順番が逆なんじゃないか。まず、宣言を掲げて、旗を明確にすべきではないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 宣言をすることで、指宿市が子育て支援まちづくりであるというイメージが定着し、それに沿った事業を展開していくことで、子育て世代の定住促進、そして、少子化対策につながる可能性があることは理解できるところでございます。しかしながら、子育て支援の施策として、様々な事業がありますので、まずはどのぐらいの事業費を伴うのかを試算しまして、財政の裏付けを確保した上で検討していく必要があるという具合に考えております。

**○15番議員（前之園正和）** ということは、宣言こそするとは言えないものの、どういったことができるのかの検討はするということふうにも聞こえるんですが、そういうことでよろしいんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 相生市辺りの子育て支援の事業の中を見てみますと、大変すばらしい事業の中身だという具合に考えております。まずは、子育て支援事業も様々な事業があると思っております。それについて、指宿の子育て地域支援行動計画を総合的に推進しながら、検討していきたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 1回目の質問の中で若干紹介しましたが、相生市はですね、いろいろな事業を行っております。定住者促進事業というような、いわゆるその文教的なものだけではなくてですね、そういったものともやっております。今、相生市についてはすばらしいという評価も述べられたんですが、全てを一気にしようということとはですね、必ずしも簡単なことではないだろうというふうに思うんです。ですから、例えば、相生市の中でやっている事業の中でも、できるもの、できないもの、ちょっと研究してみたいもの、いろいろあるかと思うんですが、そういう点では行政としてもですね、相生市の例を調査・研究し

て、その上でできるもの、できないもの精査していくということぐらいの覚悟が必要なんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 先ほども答弁させていただきましたが、議員おっしゃるとおり、この相生市の子育て支援に関する11の事業を見てみますと、しっかりした子育て支援をやっているものと理解をしているところであります。そういう面で、指宿市におきましても、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づく事業を推進しているところでございますので、相生市の子育て支援計画も研究しながら、今後、総合的に研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 是非ですね、研究していただきたいというふうに思うんですね。例えば、子供医療費の問題でも、中学校卒業までできないかというふうに、今、要求しているわけですが、若干その後の経緯で数値は変わっていると思うんですが、途中、伺ったときに、現在の小学3年生を6年生までするのに1,200万かかると。中学3年生まですれば1,200万、更にかかるという答弁が途中でありました。試算ですから、若干額はその後変わると思うんですが、考え方は小学4・5・6の3か年と中学校の1・2・3、3か年、1,200万ということで、同額に指宿の場合見込むんですね。ところが実際には、中学校になると小学生よりもそう病院にはかからないのではないかということのを考慮に入れば、見積もりとしては中学校3年生の方がいらんんじゃないかなという気もするんですよ。その辺が、例えば、どうなっているのかということも含めてですね、研究も更にする必要があるのではないかというふうに思います。相生市についてですね、研究の一つとしてやりたいということですので、是非、そうしてほしいというふうに思うんです。

それから、子供医療費のことで言えばですね、私は今回文教で視察先を調べる際にちょっと見たところで、実際は行程の関係があって行けなかったんですが、南富良野町というのがありまして、北海道ですね、ここでは子供医療費の助成について、どうなっているのかということですが、対象は0歳から22歳に達する以後の最初の3月31日までということ、乳幼児から大学生・各種専門学校、22歳になっても学校に行つてなきゃだめよということのようなんですが、0歳から22歳までの大学・各種専門学校となっております。そして、保護者の住所が町内にあれば、その子供は進学のために町外に住所を移しても助成対象となっております。子育て支援を強めていくことがまちの活性化にもつながるというふうに思います。鹿児島県内見ましても高校卒業までを対象にすることを視野にしているところもあり、現に中学校卒業までというところもたくさんあります。そういう点で、とりわけですね、子供医療費については中学校卒業までというのは、少し前に小学校3年生までただけだということではなくてですね、県内でも、もう、取り残されてる部類に入ってますので、真っ先にすべきこととして位置付ける必要があるんじゃないかと思うんですが、市長、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 相生市の子育て応援都市宣言という文面を読ませていただきました。その

中で11の鍵があるようでした。今、議員ご指摘の医療費助成事業、所得制限を設けながらも、中学3年生までの医療費について、様々な方策・施策を練っているようでもあります。この相生市の子育て宣言というのは、名前を変えれば指宿市も同じだろうと思っております。例えば、子供は次世代を担うかけがいのない存在であり、子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たちの願いです。これは指宿市もそのとおりであります。子供を産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てることは、私たちの使命です。私たちというのは、私を含めて議員の皆様もそうでございます。私たち相生市民は、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭・地域・学校・行政、みんなが手を携え地域全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに子育て応援都市を宣言します。これが相生市の宣言文でございます。まさしく指宿も、子育てを応援する都市として、この理念は生かされているものだと思います。議員がご指摘のとおり、医療費につきましても、段階を経てでございますけれども、子育てしやすい、そういう指宿市に取り組んでまいったところでございます。相生市の11のこの鍵という、これをもう少し、私どもにも勉強させていただき、本当に子育てしやすい指宿とするためには、どのような事業がなされるべきかというものについて、検討させていただきたいと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 是非、検討していただきたいと思うんです。名前はどうでもいいわけですが、ただですね、先ほど子育て支援宣言都市をすべきではないかというときに、財政的な裏付けも、試算してから検討というふうにおっしゃったわけですので、今の市長の、いや、名前こそ違うけどやっているんだということとは矛盾をするわけで、そのことだけ指摘しておきたいと思っております。

次に、もう1点だけ、この件では申し上げておきたいんですが、ファミリーサポートセンター、これも子育て支援の一つとして全国各地で設置されております。ここに厚生労働省のリーフレットがあるんですけども、これによれば、鹿児島県では鹿児島市・鹿屋市・出水市・西之表市・薩摩川内市・霧島市・始良市、ほかとなっております。厚生労働省がわざわざファミリーサポートセンターのご案内ということでリーフレットを作ってるということは、国自体がやはり、必要な事項だ、大事なことだとして認めているということではないでしょうか。保育園の送り迎え、病院に連れていかなきゃいけないけれども仕事ですぐに行けないということなど、非常に便利な制度だというふうに思うんですね。そういう点で、このファミリーサポートセンターというのを、指宿でも設置をして、若いお父さん・お母さんの要望に応えるべきではないかと思うんですが、このファミリーサポートセンターについてはいかがでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 新しい事業といたしましては、ファミリーサポートセンターの施設も考えられますが、子育てを地域で相互扶助する施設でございます。こういう観点から、子育て支援の重要な一つと考えておりますので、今後、ファミリーサポートセンターにつき

ましても、調査・研究をさせていただきたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 直轄事業の方に入りますが、国土交通省の資料によってもそうですが、昭和26年のルース台風によって海浜浸食・越波・浸水など甚大な被害を受けたと。その後、護岸や突堤等が整備されたが、砂の供給源がないことやその後の荒天時の高波により海岸浸食、海浜浸食が進行して、砂浜が消失したというふうになってるんです。しかし、思うんですが、確かにルース台風で摺ヶ浜方面の海岸の松林が消失したと。そして、あるいはまた、砂の供給源がないということは、言ってみれば台風自体は後も先もですね、それなりのものが来ているわけですから、そう変わった状態ではない。というのは、ルース台風が過ぎてから10数年、昭和40年代の半ば頃までは砂浜は残ってたし、浜競馬も恐らく40年前半頃まであったんじゃないかというわけですから、ルース台風と流入する土砂がないということだけでは解決できないんじゃないかというふうに思うんですけど、その点は、ほかに考えられる原因というのは、ないでしょうか。

**○建設部参与（光行忠司）** 砂浜のなくなった原因についてということで、ルース台風以外でそういった要因があるんじゃないかということでございますが、まず、砂浜が形成される要因と言いますのは、先ほどから申しますとおり、山からの供給というのが主な要因でございます。海岸が浸食される要因というのは、波、あるいは季節風等による波若しくは潮流等によって、砂が運ばれて浸食してしまうというのが、一般的に考えられる原因でございます。これらが、ルース台風以前までは上手く供給と需要のバランスと言いますか、これがきっちり取れていたと。少なくなった分については川からの供給があったと。しかし、ルース台風でゴッソリと砂浜が消失してしまったということからですね、ある種のそのパワーバランスが崩れたんじゃないかなというふうに考えているところでございます。ですので、供給がなくなれば砂浜のそのパワーバランスが崩れたままですので、徐々に徐々に台風等によって、浸食が進んでいったものというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** この問題はですね、どこからどう聞いても、砂を、海砂を採ったことに一因があるんじゃないかということは、全く出てこないんですよ。海砂採取等については、鹿児島県公共事業等骨材調達協議会というのが、骨材調達に対する見通しについてということを出すようになってる。つまり、今年度は公共事業・民間事業併せてこれぐらいあると。砂がどれぐらいいるということを提言する形で、いわゆる要求をし、それを、形は審議会などありますけども、丸ごとそのまま認めてきたというのが現状だと思うんですね。そういう中に今もあるわけですよ。砂を幾ら採ってきたのかということを見ればですね、供給はなくても、そのマイナス部分がなければいいわけですけど、そのマイナス部分の大きな部分として、海砂を採ってきたということも大きな影響だというふうに私は思うんですけど、この件はですね、何代か前の市長に対しても、海砂を採ることが砂浜の減少につながるんじゃないかというふうに言ったら、全く関係ないということ、その当時の市長は

言ってきたんですけども、豊留市長は海砂採取についての因果関係はないというふうに思いますか。

**○建設部参与（光行忠司）** 砂浜の減少と海砂採取の因果関係について問題ないのかということですが、海岸の砂浜の浸食は先ほど申しましたように、川から海へ流れ込む砂の極端な減少、海岸の設置された構造物などによる沿岸方向の砂移動の阻害など、様々な要因が組み合わさってですね、起こっているものと考えられます。また、海底の砂は波などの力による海水の運動で移動しますが、波の力は水深が深くなるほど小さくなるため、一定の深さより深いところの海底の砂は動かないとされておりまして。このようなことから、海砂採取と海岸の砂浜の減少の因果関係についてはないものとされているところがございます。以上です。

**○15番議員（前之園正和）** 今までもそういうふうに影響はないというふうに言ってきたんですが、同じことだということだけをお聞きして、私は因果関係があるのではないかと思うという、そのことだけを言っときます。

それから、整備後のメンテナンスについては、港湾法で港湾管理者となるのは地方公共団体ということで、国を排除していますから、幾つかのケースがあるようですけども、この場合は県が単独で港湾管理者になるということのようです。それにしても、何かしら整備後のですね、管理責任や費用負担についてはどうなんだと言っても、確定をしてないと、決まてないということなんですね。それから、整備費に対する地元負担、これは国が3分の2、県が3分の1、市はないということなんですけど、関連する事業など、例えば、海岸道路とかですね、出てくれば、付随する工事は出てくるというふうに思うんです。ですから、メンテナンスにしてもその後の付帯する直接・間接の経費にしても、確定をしてない、試算をしてないということであればですよ、その部分について言えば、幾らかかるかも分からんけども推進と、それではちょっとどうかなというふうに思うんです。そういうふうに未確定部分が、財政的にも必要経費の点で未確定部分があるにも関わらず、それいけということでもいいのかどうかと、ちょっと疑問を持つんですけど、その点はどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 指宿港海岸の保全整備事業については、本年度、国の新規事業として採択をされました。これは全国数十か所だったでしょうか、手を上げた中の新規事業は僅か指宿だけでございました。先ほど言いましたように、市民をはじめ、議会の皆様のご支援、そして、推進に対するご理解に感謝を申し上げますというのはそういうことでございます。今、始まった段階で、今後のことについて懸念を抱くのは当然でありましょうけど、やはり、この事業の推進にあたっては、特にこの議会における議員の皆様方のお力なしでは、この事業はできないわけでございます。今後、様々な財政的な負担というものが見込まれるとすれば、その事業規模、事業の在り方について変わってまいりましょうけれども、その時々に応じて、負担の在り方、そして、事業の在り方については皆さんとご相談し議会の承認も得な

ければなりません。ただ、海岸の保全整備事業は国直轄として、今のところ県が40億、国が80億、120億という巨額を投じての生活の安全、あの海岸の後ろが指宿で一番の市街地であります。そこに災害が起きないように、安心して暮らせるようにという事業でございますので、このことについては、特に議員の皆様方にはご理解をいただき、一緒になって推進をしていただきたいというのが、私の思いでございます。背後地につきましては、観光地としてふさわしい背後地にしたい、安全な道路を造りたい、そのときにどのような形で造っていくのか、その後のランニングコスト、つまり、整備関係における市の持ち分、そして、いわゆるメンテナンスの仕方については、また、議会にご相談し承認をいただく予定でございます。現段階においては、是非、指宿市議会として、一緒になって推進しているという、そういう方向性だけは確認し、認めていただきたいと。そうでないと、今後、国や県へのお願いというのは、非常に難しい場面があることも予想されます。そういう意味で今日は、是非、この海岸整備事業について貴重な質問をいただきましたので、この海岸整備についての基本的な方向については、市民と議会と私どもと一緒に推進していただけたらと、そういうお願いを兼ねた私の回答でございます。

**○15番議員（前之園正和）** 1点、確認だけをしておきたいと思うんですが、とにかく整備後のメンテナンスについては、管理が直接は県ということでしたが、それにしても、管理責任の一部が市に派生しないのか、あるいは、それに伴う費用負担はどうなるのか、そしてまた、整備費そのものに対する地元負担は、国3分の2、県が3分の1ということでしたが、それに付随する工事が出た場合にどれぐらいかかるのか等については、現時点では確定してないということで、というふうに承ってるんですが、それでいいかどうか確認したいのが一つ。

もう一つは、国で行う直轄事業であるならば、全て国の責任で行うべきだというふうに私は思うんです。地元負担金は市はない、県が3分の1ということでしたが、やはり、その何らかの形でですね、地元負担を求めるという…

**○議長（新宮領進）** 簡潔に願います。

**○15番議員（前之園正和）** はい。地元負担を求めるということではなくて、地元負担金の廃止を国に求めるということも必要ではないかというふうに思うんですが、先ほどの確認とこの問題についてお答え願います。

**○議長（新宮領進）** 答弁も併せて簡潔に。

**○建設部参与（光行忠司）** 先ほど申されました負担金等につきましては、間違いなく国が3分の2、県が3分の1となります。それから、今後にかかる維持管理等に関しましても、これからなるべく市の負担が少なくなるようにですね、国や県に対して要望等を申し上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○15番議員（前之園正和）** 地元負担金の廃止を求める気はないかと言ってるんですよ。

**○議長（新宮領進）** 時間がきてますから。

○15番議員（前之園正和） いや、答弁がないんです。

○議長（新宮領進） 答弁はいただきました。

○建設部参与（光行忠司） 地元負担金を廃止する気はないかということですが、これに関しましてはですね、いろんな事情等もございますので、そういった要望については、今後、検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時14分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） 今、熱い戦いがブラジルで開催されています。サッカーワールドカップ出場の日本代表が、大会前、国内キャンプ地として指宿を選んでくれたことで、サッカー一の全国の友人からは、指宿はすごいね、練習の見学はできるのか等々の問い合わせがありました。そのことに誇りを持つとともに、キャンプ地として施設を整えている企業に対して、心から感謝するものです。

では、通告に従いまして、順次お聞きしていきます。

まず、開聞地域の振興について。開聞山麓一帯の交流人口を増やすことにつきますと思っております。その目的で旧開聞町時代からかいもん山麓ふれあい公園一帯で多種多様な形での事業展開が行われているものと思っております。実は、福岡の登山仲間からログハウス利用についての問い合わせがあったので、施設整備の下見に行きました。幾つかのログハウス建物は風呂場などリニューアルの必要性を感じてまいりました。施設のそれぞれが補助事業の所管が別々な省庁であったり、さらに、目的、導入時期も違うわけですが、生活様式の変化を考え、利用者のニーズに合った施設としてのリニューアルについて検討したことはあるか、お聞きいたします。

次に、限界集落についてお聞きいたします。民間組織の日本創成会議が発表した我が国の人口減少について、2010年の人口統計によれば、1億2,806万人が、2050年には約8,600万人に、また、自治体の数においては、2040年には現在の約1,800ある自治体の896が人口減によって消滅の危機にあるとの予測を出しました。それを受けて、政府は2060年に人口1億人維持を中長期国家目標とした少子化対応を予算の面で取るとの発表がございました。それはそれとして、本市においては、集落自治について考える必要があるのではないのでしょうか。県の平成19年10月1日を基準日とした集落の状況調査の内容が平成20年4月に公表され、指宿市は、平成20年4月末時点で、185集落のうち14集落が限界集落になっており、20年6月議会の答弁で、予測として25年には16集落になると述べていましたが、25年9月議会では、184集落のうち20集落になっているとの答弁でございました。このように予測を上回る勢いで人の動



きは時代とともに変化しております。限界集落とは、一般的に65歳以上の高齢者が人口比率で住民の5割を超えた集落で、生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまう集落とされておりますが、まず、市内では限界集落は幾つあるのか。また、限界集落で構成人数の最も少ない人数と最も多い人数、そして、私たちが住む地域の中には70歳になると老人会への加入や公民館の役員、会費の免除の基準を定めている地域もあります。そこで、70歳以上の方が5割以上を占める集落は幾つあるのか。

そして、安倍政権は日本の農業をどのようにして守るか、全力を傾注し交渉を行っております。環太平洋戦略的経済連携協定、TPPについてお聞きします。今、TPP交渉の参加国相互において、条約内容の調整を図っている中、とりわけアメリカと我が国の間での調整、早期決着を目指していますが、農業分野において、豚肉関係の輸入関税率が障壁になっているかに伝え聞いているところですが、これらの動きが地元に与える影響を考えるにあたり、まず、鹿児島県内、そして、指宿市内における園芸、畜産販売高と併せて、JAの取扱高と民間商系の取扱高の割合をお聞きしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 開聞地域の振興、つまり、かいもん山麓ふれあい公園のことについてのご質問でございます。平成24年11月から12月にかけて、ふれあい公園の現状把握や今後の施設の在り方等について、意見等を集約するために、かいもん山麓ふれあい公園に関する市民アンケートを実施したところでございます。その結果、回答者全体のうち、70数%の方が、施設の満足度については概ね肯定的な意見を持っていたことが判明しております。また、かいもん山麓ふれあい公園の今後の方向性について、有識者からなる検討委員会を開催し、施設の改善等についても検討をしてきたところであります。生活様式の変化、そして、利用者の思いに応えるために、施設の老朽化により一部に不具合が発生している、そのところについては、その都度修繕等を施しながら運営を行っておりますが、今後も時代や利用者のニーズに合った施設等の改修をしてまいりたいと思っております。

次に、TPP問題についてのご質問でございます。JA系統と民間系統の取扱高についてでございます。数値が把握できているところで申し上げます。平成24年度の県内の農業産出高は耕種部門で1,613億円、畜産部門では2,347億円で、合計で3,960億円となっているところでございます。このうち、農協系統の取扱額が耕種部門で653億円、畜産部門では1,097億円となっているようであります。また、本市全体の平成25年度の農業生産額は、耕種部門で約153億円、畜産部門で約118億円となっており、このうち農協系統の取扱高は、耕種部門で約49億円、畜産部門で約66億円でございますので、割合からいたしますと、耕種部門が32.5%、畜産部門で56.4%と推計されているところでございます。

**○市民生活部長（大久保正一）** 限界集落の現状について、どのようになっているかというご質問ですが、いわゆる限界集落とは一般的に65歳以上の高齢者が人口比率で住民の5割を超えた集落で、生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまう集落

とされております。平成26年5月末現在、市内に65歳以上の高齢者の占める割合が5割を超える集落は23集落で、その内訳としましては、指宿地域が9集落、山川地域が12集落、開聞地域が2集落となっております。このうち、構成人員が最も少ない集落は18人で9世帯、最も多い集落は211人で111世帯となっております。また、これらのうち、70歳以上の占める割合が5割以上の集落は9集落で、その内訳は、指宿地域6集落、山川地域3集落となっているところ  
です。以上です。

**○13番議員（前原六則）** かいもん山麓ふれあい公園にあるログハウスは地元出身の方々が里帰り、宿泊施設としても利用していると聞いております。そこで、管理棟がございますね。あの2階が調理場も含めて広いスペースとなっておりますが、どのような目的のエリアだったか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 中央管理棟の2階につきましては、平成4年の開設当初はふれあい公園の一般利用客の休憩場所などのフリースペースとして提供してございましたけれども、平成6年から利用客の利便性を図るため、宿泊客や日帰り客へ食事の提供を行ってきたところでございます。しかしながら、平成11年に隣接しているところに、そばの館がオープンしたことから、施設の経営改善と合理化を図るために、営業を中止しているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 次に、隣接しているテニスコート、また、アリーナ、総合グラウンド、弓道場等、多くのスポーツ施設との連携についてですが、周囲の自然な地形などを利用した体力作りの環境は最適なものがあると思うわけですが、年間を通じてスポーツ合宿の利用者状況と内容について、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 平成25年度の開聞地域内にある7体育施設の利用実績は、利用件数といたしまして2,705件、利用人員で5万9,800人となっております。そのうち、合宿として利用した団体は開聞総合体育館のみで、8団体で延べ530人です。この中でふれあい公園のログハウスに宿泊した団体は4団体で延べ330人でございました。内訳は、県外3団体、鹿児島市内4団体、指宿市内1団体となっており、競技種目別ではバスケットボール、バドミントン、バレーボールというふうになっているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 先ほど、管理棟の2階、これは平成6年、日帰り客を対象とした食事を提供する場所として活用していたというようなことでした。スポーツ合宿の利用者がいるようで、また、同じように地元の里帰りをはじめとして、ログハウス利用者への食事提供場所として、山小屋のロッジ風である管理棟の2階を生かすことはできないのかどうか。食事を作ることで地元の食堂を営む方々に依頼したら、地域の仕事も増え、宿泊者等の利便性も向上し、交流人口も増えるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 中央管理棟の2階につきましては、先ほども申しあげましたとおり、平成11年、そばの館ができたことにより、調理施設を撤去したことにより、現在、食事

提供できる設備と機能がない状況になっております。ログハウス内においては、食事を作れる炊事場が整備されておりますので、自炊を希望される利用客につきましては、食材を購入できる地元商店を、また、外食を希望される利用客につきましては、唐船峡そうめん流しや地元の飲食店を紹介している状況でございます。なお、スポーツ合宿にあつては自炊活動も合宿目的の一つとなっていることから、同様に食材調達について、地元の食料品店を紹介するとともに、お昼のお弁当については地元の弁当屋さんを紹介しております。このように地元業者や地元の食材を利用してもらうことによりまして、地域の活性化を図っているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 答弁を聞きますと、季節的な利用者であるキャンプ者や合宿に来ていらっしゃる方々のことを考えていらっしゃるのではないのでしょうか。私は朝食を必要とする地元のですね、里帰りの方々や登山者の宿泊の方々、朝食提供を必要とする方々が多いと思うんですが、そばの館の営業の話が出てまいりまいたけれども、そばの館の営業時間というのは、午前10時から4時頃までですかね、3時頃までですか、この時間帯になっていると思うんです。そういうことを考え併せれば、朝食提供の今後の在り方をですね、是非、考えていただきたいと思えます。

さて、開聞山麓一帯の施設を観光施設と見るか、地域のレジャー施設と見るかで総合的に施設の運営戦略が変わってくると同時に、収益事業として、市役所における施設全体の運営組織に配属が変わってくるものと思うんですが、このことについて、どのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** ふれあい公園敷地内には誰もが自由に出入りでき、公園中央部の芝生広場は飲食をするなど、憩いの場として利用していただいております。レクリエーション広場には長年、地元の夏祭りの会場として、また、地元住民がグラウンドゴルフやゲートボールを楽しむ憩いの場、健康づくりの場として利用されております。このほか、愉徒里館ではミニバレー・バドミントン・卓球などのスポーツをはじめ、カラオケ施設も整備されており、地元住民の福利厚生施設的な面も併せ持っております。一方、ふれあい公園は、開聞岳登山口としての重要な観光拠点であり、その周りには地産地消をうたったそばの館、パターゴルフ場、子供向けのゴーカート、宿泊施設のログハウス、キャンプ場など、観光客を対象とした施設も整備されていることから、ふれあい公園全体といたしましては、観光課が所管することが適切であると考えているところであります。

**○13番議員（前原六則）** 今、答弁の中でありました、レクリエーション広場でございますけれども、これ有料で使用については、対価を払って思うんですけど、やはり、話にも出ました地元の住民がグラウンドゴルフとかゲートボールを楽しむ憩いの場ということであればですね、健康づくりの一環として、この辺りの料金徴収についてはですね、また、検討していただきたいというふうに考えているわけでございます。

次に、新規事業についての考え方についてお聞きします。施設の日常的利用者を増やすための方策として、鹿児島市から誘客を目的に、JA南さつま側、吹上海浜公園横の温泉施設や宿泊施設の一角で展開しているらっきょう栽培貸し農園を参考にして、ふれあい公園の果樹園としていた畑を、観光農園とか、以前バイクモトクロス愛好家が利用していたオフロード等の再設置はできないものかどうか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 合併前の旧開聞町時代に、オーナー制の貸出農園事業を実施したことがありましたけれども、PRを含めて上手く活用されなかった経緯がございます。観光果樹園につきましては、現在、キンカンや小ミカンなどを植栽しておりますけれども、一般の利用客に開放するのではなくて、職員が直接収穫を行って、そのものを管理棟で販売している実態でございます。また、果樹園を観光農園として活用できないかという点につきましては、近年、鹿児島市の喜入一倉に農作業等が体験できる大規模な施設として、グリーンファームをオープンしておりますので、少し難しいのではないかなというふうに考えております。そのために、利用実績を増やす方策といたしましては、季節ごとのキャンペーンとか、月例パターゴルフ大会の開催、観光雑誌への掲載、そばの館でのそば打ち体験を行ういぶすき大好き体験事業などを積極的に進めていきたいと考えております。

そしてまた、合併前にオフロード、マウンテンバイクとかそういうな大会がありましたけれども、そういうことを参考にしながら、モトクロスバイクのオフロードコースの設置についてというご質問でございましたけれども、確かに、公園の開設時にはふれあい公園周辺の民間の土地も借用しまして、マウンテンバイクやオールドカーフェスタの中でのバイクトライアル大会などが開催されていた経緯がございます。いずれも実行委員会組織の主催であったことから、大会運営の在り方などの見直しが行われ、現在では開催されていないというような状況になっています。これまで、施設の新たな活用につきましては、昨年、平成25年度でございますけれども、かいもん山麓ふれあい公園検討委員会において、様々な意見が出されているところでございます。ふれあい公園の利用促進策としましては、オフロードコースという、これまでにない新たな視点でありがたいご提案でございますけれども、モトクロスバイクのオフロードコース設置となりますと、専門的な見地や新たなコース用の土地の購入なども必要となってくるとともに、土地の形状変更を伴うということで、あの土地が、地域が自然公園区域内ということから、オフロードコースの整備というものは、自然公園法の中では非常に難しいものというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** いろいろと答弁いただきましたけれども、いかに開聞山麓一帯のですね、多くの施設が有機的に結びつくことによって、利用者の満足度が高まり多くのリピーターが生まれるものと信じます。それによって、収益も生まれてくると信じております。そのためには、常に時代に合ったリニューアルが必要だと思いますので、財政課職員も是非、現場に出向き、現状を確認し、予算措置を考えていただくように要望いたしまして、次の限界

集落につきまして、更にお聞きいたします。

1回目の答弁で構成員の多い地域におきましては、さほど自治活動の妨げにならないものと思われまますので、少人数集落の活動状況についてお聞きいたします。集落形成として、少なくとも会費の徴収や総会、清掃活動等が行われていることだと思えます。少人数集落での活動の現状を把握しているか。把握しているとすればその現状はどうかお聞きいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 議員ご指摘のとおり、市内には小規模集落と言われるような集落があります。中でも世帯数が10世帯前後という集落もございます。市内の自治会を対象とした過去のアンケート調査、平成20年度、24年度では、小さな集落であっても住民の皆さんからの会費を元に、安全灯の維持管理や地域の環境保全活動等を行っているところもあるようです。また、地域によっては、公民館等を保有してないことから、総会時等には代表者のお宅が会場になるなど、地域のいろいろな親睦機能を果たしているところもあるようです。しかしながら、アンケート調査では高齢化の課題は数多く出されており、行事等に参加できる人が少なく、各種活動が困難になっているという回答も寄せられております。

**○13番議員（前原六則）** 今、答弁がございましたけれども、街灯などの作業、それから、集落としての維持に差し支えがないような捉え方だったみたいですが、現実には、私の知るところによれば、指宿市内において、小学校の子供世帯が1世帯あるところがございます。後は70歳以上がほとんどです。そういう集落において、以前は結構人数がいた集落であったそうですけれども、そこの子供たちが隣の集落、あるいは近辺の集落に移り住んで、元々の集落が先ほど言ったように70歳以上の方がほとんど、作業するのもままならないという集落で、集落解散というような形を取るというような動きがあるようでございます。こういう集落について、市民協働課なり、どのように考えているか、ちょっとお伺いします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 小規模集落で小学校の子供さんを持つ親御さんたちが、そういうことで移動される。そして、その地域は70歳以上の方が多くなるということが、今、議員言われたんですけども、今からは、その地域のコミュニティについても、いろいろな方法で考えていかなければならないと思っているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 今、存在する少人数集落は地縁関係が深く、ある程度の人数規模、リーダーに頼ることで維持できていると思う。しかし、リーダーの体力など問題で、校区における、校区公民館活動ですね、これにおける共同活動に参加する余力がなくなり、校区活動への参加がなかなか立ちゆかないような事例があるとも聞いています。また、集落内において、高齢化で環境維持作業を担う住民も少なく、実質的に集落活動が困難であると認識している集落が幾つか見られます。先ほどお聞きしました集落につきましては、集落解散ということを提案し、その方向で動いているかのように聞いているような集落も発生しているわけでございます。ほかにも、幾つかの集落を見聞きしております。このような少人数集落に

対し、市はソフト面、ハード面を含めて、どのような支援を行っているのかお聞きいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** まず、環境整備等のハード面での支援についてですが、市が管理する市道については、集落の作業で生じた草木や泥等について、回収支援を行っているほか、災害等に起因する場合は、市が直接作業を行うこともあります。しかしながら、小規模集落という理由を持って、特別な支援を行っている事例はありません。

次に、ソフト面についての支援ですが、先ほど答弁いたしましたように、小規模集落が抱えている大きな課題は、集落機能が脆弱化していることと考えられます。そうしたことから、これまでも集落合併についての相談が数件寄せられたことがあります。市としましては、これら地域からの相談に応じる形で、職員を派遣し、集落合併の有効性等について説明を行い、地域での話し合いに参加するなどの取組を行ってきました。しかしながら、所有する財産や古くからの集落のつながりなど、それぞれの地域が抱える様々な理由から、平成23年4月以降、集落合併が実現した事例はありません。市としましては、現在、小規模集落においてこれまで引き継がれていた共助の取組を集落合併で乗り越えるという手法ではなく、これまでにはない新たな仕組み作りを進めていかなければならないと考え、調査・研究を進めているところであります。また、このような地域再生にかかる課題解決を図るため、その相談窓口として、共生・協働支援センターを開設しているところであります。

**○13番議員（前原六則）** 今、答弁の中で、地域コミュニティについて話がございましたけれども、少人数集落においては、なおかつ、限界集落と呼ばれるような集落、集落内での自助・共助の取組に限界が来ているようでございます。また、行政においても、行革の取組などによって、職員数も減り、いろいろな機能が縮小されているところです。このような現状を克服していく新たな仕組みとして、地域分権や新たなコミュニティ組織が考えられているようですが、市として関連する取組をどのように行ってきたかお聞きいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 急激な人口減少・都市化・過疎化など、様々な社会状況の変化に伴い、地域内分権の取組が重要であります。地域コミュニティについて、指宿市協働のまちづくり指針では、地域内分権の受皿として、新たな地域コミュニティ組織の必要性がうたわれております。この新たな地域コミュニティ組織では、公共の分野における一定の財源や権限を保持し、住民が一丸となって、地域が直面する様々な課題を分析・整理するとともに、目指すべき地域の将来像についての計画作りを行っていくほか、その実践活動においては、自助・共助・公助という補完性の原則に基づきながら、自分たちの地域を自分たちの手で活性化し、再生していく姿を理想としております。さらには、限界集落における共助の取組の限界も、この新たな組織を受皿とした地域内分権の取組で乗り越えていけるものと考えております。そうしたことから、これまで市内の自治会の連合体である指宿市自治公民館連絡協議会と協働で新たな地域コミュニティ組織への理解を深めるための先進地視察や研修会

を行うなど、調査・研究を進めてきているところであります。

**○13番議員（前原六則）** 平成26年度当初予算で新たなコミュニティ組織についてモデル事業の予算措置をしていますが、現在の進捗状況はどのような状況か、また、今後の地域内分権、新たな組織を踏まえて、地域の未来像についてどのような目標を持っているのかお聞きいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 今年度は新たな地域コミュニティ組織の構築に向けて、県とも連携しながら、市内3地区でモデル事業を実施することとしています。モデル事業では先ほども答弁いたしました、住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析・整理するとともに、自助・共助・公助という補完性の原則に基づきながら、課題解決を実践しようとしているところであります。将来的にはモデル地区を参考に、それぞれの地域特性が生かされた新たな地域コミュニティ組織が市内全域に広がっていくことで、市全体としての地域分権の仕組みを構築し、支え合いの精神に満ちた共生の社会を目指していかなければならないと考えております。

**○13番議員（前原六則）** では、今、考えているですね、地域内分権の規模はどのような規模を想定しているのか、答弁の中で校区を範囲とするとございましたけども、山川、指宿はもとより、山川・開聞地区、これはどのように考えているのか。

**○市民生活部長（大久保正一）** これまで調査・研究を行ってきた先進事例では、小学校区の規模でコミュニティ組織を構築している事例が多く見られますが、本市においては、今年度から行うモデル事業で実践検証を行いながら、それぞれの地域に応じた理想的な規模を、地域の皆様と一緒に模索していきたいと考えているところであります。

**○13番議員（前原六則）** モデル事業に本年度から入るわけなんですけど、この体制構築はいつ頃までというような目標は掲げてらっしゃるんですか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 新たなコミュニティ組織の構築や地域内分権の仕組み作りは、先進事例でも10年前後の期間を要していることから、一朝一夕にいくものではないと考えております。先進地の調査・研究を行ってきておりますが、先進事例がそのまま指宿市に通用するものとも考えておりません。また、新たなコミュニティ組織の中核を担うであろう、自治会の形態も、市内の各地域で違いがあります。指宿市の地域内分権は、指宿市の住民と行政が一体となって、仕組み作りを行う必要があると考えております。今年度から行うモデル事業の実践活動を通じ、どのような仕組みや組織が地域にとって理想的であるか、理想となる体制作りを行っていくためにどれぐらいの期間を要するかなど、そういった時期についても、しっかりと検証していきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 当初、言いましたように、もう、市内のですね、少人数集落においては、なかなかこの自助・公助、これが高齢化と若者がいなくなったということで、なかなか維持が難しくなっている地域が現れております。そういう中におきましてですね、検討、

いろいろ調査・研究やるのに時間を費やす、これに時間をかけるということはですね、ちょっと、検討していただきたい。なるべく早い、早急なですね、やはり、資本投下もでしょうけれども、スタッフも、人的投入も含めてですね、やはり、やっていかなくちやいけないことだと思います。新たなコミュニティ組織のモデル事業と同時にですね、少人数高齢化集落の公助について、検討も、早めに手を付けていただくよう、要望いたしまして、限界集落についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、TPPについてお聞きいたします。園芸品目のほとんどにおいて、関税率は既に8%以下になっている部分が現実であります。国内の稲作中心の農業地帯においては、園芸にシフトするところが多くなり、産地間競争が激化することが考えられます。市内において、JA系統と民間商系のそれぞれの対策と、輸出も含めてですが、情報の収集内容についてお聞きいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 今後、TPP交渉次第によりましては、稲作から園芸作物への転換が進み、産地間競争の激化も懸念されるところでございますが、本市農業生産の冬作の主力となっております、ソラマメ、えんどう類につきましては、気候条件や土壌条件等を考慮しますと、影響はさほど大きくはないものと思われまます。一方、夏作におきましては、産地間競争にさらされる可能性もございますが、これまで本市が培ってきました安心・安全な農産物の供給体制の更なる充実に努め、生産者や関係機関のご協力をいただきながら、消費者の信頼確保を図ってまいりたいと思います。また、6次産業化の取組や輸出等も視野に入れ、各関係機関と連携した取組を推進し、農家所得の向上に努め、産地間競争に打ち勝つための地域農業の振興に努めてまいりたいと思います。

**○13番議員（前原六則）** 指宿は温暖な気候に恵まれ、また、得意な園芸作物が多いようでございます。その情報等しっかり把握しながら、対処していただきたい。また、TPP交渉の推移の中で、一番懸念されるのが養豚農家であります。JA系統農家は、JAからいろいろな対策情報によって、対応が取られていると思いますが、民間系統の場合はどのような状況にあるか、農家からの声を聞いていたら、お聞かせ願いたい。

**○農政部長（新留幸一）** TPPに関する対策情報等につきまして、民間系統の畜産農家はどのような状況なのかのご質問でございますが、平成26年1月1日現在の畜産統計によりますと、23件で3万3,948頭飼育されております。系統別に見ますと、JA系統が1件で、飼養頭数が70頭、個人経営が17件で飼養頭数が2万4,056頭、商系預託農場が5件で飼養頭数が9,822頭となっておりますが、現時点におきましては、TPP交渉の内容等が明確に示されていない状況ですので、直接農家から具体的な支援策等に対する声は聞いていないところでございます。今後、国や県の方から具体的な情報提供がなされた場合、迅速な情報伝達と養豚農家の皆様方の意向把握に努めてまいりたいと思います。

**○13番議員（前原六則）** ほとんどが個人経営、若しくは商系の養豚農家が多いようでござい



ます。そういう中において、市の情報収集、的確なのを早くやる必要があると思うところがございます。畜産の中でも養豚農家は小規模で個人経営農家が多いことから、資本蓄積が少なく、体力的に弱く、価格の変動をもろに受けやすい農家が多い状況でございます。それゆえ、畜産農家へ感染症対策上、制約があるわけですが、安定を目指した行政施策を考えるために、日常、情報交換をしっかりとできるような体制になっているか、お伺いいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 養豚農家における情報提供についてでございますが、合併当初は部会組織等の活動がなく、情報提供が思うようにできなかつたことから、市内の養豚農家と各関係機関が一体となり、豚病の防疫対策や豚の生産性向上に対する研修会等を開催し、養豚農家の経営の安定化を図ることを目的に、指宿市豚病防疫協議会を平成21年度に設立しております。この協議会によって情報提供を行っておりますが、緊急的な情報等につきましては、電話やFAX等を活用し、情報提供を行っているところでございます。今後は、更に市のホームページ等も活用しながら、幅広く情報の提供を行っていきたくと考えております。

**○13番議員（前原六則）** そのような、FAXとかこのホームページなんかですね、畜産農家の皆さん方が利用できるように、また、パソコンの扱い方、そういう研修もしっかりやっていただきたいと思えます。

TPP交渉内容は、非公式の中で政府間合意ができるまで発表することはないと思えます。そのような状況において、政府と与党は交渉影響を押し量るため、あらゆる形で地方に情報収集の場を設けてまいりますし、また、地方も要望等を発信しているわけですが、国は我が国の人口は年々減っていくことは明らかであることから、それを見越して、国外からの観光客による交流人口を増やし、産業生産規模を維持する施策を取っています。ご承知のとおり、農業分野におきましては、輸出を増やす目標も立てております。このような動きの中で、本市の農政部として、指宿市における農業分野をどのようにしていくか、具体的に輸出に関する情報収集と新規作物などについてお聞きいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 本県農産物輸出の取組に関しましては、これまで香港や台湾、シンガポールなどにおける食品見本市や海外量販店における鹿児島フェアの開催など、県産農畜産物のPRと販売促進の取組が行われているところでございます。また、指宿農協の輸出の取組といたしまして、昨年4月から今年5月までの輸出実績といたしまして、香港にサツマイモ27t、ソラマメをシンガポールとマカオに126kgとなっているところであります。なお、これらの輸出にかかる輸送コストにつきましては、市場を通じた間接的な取引であったため、指宿農協の方でも把握できていないところでございますが、一般的には、博多から香港までのトレーラータイプの40フィート冷凍機付きのコンテナですと、約20万円程度となっているところでございます。指宿農協を除く民間の農産物輸出実績につきましては、現段階で把握しているものではありませんが、本市におきましては、今年度から特産品振興の一環といたしま

して、指宿市特産品販路拡大支援事業補助金事業を設け、農産物に限らず市内で生産される特産品について、公的機関が主催する海外で商談会や見本市に参加する場合は、10万円まで補助を行い、輸出にかかる支援策を講じているところでございます。今後とも、指宿農協や県等の関係機関と連携しながら、農協系統・民間取扱いに関わらず、アジアに近い本市の有利性を生かすべく、輸出の可能性を探ってまいりたいと思います。また、新規作物の取組についてでございますが、適地適作の考え方に基づいて、やはり、本市に現に定着している品目を優先し、更なる定時・定量・定質を関係機関一緒になり進めていくことが大切だと考えているところでございます。また、新たな作目につきましては、農林技術協会が中心となり、アボガドの産地化の検討など、指宿に合った品目の選定に努めてまいりたいと思います。

**○13番議員（前原六則）** 答弁にありました、輸出に関わる支援策、10万まで補助をするという、この支援策がございましたけれども、これの、現在、実施した金額、件数、それから、内容等、もし、今、分かっとったら教えていただきたいと思います。

**○農政部長（新留幸一）** ただいま実績がありますのが、国外が1件あります。金額につきましては、ちょっと、調べておりません。国内におきましては、5件あります。以上です。

**○13番議員（前原六則）** この輸出に関わる支援策。これは広くですね、指宿市内におきまして、今、輸出に向けて取り組んでいる農家が何件かございます。今朝の新聞に阿久根市の食肉会社が輸出をしたという記事がございました。そのように、食肉、畜産関係におきましては、その会社と提携して、輸出分野に入ってくというような体制を取っているところもございまして、また、輸出業者を通じてですね、香港で商品販売を継続にしている食品会社もあります。輸出に積極的に取り組んでいる企業等を中心とした勉強会等の立ち上げなどの支援策について、どのようにお考えか、お聞きいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 同じことの報告になるんですけど、支援策につきましては、農協・県と、あるいは農家とですね、いろんな検討会を開きながら、販路拡大に努めてまいりたいと思います。

**○13番議員（前原六則）** 今、民間の方は輸出、また、新規作物、これに非常に積極的に取り組んでおります。特に若い方々、フレッシュな気持ちでやっております。そういうですね、若い方々の夢を砕くようなことがあってはならないと思います。行政として、やはり、それを支援する役割があるかと思っておりますので、どうぞその点、よろしく願いいたします。

6月6日、鹿児島県庁でT P Pに関する説明会が開催されましたが、執行部から誰か出席されましたでしょうか。もし、されていたら、そのことについて内容をお聞かせいただけたらと思います。

**○農政部長（新留幸一）** 今月6日に県庁におきまして、T P P交渉に関する政府説明会が県の主催で開催され、農政部職員が参加いたしました。その内容につきましては、我が国がT P P交渉に参加する意義でありますかとか、これまでの交渉経過や、今年5月に開催されたシ

ンガポールでの閣僚会合の結果など、農業や貿易に関することのみではなく、知的財産・環境・労働など、TPP交渉に含まれる全般的な内容でありました。農業関連におきましては、現在、農産物の取扱いについて、日米間で協議し、ほかの国は、その経緯を見守っている状況であること、2月の閣僚会合は全くの平行線で、4月のオバマ大統領の大統領来日で交渉が加速したものの、合意に至ったものはない状況であるとの説明でありました。

**○13番議員（前原六則）** 本当、TPP、差し迫った形ですね、各国かなり力を入れているようであります。

最後に、市長にお伺いいたします。2012年の農産物輸出は2,680億のうち、1,796億がアジア諸国であるという統計がございます。国別には、台湾481億、香港458億、韓国243億、あと中国と続いております。このようにアジア諸国、やはり、安心・安全の食料調達元として、日本に期待しているわけですが、市長、どうでしょうか。百聞は一見にしかず、鹿児島事務所が設置されている香港市場にJAとトップセールスに出向く意欲はないかお伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** いわゆる指宿の食、これをPRする、指宿は食料の供給基地でもございます。先日も福岡のイオンの店にトップセールスにまいりました。そこでも、議員と同じようなことを話されました。イオンとしても、鹿児島の農産物を国内だけじゃなく、国外にもPRし、発信し、そして和食が非常に見直されているこの時期において、タイミング的に海外へのトップセールスはすばらしいことだという話をいただきました。そして、東京のイオンにこの20日・21日、行って、また、トップセールスをしてまいります。それはとりもなおさず、指宿の農産物、畜産物、水産物を含め、そのPRを兼ねて行くわけでありまして。議員ご指摘の新聞記事にありました牛肉を、スターゼンだったと思いますけれども、海外に輸出するという記事が大きく報道されておりました。今後、指宿の農畜産物、水産物を含めて、そのような機会を作るべきだと思っております。そのためには、海外の様々な実状を視察する必要もありますし、また、香港等へは民間等の畜産業者も視察に行っているということも聞いております。行政としても積極的に海外へ向けた食料政策、農業戦略というものを考える時期であろうかと思っております。様々なところへトップセールスをしておりますので、今後、海外へのトップセールスということを含めて、検討をしたいと思っております。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時23分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、安倍政権の暴走政治から市民の命と暮らし、平和を守る立場から一般質問を行います。

子ども発達支援センターさつき園について質問いたします。旧開園中の体育館を改造して、平成12年から子ども発達支援センターさつき園として開園しております。さつき園に通った子供たちは、成長し非常に喜ばれている施設であります。施設は古く耐震性もなく、雨漏りもひどい状態であります。そこで質問いたします。施設についてどのように考えているのか。給食は発達障害の子供たちにおいては非常に大事な食育です。給食に対しての支援は考えていないのか。職員は園長が掛け持ちであり、正職員は2名で、あとの職員は嘱託職員や臨時職員であります。子供の障害は一人ひとり違うためにハードな業務をこなしております。臨時職員も正職員と同じ業務をこなしており、職員の待遇改善をすべきであると思っておりますが、支援する考えはないか。

次に、今、参議院で審議されている医療・介護総合法案は、法案についての誤った説明文書を配布し、前代未聞の大失態により当初より10日以上遅れて審議入りをしております。ところが、政府与党は短時間審議での採択を企んでいます。医療と介護の仕組みを壊し、患者、家族の安心を揺るがし、重大な改悪案をずさんなやり方で強行することは許すことができません。医療・介護総合法案は、消費税増税、社会保障一体改悪路線を具体化したものです。社会保障を自立・自助とする安倍政権の姿勢に基づき、医療でも介護でも個人や家族に負担と責任を押しつけ、国が手を引く方向が鮮明になっております。参議院審議入りと同時に、介護改革案の根拠のデータに重大な問題があり、介護保険導入後、初めてとなる一定所得以上の人のサービス利用料を2割に引き上げる問題で、厚労省が示した数字が高齢者の生活実態からかけ離れており、意図的な数字を根拠に2割負担が過重になるはずの収入の高齢者まで大丈夫と描いており、負担増と利用抑制に関わる大問題です。また、要支援1、要支援2の高齢者の訪問介護・通所介護を国の責任で行う介護保険サービスから外し、市町村がそれぞれ行う事業に丸投げする改悪案の問題点も浮き彫りになり、介護保険の公的費用を無理矢理押さえ込むのが最大の狙いであり、この医療・介護総合法案の、今回は介護について質問いたしますが、どのような影響があるのか、また、その対策はどのように考えているのか。

これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 子ども発達支援センターさつき園についてのご質問をいただきました。子ども発達支援センターさつき園の施設につきましては、本市における療育施設としてこれまで運営をしてきましたが、議員がご指摘のとおり、現在の施設は老朽化が進み、早急に移設等の検討が必要な状況でございます。施設自体は建設からかなりの年数が経過しており、今年に入ってから、屋根部分のモルタルの劣化により、雨漏り等が発生をしている状況でございます。このような施設の現状からも、幼児の安全・安心を考え、早急な対応をしなければなりません。今後、新たな施設の建設を検討するとなりますと、開設までに多くの時間を要することが考えられます。また、公共施設の在り方としても、本市が所有する施設の有

効活用という観点から、新設を検討する前に、既存施設の転用が可能かどうか検証をしていく必要がございます。現段階で移転・転用の候補となる施設として、建物の耐震性やバリアフリー等の施設設備、現在のさつき園からの距離等を考慮し、利用者への影響が最も少ない開闢地域での施設利用の検討をしているところでございます。今後、行政評価委員会等の評価内容を基に、関係部署や子ども発達支援センター、療育検討委員会等で早急に協議してまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども発達支援センターさつき園の給食についてのご質問でございます。子ども発達支援センターさつき園では、年齢や障害の程度等に応じてグループ分けされており、それぞれの子供に応じた療育を行っているところでございます。午前中の療育グループにつきましては、食事について大きさや柔らかさなど、それぞれの子供に応じたお弁当を持参してもらって、グループの皆さんで食べており、給食という形での提供は行っていないところでございます。現在、月2回、親の会のお母さん方が自主的に食や療育の勉強会を兼ねて食事の提供をいただいております。その中で偏食のある子供と一緒に食べることで食べれるようになった、料理の苦手な母親が食の大切さを学び、習った料理を自宅でも作れるようになった等の声も聞かれております。しかしながら、毎日の給食提供となりますと、子供によってはアレルギー対策等、個々の対応が必要なことも考えられるため、設備や提供体制の整備が必要になってまいりますので、施設の整備や雇用と大幅な負担が考えられるものにつきましては、南九州市との財政負担の在り方等からも、本市のみでは判断を行えない事項だと考えているところであります。提供の方法が保護者が作って子供と一緒に食べるのであれば、療育プログラムの一環として考えることも一つの方法ではないかと思っておりますので、今後も保護者の方を中心に食事の提供を行っていただきたいと考えておりますので、現段階での給食の提供は考えていないところでございます。

次に、職員の問題についてのご質問でございます。子ども発達支援センターさつき園の運営につきましては、指宿市社会福祉協議会へ業務の委託を行っており、園長、管理者でございますが、園長の選任につきましては、基準省令に基づき、社会福祉協議会と十分に協議を行い、選任をいたしているところでございます。園長は社会福祉協議会の職員が兼務しているところでございますが、指宿市が業務を行っている社会福祉協議会の職員が兼務することで、両者の連携が取りやすいという利点があるかと思っておりますのでございます。また、さつき園の従業者につきましては、児童発達支援管理者1人、指導員又は保育士7人、うち常勤4人が従事しており、基準省令に則した職員配置がなされておりますが、5月末で1人退職しておりますので、現在、職員募集を行っているところでございます。

次に、介護総合法案につきましては、どのような影響があるのか、その対策はどのように考えているかというご質問でございます。改正法案が成立し、施行された場合の影響と対策に

についてのご質問ですが、改正内容を大きく四つに分けて答弁をさせていただきたいと思ます。

まず一つ目に、介護給付で提供していた要支援者の訪問介護・通所介護を市町村が実施する地域支援事業に移行する改正でございますが、移行後も介護保険制度内でのサービス提供であることに変わりはなく、既存の介護事業所の既存サービスに加えまして、新しくNPO、民間企業、住民ボランティア等が事業主体となった多様なサービスを受けることが可能になります。また、現行制度の地域支援事業費は上限が定められておりますが、これについても移行分を賄えるように見直しがされることになっていることから、サービス提供ができなかったり制限されるようなことはないと考えているところでございます。各サービスの利用料は市町村がサービスの内容に応じまして設定することになりますが、例えば、新たな住民主体の支援サービスは実費のみを負担してもらうことが想定され、現行よりも安くなることも考えられます。なお、移行の時期でございますが、市町村の準備期間を考慮しまして、平成28年度末までの猶予期間が設けられているところでございます。市としましては、今後、示されます国のガイドラインに基づき準備を進めながら、この移行が円滑に進むよう、既存の介護事業所に加えまして、新たな担い手の確保に取り組むとともに、市民の皆様が不安を持たれないよう、制度改正の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目に、特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上とする改正でございます。既に入居されている要介護者1、要介護者2の方は継続して入所できるものであり、また、法施行後もやむを得ない事情があれば特例的に入所できる内容となっていること、市内施設入所者の95%が要介護3以上である現状などから、影響は少ないものと考えているところでございます。

三つ目に、第1号被保険者の保険料段階の基準が、現行の標準6段階から標準9段階となり、低所得者の保険料軽減が図られるという改正で、より柔軟に保険料の設定ができるようになるものと考えております。

四つ目に、一定以上の所得がある利用者の自己負担額を、2割に引き上げる改正でございますが、当市の該当者は第1号被保険者のうち、約1,500名で10%程度であると捉えていることから、実際に影響を受ける利用者は1割に満たないものと推計しているところでございます。また、利用月額の上限が定められており、必ずしも対象者の負担が2倍になるものではないと考えているところでございます。こうした改正案の内容は現在も国会で審議中であり、まだ不透明な部分も多いことから、国の動向を注視しつつ、今後、示されます国のガイドラインや本年度中に策定してまいります第6期介護保険事業計画の策定委員会の中で、有識者などの意見をお聴きしながら、市の対応を具体化してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○5番議員（吉村重則）** まず、さつき園の問題について。この施設について、平成12年から旧開聞中の体育館を改造して利用されてるわけですね。この時点でも耐震性に問題があったわけですよ。14年経ってるにも関わらず、これから、まだ、いろいろ、早急にとは言われてるんですけど、これから検討するというような状況ですけど、本当に耐震性もないこのような施設をこのままでいいんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 先ほども市長の方から答弁をさせていただいたところでございますが、議員ご指摘のとおり、耐震性がなされていない施設でもございますので、我々としても一日でも早く、通園されている子供たちの安心・安全を確保するために、早急に関係部署や、それと療育検討会の皆様と検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** 現在、市内において実際使われている公共施設で、耐震性のない施設はほかにあるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 耐震基準に基づかない、つまり、耐震性のない建物というのは幾つかございます。その中で、特に私どもが早急にやらなければならない施設として、議員ご指摘の子ども発達支援センターさつき園、ここについては早急に、このさつき園の在り方、施設の在り方については検討してまいりたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 6月補正の中で、過疎地域自立促進特別事業として、民間大規模建築物耐震診断補助が計上されてるわけですね。これは国からの補助もあると思うんですけど、本当に国としても耐震性に対しては早急に対応すべきだということで、民間の建物の診断を、6月議会、今議会で補正で上げてるんですよ。そういう中で、早急にと言われるんですけど、平成12年度に開園しておきながら、何で今までこんな方法でやったのか。だから、本当にこの問題については、即刻やるべきだと思うんですけど、どうですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 私どもとしましても、やはり、通園されている子供たちの安心・安全を最優先して確保すべき事項と考えておりますので、先ほども答弁させていただきましたとおり、開聞地域におきまして、耐震性のあるもの、それと、バリアフリーにされているもの等見定めまして、一日も早く移設ができるように努めてまいりたいという具合に考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 早急にと、しかも、開聞ということになれば、一番、保健センターの方が近くにあり、可能性もあるのかなど、答弁の中から見ればそういうことが考えられるんですけど、保健センターの方も検討の中に入っているんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 現在、開聞保健センターにつきましては、山川・開聞地域の市民の方々の健康の維持・増進のための拠点施設として、様々な検診を実施しているところでございます。このような中で、療育を保健センターで行うことになれば、保健センターでなければできない検診事務等の洗い出しと共存の方法を検討していく必要があるかと考えている

ところでございます。このようなことから、保健センターも視野に入れた中で、今後、関係部署と早急に協議を行っていきたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 保健センターも検討するというとも言われてるんですけども、ほかの施設として何箇所か、早急にと言ったら、本当、短時間の中で、やっぱり検討するということですね。ですから、開聞の保健センターと、ほかににどういう施設も検討がなされるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 先ほども答弁させていただきましたが、開聞地域の中で、今現在、検討を進めているところでございます。当然、その中には、先ほども答弁させていただきましたとおり、開聞の保健センターも視野に入れて、検討しているところでございます。ただ、ほかの施設となりますと、耐震性の問題、それと、やはり、さつき園に通園されている子供たちの心身の状況というものも考慮しながら、ほかにどういった施設があるのかということも検討していく必要があると考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園に通っている子供たちの安心・安全を確保するためにも、この問題については早急に解決してください。お願いします。

続いて、さつき園において、専用の車もないわけですね。課外、施設から出ていろんな体験もされているんですよ。できれば送り迎えができるような体制が必要になるのかなと思ったりするんですけど、そういういろんな課外授業なんかも含めて、専用の車も必要だと思うんですけど、この車の購入に対する支援なんかは考えてはいないのかどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども発達支援センターさつき園のさつき園以外への活動の場への移動手段についてのご質問でございます。子ども発達支援センターさつき園の運営につきましては、指宿市社会福祉協議会へ業務の委託を行い、業務委託料を支払っているところでございます。その委託料の中に、公用車使用料が計上されているところであり、これをもって、園外での療育に対応していただいているものと理解しているところでございます。また、通園のための送迎についてでございますが、現在、さつき園は通園のための送迎は行っておりません。送迎のためには療育を受ける子供が指宿市及び南九州市と広域におりますので、複数路線での対応が考えられます。このため、マイクロバスや運転手等の乗務員の確保が必要であり、さらには、南九州市との財政負担の在り方からも、通園のための送迎は難しいと考えているところでございます。現在、保護者の方に送迎をしていただいておりますが、このことは通園時に子供の状態など、直接保育士に伝えることができる等のメリットもありますので、これまでどおり、保護者の方で対応していただきたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 専用の車についても、さつき園として持つべきだと思います。こういう面では、本当に、子供たちが安心して、あれが受けれるように、そのためにも、是非、お願いしておきたいと思います。



あと給食の問題ですけど、さつき答弁の中でも言われたんですけども、月に2回、お母さん方と職員が協力して、お母さん方の教育も含めて、給食は月に2回出されているわけですけど、やっぱり、障害者においては、本当に食べることがパニックになってしまうんだと。月に2回の中では、やっぱり、1年とか2年と長い期間の中で、子供たちが、食べることに對する食育の中で成長して、いろんな面で安定してくるんだということがお母さん方からも言われたんですけど、そういう意味では、この給食を毎日出すことによって、短期間のうちに子供は成長すると思うんです。そういう面から、給食についての支援は考えられないか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 療育を行う、療育のプログラムの上におきましても、食育というものは重要な位置を占めると考えているところでございますが、まずは子供たちの安全・安心を優先させるためには、施設の転用先を早急に決めていくことが必要なことだろうと考えておりますので、現在、親の会の保護者の方を中心に、2回、食の提供をいただいておりますので、引き続きこれを続けていただきたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園に通園させるためには、お母さん方は仕事を辞めなければ通園させることができないんだと。本当言えば、さつき園に通園させたいんだけど、仕事を辞められないんだという声もあるわけですよ。そういう面からすれば、送り迎えの問題、さつき同僚議員の質問の中で、子育てに対して支援をしていくんだと、市長も答弁したわけですけど、本当に今ある施設について、お母さん方、子供たちが、さつき園に通園することによって成長をしていくと。それによってお母さんにしても、本当に自分の子供が障害として認めることも大変ですよ。それで、今度はそういう食の問題においても、パニックに陥ったりしたら、なおもうお母さん方は大変な状況で子育てをしているわけですよ。ですから、そういう面を考えていけば、やっぱり、今ある施設を本当に子供の発達を願い、その成果を上げていくという面からも、給食の問題にしても自動車の問題にしても、やるべきだと思うんですけど、市長、どうですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員のご質問のとおり、さつき園の在り方については、施設の問題、そして給食の問題、職員の問題、移動手段の問題、様々な問題があるという、そういう質問をいただきましたので、私自身がさつき園に出向き、保護者と、そして職員と情報交換を行いながら、早急にさつき園のあるべき姿について検討をさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、子供を持つ親の思いもお聴きしたい。そして、さつき園が本当に安心して子供の発達支援センターとしての役割が果たせるように考えてまいりたいと思っております。施設の件については、私も十分に理解をしております。何回か、さつき園の卒園式等に参加させていただきました。私ども行政の内部でも、開聞地域にあるさつき園としてどうしたらいいのか、開聞地域にさつき園を移設、または、新たな施設として適当な場所はないのかというのは、これまでも検討してまいりました。そういう意味で、早急にこのさつき園の在り方、特に施設の移転、新たなさつき園の場所等については、検討させていただきた

いと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 障害のお子さんの問題で言えば、やっぱり、行政の役割はすごいわけですね。保健婦さんが最初は相談に乗ってると思うんです。さつき園が最初開園したときには、小規模、10名程度で開園して、その後、20名に、今、増やしているわけですね。このときの予算的なもの、小規模のときと20名になる、標準と言ったらいいんでしょうか、規模になったときの予算的なものでは、どのように変化しているものなのか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園の定員が10人から20人になったときの予算ということでございます。指宿市子ども発達支援センターさつき園の運営要綱の改正を行い、平成24年度からさつき園は定員20名になっております。ご質問の業務委託料についてでございますが、変更前の平成23年度と平成24年度の実績を比較しますと、平成23年度1,966万円、平成24年度2,333万7,000円と、367万7,000円の増となっているところでございます。このうち、給料・賃金等の人件費は、平成23年度1,708万2,783円、平成24年度1,953万8,172円で、平成24年度が245万5,396円の増となっているところでございます。職員の体制といたしましては、平成23年度正職員3人、常勤の嘱託員1人、非常勤の嘱託員1人、平成24年度は正規職員3人、常勤の嘱託員3人、非常勤の嘱託員2名へ増員となったところでございます。対しまして、事業収入、発達支援サービスでございますが、平成23年度1,900万6,860円、平成24年度1,833万870円と、定員増で67万5,990円の単価減となっているところでございます。業務委託料と事業費収入の差額を指宿市と南九州市で負担することになっており、平成23年度は65万4,000円、平成24年度は500万6,130円を指宿市と南九州市で利用児童数により按分をいたしているところでございます。指宿市のみで申し上げますと、平成23年度50万9,000円、平成24年度では396万9,330円と、346万330円の増となったところでございます。

**○議長（新宮領進）** お知らせをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

**○5番議員（吉村重則）** 10名から20名になって、予算的に言えば300万、400万ですか、ぐらい上がって、23年度と24年度とした場合に。職員数もそれなりに、5名が8名に上がっているわけですね。正職員、嘱託、臨時の職員もいるわけですね。これでいった場合に、本当に、臨時の所得そのものを考えれば、非常に厳しい中で勤務していると。給与待遇からすれば、非常に厳しい状況、あると思うんですが、正職員の場合と臨時の場合のそういう、給与といたたらいいんですか、その辺はつかんではないんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** その給料と、賃金につきまして、手元に資料が、申し訳ございませんが、現在ないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** はっきりした数字として、私もつかんでるわけではないんですけど、嘱託の場合は時給900円、臨時の場合が800円、職員については指宿市に準ずるということになっている。嘱託についてはボーナスが1か月、通勤費も出ると。臨時については何もでま

せんと。ですから、本当、臨時の場合は100万ちょっと、嘱託になれば200万、職員の場合が400万ぐらいなるんだと。本当に子供の発達という面では、非常に大事な先生方ですよ。その先生方が一生懸命取り組んでるわけです。ですから、やっぱり、それなりの待遇改善をしてあげなければ、本当に、その先生方も多分若い先生方ですので、子供を抱えながら働いてると思うんです。ですから、どうしても働きたいんだけど続けられないような状況になると思うんですよ。ですから、そういう面からしても、待遇改善のために支援をすべきではないですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園の職員についてのお尋ねだと思っております。さつき園の運営につきましては、定数の見直しを行う中で、10人から20人になり、それなりの職員、保育士、常勤の保育士等配置をしてきているところでございます。議員ご指摘のとおり、その部分も、職員の処遇改善というところのお尋ねだと思っておりますけれども、我々としても、まずは子供たちをより充実した療育の下で、療育していくためには、やはり、基準省令に則した職員の配置が必要だと考えて、そういう手立てを講じてきているところでございます。我々としましても、その職員の処遇改善ということにつきましては、委託しております社会福祉協議会とも、今後、協議をしてみたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 平成12年から開園して、もう、14年になるわけですよ。この支援センターで療育された子供たちが、どう成長していったのか。この辺の追跡と言ったらいいんでしょうか、その辺はされてはいないんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 療育を受けることによって、コミュニケーションの発達、新しい場面に対する不安の減少、集団活動に参加する意欲の高まり等などが、療育を行うことによって期待できるところでございます。保護者の方々からも、言葉が増えた、表情が豊かになったとの感想も寄せられているところでございます。ただ、子供の成長は一人ひとり違っております。療育を受け、利用する際には、相談支援事業所が中心となって、保護者、保健士、保育事業所、並行通園の場合は保育園や幼稚園の先生等交えて、その子の個性に合った利用計画を策定し、モニタリングも行われている状況でございます。支援を必要とする子供に必要とされる支援が届くように、保護者を含め、障害者に対する偏見をなくし、障害の身に関わらず地域で普通に暮らすことができることは非常に大切なことだと考えておりますし、その中で、療育プログラムも作られて、療育活動が行われていると感じております。ただ、議員ご指摘のとおり、その療育を経て子供たちが就職、あるいは就学しているかどうか、その数字的なものについては、現在、把握はしていないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園において療育を受けた子供たち、小学校就学前ですよ。あと小学校に上がってから、療育された子供とされない子供は学校においてもいろんな違いが生じていると思うんです。その辺では、全然、つかんではないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員がご指摘のように、さつき園を卒業したあとの子供の状況について、

把握、極めて必要だろうと思います。私が先ほど申し上げましたように、さつき園については、これまでも担当課においても施設の問題、その他、課題は把握していたところがございます。子供の状況、本当にこのさつき園が果たす発達支援センターとしての役割を考えたときに、今、いただきました様々な課題について、私を含めて担当課とともに情報を交換し、望ましい発達支援センターさつき園としての在り方を検討し、特に施設の問題等には早急に対応したいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 鹿児島県内の中でも、公営でされている支援センターとしては、何箇所しかない。そういう面ではさつき園で今の療育によって、子供の発達している姿はすごい前進的な部分です。そういう面では、障害を持っている子供たちの、本当のそういう支援センターとしての役割を果たすためにも、今後、職員の待遇とか、施設、給食問題も含めて、是非、検討をしていただきたいと思います。さつき市長の方からも答弁がありましたので、もう、早急をお願いしたいと思いますので。

**○市長（豊留悦男）** さつき園の運営につきましては、指宿市もそうですけれども、南九州市とも協議をしながら進めなくてはなりません。やはり、先ほど申し上げましたように、親の願いという、親の子ども発達センターさつき園に対する期待というものございましょうから、南九州市と指宿市と、そして、保護者と園関係者と、関係ある方々との情報交換を行ってまいりたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 続いて、介護の問題に移ります。さつき答弁の中で、サービスは受けられるんだと、そんなに影響はないということなんですけど、介護保険の中で、要支援1、2については、それなりの障害があるから認定されているわけではないんですか。どうなんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 今回の改正案は、要支援1、要支援2のサービスが介護給付から地域支援事業に移行するもので、要介護度の認定基準が変わるものではないかと考えております。あくまでも申請に基づいて、要介護度は判定し、ご利用していただくことになるかと考えております。あくまでも要支援1、2の方につきましては、地域支援事業ということで、改正案の方が流れておりますが、あくまでも介護保険制度の枠内で要支援1、要支援2の方も利用できるということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 要支援1、2については地域支援事業でサービスは受けられると。これまでとの違いは何かと言ったら、介護保険を受ける権利があったわけですよ。これが外されるということでは、もう、保険外になりますよということになるわけですよ。モデル事業が全国で行われてきているわけです。その中で、事例として、要支援1の80歳の女性が10年以上受けてきた介護保険の生活援助を無理矢理やめさせられ、ボランティアの家事援助に切り替えさせられたと。また、要支援1の女性は足腰の痛みから杖なしでは歩けないのに、デイサービスから卒業してと、繰り返し迫られているんだと。だから、権利がある場合は介護

保険サービスを受けられるわけですよ。今度は地域支援事業となれば、65歳以上全員が対象なるんじゃないんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 議員ご質問の要支援1、2の方につきまして、地域支援事業に移ることによって、介護保険制度では対象ではなくなるという、何かお考えをされているかと思いますが、今回の改正の内容でございますが、要支援1、2の方も介護保険制度の枠内で地域支援事業に移行して介護保険制度を利用できるという位置付けでございますので、そのようにご理解をいただきたいと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** そうであれば、この法案の改革は介護保険サービスを受けられるんだというのであれば、何にも変える必要はないわけですよ。介護保険から外すために、この法案は出されているわけで、この地域支援事業というのは、介護認定されていない方々の予防事業ですよ。そうじゃないんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 地域支援事業、確かに、介護予防という側面もございますが、あくまでもこれにつきましては、現在、地域支援事業にありましても、介護保険制度の中で地域支援事業の位置付けとしてやられるということでございますので、引き続き、現在、国で審議がなされておりますので、その国の動向というものも注視しながら、今後、国から示されるガイドラインに基づいて、適切な具体策等について協議をしてみたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 介護サービスの中で、この地域支援事業も行われてるんだと。対象としては、どういう対象になるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** この地域支援事業につきましては、例えば、現在、本市で行われておりますミニふれあいデイ、それから、ふれあいデイですね、こうしたところに、現在、地域支援事業として取り組んでいるところもございますので、介護を重症化させないという方々につきましても利用できるということでございますし、当然、要支援1、要支援2ということで認定をいただいた方たちについても、引き続き、地域支援事業としては利用いただく制度と理解しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 年齢から言ったときに、何歳から対象になるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 介護保険制度の第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上ということで、第2号の被保険者につきましては、特定疾病に該当する方でございますので、原則65歳以上の高齢者につきましては、第1号被保険者の保険者となりますので、この方々が申請によりまして、訪問調査後、認定審査会で介護度が出れば、介護事業、それと予防事業の介護保険制度の枠内での保険が利用できるという考え方でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 介護認定をされなくても、この予防事業は受けられるわけですよ。介護認定だから、要支援1、2とか、介護認定としての、受けなくてもできると。逆に言えば、65歳以上の方は全員が対象になりますよと。健康な人は当然来ないわけですから、そう

なった場合に、予算としては介護1, 2, 要支援1, 2は何名ぐらい、指宿市でいるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 直近の数字で、平成26年3月末現在でございますが、要支援1の方が400人でございます。要支援2が385名、要介護1の方が558名、要介護2の方が426名、要介護3の方が357名、要介護4の方が363名、要介護5の方が339名の計2,888名の方が要介護度認定を受けているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** この事業、予防として支援事業ですよ。65歳以上が対象だと。それで、要支援1, 2で800人近くいるわけですよ。そうなった場合に、この事業そのものは金額的に言えば、かかっただけ、どんだけでもできますよと。この800名の方々が、今度、新しく、この法案が通ってしまえば、入ってくるわけですよ。そうなった場合に、今の予算よりもこんだけもう全部、安心して介護保険が使えたように、これも全部使えますという、これはどんどん膨らませることはできるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 介護総合法案について、今、具体的な質問をいただいております。確かに、そういうご心配もありましょうけれども、現在も国会で審議中でございます。国会の中で、議員が質問している内容についても、これまでも審議がなされ、様々な質問がなされているのは承知をしております。まだまだ不透明な部分が多いのも事実でございます。今後、国のガイドラインや、それに基づいて、本年度中に本市としても第6期介護保険事業計画を策定する予定でもございます。今、議員がご心配のそういう問題についても、意見を聴きながら、市として対応をしてみたいと思っております。私も総合法案については、今後の本市における介護保険事業計画に大きな影響を与える、そう思っております。先日、ある施設の視察にまいりました。本市の議員の紹介でまいりましたけれども、本市において、すばらしい施設だから何とか安心して、この法案が通ったとしても、安心して介護、要介護を含めたそういう事業として、この計画の中に入れ込まないといけないなあという思いをして、帰ってまいりました。具体的な数値、今後の動向等について、回答を求められておりますけれども、なかなか、現段階でこうなるああなるということは言えないところでございます。担当課としても、今、この介護総合法案に基づく具体的な事業について計画を練っているところでございますので、是非、議員もご理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 介護保険、保険料自身も導入された平成12年からすると、かなり値上がりがされております。40歳以上の介護支援にしても、所得割が2倍ぐらいに上がってるんじゃないかと思えます。保険料だけはどんどん上げながらサービスは受けられないと。こうなってくれば、指宿市の高齢者の皆さんの、本当に受けなきゃならないんだけど受けられない、保険から外されてしまうという実態が起こってくる、今度のこの総合法案が通ってしまえば。そういう面からして、やっぱり、市民の、高齢者の暮らしを守るんだという面からして、市長、本当、声を上げて廃案にすべきだという面で、声を上げるべきだと思うんですけど、市長はどうですか。

○市長（豊留悦男） 先ほど申し上げたとおりでございます。国のレベルにおいて議論し、様々な意見を集約していただきたい。私がこの法案に対して廃案という声を上げたとして、それが国がどう、その声に対応するかということについても、まことに不透明でもあり、そういう力がある市長でもございません。今後、介護総合法案が成立したあかつきに、指宿市として、この介護計画に盛り込みサービスを低下させることがないような施策を練るのが基礎自治体であり、私どもの役割でございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、第6期介護保険事業計画策定委員会の中で、議員が今、いろいろご質問されたことも念頭におきながら、この事業計画の策定に努めてまいりたい。言ったのはそういう意味でございます。どうかご理解をいただきたいと思います。

○5番議員（吉村重則） この介護医療総合法案が確定しても、今のサービスは維持をするということをして、質問を終わります。

### △ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 東 伸 行

議 員 高 田 ちよ子

第2回指宿市議会定例会会議録

平成26年6月18日（水）午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春
19番議員	下川床 泉	21番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	高 野 重 夫	市民生活部長	大久保 正 一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸

農政部長	新 留 幸 一	建設部長	三 窪 義 孝
教育部長	浜 島 勝 義	山川支所長	馬 場 久 生
開闢支所長	下 吉 耕 一	農政部参与	池 増 広 行
建設部参与	光 行 忠 司	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	危機管理課長	森 和 美
財政課長	上 田 薫	市民協働課長	上川路 正 和
環境政策課長	井 手 久 成	長寿介護課長	大久保 成 人
地域福祉課長	山 口 保	商工水産課長	中 村 俊 治
観光課長	川 畑 徳 廣		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、森時徳議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） おはようございます。4番井元でございます。最近、指宿市の総合的な発展とはどのようになっているのか考えるところがありましたので、市内のいたるところ、あるいは市民の方々に話を伺う機会がありました。その中で出てくる話の中で、一番気になることがございました。それは、合併してからいいことがない。合併しなければ良かったという話を耳にしたときに、非常に残念に思うときでございました。そもそも、合併の原点は、これからの市町村は人口減少が進んでいく中で、財政的に非常に厳しくなるということ为前提に、ある程度の人口構成でなければやっていけないだろうということであったはずであります。そのような話の中で、よく聞くことの中で、合併時の約束はどのようになっているのか。当時、均衡ある地域の発展を目指し、合併したのではなかったかと思えます。このような話をお伺いするときに、今回の一般質問の中にあります事項にあるとおりでございますので、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、開聞地区での土地の等価交換についてでございますが、これは開聞ゴルフ場内の15番、16番ホール地内と5番ホール付近の市有地2万3,749㎡と、開聞中学校北側隣接地と南側隣接地に有する岩崎産業の持ち分でございました6,720㎡を等価交換したものでございます。土地の鑑定評価に基づいての土地の等価交換ということでしたが、通常の土地ならば等価交換の在り方も、同じような価格やものの価値が等しいものを交換することです。加えて言うならば、ただ価値だけではなく、交換する相手のやろうとしている価値観も同等であること、どのようにお互い生かしていくかということだろうと思えます。なぜならば、これは市民の貴重な財産でもあるからでございます。それでは、事実の確認をしてみたいと思いますが、この部分は説明によりますと、開聞町時代、開聞中学校の北側の歩道、約18m区間の歩道の整備が学校関係者から長年の間、要望によるものでありました。この面

積は、今現在できている面積を申し上げますと、幅2m10cm、長さ18mでございます。㎡数で申し上げますと37.8㎡でございます。当時、市が必要とする土地が、この等価交換の中に含まれていたのか、全く不明であります。多くの市民にわずか、この37.8㎡の土地の必要性に乗じて、岩崎産業部分6,720㎡に対して、市民の貴重な財産である2万3,749㎡、約4倍に当たる土地の交換でもございます。この土地の等価交換をなぜしなければならなかったのかとの、多くの市民の声を聞いているところでもございます。岩崎産業さん側に渡った土地については、常識的に考えてゴルフ場内にある土地ですから、岩崎さんは当然、自分の土地にしたいということは想像できるのでありますが、指宿市が手に入れた土地、山林については、先ほど述べました歩道部分の37.8㎡以外、全くその必要性を感じられないと思います。そこで伺いたしますが、今回、土地の等価交換を行いました当初の利用目的と、現状はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

次に、国民宿舎かいもん荘の跡地の利活用策について伺います。このかいもん荘については、昭和36年に開設をされております。これまで地元の交流拠点として、また開聞岳登山者の宿泊所などとしても、長い間、広く住民の方々に利用されてまいりましたが、平成18年にやむなく閉館をいたしております。これまで、跡地利活用策としてPFI方式を採用しての利活用策を検討してまいりましたが、この方式では民間企業の参入が困難であることから、PFI事業を断念して一般公募を行うこととしておりましたが、これまでの経緯と現状についてお尋ねをいたします。

次、3点目に、子育て支援策についてお尋ねをいたします。国においては平成27年度から子ども・子育て支援新制度の本格的施行を目指しておりますが、新保育制度で子育てはどのように変化していくのか。市町村が主体となっているのか。新しい制度ではどのように子育て支援を変えようとしているのか。また、保護者の不安についてはどのようなものがあるのか。

もう1点については、子育て支援策の中で、学童保育を行っておりますが、この学童保育の利用状況について、現在、どのような状況になっているのかお尋ねをいたしまして1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 市有地と岩崎産業株式会社の所有地と、等価交換して取得した土地についての質問をいただきました。

等価交換により取得した開聞中学校北側のグラウンドに面した土地につきましては、長年、懸案でございました。通学、その生徒の安全を確保するための歩道として整備を行い、残地につきましては開聞中学校の駐車場として利用しているところでございます。いずれにしても、保護者や学校関係者から長年にわたり要望のあったこととございます。ほかの2か所の土地、すなわち開聞中学校南側道路向かい側、中学校南側岩屋付近につきましては、現在のところ利用はしておりませんが、中学校に隣接しており、将来の活用が見込まれているところでございます。

子育て支援，幼稚園・保育園の一体化，今後の子育ての保護者の不安材料，それはないのかという趣旨の質問でございました。

平成27年度から本格的に実施予定の子ども・子育て支援新制度になりましたも，手続きの時期や流れが大きく変わるものではございません。まず，幼稚園を希望される場合ですけれども，これまでどおり幼稚園に直接申し込みをしていただき，幼稚園を通じて利用のための認定を市に申請し，市から幼稚園を通じて認定証が交付され，その後，幼稚園と契約をすることになります。一方，保育園を希望される場合も，これまでどおり市に利用希望の申込みをしていただくとともに，保育の必要性の認定申請もしていただくことになります。その後，市から認定証が交付され，市が申請者の希望や保育所の状況などにより利用調整を行い，利用先が決定後契約となることになります。保育料につきましても，現行の負担水準や保護者の所得に応じて，国が定める基準を上限として，本市の実情などに応じて定めてまいります。また，全ての保育所，幼稚園が認定こども園に変わるのではなく，それぞれの保育所，幼稚園の意向と地域の需要と供給，子ども・子育て会議の意見等をお聴きしながら，総合的に判断してまいりたいと思います。詳細につきましては，今後，開催予定の子ども・子育て会議の中で，子育て中の保護者や子育て支援関連の関係者の皆様に，ご意見をいただきながら協議してまいりたいと思っております。

以下，いただきました質問等については，関係部長等が答弁いたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） かいもん荘跡地の利活用策についての，これまでの取組についてのご質問でございますけれども，かいもん荘につきましては，旧開聞町が合併前の平成10年度に建替等検討委員会を組織して検討を開始し，平成12年度からは建設推進会議において検討を続けてきておりました。合併後の新市においては，従来の公設公営方式では，他の国民宿舎の運営状況や本市の財政状況などに鑑みて，非常に厳しい状況であるという判断をしたため，平成18年度からPFIにより事業導入について調査をいたしております。しかしながら，民間から見ると採算面での事業成立が大変厳しいという調査結果が出ましたので，PFIの導入を断念しております。そこで，既存施設の解体や100人規模の宿泊施設，及び100人程度の宴会場を建設することなどを条件に，土地の無償貸付というスキームで，平成20年11月から12月にかけて，第1回目の公募を実施いたしましたけれども，残念ながら応募者はございませんでした。その後，国の緊急経済対策の一環といたしまして，地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されたことから，この交付金を活用しまして，平成21年10月から翌年2月にかけて既存施設の解体をし，更地になっているところでございます。そして，平成22年2月から3月にかけて，第2回目の公募を更地で30年間無償貸付けをし，宿泊施設及び宴会場の規模は自由提案とするという条件で行ったところ，1社の応募があったところですが，選定委員会において出された資金計画などの疑義について，明確な回答が得られなかったことから，平成22年12月に審査を打ち切っております。そこで，再度，泉源の維持補修

に関する費用について、事業者負担の軽減を図るとともに、登録受付期間を平成24年6月1日から10月1日の4か月間に拡大し、市のホームページや建設新聞に掲載するなどして3回目の公募を実施いたしましたけれども、これも応募者がなかったという状況でございます。

○健康福祉部長（下敷領正） 子育て支援策につきまして、本市の学童保育の現状についての質問をいただきました。

学童保育は労働の事情により昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している、おおむね10歳未満の児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るために、保護者に代わって行う保育のことで、県の放課後健全育成事業を活用しまして、実施をいたしているところでございます。このような中、本市では保育所6か所、幼稚園2か所の合計8か所で学童保育を実施しており、登録人員は、8か所の平均で約33名、全体で270名となっているところでございます。また、年間250日以上、1日平均3時間以上、長期休暇等は1日8時間以上の開所、年間の平均登録児童数が10名以上という県の補助基準に満たない3か所の保育所につきましては、子育て支援の観点から、市独自の保育所地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを実施いたしているところでございます。

○4番議員（井元伸明） それではですね、2回目の等価交換についてお尋ねをさせていただきますが、これは先ほど説明の中ではですね、開聞中学校の北側の歩道が地域住民のPTA関係者の方から長年の整備の要望というか、そういう話があったというのは、お話は伺っております。そういう状況の中です、今回の通常、等価交換の在り方について、ちょっとお尋ねをさせていただきますが、同じような等価交換について、同じような価値や価格の等しいものを交換するということではありますが、それと重要と供給が合致することが第一条件であり、価値観も同等であるとされております。そこでお伺いいたしますが、今回、この等価交換に至ったですね、経緯について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○総務部長（高野重夫） この土地交換に係る経緯についてでございますけれども、平成5年9月ごろから旧開聞町において町道松原田和田園線の拡幅改良工事に関連して、開聞中学校前歩道整備の用地交渉が始まっているものでございます。その交渉の中で、平成10年3月ごろから今回と同じ3対3の土地交換という内容の交渉が始まり、その後、交渉は紆余曲折があったようではありますが、最終的には土地の評価額などについて双方の合意が得られず、平成16年7月に物別れとなり、その後は進展もなく、新市に引き継がれているものであります。今回のと言いますか、土地の交換の交渉が始まった経緯につきましては、現豊留市長が岩崎産業の社長と会う機会があり、開聞中学校の歩道の整地問題を早急に解決したいという意向を伝えたところ、双方で交渉の窓口を設置し、解決に向けて前向きに交渉していこうということになったことから、平成22年6月から平成23年5月まで7回の事務レベルで協議を進めてきたところであります。その結果、開聞中学校前の歩道整備の用地の取得については、

旧開聞町時代からの土地交換の内容を基本として、指宿市所有のいぶすきゴルフクラブ内の山林等を等価交換に供することで、岩崎産業側と協議が整ったもので、また、その条件としていた岩崎産業の所有地の名義変更について、裁判による時効取得の全ての判決の確定が平成23年6月28日に出たことから、7月の臨時議会において名義変更について、財産の交換について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めて取得をしたものでございます。

○4 番議員（井元伸明） 状況については、おおむね我々もある程度は議会の方で説明をいただいたわけですが、そのですね、等価交換の基本協定書の内容について、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、このゴルフ場内の土地の評価価格とですね、併せて、中学校を挟んで両側にありますこの土地の当時の等価交換されたときですね、評価価格は幾らだったんでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 指宿市の所有する財産の評価額が1,424万8千円、岩崎産業の所有地の評価額の総額が1,424万8千円ということで同額でございます。これについては、当初、岩崎産業の土地の方が評価が2百数十万高いというような状況でございましたけれども、粘り強く交渉をして、同額ということで同意をしたというふうに伺っております。

○4 番議員（井元伸明） それではですね、その評価価格は今の岩崎さん側が当時200万円ほど高かったという説明でありましたけど、この高かったという評価価格の根拠についてはですね、この鹿児島市真砂町48の2の有限会社福井総合鑑定所というところをお願いしたと思うんですが、ここは指宿市側がお願いしたと思うんですが、それでよろしいんですかね。

○総務部長（高野重夫） はい、指宿市の方でお願いしております、この鑑定者につきましては、指宿市の固定資産税の評価とか、そういう部分で県の価格といいますか、そういうような評価をする指宿の担当でもございました。

○4 番議員（井元伸明） そこでですね、ちょっと先ほどもちょっと総務部長の方から説明がありましたけどですね、経緯についてちょっとお尋ねしたときにですね、当時の開聞町です、企画建設課のですね、申し送り書というんですかね、この書類があるということをおも初めてこれ、見せてもらったんですが、これ、ちょっとご紹介いたしますとですね、平成5年度からですね、先ほど言いました町道松原田和田園線拡幅改良工事の用地交渉から始まり現時点まで数回の交渉を重ねてきましたという文章で、当初、1筆買いに固執してききましたが、交渉過程の中で土地交換をお願いされ、次に金銭での土地売買契約が示され、紆余曲折しながら交渉し、現在では、指宿観光株式会社所有5か所、等価交換のときは3か所になっておりましたけれども、当時は5か所ということで、計1万7,258㎡と開聞町所有地の3か所、これは交換した面積とほとんど変わりません。の2万3,749㎡との交換について、双方の土地評価の検討を含めて交渉中ですということでもあります。この中で見ますとですね、当時、平成17年6月10日現在という形で日付けが入っておりますが、これを見ますとですね、指宿の、

書いたときの所有してありましたゴルフ場内の土地、あるいはその周辺の土地の面積はですね、3か所17筆ですかね、これが2万3,749㎡ということで、これはほぼ面積も変わりはありません。代わりにですね、岩崎産業側が示されたですね、5か所というか、これが3か所の部分は、今度、等価交換に入っていた部分ですけども、その下にですね、鬼取の1筆、津見崎9筆というのがございます。この抜けた面積がですね、約ですね、約じゃありませんけども2か所の面積が10筆で1万538㎡、約1町歩あります。当時の評価価格でですね、1,580万7千円とありますが、今回の交渉の中ではですね、これが全然、完全に抜け落ちておりますけども、この無くなった、この交渉の過程でですね、無くなったと思うんですが、なぜこれを削除されたのか。どうせ、先ほども合併うんぬんという話が言いましたように、合併時にこういうのを引き継ぎをされておられると思うんですが、なぜこれが2筆が当時、まるっきり説明もないまま抜けて交渉されたのか、その経緯についてちょっとお伺いをいたします。

○総務部長（高野重夫） 2筆につきましては、多分、花瀬望比公園の駐車場用地の部分であると思っておりますが、その部分については、評価額に基づき購入という形になっております。

○4番議員（井元伸明） それは後で調べましたら、花瀬公園のですね、駐車場で、後で市が購入した土地であるということは私も最近、知ることができましたけれども、それに至った経緯は、なぜこういう、交渉の過程でどういう話をなされてですね、先ほどありましたように、市長がトップ会談というか、岩崎さんとの話で、歩道の部分が話がいくようになった、これは本当にありがたいことだろうと思うんですよ。今まで、歴代の首長さんがですね、いろいろと相談されて、交渉してもなかなかまとまらなかったのが、まとまったのは、本当にありがたいことなんです。開聞町時代に交渉を長年続けて、できなかったのが、これだけ抜け落ちて、あえてこれをですね、684万9,700円で購入をされているんですよ。この花瀬公園の2筆についてはですね。これを含めて言わせていただきますとですね、ここの駐車場用地というか、ここは長年3月の27日ですかね、あそこで慰霊祭が執り行われております。非常に貴重な大事な部分であろうということで、長年、開聞町時代から求めたい、交換したいということで、ゴルフ場の用地を含めてですね、何回か交渉された経緯があるように書いてありますけれども、そういうのを踏まえてもですね、なぜここを抜けて市民の税金で684万9,700円というのを、追い金を負ってまでですね、買わなければならなかったのかですね、その最大の原因というか、理由は何であったのかですね。お示しをいただきたいと思います。

○総務部長（高野重夫） 土地の交換、契約というものについては、お互いに合意の上でなければ話が進みません。そのようなことから、花瀬望比公園を含めた土地の交換については、評価額が折り合わずに、その部分については別途購入という形でさせていただきました。購入につきましても、㎡当たり650円という価格でございますので、妥当なものであるというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） それなら申し上げますけど、㎡650円で安く買ったということですが、当初ですね、この申し送り書にある中ですね、金額で、鑑定の評価というのは、花瀬公園は1,500円で見積もっているんですよ。それをですね、650円で買ったから安いだろうと言いたいのだろうとは思いますが、あえて、この場所を聞きますと、今もう、ここに参加される、全国からいろんな方が、関係者が見えておられますけども、今、大方の方がですね、高齢者ということで、そういう状況の中では年々参拝、参加される方も少なくなっている状況でもあるというふうにお聞きをしております。そういう中で、買うのであれば、もうちょっと今の駐車場を、ちょっと幾らか、岩崎さんの土地だということ、お借りはしていたようですけども、その部分だけで、最小限必要な面積だけでよかったんじゃないですか。敢えてこういう全部の、もともと土地交換をやるうとしてあった申し送りがあったにもかかわらず、ここだけを抜いて、市民の貴重な税金でですね、684万9,700円というのを投じたのか、本当に理解できないんですが、改めて、ひとつ答弁をお願いします。

○副市長（渡瀬貴久） 確か、平成23年の7月の臨時議会に、この土地の交換、花瀬望比公園、それから土地の交換と花瀬望比公園の土地と、それから市道松ヶ窪線でしたか、の道路用地の購入について議案を提出し、確か、議案質疑の中でこれまでの経緯等についてのご質疑もあり、また、委員会付託をされて十分に審議をされる中において可決されたものであるというふうに、私は理解しております。その中で、ただいまのご質問のありました件についても、私が答弁したような記憶が残っておりますので、再度、その部分について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、土地の交換については、確か平成5年に開聞町の方でも用地交渉が始まりました。当時、3対3の土地のことで話が進められていってございました。評価額につきましては、そのころの評価というのについて、評価の方法と評価額に相当の開きがあったわけです。評価の方法について、旧開聞町においては精通価格、いわゆる土地に詳しい方がその土地を評価をしていくという精通価格で評価をし、一方で岩崎さんの方は、それは不動産鑑定評価に基づく評価ではないだろうというようなことで、話がなかなか先に進まず、その後、花瀬の望比公園の土地についても、2筆ですけれども、これを3対5でもって、考えてみませんかという交渉を行ったわけですが、平成16年に物別れとなっております。その上で、私どもは当初のまず3対3の土地の交換についての交渉を始めたわけです。交渉も確か7・8回の交渉にわたったわけですが、そういう中において評価の方法について、精通価格による評価ではなくて、やはり不動産鑑定士、とりわけ指宿市の場合、ゴルフ場用地も含めた固定資産の評価も行っているわけですから、そういう方に不動産鑑定もお願いをしようというようなことで、不動産鑑定もお願いしたわけでございます。評価については、先ほど総務部長の方からも話がありましたけれども、3対3であっても岩崎の方が更に200万円ほど高かったというようなこともございました。しかしながら、やはり、ここの中学校の歩道整備並びに

将来的に禍根を残さないように、望比公園の駐車場用地、これについても岩崎さんの方から借りてはおります。なお、その土地の駐車場の部分だけではなくて、現在、慰霊灯も造っておりますけれども、慰霊灯を建てたいというような方々も、今でも続いておりますし、また、保安林として指定されている部分、その部分も岩崎さんの土地でございましたので、ここをやはり将来的な望比公園の公園整備用地ということでも取得していった方がいいだろうというような考え方で、この土地については購入という金額で行ったわけでございます。

いずれにいたしましても、この土地の交換については、岩崎さんの所有地、いろいろ指宿市においても、まだまだ用地交渉を粘り強く続けていかなければならないところがございます。一つの土地の交換というだけではなくて、指宿市が長年の懸案となっている事項について、それを相対的というふうに申しませうか、その中で、交渉を続けていくことにおいて、解決ができていくものだろうというふうに考えています。用地交渉が粘り強い交渉というのは、非常に大切なわけでございまして、中には数年かかるもの、あるいは10何年かかってもなかなか交渉に至らないもの等もあるわけでございます。そういった部分をご理解いただきたいと思います。私が当時の交渉の窓口でございましたので、説明をさせていただきました。

○4 番議員（井元伸明） 説明はですね、大方、我々もそのときにお聞きしたと思うんですが、当時は開聞中学校の歩道整備をですね、早急に夏休み中にやりたいと、とにかくそういう思いが強いというのを感じましたので、これは土地の広い、狭いとかいうのも、思いはみんなあったと思うんですが、中学校の生徒さん方がですね、事故のないように、安心・安全の通学ができるようにということで、最優先に、みんないろんな形で賛成したことは、本当に私も記憶にありますけれども、先ほども当初申し上げましたようにですね、合併時の思い、引継ぎというのは、どういう形で捉えているのか。あるいはこういう引継書があるのにも関わらず、今、渡瀬副市長は窓口であったということでは言われましたけれども、開聞の方々の、開聞町の思いというのは、どういうふうに感じて交渉されたんですか。

○副市長（渡瀬貴久） 望比公園の土地も含めた用地交渉を行っているということは分かっております。そういうことも含めまして、当時の岩崎産業のゴルフ用地の地代についても、2万円台であったものが一時20万円になったりというようなことも含めまして、旧開聞町時代における、この用地交渉における在り方というものについては、認識した上で交渉を続けております。

○4 番議員（井元伸明） そういうのを認識してですね、交渉を続けたのであればですね、交渉の過程というのはいろいろ、その時々によっていろいろ違うんでしょうけど、今まで交渉がうまくいかなかったのがうまくいったからよしということであったにしてもですね、やっぱし、こういう思いは大事にさせていただきたかったなと思うんですが。

それともう1点はですね、この問題については、開聞町時代からですね、いろんな中で

は、この開聞の一周道路とかけあわせてですね、一周道路をするために、一周道路を何とかしようやという思いの中でですね、貴重な、最後の最後の命綱と申しますかですね、それがこの開聞ゴルフ場内の土地であったというふうにお聞きしておりますが、交渉する中ではそのような認識があつて交渉されたのかどうか、お尋ねをいたします。

○副市長（渡瀬貴久） 開聞一周道路につきましては、これも長年の懸案でございます。交渉の過程で当初の交渉の段階で、これも触れました。その際に、開聞岳一周道路については、道路の線形について、山麓公園内の岩崎産業の今後の土地利用計画と、整合するように協議をしていきたいと考えているというような申し出もございましたので、その計画調整等に相当の期間を要するということから、その交渉の中においては、開聞岳一周道路と直接結びつくような処理をしていくことはしなかったわけでございます。しかしながら、その後も鹿児島県の仲介等もございまして、開聞岳一周道路については、鋭意、現在も交渉を続けているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 鋭意努力をされているのは、本当にずっとやってほしいんですが、この開聞町時代から一生懸命交渉する中では、砦というか、このゴルフ場の土地がないと、一周道路は無理だよなという思いが非常に強かったようにお聞きしておりますけども、そこあたりがですね、やっぱり、人が変われば、物が変われば、やっぱり、違う考えになってくるのは、もういたしかたないことであろうかと思えますけど、やっぱり、当時の思いをですね、何とか、ある程度理解していきながらですね、やっていただきたかったと思うんですが、こういう中でのですね、今回の土地交換の、等価交換とかがありましたけど、多くの、私については、もう済んだことということではありましたけれども、この前にもですね、私もこの開聞町の当初の交換の話題の中では、3対5というのがあったということでありましたので、我々が説明を受けたのは、もう3対3の状況でありましたのでですね、これでは、ちょっと状況が違うのかなということでここでお聞きしておりますので、一応、ご理解いただいでですね、次の質問に入っていきますが、長年、開聞町ではこれが実現しなかったわけですが、当時ですね、市長が一生懸命交渉の窓口にあたったということで、歩道の件でということでありましたが、当時、指宿市が一番ほしかった土地、お願いしたかったのは、この開聞中学校下の歩道の部分、37.8㎡だけではなかったんですか。

○市長（豊留悦男） 合併後の経緯から多くの市民が合併していいことはないという、それが皮切りで様々な質問をいただいております。実にじくじたる思いがすると同時に、責任も感じております。合併という、やはり均衡ある発展という、その観点で議員が様々な質問をいただいておりますけれども、当時、そして現実、今です。今を直視し、正しく判断をしてほしいと思っております。いぶすきゴルフクラブのあのコースを、言うならば、いわゆるそれを切り札として岩崎さんとの交渉に当たるべきだというようなことですが、そういうことで交渉をしてきたから、これまでできなかったわけでありまして。胸襟を開いて、指宿

市のために、開聞町のために、開聞中学校の生徒の登下校の安全のために、どちらが大切だったのかという、当時の判断はとても重く、そして保護者や生徒に喜ばれ、この土地の問題が解決したときには、恐らく開聞町の方々も、もちろん学校関係者もですけれども、良かったという判断があっただろうと思います。そういう意味で、正しく判断をし、見ていただきたいと言ったわけでございます。わずか37.8㎡のためという、決してそれは違うと、私はここで確信を持って議員に申し上げたい。体育祭のときの、あの道路の混雑、警察官のあの交通整理、駐車場の整理、議員もご存じだと思いますけれども、体育祭の途中で、何遍となく放送が繰り返され、これではいけないという多くの保護者の声があったのも事実でございます。登下校の安全、スクールゾーン委員会が出された、毎年出されていたこの歩道でございました。もし、それが解決できずに、生徒に事故があったり、いろいろしたら、これこそ行政が責任を負わなくてはなりません。何よりも、この土地の等価交換というのは、公平であり、透明性があり、そういう意味で第三者に預け、そして皆さんに納得いただける形で議会で承認をいただいたものであります。今回、様々な理由で議員がいろいろとご質問をしていらっしゃると思いますが、やはり、ここはその当時に帰って、正しく判断をし、見ていただきたい、そういう思いが強いところであります。

○4番議員（井元伸明） それではですね、今、るる説明いただきましたので、最後にお伺いしますが、今後ですね、この跡地利用について伺いますが、等価交換して間もなく3年になろうとしております。一部はですね、グラウンドに隣接する土地は、きれいに整備をされて駐車場として年何回が利用されている状況であります。あと北側の土地2か所についてはですね、そのままの状況であります。これは市民の大事な財産でもあります。早急なですね、有効活用が必要ではないかと思われておりますが、跡地の利活用については、現在、どのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） 岩崎産業株式会社との等価交換により取得した土地の活用につきまして、開聞中学校北側のグラウンドに面した土地につきましては、引き続き駐車場用地として利用してまいりたいと考えております。また、現在利用していない2か所、開聞中学校南側の道路の向かい側の土地、それから岩屋付近の土地につきましては、市道に隣接しており、将来の市道拡幅の用地として、また、開聞中学校やかいもん山麓ふれあい公園にも隣接している土地でありますので、例えば、中学校の行事やイベント、ふれあい公園のイベントの臨時駐車場等として活用できないか検討しているところでございます。

○4番議員（井元伸明） それでは、この等価交換についてはですね、これで質問は終わらせていただきますが、関連してですね、このいぶすきゴルフクラブについてちょっとお伺いをさせていただきます。このオープン当初にはですね、ゴルフ場内には先ほど等価交換で出てきました土地等がありますね、ほかにも何か所かあったようでございます。当時ですね、町長名義によるゴルフの会員権が存在しておりました。しかし、この会員権はですね、

町長が変われば、そのたびに名義変更をしなければならないものということで、なかなか利用できにくい状況であったようでございます。名義変更をすれば、1回につき20万円程度経費が係るということで、なかなか使用されない会員権であったようでもありますけど、これも大事な市の財産であろうかと思しますので、この会員権の行方、今現在はどのように管理をされているのか、ひとつお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） いぶすきゴルフクラブ会員権につきましては、行財政改革に基づく未利用財産の処分、歳入の確保として平成24年1月に売却をしております。このいぶすきゴルフクラブ会員権については、いぶすきゴルフクラブがオープンした昭和43年に、旧開聞町が当時の町長名義の個人会員権として購入をしております。次の開聞町長のときに、昭和62年3月に1回だけ名義変更がされております。その後、合併までに町長が3人変わりましたが、名義の書換えについては手数料が1回につき20万円かかることから、名義変更がされておりました。また、必要な年会費が1万5千円かかりますけれども、その年会費についても支払いをされておりました。そのようなことから、長らく使用休止の状態となっております。会員権が、個人の会員権であり、法人会員権ではありませんので、権利の行使は名義人本人しかできないことから、顧問弁護士にも相談しまして、今後の利用計画がないのであれば、早く処分した方がいいという指導を受け、名義人本人からも名義変更及び譲渡に係る一切の事項について委任の承諾を受けていたことから、歳入確保の面も考慮の上、検討し売却したものでございます。

○4番議員（井元伸明） 手短かに答弁をお願いしたいんですが、これ、幾らで売却されたんでしょうかね。

○総務部長（高野重夫） 当時額面50万円で購入したので、136万5千円で売却しております。

○4番議員（井元伸明） もう1点ですね、市長が非常に岩崎さんとトップ会談というか、それで非常にすばらしい成果を収めたということでありますので、あえてですね、市長にお尋ねをしたいんですが、これからですね、指宿市は国際観光保養都市としてですね、一生懸命いろいろなものに頑張っていかなければならないと思うんですが、特に指宿観光の目玉の一つでもあります砂むしですね、砂楽、周辺の整備については、今後、整備が行われてまいります指宿海岸の整備状況も国の直轄事業としてですね、進んでまいります。この周辺整備の中です、砂むしの隣接する土地があります、偕楽園というのがありますが、これは、現在、岩崎さんの所有になっていると思うんですが、せっかくですので、市長がお話できる状態のときがですね、一番いいのかなと思うんですが、私有地も市内にあちこちたくさん、今保有をしているようですので、これと併せてですね、売却なり、あるいは交換できるような話はできないのか、ひとつ最後に、この点についてはお伺いをいたします。

○市長（豊留悦男） やはり、岩崎産業、指宿いわさきホテルを含めて、市の観光の発展のために尽くしていただいたことは、私が言うまでもございません。岩崎さんはそういう意味で、

今回のワールドカップの事前合宿を含め、指宿の発展のためにいろいろと努力をしていただきました。しかし、土地問題、そして砂むしの横の偕楽園の問題、駅前の問題、微妙な関係がたくさんございました。そういう意味で、私は誠意を尽くして話し合いをし、指宿の思いを聞いていただいたところでございます。ホテル偕楽園の用地を含め、市内に多くの用地が保有しておりますけれども、開聞中学校前の歩道用地、その他、いろいろな事業に必要な岩崎さんの土地がございます。協力をいただかなければできないわけでございます。そういう意味で、今、ご質問をいただきましたホテル偕楽園の用地だろうと思っておりますけれども、本年度事業着手が決定されております、指宿港海岸の保全施設整備事業の進捗に併せて、今後、砂むしを含む摺ヶ浜一带の背後地の整備を考えると、必要であればまた協議をし、検討しなければならないと思っております。

○4番議員（井元伸明） ひとつ前向きによろしくお願いをしたいと思っております。

それではですね、時間もありませんので、国民宿舎かいもん荘についてお尋ねをいたしますが、これは合併協議とですね、当時の合併協議の中と第一次総合振興計画の中では、このかいもん荘の建替えについては必要性を認め、推進するという事になっていたことは事実であります。このことについて、市長は23年の9月議会の一般質問の答弁の中では、必要性は認めつつも実現は厳しい旨の答弁をされております。その時点の約束は再建できるということで、当時の開聞町民は納得したわけであって、これがいかなる理由があろうともですね、実現に向けて頑張っていかなければならないと思うのは当たり前のことじゃないかと思われまます。これらを踏まえてですね、市長はこの合併協議での約束、当時、是非造ってほしいという約束をされた旨のですね、このことについて現状を踏まえてですね、どのように考えておられるのか、思っておられるのか、ひとつ伺いをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、かいもん荘跡地についての合併時の協議についてご説明をいたしますけれども、かいもん荘につきましては、合併協議会の産業振興部会で協議がなされております。そして、砂むし会館砂楽や、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんと同様に、各施設において行える業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法については、新市において検討するというふうに調整されております。かいもん荘は、先ほども議員も申しあげましたように、昭和36年の開設以来、平成19年6月30日に閉館するまで約半世紀にわたり、開聞岳や東シナ海の大自然を楽しめる絶景の宿として、開聞観光の中核を担ってきた非常に重要な施設であったかと思っております。登山客からは、リーズナブルな価格で安心して宿泊できる施設として高い評価を得ており、また、開聞地域、特に川尻区の皆さんからは、結婚式や宴会、宿泊等で利用されておりました。新市で引き継いだものの、残念ながら老朽化したために平成19年に安全面も考慮し、閉館をいたしております。そして、そのことを踏まえて、第一次総合振興計画においても、跡地利用の取組のために民間活力の導入等を検討するとして、先ほども申しあげましたがPFI事業、これを実

際やっております。その中で、PFI事業の中で、前提条件として事業を試算したときに、指宿市が毎年度5,000万円の財政赤字、要するに持ち出しをして、なおかつ、そういう条件の中で民間が進出するかということで、いろいろな方法で試算をしております。その結果、指宿市が5,000万円出したとしても民間事業としてはバリフマネーということで、いい結果は得られないというような状況でありましたので、市としてはそういう5,000万円を出しても、なおかつ民間が厳しいというような状況でしたので、PRI事業というものは一旦そこであきらめたわけです。しかしながら、先ほども申し上げましたように、合併時のそういう約束というものを真剣に取り組んでいくためには、やはり、じゃ、次の手段ということで、先ほども答弁いたしましたけれども、1回目無償貸与、そして2回目はあの取壊しに関しましても、約8,000万円ほどの財源を投入をして取り壊しております。更地にして、そして民間事業者が進出しやすいような条件をつけたわけですがけれども、なかなかそれもうまくいかなかったと。そして、今に至っているわけですがけれども、今現在、私どもの方としても、やはりその実現に向けて、何らかのまた次の手段を打たなければならないということで、今現在、4回目の公募に向けての整理をしております。その内容につきましては、やはりこれまでの条件等をそのまま出すのでは、なかなか新たな公募というものは出てこないだろうということで、今現在、内部の泉源等も含めまして、様々な応募の方法等も検討をしているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） このことについてはですね、先ほども旧開聞町時代に建替えの検討委員会なりをつくって、いろいろ模索をしておられたようなような答弁もありましたけど、これもですね、合併直前でありましてけれどもですね、開聞町としてどのように今後したらいいかということで、先進地を研修、調査しようということで、これは福岡県の山鹿のですね、マリンテラスあしやというところに研修調査に行っておられるようです。そこに行きましたところ、当時、これ、公営の宿舎が毎年3億円ぐらいの赤字が出ていたということで、このままじゃどうしようもないということで、どうしようかということで、その後、その後ですね、あしやの方も国民休暇村協会の方にですね、打診をして、これを委託してほしいということでお願いをしたら、その当時、国民休暇村の方でもですね、お引受けしましょうということで受けていただいて、全面改装、建替え等を含めてやって、今現在ではですね、建替えてから2・3年後にはもう黒字経営に転換したという話があるということで、こういう方法があるのであれば、かいもん荘も何らかの火の目を見るんじゃないかということで、当時ですね、わざわざ設計図までこしらえてですね、合併当時、これも何か引継ぎをされたような話も聞いておりますけれども、この合併当時のこの図面の引継ぎの事実があるのか。まして、それを受けてのですね、現在の状況であるのか。その辺について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもの引継ぎの中では、その図面等についての引継ぎがあった

ということは、今現在では把握はしておりません。

○4 番議員（井元伸明） これはですね、合併してすぐ、まだ新たな市長が誕生する前に、当時の建設部長にですね、こういうのがありますので、ちゃんとやって下さいよということで、申し送りをしたということでちゃんと聞いているんですが、合併時にありませんでしたと、今答弁でしたけれどもですね、本当はないのかどうか、改めてお伺いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほども申しあげましたように、合併協議会では各それぞれの部会の中で、新たな新市の施策というものを検討しております。その中で、このかいもん荘につきましては、産業振興部会で協議を行っており、その協議結果としましては、先ほど申しあげましたように、各それぞれの砂楽とか、ヘルシーランド、レジャーセンター、そういう施設と同様に現行のとおり新市に引き継ぐと。なお、運営方法については、新市において検討するというような調整で引き継いでいるというのが現実だというふうに認識しております。

○4 番議員（井元伸明） それではですね、これは産業振興部会で、話では出てきていないということですので、私はこの図面を当時の建設部長にですね、渡したという方からちょっと話を聞いておりますので、今後、調査をしていただいてですね、事実関係を明らかにしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもの引き継ぎ資料ではそういうふうになっておりましたけれども、議員おっしゃるような事実というものがあるということであれば、それを調査し、なおかつそういう新たな、また、かいもん荘の建設に向けた手段というものが出てくるのであればですね、今おっしゃった提案というものも、今後、選択肢の一つとして、かいもん荘復活に向けてのですね、取組をしていきたいというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） こういう話をする中でですね、跡地の活用についてはですね、4点ほど申し上げますと、開聞岳登山者の宿泊所としてですね、リピーターが非常に多かったということを知っております。お客さんが安心して、安価で泊まれる、気楽に宿泊所として提供をされていたようでございます。そういう施設であること、そのほかにですね、地元出身者が帰って来られたときにですね、大方の方が、既に帰っても家がない、人がいないということで、泊まる場所がない。指宿市内にはたくさんホテル・旅館もありますけど、そこまではちょっと遠いという方々がですね、やっぱり近くで安心して、懐かしさも含めてですね、利用できる場所であってほしいということ。それと、地元の敬老会等もいろいろと行われておりましたので、そういう方々がですね、手軽に、やっぱり利用できるような施設であってほしい。こうすることにおいて、今、市が進めております健幸のまちづくりにも大いに寄与できるんじゃないかということでもあります。それと、地元の特産品等の販売ができれば、なおいいんじゃないかということでもありますので、併せて検討いただくことをお願いして、最後の子育て支援センターについてはですね、学童保育について、来年よりですね、今現在、お

おむね小学校3年生までとなっておりますが、これが6年生までとなるようにお聞きしておりますが、そうなってきた場合のですね、対応策というのを、何かお考えなんでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 放課後児童クラブの対象は、おむね10歳未満の児童となっておりますが、現在でも、健全育成上指導を要する場合など、小学校4年生以上の児童も対象にすることができることとなっているところでございます。この対象が平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、小学校6年生までに拡充されることとなっているところでございます。本市におきましては、現在でも8か所の放課後児童クラブのうち6か所で、約50名の4年生以上の児童を受け入れていただいているところでございます。今後につきましては、これから開催されます、

○議長（新宮領進） 簡潔に願います。

○健康福祉部長（下敷領正） 子ども・子育て会議での協議や、現在、放課後児童クラブ等を実施していただいております保育所・幼稚園の意見を伺い、引き続き安全面に十分配慮し実施できるよう、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○16番議員（木原繁昭） おはようございます。16番木原です。通告してしました件につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、道路の安全対策についてですが、インフラ整備というのは市民の皆様が生活していく上で、大変重要なものでございます。電気、ガス、水道、電話、学校、病院等、諸々のインフラに、現代は電話通信が発達した形でITインフラも重要な時代になってまいりました。昔ながらの交通インフラ、その基盤となります道路の整備は、今も変わらぬ大切なインフラであります。私、前にも国道226号等の歩道の拡幅、安全対策の更なる延長、早期実現をお願いしているところであります。エアバッグ、シートベルト、ブレーキの性能アップ等の車の安全対策向上や、道路の拡幅、歩道の整備等により、全国の統計でございますが、交通事故死者数は1970年最高の1万6,765人より、昨年2013年は13年連続減の4,373人と、最高時の4分の1近くまで減少しており、喜ばしいことでございます。指宿市も更なる交通事故の減少を目指して、道路整備が必要かと思ひ、今回、主に指宿市道についてお伺いさせていただきます。

聞くとところによりますと、市道の総延長は570kmほどだということですが、毎年の根本的な整備は10kmほどと伺いました。単純に計算しますと、現在の予算では根本的な整備はなか

なかできないということになるかと思いますが、そのような状況の中、今まで仮舗装状態で車の増えた現在、傷みがひどく、補修では無理だ、根本的にやり直しを急がなければならないところなどあるかと思いますが、今、その現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、なのはな館についてですが、3月議会で前総務部長よりの答弁で、今後は市で活用することを前提に、県と協議をしていくつもりです。県の方からは今後のスケジュールを含めた明確な利活用プランの提示と、財政的な支援を求める場合は、県が支援する根拠の提示を求められていますことから、検討委員会でまとめられた利活用プランとその収支計画などを基に、県に対して必要な財政計画を求めていきたいと考えているところですのでということです。そういうことですので、現在の活用状況と利活用検討委員会開催期間や、その後のスケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

三つ目の指宿港海岸整備についてです。去る3月20日に平成26年度予算が国会で承認され、3月28日の国土交通省のプレス発表をもって指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が正式に決定いたしました。長い間にわたりこの事業採択に一生懸命頑張ってくださいました内外の皆様にご心より感謝申し上げます。指宿の安全と今後の観光、産業等に大きな良い影響があるのではと期待いたすところでございます。ただ、完成までにはこれから10年にわたるといふことで、できるだけ早くという気持ちでございますが、完成までの今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 道路の安全対策、道路の維持、管理、改修等の現状についてご質問をいただきました。

現在、市道は943路線、議員がご指摘のように延長が約570kmあるところでございます。老朽化による舗装の傷みや、側溝の機能が不十分な箇所など、整備が必要な箇所があることは認識しております。これらの道路の改善につきましては、毎年、各地区から改修、改良の要望が上げられている中、過疎地域自立促進計画に基づき、過疎債等の有利な起債を利用し、年次的に改修、改良整備を進めるとともに、定期的な道路パトロールで、道路の不良箇所の早期発見に努め、補修・修繕等の工事による対策で道路の安全対策を図っているところでございます。

次の指宿港海岸について、今後のスケジュールでございます。指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業は、本年度を初年度とし平成35年度までの10年間、総額120億円で計画された防災対策と環境・利用面が調和する海岸づくりを目指す事業でございます。事業化決定を受け、本当にこれからがスタートでございます。今後、現地での詳細な測量及び調査等が実施され、施設構成や環境・景観への配慮につきましても、地元の意見を十分に取り入れた整備を実施する旨伺っておりますので、市といたしましても、これまでと同様、国・県・推進協

議会など、関係機関と連携を深め、事業遂行に努めたいと考えているところでございます。

なお、国からは年次ごとのスケジュールについては、詳細な施設構成等未確定な部分が多いことから示されてはおりませんが、本年度調査設計を実施し、早ければ来年度から海岸への影響が一番大きい潮流を抑制するために整備する、突堤・離岸堤から着手し、その後、護岸・養浜の順の施工となるだろうと聞いております。

以下、いただきました質問等については、部長等が答弁いたします。

○総務部長（高野重夫） なのはな館の利活用の状況についてのご質問であります。なのはな館は、体育館、芝生広場、遊歩道、ジョギングコースなど、施設の一部を開放しております。平成25年度の利用者数でございますが、体育館は2万2,094人、芝生広場は2万2,973人となっております。使用料が必要な有料施設は体育館のみであり、平成25年度の使用料収入は51万7,820円となっております。

なお、平成25年度の維持管理費については、警備、植栽管理、施設・設備保守、施設管理、人件費等の委託料と、電気・水道・電話代等を合わせて、3,520万円となっております。平成26年度につきましては、昨年度に引き続き県が部分開放を行っている状況であります。

また、第1回目の検討委員会は、どういった状況であったかということでございますけれども、5月27日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。1回目は、これまでの経緯と今後の委員会のスケジュールなどを説明し、実際になのはな館の現地を見ていただきました。また、今後の検討委員会ではどのような流れになるのかということでございますけれども、11月末を目処に、あと4回の検討委員会を開催する予定です。ゼロベースからスタートし、市民目線、民間の視点から、なのはな館の強み、弱みを抽出した上で、様々なアイデアをご検討いただき、新しい視点から魅力あるなのはな館の具体的な利活用案をまとめていく予定でございます。その中で、維持管理費、運営費の問題も慎重に検討しながら、その実効性、現実性について検討してまいりたいと考えております。

○16番議員（木原繁昭） 引き続き道路の維持管理改善についてお伺いいたします。

人が幸せと感じるにはどんなことがあるかと考えた場合、まちがきれいで気持ちがいい、暮らす上で生活空間が安心・安全で、ある程度満足できるものである、ストレスがあまりないというのも、一つの要素ではないかと思えます。我々議員には、市民の皆様よりいろいろな要望や、また、苦情も伺います。市や社会への不満を聞くのも我々の大きな仕事の一つだと思っております。しかし、できることなら、不平不満のあまりない、気持のいい、できるだけ満足できる社会であってほしいものです。住民の要望の中で最も多いのが道路等に関する要望であります。市としてもその要望の多さは感じているのではと思えます。昨日、同僚議員の質疑の中にも、岩本の篤姫ロードと言われましたか、区分帯が消えていて危険だという話もあったようです。このように、道路に関する改善要望はどのようなものがあるのか。また、どのくらいあるのかお伺いいたします。

- 建設部長（三窪義孝） 現在、過疎地域自立促進計画で把握しております整備予定路線は239路線で、概算事業費として63億円となっております。
- 16番議員（木原繁昭） 毎年市民から要望がどんどん上がってくるんじゃないかと思いますが、上がってきた要望が積み上がっているのか。場合によっては良くなって改善している分が多くて減っているのか。その辺の状況はどうなんでしょうか。
- 建設部長（三窪義孝） 確かに市内全域からご要望を毎年いただいております。それと、建設の方でもその整備については毎年逐次やっておりますけれども、どうしても、舗装にしましても老朽化しますので、その分が増えていっている状態であります。
- 16番議員（木原繁昭） 当然老朽化するわけですが、その部分が積みがっていくというのか、増えていくという捉え方でいいのでしょうか。ということは、このままの予算ではどンドンドンドン状況が悪くなっていくということも考えられると思いますけれども、その辺についてはどのように思っているのでしょうか。
- 建設部長（三窪義孝） 道路整備予算につきましては、これまでも市の財政状況を勘案し、過疎地域自立促進計画に基づき過疎債等の有利な起債を利用し、年次的に整備に努めてきているところであります。また、平成25年度から国の道路施設老朽化対策として、舗装の傷みの激しい路線については、社会資本整備総合交付金の事業の対象となりましたので、平成26年度には古賀線ほか4路線を整備することにしております。今後も限られた予算の中で地域の安全・安心の確保、生活環境の向上を図るため、道路整備予算を確保し、道路整備に取り組んでいきたいと思っております。
- 16番議員（木原繁昭） 年次的に改善して、今までいっている部分と、また今度26年度からは多くできるようになっていくんじゃないかという答弁でしたですが、今からそういう予定があって、道路というのは市民からいろいろ要望を受けていますけれども、今までよりは市民が満足できるような状態になると考えていらっしゃるのでしょうか。予算の関係がものすごく大きい要素になるかと思えますけれども。
- 建設部長（三窪義孝） 道路整備予算につきましては、平成26年度は約7億9,400万、平成25年度が5億4,300万でしたので、46%の伸びとなっております。また、国の方でもこの老朽化した社会資本であります橋梁を含めた道路整備方針につきまして、平成25年度を国の方でもメンテナンス元年と位置付けまして、地方自治体が抱える人不足、技術力不足、予算不足の課題を克服するため、道路メンテナンス会議を設置し、今後、国・県は多方面にわたって支援していくということでもあります。したがって、今後とも道路整備に取り組んでいきたいと思っております。
- 16番議員（木原繁昭） 46%の伸びということで、国も、これからも力を入れていくということで期待をいたしたいと思えます。市民もまたそのような形で整備されると、大変喜んで満足できるものになっていくのではないかと期待しております。

ロードミラーも比較的要望も多いんですが、ロードミラーはあちこち大分増えてきてですね、要望を出しても割と早くつけていただいて、嬉しいことに早くつけていただいているんですが、ロードミラーというのは交換等、また、新設等、1年にどのくらい数があるんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 現在、ロードミラーの設置要望については、19か所要望がきておりまして、本年度の予算の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○16番議員（木原繁昭） 現在、19か所きているけど、それも全部本年度の予算でできそうだが、要望の分はできそうだといいことだ、大変いいことだと思います。

例えば25年度でしたら、数としては、交換の部分もあるだろうし、新設の分でどのくらいの数なんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 申し訳ございません。手元にちょっとその資料を持っておりません。また、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○16番議員（木原繁昭） では、よろしく願いいたします。

あと、場合によっては、ガードレール等の要望も来ているんじゃないかと思います。ガードレールの下で草刈りして、草刈機でちょっと傷がついて腐った、腐れやすくて、見た目は立っているけれどもぐらぐらするとか、その辺の点検とか、それによって点検をしたり改善をしたりするのはどのくらいあるんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 交通安全施設等については、市で定期的に点検を行うとともに、市民の方や各地区の公民館長さん方からご連絡をいただき、現地の確認を行っております。現在、要望といたしますか、そういう形で考えている部分が、今、ガードレールで4,054mほど要望がきているところでございます。

○16番議員（木原繁昭） 約4千メートルほど要望がきているという、これ、例えばすぐにはできないでしょうけれども、年にどのくらい、その要望をこなしていけるような状態なんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 一応、今年の整備予算が、平成25年度は当初予算ベースで950万円の予算でございまして、本年度は要望も多いことから250万円増額して1,200万円ですしております。その中で優先度の強いものから先に整備をしていくことになろうかと思っております。この交通安全施設の整備事業費につきましては、その財源は国からの交通安全対策特別交付金により充当されることとなります。この交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に当てるための財源として交付されております。指宿市の場合は、平成25年度807万5千円の充当がございまして、予算としては市の方ではそれを踏まえて950万円という形で予算化をして、交通安全施設の整備に取り組みましたけども、今年度はやはり、要望も多いということであるべく要望に応えたいということ

で、1,200万円という形で今年度は当初予算で整備をする予定であります。予算の範囲内でできるだけ整備をしていきたいというふうに考えております。

○16番議員（木原繁昭） 1,200万円ということですが、大体どのくらいできるか、何mくらいできるかということは分からないでしょうか、それで。

○総務部長（高野重夫） しばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（新宮領進） あともって答弁をいただきますので、質問を続行してください。

○16番議員（木原繁昭） 今、1,200万円で4kmの要望があつてどのくらいできるかと、今、回答をいただけるということですよ。

次の道路の付随物としての安全灯、安全灯はよく地区の方で、地区の地区費から充当したり、また市の補助が半分あるわけですけども、やっております、防犯灯はほとんど市が電気代等ももっていただくという形ですけども。それから、街路灯でございます。後ほど摺ヶ浜の街路灯のことも聞きたいと思つているところなんです、この安全灯、防犯灯の整備等は、住民からも結構あるんじゃないかと思つますけれども、どのような状況なんですか。

○総務部長（高野重夫） 市の方で設置します部分については、防犯灯という形でございます、通り会、商店街で設置していただく街路灯、それから地域の自治会で設置していただく安全灯、それから市が設置する防犯灯という形でございますけれども、現在、市の方には防犯灯の10基の設置要望が出されておまして、今年度対応する予定でございます。

○16番議員（木原繁昭） 安全灯、防犯灯等、安全灯なんか、今、LED化ですか、結構進んでいるようですけども、防犯灯の新しくつけるのなんかも、もうLEDで対応するんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） LEDで対応するようにしております。

○議長（新宮領進） 質問を続行してください。

○16番議員（木原繁昭） 街路灯の件でちょっと聞きたいんですが、摺ヶ浜のあるホテルの従業員の方から、観光のメイン地帯なのに街灯が少なくて暗い。何とかならないかという声をいただきました。観光のまち、温泉のまちとして指宿を売っていくには、確かに観光客の皆さんが摺ヶ浜通りの温泉地をぶらぶらと楽しむには、まちが暗過ぎて安全に欠ける、華やかさが無いではいけないと思つます。営業をしていない、先ほどちょっと出ましたけれども、偕楽園のあたりとか、元々街灯がないところや、あつてもその近くの店が閉じていたりしますと、その街灯が名前はあるんですが、街灯があるんですが、ついていないというところが見受けられますが、どのようになっているのか。それぞれの街灯には、看板もついていまして、そこに名前がついているんですが、それがオーナー制になっているのか、そういうことで電気代とか、そういうものもその看板のついていないオーナーが払う形で、その店がやらないと電気がついていないのか。その辺の事情をちょっと教えていただけたらと思つます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに通り会の中で街灯を設置している場合がございます。議員ご質問の摺ヶ浜につきましては、以前、あそこは砂むし温泉通り会ですかね、正式な法人の資格をもって、そして確か国の補助事業等を活用して整備をしたものだと思います。その後、通り会そのものは解散をし、今現在は任意の団体になっております。そういう中で、事業を廃止したり、通り会そのものが今でも存続しているのであれば、通り会の全体の予算の中でそういう電気代等を支払うということもできるでしょうけれども、今現在は通り会そのものがもう解散をして、しかも広告灯というのは、それぞれの個人で電気代を支払っているというのが現実なようでございます。

○議長（新宮領進） 先ほどの質問の答弁はできますか。どうですか。まだですか。質問を続行してください。

○16番議員（木原繁昭） それぞれのあれが、個人的に自分の店のところの電気代等ももってつけているということですが、少しこう、温泉指宿としてのメインのところでもありますので、何か、例えば、その通り会が場合によっては景気のよいところは隣と二つつけてもらうとか、どこかのその通り会にすぐないような病院の看板もあって、電気がついているところがございました。そういう直接その通り会でないメンバーの方といますか、市民の方、営業をなさっている方に、場合によってはそういう街灯のオーナーとなってもらって、つけてもらうようなことはできないのかお伺いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 基本的には先ほどから申し上げます、要するに道路に設置してある照明、これは防犯灯、安全灯、街路灯、3種類ございます。その中で、街路灯、商店街が設置した街路灯が仮に廃止された場合には、その設置されている場所が防犯灯として設置すべきような場所なのか、もしくは安全灯として設置すべき場所なのか。安全灯となれば地区の各自治体、そして防犯灯であれば市の方で維持管理をしていくということになりますけれども、やはりその設置された場所場所において、どこが管理をしていくのが望ましいのか、いうのを見て、そして、できる、我々、市としましては商店街の元々は財産の土地の占有を許可をもらって立てている照明器具ですので、必要に応じてそれぞれの自治公民館なら自治公民館、市なら市に、その照明器具を引き継いで、引き続き道路の安全を保っていただければありがたいというふうに考えております。

○16番議員（木原繁昭） 前は砂むし温泉通り会が、通り会という形で管理していたということで、その通り会が組織がなくなったという形で、個人的にと言っていますけれども、個人としてはその通り会のを譲り受けた形と言いますか、品物は借りているのか、どういう形になりますか、電気をつけて電気代を払っている形だという、今、言うことでしたけれども。先ほど言いました、私が言うのは、そういう形のままですね、どこかの病院のがございましたけれども、そういう形で市に広くオーナーを呼びかける。例えば、安全灯にしてくれと言っても、全体の今まで街路灯で地区としては負担がなかったのに、安全灯にすればみんなで

負担をしなけりゃならない。やっぱり商店のそういうお店が、それなりに利益も得ていることでしょうし、これまでどおりできるだけ今の形でやってくれという気持ちもあるんじゃないかと思いますので、場合によっては、だから、さっき言う病院のがあったりしますし、また、その隣のもうちで、うちの宣伝をつけてもらったら、つけてもいいとか、宣伝を外して街灯だけということも考えられるかと思いますがけれども、その辺を働きかける気はないんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今、市では地区で設置している安全灯については、8月の電気料金の6倍、そして商店街が、通り会がつけている分については8月の電気代の4倍を市として補助しております。そういう中で、今現在、なかなか商店、昔ながらの通り会というものが今現在、解散をされつつ、商業が衰退してきている状況の中で、通り会そのものが消滅した、任意もなく、全くもう解散をしたというような状況も発生しておりますので、今後、要するに防犯灯は総務部、そして自治公民館の安全灯に対しては市民生活部、そして通り会としましては産業振興部と、市の組織に三つの部にまたがっておりますので、どこがということではないですけれども、今後、この三者の中で、市民の安全を確保するためにどういう手段が取れるかというものについては、協議をしていきたいというふうに産業振興部としては思っております。

○16番議員（木原繁昭） 摺ヶ浜の通りは、これから、先ほどの指宿港海岸保全の関係のあれも、これから進んでいかなければなりませんし、今、観光客のメインの通りでございますので、何とかその辺を、市の方としても間に立ってと言いますか、その辺の形を是非強力に進めていただいて、観光客の皆様が歩きやすい、また明るい指宿の温泉街となっていくことを期待しているところであります。是非その辺を、先ほど回答があったようなものですけども、これから強力に進めていただきたいと思います。

次は、摺ヶ浜の子宝ロードについてお伺いいたします。元湯がある通りでございます。元湯は神経痛とか、昔からよく湯治に来ていたところでございます。子供がなかなかできない方、ご婦人が元湯に浸かると子供を授かったとか。その近くにある若宮神社は別名子宝神社とも言われているようでございます。そのところに、何年か前にですね、道路がちょっと色のいい、肌色よりちょっと明るいような感じの、私の肌色より明るい感じですね、肌色みたいな道路ができてはいるんですが、道路を造っていただいたのはあれですが、ちょっと急激に傷んでいるような気もします。この名前は子宝ロードでいいんでしょうかと思いますが、まるき屋から若宮神社とちょっと聞いておりますけれども、整備された経緯で、まるき屋から若宮神社でいいのかどうか、その距離がですね。どこからどこまでということと、何mぐらいあるのか。それを改善するにあたり総額幾らかかり、何らかの県の補助とか、そういう国の補助とかあってできたのか。そのような財源等についても教えていただけたらと思います。

○建設部長（三窪義孝） 摺ヶ浜の子宝ロードについてのご質問ですが、本路線は、県道下里湊宮ヶ浜線から若宮神社まで通じる市道釣ヶ迫摺公園線で、通称、子宝ロードと呼ばれております。当路線は、昔の湯治場であったいぶすき元湯温泉付近と、子宝に恵まれるという若宮神社、砂むし温泉砂楽を結び、旅情に浸れる散策の場をつくるため、昔風レトロ調を基本コンセプトとして整備されたものであります。実施に当っては、地元住民や通り会の意見を聴き、舗装材料や表面色の検討を重ねまして、現在、施工されている自然色玉砂利舗装に決定し、平成21年7月に完成しております。この事業は魅力ある観光地づくりの中の市の提案事業としてなされ、これも起債事業で施工したものであります。

○議長（新宮領進） 先ほどの答弁ですか。保留になっております答弁をいただきます。

○総務部長（高野重夫） 大変失礼いたしました。先ほどの交通安全施設の整備についてでございますけれども、平成25年度の実績がガードレールが443m、カーブミラーが17本、区画線が5,111mの整備の実績がございます。これらの実績以上に今年度1,200万円の予算の中で、危険箇所の高いロードミラー、ガードレール、区画線の整備をしていくことになろうかと思っております。

○16番議員（木原繁昭） ガードレールの件は要望は4kmということで、なかなか届かないところがありますが、是非これからもガードレールの場合は、場合によってはかなり安全に影響しますので、その辺のことはこれから、その要望に対してどのように考えて、何とか、もう少し整備できる、早く整備できるようにしたいとか、このぐらいだったら大丈夫とか、その辺の考えはどうなんですかね。10分の1ぐらいしかないんですが。

○総務部長（高野重夫） 予算の範囲の中で、より危険性の高い部分を現地調査をしながら決定して、整備してまいりたいと考えております。

○16番議員（木原繁昭） 子宝ロードの件なんですが、21年7月にできたということですが、21年7月とおっしゃいましたよね。今、まだ、今ちょうど、もうすぐ丸5年ということでしょうか。今、見てみますとですね、20年ぐらいたったんだろかという感じなんですよ。それで、レトロ調で自然な感じで、最初、できたときはそんな感じで大変良かったんだと思います。付近の住民等にもどういふのがいいかということで相談して、そのレトロ調のちょっと肌色じみたのがいいということでお願いしたということでしたけれども、こんなに早く傷むとは思っていなかったと。それで、何とかしてくれないかということをおっしゃっているんですが、その辺、端的に言いまして、何か今、近いうちに何とかしたいという考えはあるんでしょうか。考えていますか。予定が立ちそうでしょうか。

○建設部長（三窪義孝） この市道釣ヶ迫摺公園線につきましては、観光資源を生かした道路整備として計画され、景観にも配慮した工法で施工されたところですが、今、議員おっしゃるように気象や交通条件等により、徐々に細粒部分が摩耗し、玉砂利が露出されて飛散している状況が見受けられ、我々といたしましては予想以上に劣化が進んでいる状況だと思ってお

ります。補修については、いろんな方法があるんですけども、今現在、そういう特殊舗装ですので、業者からいろいろ意見を聴いたりしてですね、その後、この道路の補修については地元とですね、また、補修方法についての協議をしていきたいと思っております。

○16番議員（木原繁昭） あのような状態ですので、地元と協議してということもあるんですけども、すぐ壊れてはいけないし、また、結構メインの道路でもありますし、観光的に言いますと元湯ですか、元湯の通りとして、そのように、そういう観光的な意味もあり、子宝ロードとして整備したわけですので、これは、先ほど、例えば、話の中で補助金等の話が出なかったんですけど、過疎債とか、そういうのを使ってやられたんですかね。

○建設部長（三窪義孝） そのとおり起債であります。

○16番議員（木原繁昭） 地元も早くしてくれというのはございますので、是非、地元と、地元の皆さんと相談して、できるだけ早くやっていこうという、そのような考えとしてはございますでしょうか。できるだけ早く整備を行いたいという、予算がこの前、作ったばかりで、なかなか大変なんですけども。その辺、作ったばかりのところ、また、過疎債とか使えるんでしょうか。それとも全部一般財源で、普通の一般財源でやらなければならないということになるんでしょうか。

○建設部長（三窪義孝） その補修につきましては、今現在、地区民の方々にいろいろ協力をしていただいております。市においても、そういうくぼみの補修や玉砂利清掃・除去作業を行っているところですが、年々、その劣化が進んでいますので、早急に整備をしていきたいと。その過疎債が使えるかどうかは、また、県の方ともいろいろ相談をしていきたいと思っております。

○16番議員（木原繁昭） 改正品確法・業法についてという記事が5月30日の建設通信新聞にありました。ちょっと読ませていただきますが、2012年12月の中央道上り線笹子トンネルの天井落下事故等もありまして、それなりにしっかりとしたものを造らなければいけないということもあって、この法律の改正ということも関係あるのかと思うことでしたが、公共工事の品質確保の促進に関する法律品確法の改正案と建設業法等の一部を改正する法律案が、29日の、5月30日のあれですが、29日の衆議院本会議で全会一致で可決成立した。改正品確法では公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保・育成を基本理念に据えるとともに、発注者の責務として規定、その実現のために多様な入札契約方式の導入を位置付けた。また、建設業法などの改正で品確法の基本理念の具現化を目指し、ダンピング受注防止への対策強化、企業や業界団体による担い手の確保・育成などが実行されることになる。品確法は公布と同日に施行し、建設業法などは一部を除き1年以内の施行となる。改正品確法では、基本理念に災害対応を含む地域維持の担い手確保やダンピング受注の防止、公共工事の従事者に対する労働環境の改善なども新たに織り込んだ。また、基本理念を実行することを発注者の責務として位置づけ、その方法として市場の実態を反映した予定価格の設定、入札不

調、不落時の見積もり活用方式の実施、低入札価格調査基準制度や最低制限価格制度の導入、適切な工期設定や設計変更の実施などを上げた。さらに、地域の実情や事業の特性に応じた多様な入札契約方式を選択できるようにし、技術提案、交渉方式による受注者が必要とする金額の契約や、複数年契約や複数工事の一括発注などによる採算性の向上などを目指す。各発注者がこうした方法を取り入れて、入札契約制度を改善することで受注者の適正な利潤の確保につなげてもらう。こうして理念を各発注者で実行できるよう、国が今後自治体や事業者の意見を聴き、運用指針の作成に入るといって出ておりましたけれども、これは発注者は受注者に立派なものを造っていただくために、技術の向上、担い手の育成をなささい、考えなささい、少しコストは高く掛かっても、長持ちがし、引いてはそのことで社会の利益になるというようなことではないかと思いますが、どのように考えますでしょうか。できれば造ったものが長持ちすることが市としても利益になるんじゃないかと私は考えるんですが、そのようなことはどのように考えますでしょうか。

○建設部長（三窪義孝） 今、議員がおっしゃったとおりでありまして、我々の建設事業はその品確法に規定に基づいて仕事をやっております。たまたま今回の、たまたまと言うのはおかしいですけども、この子宝ロードの整備につきましては、指宿市でも私の記憶する限りでは初めての舗装構成だったと思います。そのときに、住民の方といろいろとお話をさせていただいたんですけども、景観的に配慮するという基本的なコンセプトがありまして、ただ、その景観的には配慮をされた工法でありましたけれども、結果的に今5年でこういう状態になっておりますので、我々としては、その採用をする時点でもう少し慎重に、あらゆる角度から検討すべきだったとは思っております。

○16番議員（木原繁昭） 次は、なのはな館についてお聞きいたします。利活用委員会を開き、これからいろいろ考えるのでしようが、市の方として提案と言いますか、例えば、中央公民館の機能をここに移すとか、子育て、昨日の質問者の中にも出てきましたけれども、子育て支援センター、親子ふれあいルーム等、利用したいとか考えていること等がありますのでしようか。市としてこういうことをやりたいと、利活用委員会に提案するような形はあるんでしょうか。

○市長（豊留悦男） なのはな館の活用につきましては、議員が今、例としてお話しなさったように、全ての選択肢を考えながら、市民に納得いただける、そして今後、市の行政課題を解決する一つの方策として活用をしてまいりたいと思います。

○16番議員（木原繁昭） 先の3月議会で、同僚議員のなのはな館の処理や利用は、県がやるべきではないか。建物は使わないなら、元に復して土地を返してくれと県に言うべきではないかというような質疑に対し、市長は答弁で、なのはな館建設の経緯、これについて私が申し上げるべきでもありません。指宿地域振興のためにあの場所をどうするのかということで、県が市と一緒にあって、市が特に誘致をお願いした経緯もあります。そのおかげであの

地区が大きく変わり、ご覧のとおりであります。県は12・3年しかたっていない、しかも69億掛けた施設を壊すことはできない。それが前提であると、県民感情、県民の目がうるさい。69億掛けて、すぐ壊すのか。そういうことはできないという前提だということでした。県に対して、使わないのなら壊して、すぐ返せと言うのは、市長としても言えなかったという要旨の答弁もございました。指宿市はこれからも県に協力を得、力を合わせていかなければならないので、壊して土地を返せと言えなかった、言わなかった。このことはお互いのこれからの良い関係のためにも分別ある対応だと思っております。市として有効活用を考えるのは良いとしても、その前提にですね、例え無償でも市が譲り受けるのは、恐ろしいほどのリスクを伴う行為だと私は思っております。あの美術的、芸術的に考えた場合、あの造形はすばらしいものがあるのは事実でしょう。しかしながら、最初からいろいろな雨漏りなど修理費がかさむ。また、その特異な形状でありますので、冷暖房、照明等の光熱費やその他の維持など、これからもいろいろなことが心配されます。昨日も覗かせていただきましたが、体育館も少し雨漏りがしていました。また、これは使わない方向なのかもしれませんが、屋内ゲートボール場においては、壁際のあちこちで内天井が落下し、雨漏りがジャージャーというほどの感じでした。その他のところでも、雨どいの鎖のところに雨水が落ちて来ないで、壁を伝ってどんどん水が落ちているところもありました。多分、桜島の灰や木の葉などで天井の排水溝入口が塞がれ、場合によっては屋上の一部がプール状態のところがあるのかもしれない。これからも、あの施設の維持にはかなりの労力と経費を要することが危惧されます。これに対しての認識はどうなんでしょうか。これから調べるということかもしれませんけれども。

○総務部長（高野重夫） 市で活用するとした場合、専門家による施設保全調査を市の調査で依頼し、その結果、県が予定している施設補修や機器交換箇所のほかに補修・交換が必要と考えられる箇所がある場合は、市が引き渡しを受ける前に県で補修・交換をしっかりと行っていただき、後年度における市の負担が必要以上に大きくならないようにしていきたいと考えております。また、検討委員会で取りまとめられた利活用プランに基づいて、運営費、維持管理費などを試算した上で、県に対し財政的な支援も求めてまいりたいと考えております。

○16番議員（木原繁昭） 後年度の負担というのは、例えば、壊すこととか。今、きれいにしたとしても、新しいうちで、最初から修理とかあったわけですよね。それを今、きれいに直したとしてもすぐまた修理も出てき、維持費といえますか、その維持するための費用も、すぐ出てきそうな気もするんですけども、その辺の負担も県にお願いする形を考えているんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 市で活用するとした場合ということで、検討委員会の中でいろいろ利活用案をこれから取りまとめていくことにしております。その中で、運営費、維持管理費などを試算した上で、県についても協議をして、財政的な支援についても求めてまいりたい

というふうに考えております。

○16番議員（木原繁昭） 今、県が管理委託していて、25年度でしたか、3,520万円ほど掛かっていると先ほどの答弁にございましたけれども、指宿市の持ち物になった場合、県がいろんな面で財政的な援助をしてくれるようお願いしたいというんですけれども、逆に県民は指宿市の持ち物になったのに、なぜ県が出すのかということになるのではないかと思います。現在、県の持ち物でもありますし、指宿市が管理を担い、県民誰でも使える部分を残すことで、これからは管理料の県負担や維持補修費を県に出していただくというようなことは考えて行けないもんなんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 市が活用するとした場合でも、やはりそこは市民に限るのではなく、広く県民、県外の人も利用することもあろうかと思えます。その上で、利活用検討委員会が出された案をもとに、いろいろな利活用をする中で、当然、市の方が負担する部分もありますでしょうし、県の方をお願いする部分も出てくるかと思えます。今後の利活用のやり方次第で、県の方をお願いする部分が出てくると思っております。

○16番議員（木原繁昭） 私の言うのはですね、指宿市が引き取る形じゃなくてですね、県の持ち物のまま、その利活用を考えるということをなぜ考えないかということなんです。もし、例えば、なかなか難しいということになっても、手放すと、元々県のものでしたので、県の方の持ち物のまま、指宿が使う。そうなる、使わせていただく。そうなる、県民も、またそれは県が補助を出すということにも納得できるんじゃないかと思えます。その辺のことを聞いているんですが。

○総務部長（高野重夫） 県の所有のままで使用するとなると、例えば、利活用検討委員会でのいろいろな意見が出されて、大規模な改修や改造費が出てきた場合などに、市の施設と市の今ある施設の代替施設として活用するとした場合に、自由な改造や改修をかけられない状況が出てくる可能性もありますし、県は平成22年3月の行財政改革特別委員会で、当施設の一部の利用者について、利用者が指宿市に偏っており、多くの市町村が同種の類似のサービスを提供している実態、高齢者の生きがいづくり、社会参加等の全県的な取組の在り方を考慮すると、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないというようなことで、指宿市又は民間への譲渡を基本に検討するという方向性が出されておりますので、その中では、県は譲渡の方向で検討がなされたところでございます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時08分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） こんにちは。18番新川床金春です。通告に従い、一般質問をさせ

ていただきます。

1番目のなのはな館問題について。3月議会でなのはな館の解体費と利活用検討委員会について一般質問をさせていただきました。そのときの答弁で、なのはな館について多大の経費が掛かる旨の答弁があり、そのことについても大きな疑念を持っているところです。また、解体費や大規模な修繕、維持・修理に関する調査をし、協議したいとの答弁でした。これまで、この問題に関する市の基本的な姿勢は、解体費の負担がないことが条件で、市の財政負担が発生するのであれば譲渡は受けないとの答弁をいただきましたが、そこで伺いますが、これまで3年間の基本姿勢と食い違いますが、どうなったのか市長に伺います。

2番目のなのはな館利活用検討委員会について伺います。先月、検討委員会が開催されたということですが、メンバーはどうなっているのか。また、これから問題を協議するために、市として既に独自の活用案があるのか。そして、どのようなスケジュールで活用案を進めていくのか伺います。

2番目の子育て支援策について伺います。先ほど同僚議員も伺いましたけれども、現在、小学校1年生から3年生まで学童事業を行っておりますが、指宿市では8施設でやっているということですが、定員の状況はどうかお伺いいたします。

国の子育て支援策の拡充で、学童保育事業の内容が来年度から一部変わります。これまでの低学年だけだったのを高学年も見るということになりますが、指宿はどのような対策を講じていく計画なのか伺いいたします。

3番目のスクールゾーンの整備状況について伺います。教育委員会から4年間のスクールゾーンの現状の書類をいただきました。4年間の危険箇所の整備状況はどうなっているのか伺います。

開聞中学校周辺の歩道整備について。先ほども同僚議員が、開聞中学校の子供たちの安全のために、土地の等価交換までして市道松原田和田園線の整備ができたということをおっしゃいました。開聞中学校には川尻方面のスクールゾーンもあります。私は2年前の6月議会で開聞地区、仙田地区の市道の歩道未整備区間の整備はどうなっているのか。早急にするべきじゃないかということをおっしゃいました。開聞中学校の生徒及び一般市民、特に子供の尊い命を守るため、薩摩富士荘側の歩道整備はいつまでに取り組むのか、市長に伺いました。すると市長は、学校教員を生業としてので、議員以上に危機感、安全性について認識していると自負していました。それから既に2年が経過しましたが、いまだに歩道は未整備です。計画はどのようになっているのか伺いまして、一般質問の1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） なのはな館の件でございます。

なのはな館が解体されることになった場合、その費用については約8億円ほどとされております。この解体費につきましては、市にとって大きな財政負担となることから、平成23年9月の県議会におきましては、施設譲渡契約時に負担割合は別途協議して定める旨を市と確

認したいと考えているとの答弁がなされたところであります。今年度、市ではなのはな館利活用検討委員会を設置いたしました。今後、様々な視点から新たな利活用案について議論を深めていく中で、維持管理費の削減等についても検討を加えていただく予定でございます。新たな活用プラン等がまとまりましたら、県に対しても何らかの財政支援を求めてまいりたいと考えております。

学童保育についてでございます。本市では、県の放課後健全育成事業を活用し、保育所6か所、幼稚園2か所の合計8か所で、放課後児童クラブを実施しており、登録人員は全体で270名、1か所平均で約33名となっております。また、3か所の保育所については、県の補助基準である年間の平均登録児童数が10名以上で、開所日数が年間250日以上、1日平均3時間以上、長期休暇等は1日8時間以上に満たないために、市独自の保育所地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを実施しているところでございます。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁いたします。

○総務部長（高野重夫） なのはな館利活用検討委員会にどのような活用案を提示するのかのご質問をいただきました。

なのはな館利活用検討委員会は、学識経験者1名、関係団体の代表者10名、公募による委員4名、計15名の市民を代表する方々で構成された委員会であります。1回目を5月27日に開催し、これまでのなのはな館に係る経過の説明を行い、実際になのはな館の現状を視察していただきました。市ではなのはな館の利活用につきまして、これまでの議会答弁の中でも文化・芸術、更には健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設という一定のコンセプトをお示ししてきたところではございますが、検討委員会の中では、まずゼロベースからスタートし、高齢者交流施設という枠にとらわれるのではなく、市民目線、民間の視点から様々なアイデアを検討していくとの方針が出されました。したがって、今後は新しい視点から議論が進められ、魅力あるなのはな館の具体的な利活用案が検討されていくこととなります。その中で、利活用案の実効性、現実性について市の考え方も含めて、更に吟味されていくものと考えております。この後、11月末を目途にあと4回、検討委員会を開催する予定でございます。検討委員会が出されましたいろいろな意見を集約し、1月、2月には利活用の構想案をまとめる計画でございます。

○健康福祉部長（下敷領正） 学童保育事業の内容が来年度から一部変わるが、指宿市はどのような対策を講ずる計画なのかというご質問をいただきました。

放課後児童クラブの対象は、現在、おおむね10歳未満の児童となっておりますが、子供も子育て支援制度におきましては、小学校6年生までに拡充されることとなっております。また、現在でも健全育成上指導を要する場合、小学校4年生以上の児童も対象にすることができるとなっており、本市におきましても、8か所の放課後児童クラブのうち6か所で、約50名の4年生以上の児童を受け入れていただいているところでございます。平成27年4月からスタ

ートする予定の子ども・子育て支援新制度の対応につきましては、これから開催してまいります子ども・子育て会議での協議や、現在、放課後児童クラブを実施していただいている、保育所・幼稚園の意見を伺い、引き続き安全面に十分配慮し、実施できるよう協議、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○教育部長（浜島勝義） スクールゾーンの4年間の危険箇所の整備状況についてでございます。

通学路上の危険箇所につきましては、各学校で行われるスクールゾーン委員会などで取り上げられたり、教育委員会が中心となって通学路合同点検を行うなどして、これまで関係機関と対策を協議してまいりました。その結果、年次的に改善・改良がなされてきております。その例を幾つか挙げてみますと、鏡池の張り出し歩道が一部崩れていましたが、改修されております。浄敬会館前に信号機が新設されております。山川支所前交差点では、歩行者用信号が片方しかなかったため、もう一方にも増設されております。宮ヶ浜国道沿いの歩道にガードパイプが設置されております。丹波小周辺がゾーン30の設定に備えてカラー舗装化されております。丹波小から丹波川沿いにまっすぐ下った、県道下里湊宮ヶ浜線に横断歩道が新設されております。県道岩本開聞線の後迫組近くの交差点が改良され、小学生が道路を横断しやすくなっております。その上の方にあります農協新西方支所から県道に出る三叉路も交差点改良され、横断歩道を渡る際の見通しが良くなっております。大成小学校前の横断歩道の人溜まりの部分に、ポストコーンが設置されております。道の駅いぶすき手前の国道に減速のための道路標示がなされております。幸屋の交差点には交差点の存在を知らせる看板が設置されております。また、今後は丹波小近くの踏切の拡張工事や二反田川から秋元交差点までの道路改良工事などが予定されております。幸屋の交差点では信号機の設置を現在要望中であります。大園原交差点も改良計画があると聞いております。このように、国や県、警察との連携を図りながら、整備改良が進められてきているところでございます。

続きまして、開聞中学校周辺の歩道整備について、南側門前の歩道整備の件でございます。

教育委員会としましては、平成24年8月に、まず、開聞中学校のPTA三役会に参加しまして、歩道設置に関する意向の確認を行っております。そこでは、ここ数年、PTA等で南門側の歩道設置について、直接話題になったことはないとのことでしたが、歩道が設置されるに越したことはないとの意見でした。そのとき、地権者との交渉がかなり難しいとの話を聞かされました。学校側としましては、自転車通学生に対しまして、登校時も下校時も歩道が設置されている側を押して通行するように、引き続き指導していくとのことでした。その後、旧開聞町時代に直接用地交渉にあたった方から、当時の経緯について話を聞いております。ここでも地権者との交渉は難しいと聞いております。さらに、地域の区長会等に参加をしまして意見を聴いております。ここでも、市が直接交渉しても無理だという助言をいただ

いております。その後、地域の方に直接地権者と話をさせていただきましたが、やはり厳しい状況であり、今、市が直接交渉しても逆効果だという意見をいただいております。このような経緯を踏まえ、地権者との交渉につきましては、しばらく様子を見た方がいいという結論に達したところでございます。

○18番議員（新川床金春） それでは、なのはな館問題について伺います。

市の財政負担があったら受けないということでした。3月議会の答弁で、多少の負担があったら受けるような答弁が聞こえてきて、私はびっくりしましたが、9月までは受けないということだったんですが、いつ頃から市の財政負担があっても受けることになったのか、市長にお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） なのはな館は、県や市が多額の財源を投じてきた施設であると同時に、菜の花マラソンや菜の花マーチなど、市の重要なイベントで活用されるなど、市政発展に大きく寄与してきた施設でございます。こうしたことから、この施設を最大限に有効活用するため、市の公共施設として活用する方法も含め、これまで検討を重ねてきたところでございます。しかしながら、休館からやがて3年が経過しようとする中で、有効な利用はなされないまま、観光都市指宿のイメージ低下も懸念される状況でございました。このようなことから、文化・芸術、更には健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設として使途を市の方で活用できないかということで、今年度、検討委員会を設置して検討をしているところでございます。

○18番議員（新川床金春） いつごろということでも聞いたんですけど、今年の2月、選挙がありました。市民はなのはな館問題について、解体費ということが市の負担になるというのを思っていたと思います。ですから、いつ、指宿市がこの施設を受けることになったのか。負担があっても受けるというふうにしたのはいつなのかと聞いていますので、総務部長、日にちをお願いします。

○総務部長（高野重夫） 先ほども答弁しましたように、なのはな館が休館してから3年が経過して、有効に活用されないまま観光指宿市のイメージ低下も懸念される状況があるということで、今年度の予算編成をしていく中で、何らかの、市が活用するとした場合はどのような方法が望ましいのかということで、予算編成をするなかで検討をしていくということに達したものでございます。

○18番議員（新川床金春） 市民は、2月の選挙で豊留市政を望んだんですよ。そのときには、この話はないんですよ。そして3月の定例会でこの話が出てきているんです。財政負担があると、市民に大手を振って言うてからですね、選挙に名乗りを上げれば良かったんですけど、選挙が終わった後の1か月後の本会議です、検討委員会を立ち上げる、そして負担があっても受けるんだということになっております。やっぱり、多くの市民も先ほどの同僚議員も言いました。解体費という多大な財政負担があるんですよ。だけどそれを豊留市

長が受けないということがあったから、たくさんの人の心をつかんで市長に再任されたと、私は思っています。やっぱり市民はですね、自分たちの生活が豊かであり、安全・安心で住める地域を望んでいるんですよ。このなののはな館というのは、鹿児島県が県内に高齢者交流センターを造りたいと。県内の自治体でどこか誘致しませんかという呼びかけをし、たくさんの自治体が手を上げて、その結果、指宿にできたと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 確かになののはな館の誘致につきましては、県内のいろいろな自治体で誘致合戦があったということは承知しております。市が譲渡を受ける場合、後年度に大きな財政負担があってはならないという考え方は変わっておりません。今後、市で活用するとした場合、どうすればよいかということを前提に、県と協議をしていくつもりでございますが、県からは今後のスケジュールを含めた明確な利活用プランの提示と、財政的な支援を求める場合は、県が支援する根拠の提示を求められていますことから、検討委員会でまとめられた利活用プランと、その収支計画などをもとに、県に対して必要な財政支援を求めていきたいと考えております。また、市へなののはな館を譲渡する際に、県において実施いたします施設の大規模改修につきましても、県が想定している箇所だけで、本当に十分なのかどうか、それを確認する必要もありまして、当初予算に施設の保全調査費を計上させていただきました。ですので、市の方でもしっかりと調査をした上で、必要な箇所についてはしっかりと県に対処をしていただきたいと考えているところでございます。また、一方でどうすれば施設の維持管理費等を抑えながら運営できるのか。例えば、不用な施設は使用しないとか、利用者にも維持管理にご協力をいただくとか、そういった方法についても検討委員会の中で委員の方々から広くいろいろな意見や、お知恵を出していただきながら検討してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 今、部長がですね、県内の自治体も手を上げたということを言っていただきました。市長は3月議会の同僚議員への答弁で、今日も同僚議員が言っていました。県は12、3年しか経過していない60億円掛けた施設を壊すことはできない。県民感情、県民の目がうるさいから解体できない。この施設は指宿が熱烈に誘致したから、県と一緒にできた。だったら、使用方法、活用方法の方策について県と話し合っていくというのが結果だったと答弁をしております。市長、指宿市も熱烈に誘致活動はしました。だけど、指宿だけじゃないんですよ。なのになぜ、県が解体できないからといって、指宿が受けるのかなと、私は残念でなりません。市長は、解体費8億円が後年度指宿の財政負担になることが明らかなのに、市民の目線、感情は感じないのかお伺いします。

○市長（豊留悦男） 市民の目線や感情を感じたからこういう決断をしたわけでございます。

○18番議員（新川床金春） 実際、なののはな館がすたれていくのは、私も地元にありますので、しのびないなとずっと見ております。だけれども、後年度にですね、財政負担があるのに、

県との約束が取り付けられないのに受けると。先ほども部長がですね、利活用法が決まった後に決めるということを言われました。だけど、解体費についてはですね、もう決めて、県が最終的には少ししか見てくれなかった場合には、市の負担になりますよね。市長と知事とのトップ会談でどのような交渉がなされたのか。解体についてどのような交渉がなされたのか伺います。

○市長（豊留悦男） 解体という言葉が非常に多く見られますけれども、いつ解体をするのか、どういう状況で解体をするのか、私にはなかなか理解できないところでございます。確かに、知事との話し合いの中で、様々なことを想定した話し合いがなされました。将来、なのはな館が解体されることになった場合、将来、その費用については、県の評価では8億円ほどだろうといわれております。この解体費について、市にとって大きな財政負担となることから、平成23年9月の県議会において施設譲渡契約時に負担割合は別途協議して定める旨を市と確認したいと考えているという、これは県議会ですけれども答弁がされております。そういう意味で、市民もそうでしょうけれども、なのはな館をどうすべきかということの検討委員会を進めながら、有効活用という方法、県が解体しないという、そういうことが前提であるならば、なのはな館を有効に活用する、そういうことが大切であろうということで、現在、この検討委員会を設置したところでございます。この検討委員会の中で、利活用等について様々な議論が深まっていくだろうと思います。その中でも維持管理費の削減等についても検討を加えていただく予定でございます。そういう意味から、新たな活用プラン等がまとまりましたら、県に対しても何らかの財政的な支援を、今後、お願いしていかなければならないと思います。

○18番議員（新川床金春） 今、市長が25年9月の県議会の話をされました。県議会の中で、県はなのはな館の維持補修費に相当な費用が掛かることは、もう認めていると。なのはな館を造ったのは県で、なのはな館を閉館した原因者も県であり、指宿ではありませんということを行った議員がおります。指宿としっかり誠意を持って協議していただきたいとの質問に対し、知事は県からの支援策として指宿市に無理な財政負担が生じないようにすることは当然であるので、今後の体制、仕組みづくりを考えていきたい。そして、それによってその条件は変わってまいります。そこらを精査しながら今後のことを考えるということですが、実際、鹿児島県から指宿市が無償譲渡した場合に、知事が変わって、県議会の議員も変わっていた場合に、それは何だと、解体費は私たちは知らないよということになりかねないかなと、私は危惧するから、解体費のことを言っているんです。あのような広大な敷地の中の建物、建物の大きさがですね、本館が4,900㎡、研修施設1,379㎡、健康増進施設1,037㎡、体育館990㎡、屋根付きゲートボール1,999㎡と、8,000㎡ほどの建物であります。これが譲渡を受けた後に、県が知らないよということになったら、私たちが、私が生きているかわかりませんが、そのときの解体費8億はですね、指宿の持ち出しになるんだと。鹿児島

県民のために造った県の施設を引き受けて、解体費は指宿のものになるのが心配だから、市長、そこはお願いできませんかと言っているんですよ。利活用してもいいんですよ。市民のために利活用しても、私は利活用していただきたいというのが本音であります。だけれども、いつかは解体しないとイケない。指宿が造った場合はその3分の1でいいかもしれない施設が、9,000㎡までの莫大な施設なんですよ。この施設の解体費8億は、私は県とのしっかりした交渉をし、確約を取るべきだと思っております。市長、私たちの時代じゃなく、子供たちの代に8億の財政負担がくるということが、私は危惧されるので質問しておりますけど、県知事と交渉する考えはないか伺います。

○市長（豊留悦男） この件につきましては、知事との話し合いで、もう数回話し合いをしております。そこで、先ほど県議会で答弁したこと、そのままを私の回答とさせていただきます。やはり、特異な形状の施設であり、様々な思いのある施設でもございます。そういう意味で、このなのはな館については県との話し合いを通じて、慎重になのはな館問題、そのための検討委員会を設置し、広く市民の声を取り入れながら、この活用方を練っているところでございます。知事が変わったら、県議が変わったら、それが反故になるのではないかと。私はそのようには考えておりません。

○18番議員（新川床金春） 市長、知事が変わったり、県議が変わったりしたら、そのようなことにならないということですけど、今、国で変わっていますがね。政権が変わって、過半数取った自民党がやりたい放題ですよ。今まではできなかったものをやる。要するにこのような現状を見ているので、私は心配しているんです。国民のためになる仕事はたくさんしております。その中でも、これはどうかなという問題もあります。ですから、口約束でしたらだめじゃないかなと。ですから、文書に残したり、文書に残すことができなかつたらですね、県の方では交付税で対応するという答弁を担当部長がしております。ですから、解体費も交付税でいただくことはできないのか伺います。

○市長（豊留悦男） 国政となのはな館の問題、大きなかい離があるような気がいたします。やはり、直面しているなのはな館、県と市の関係、これはいずれにせよ信頼関係で結ばなければならないところがございます。そういう意味で、これまで続けてきた県との協議、そして今後のなのはな館の管理運営、そして議員ご心配の解体に関する費用等については、政権の問題とは全く違う次元のこととございまして、私は信頼して県と協議を進める以外には、なのはな館問題の解決にはつながらないと思っております。

○18番議員（新川床金春） それでは伺います。仮にですよ、指宿市が検討委員会でこの施設は莫大な負担がかかると。指宿の財政ではできませんという回答が出て、引き受けなかった場合に、県が被る損害はどのくらいあるのか、部長、伺います。

○総務部長（高野重夫） もし、指宿市が引き受けなかった場合の県の損害ということですけども、引き受けなかった場合は、建物がそのまま残りますし、その活用によっては、当初の

利用の目的が少し制限されるかもしれませんが、施設としては県の保有のまま残るわけですので、県の損失というのは、そんなに、そんなにと言いますか、現時点では判断できないところでございます。施設自体は残るわけですので、全くそのまま損をするということはないと思います。

○18番議員（新川床金春） 同僚議員の中ではですね、あの施設は市の財政負担になるから、建物は更地にしてほしいという声もあるんですよ。私は使ってほしいと思うけど、そういう議員もたくさんおられます。更地にしたということは、更地に建物をしたということになると、県の解体費、それにその事業が短年度で終わったということで負担が発生しないのか。総務部長、伺います。

○総務部長（高野重夫） 仮になのはな館をまだ耐用年数が残っているうちに解体したとすれば、当初の事業費のかかったうちの、耐用年数の残存年数の部分が損失ということになるかと思えます。

○18番議員（新川床金春） 建物を壊した場合は、何も、あの建物を造るのに、国からの補助金とか、導入していると思えますけど、そういう問題は発生しないということによろしいのか伺います。

○総務部長（高野重夫） なのはな館は県の施設でございますので、どのような補助金を活用して整備したかは詳細は分かりませんが、通常のケースとして国庫補助を活用して整備をした場合で、その施設の用途を変更した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法の第22条に財産の処分の制限が設けられております。その中では、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換してはならないと明文化されておりますけれども、ただし書きで政令で定める場合はこの限りでないとなっております。各省庁に補助金に係る財産処分の承認基準が定められており、財産の処分をする場合は各大臣に対して財産処分の報告書を提出することによって承認があったものと見なされ、その場合には補助金の返還が不要となることもありますので、一概には答えられないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 分かりました。県議会ではですね、もう指宿がもらってくれるんだと。県議会ではお荷物が指宿のものになってくれるんだという議事録があるんですよ、もう全て指宿が受けてくれる。いつ受けてくれるんですかということになっているんですよ。県としては一日でも早く指宿に無償譲渡したい現状があるので、私は聞いたところなんです。200億の一般会計の指宿市が8億の負担をするのはどうなのかなということ、私は危惧しております。ですから、市長、このことについてはですね、慎重にしていきたいと思えます。

次に市長は3月議会と同僚議員の質問の答弁として、なのはな館問題はやはり大きな負担を抱え、市民生活に影響があるかもしれない。こういう判断というのは、判断が厳しいけれ

ども、私としては責任を逃れるつもりは全くありませんと答弁しています。市長、責任を取るといふことでよろしいのか伺います。

○市長（豊留悦男） 責任を取るといふ意味、どういう意味か私は理解に苦しみます。このなのはな館の問題については、私が市長に就任したときには、もう既にこの問題というのは発生をしておりました。ただ、県が壊さないといふのに壊せと、いや壊さない、壊せといふ、そういう議論では、なかなかこの問題は解決できませんでした。ですから、県との話し合いの中で、責任を持って解決をするといふ意味であります。

○18番議員（新川床金春） それでは、責任を持って解決するといふことで言われましたけれども、実際、この施設、建物といふのは、いつかは解体しないといけないといふことを、私は市長に伝えたいと思います。8億円が、県が8億円の中の幾ら見てくれるか分かりません。しかし、検討委員会が検討している間にですね、話が決着しないとですね、検討委員会も後年度負担がどれだけあるのか分からなくて決定ができないと思います。もし、私は8億円の解体費、この問題がですね、ずっとのしかかっていたんですよ。鹿児島県が試算したのが8億です。実際、まだ掛かるかもしれない。だけど、解体費について、私は心配しながら市長が3月議会で責任は逃れないと言ったから、すごいなど、それだけの意気込みがあるんだなどと、知事と解体について、まだ協議してくれるんだろうと思ってですね、いたところなんですけど、やっぱり、同僚議員の質問では、市長は現職中であろうが、退職であっても逃れるつもりはありませんと答弁しています。施設が老朽化して解体したときに、仮に指宿市が5億負担することになったときの、市民の負担だけでいいんですか。自分が決めた、自負しているんですよ。だったらどのくらいの思いで負担するのか、お願いします。

○市長（豊留悦男） 責任を取ることの重さを自覚していて、すごいなど、ありがたいこととございます。まさしくそのとおりでございます。3年後に建物の瑕疵によって解体をするとならば、当然、その責任は県にあらうかと思えます。30年後、40年後、50年後、様々な時期の解体の形態といふのは違うだろうと。だから、その時期といふのを先ほど申し上げました。なのはな館について解体費が8億円という言葉が先行して、その先に進まないわけでありませぬ。その8億円といふのが明後日なのか、来年なのか、または有効活用して10年、20年、その後なのか。ですから、そのときによって違うだろうと。だから、県はそのときに協議をしましょうと言っているわけでありませぬ。やはり、解体費8億円、解体費8億円、これを後年度うんぬんといふ、ですから、判断ができないわけでありませぬ。県と協議をするといふのはそういう意味でございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、検討委員会について伺います。利活用検討委員会は、行程が出ていますけど、あと4回ほどで検討委員会を終わるようなんですけども、施設の老朽化が著しく維持管理費などがかさむと判断した場合に、解体費も含めて検討してくれると思っておりますが、検討委員会の何ですか、書類をもらおうと、見させてもらおうと、利活用の構想なん

ですよね。ですから、指宿の財政負担が大きいということが判断された場合は、解体ということも含めているということによろしいですか。

○総務部長（高野重夫） 今年度施設保全調査と利活用検討委員会の方を併せて進めております。この保全調査と利活用検討委員会の報告書の作成を同じコンサルに委託しております。したがって、保全調査で見つかった修繕箇所や検討委員会の協議の流れとの整合を取りながら、27年1月末を目処に報告書の提出をしていただく予定としております。それをもとに市が譲渡を受ける場合、後年度に大きな財政負担にならないように、補修すべき箇所についての根拠を示し、利活用プランの収支計画書を基に県に対し必要な財政負担を求めていくということで、その中で今後、県と協議をしていくということになろうかと思えます。

○18番議員（新川床金春） 検討委員会に学識経験者と指宿の方が14名ということでした。なのはな館問題は議会でもいろいろ問題視され、一般質問も出ておりますけれども、1回目は終わりましたけれども、あと4回、検討委員会があります。議会の代表も一人入れて、議会の思いもですね、取り入れてもらえないものなのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 検討委員会につきましては、市民のいろいろな角度で自由に意見を言っていたきたいという部分もありますし、議員の皆様の代表がその中に入るとなると、いろいろとまた議会で改めて出てきた案に対しまして、また審議をしていただくということになりまして、その意味合いからいってもあまり好ましくないのではないかというふうに考えております。こういう一般質問なり、いろいろなかねての議論の中で、議員の皆様のいろいろな意見も取り入れながら検討委員会を進めてまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 検討委員会の皆さんにはですね、後年度負担がないように十分配慮したような調査をしていただきたいと思えます。

次に、子育て支援について伺います。来年4月から6年生までが対象になるということです。私は今年度開催される学校の在り方についての会に参加しております。30年間で生徒数が半分になっております。ただし、これから5年間は現状維持だというのが、私の手元の書類にあります。5年間は現状維持だということは、今、3年生まで学童保育に行っている子供たちは、あと3年間行けるということで、手を上げた場合に新しく入って来る1年生が入れないことになるんです。既存の幼稚園、保育園は定員いっぱいだと伺っております。1年生から3年生までは幼稚園、保育園で見てください、4年生以上の高学年は学校の空き教室などを使ってやっていけないかなと思っております。県内では学校の空き教室と使った自治体があると伺っておりますが、現状はどうかお伺いします。

○健康福祉部長（下敷領正） まず、学童保育に入れていない児童はいないのかというような趣旨もあろうかと思えますけれども、本市の放課後児童クラブに確認いたしましたところ、現在、放課後児童クラブに登録できなかった児童は、いないとの回答を得ているところでござ

います。また、県内の状況でございますが、昨年の全国学生、全国保育連絡協議会の調査結果を見ても、鹿児島県内の370か所の学童保育のうち、学校内で開設をしているものが約100か所ございます。そのうち、余裕教室を利用しているものが約50か所となっているところでございます。また、市立での保育所、幼稚園で開設しているものが100か所となっている結果となっているところでございますが、本市の空き教室を活用しての実施ということになりますと、学校の余裕教室につきましては、学級として使用していない教室も各学校の実情やニーズに応じて様々な用途に有効に活用されている現状がございます。放課後児童クラブとして活用できる教室がないという現状ということでございますので、もし今後、余裕教室が生じた場合につきましては、放課後児童クラブとして活用できないものか、関係部局と協議をしてみたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） これから、少子化はどんどん進んでいくと思います。ですから、幼稚園、保育園に施設の増設は、ちょっと、お願いしても、その後の維持管理が大変だと思いますので、学校の空き教室を利用させていただきたいと思います。市内の12小学校の中で、空き教室はどのくらいあるのか伺います。

○教育長（池田昭夫） 空き教室は普通教室として建てたものの中で、各学校によって違いますが、各学校ごとにいきますと、指宿小学校は一つしか余裕はございません。魚見小学校も今のところ一つしか余裕がないと。柳田小学校においても今のところ四つありますが、今後、学級増によりましてどうなるかは分からないという状況です。丹波小学校は一つですが、それはもう生活科が一つ使っていますし、今後、あそこも学級増が予想されますので、非常に厳しい状況です。今和泉小学校は今のところ四つの余裕教室がありますし、池田小学校は二つあります。山川小学校が10ほど、今のところは空いています。大成小学校も七つほど空いています。徳光はございません。利永小は今学習室としてありますが、三つ教室としては使っていないところがあります。開聞小学校は八つあります。川尻小学校は一つですが、今、数字を一つ一つ言いましたけども、やはりこれからの今の教育のニーズ、学校の教育活動のニーズによって有効に活用しておりますが、将来ともに恒久的に活用しないという教室が出てきましたならば、それは有効にまた、学童保育等に利用できるんじゃないかなとは考えているところでございます。以上です。

○18番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。やっぱり、生徒数が人口減少で生徒数が減っております。だから、どのくらいあるのかなという試算したところ、私はこんなにあるとは思っていませんでした。魚見小学校は16人、20人ぐらいで1クラスやっていますので、7部屋しかなくて、1部屋しかないというのは私も分かっておりましたけれども、ほかの学校も同じぐらいかと思いましたが、山川が10、開聞が8とか、大成が7とかあります。やっぱり、どうにかして子供たちがすくすくと育つために、私は学童保育を進めていただきたいと思いますので、学校の空き教室が使える状態にさせていただき、健康福祉部と教育委員

会がですね、しっかりとタッグを組んで、子供たちの育成について今後協議していただけないものかお伺いします。

○教育長（池田昭夫） 今、数字を言いましたけれども、それが全て使えるというわけではございませんので、それはもう議員もご承知かと思えます。さらに、いろんな学習形態が出てきますと、また必要な教室が出ますし、最近では更衣室も更に必要になってきておって、学校によっては更衣室がないというようなところもある現状であります。ただ、先ほど申しましたように、将来等も恒久的に、もう普通教室として使わないとなった場合は、活用することはできますが、ただ、その配置が校舎の中にどこにあるかによって、必ずしもそれをすぐ使えるということにはならないんじゃないかなと思っております。

○18番議員（新川床金春） 5年間はですね、生徒数はほぼ横ばいなんです。その後、ちょっとデータが出ていけませんので分かりませんが、実際、5年以降、増えることがあるのかなと予測はできません。減ることも予測はできませんけれども、子供たちの豊かな教育を受ける権利はありますので、教育長はどこに部屋があるかによってということですけども、逆に子供たちがこの部屋だったら使えるよなという政策を取っていただきたいと。要するに、学校の教室の真ん中にもってくれば、使えるのか使えないのか分かりませんが、やっぱりいつでも使える部屋というのをですよ、隅っこと言えば失礼かもしれないけども、どこかの決まった位置を確定していただければ、空き教室の中で、ここはもうこういうので使おうというのに、教育委員会で配慮することができると私は思うんですけど、できないものなのか伺います。

○教育長（池田昭夫） 教室の活用においては、各学校における配置によっていろいろと工夫がなされているわけです。したがって、教育委員会からあの教室を空けなさいということは、非常にちょっと無理なところがあるんじゃないかなと思っております。

それと、児童クラブとして使う場合には、管轄が別になりますので、管理上の問題が出てきます。できるだけ間仕切りがきちっとできて、学校の管理外にも置かれるようにしなければならぬという場合もありますし、車の出入りもまた多くなってきますので、そういったいろんなことを考えながら、学校と協議して取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っております。

○18番議員（新川床金春） 教育長が今言ったように、スペースをですね、しっかりと取らないといけないと、私も思っております。ですから、ある決まった場所にやっていただければいいのかなということをお願いしておきます。

次に、スクールゾーンの整備について伺います。今日の市長の答弁で、開聞中学校の西側のスクールゾーン、整備して生徒、父兄、学校、地域の方から喜んでいただいているという答弁をいただいて、本当、そっちの地域の方は良かったのかなと思えます。開聞中学校は開校して40年ほど経ちます。38年でやっと西側の歩道整備が完了したということです。川尻方

面はまだできておりません。そして、先ほど自転車に乗った方は歩道の方を歩きなさいという指導をしているということですが、川尻に帰る方向には歩道はないんですよ。そこを車がS字カーブで、減速をすればいいのに、普通に走ってきます。ですから危ないということを私は2年前に、教育長、言いましたよね。それで、教育長は現地を見ていただいております。本当にあそこはこれまで交通事故はなかったのかなという心配をずっとしておりました。ですから、早く整備していただきたいと思います。ただ、先ほどの答弁で、地権者とも面談したとか、地域の声は厳しいとかいうことでした。私も厳しい人だということでも面談していませんけど、今後また、今度は動いてみようかなと思います。現地に行つてですね、歩道の幅を測ってみました。学校の法じりから反対側の法じりまで、大体7.5mぐらいあります。今、歩道がついているのは薩摩富士荘側ですけども、歩道を学校の校舎、体育館側の法じりの方につけた場合に、幅が7.5mあれば、歩道整備というのはできないものなのか、建設部長、伺います。

○建設部長（三窪義孝） 歩道の整備につきましては、指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例により、歩道の幅員につきましては当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとされておりますので、歩道の幅員が何m以上というのは規定はされておられません。

○18番議員（新川床金春） 開聞中学校の生徒の安全、

○議長（新宮領進） 簡潔に願います。

○18番議員（新川床金春） 市民の安全のためにはですね、早急に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（新宮領進） 簡潔に答弁してください。

○建設部長（三窪義孝） 今後、教育委員会、学校、PTAと協議して研究してまいりたいと思います。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。市民の皆さん、こんにちは。3番恒吉太吾です。私は37歳ですが、若い世代にもっと政治に関心を持ってもらいたい、このまちを好きになってもらいたいと思って、これからも志を高く励んでまいります。

それでは、通告書に基づき質問をいたします。

まず、有害物質等対策についてです。天気予報では晴れなのに、霞がかかったような日がよくあります。現在、注目されているPM2.5は、大気中に長時間滞留し、粒形が非常に小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、健康への影響が懸念されます。今

後の対策を本市としてどのように考えるか質問いたします。

二つ目に、私も委員会において何度もWi-Fiや無線LAN設置について質問させていただいておりました。本市においても、ようやく設置予定とのことですが、Wi-Fiなど無線LANに対する本市の今後の考えについて質問いたします。

三つ目に、各種行事についての質問です。去る6月1日に第81回の山川みなと祭りが開催されました。天気も良く、盛大に開催されましたが、同じ日に市内の小学校では運動会も行われていました。今回、運動会が通常の秋の時期より、この時期に変更になった経緯についてお聞きします。

また、市内には先ほど出ました山川みなと祭りをはじめとして、指宿温泉祭や開聞そうめん夏祭り、市民体育大会など、様々なイベントがあります。このようなイベントへの市民の参加をどのように考えているかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 現在、問題になっておりますPM2.5の問題についてのご質問をいただきました。議員ご指摘のように、晴れた日でも曇ったような光景が、最近多く見られます。PM2.5や黄砂等は、健康への影響が懸念されるところでございます。PM2.5及び黄砂による健康被害といたしましては、吸入による肺癌等疾患のリスクの増加、喘息や気管支炎の呼吸器系の影響に加え、循環器系への影響が懸念をされているところであります。これらの健康被害を減少させるための対策といたしましては、PM2.5等の大気汚染物質が高い濃度を示した際に、関係機関や住民へ速やかに情報を伝達し、適切な行動を取っていただくように周知を行うことが必要であろうかと思っております。PM2.5に関しましては、鹿児島県が平成25年3月に策定いたしました、微小粒子状物質、つまりPM2.5に関する注意情報の発表要領に基づき、注意発令等の基準値が定められており、その基準値を超過した場合、県下全域に注意報が発令されることになっております。本市におきましては、平日、休日を問わず、県からの注意報発令を環境政策課が受理し、関係各課へ通達を行い、さらに、関係機関、住民へ円滑に情報を伝達する連絡体制を整えており、本年度も4月に関係課各担当者会議を実施したところであります。注意報の発令がなされた際には、不要不急の外出や、屋外での激しい運動を自粛していただくよう、防災行政無線等を用いて住民に呼びかけを行うほか、住民の被害状況を関係各課が取りまとめ、環境政策課へ報告がなされる体制となっているところでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長等が答弁をいたします。

○教育長（池田昭夫） 6月1日に山川みなと祭りがありましたが、その日に運動会がなされた、その理由等についてお聞きでしたが、先日、柳田小学校と丹波小学校で運動会が実施されました。この1学期開催については、両校とも平成24年度から職員会議で検討したり、PTA理事会等で話題にするなどしてきております。1学期開催を検討する理由としては、練習期間にあたる9月は、以前よりも気温が高く、熱中症の危険性が高くなっていること。台風の

心配があること。練習の後の疲労が大きく、授業に支障をきたしていること。9月は夏休み明けであり、落ち着いて学習に取り組ませたい時期であること。2学期は学習発表会や持久走大会などの学校行事や市小学校陸上記録会や市民体育大会、校区運動会など、市や地域の行事が多く、子供たちへの負担が大きいことなどが挙げられているようです。平成25年の9月には、全家庭にアンケートを取っております。その後、PTA理事会や校区公民館、幼稚園等とも協議を行い、1学期の開催を決めたようです。実施期日については、従来から5月に実施していました養護学校や幼稚園の運動会との重なりを避けたこと。家庭訪問が終わってからの練習時間を確保すること。そして、梅雨入り前に実施したいということで、本年度は6月1日に決定したもようでございます。

○総務部長（高野重夫） Wi-Fiに関する本市の考え方についてでございますけれども、Wi-Fiはインターネットなどのネットワークに無線で接続できる技術のことでございます。まず、このWi-Fiのメリットにつきましては、無線であることから電波の届く範囲なら、どこでもデータ通信環境を手にすることができること。利用者はネットワークに多くは無料で接続できるものもあること。また、有線LANのようにケーブルを必要としないこと。高速通信のため、接続スピードが飛躍的にアップしたことによる大容量のデータ通信が可能となったこと。また、家の中においては、1台のプリンタをワイヤレスで複数のパソコンで共有できることやゲームやオーディオ、家電などにワイヤレスで接続できることなどが挙げられています。一方、デメリットにつきましては、セキュリティが挙げられます。Wi-Fiは電波で通信を行うことから、悪意がある人がその気になればインターネットを使って通信内容の傍受等をされる可能性もあります。このほか、屋外ではWi-Fiスポットがなければ使用できなかつたり、自宅での使用の場合は、無線LANの設定やプロバイダー契約といった設備投資が必要となることなどのデメリットと考えられる部分もあります。観光客などからのニーズも高く、特に外国人の観光客の要望も高いことから、今後、整備していく必要があるものと考えております。

○産業振興部長（廣森敏幸） 山川みなと祭りとか、温泉祭、開聞そうめん夏祭りへの市民の参加について、どう考えているかということでございますけれども、市町村合併前の旧指宿市、旧山川町、旧開聞町において、それぞれ指宿温泉祭、そして先日開催されました山川みなと祭り、開聞そうめん夏祭りが開催されておりました。新指宿市になり、一時期三つの祭りを統合し、一つの大きな祭りにしようという考え方もありましたけれども、それぞれの祭りに長い歴史があり、地域の特徴や目的がありましたので、以前のまま三つの祭りとして存続していくことになりました。ただ、三つの祭りの時期が接近しておりましたので、温泉祭を秋の祭りとして開催することとし、現在の時期に設定したところでございます。いずれの祭りにいたしましても、それぞれの地域の特徴もありますけれども、指宿市民の祭りであると捉えておりますので、多くの市民の参加、あるいは見ていただきたいと思っております。

したがいまして、祭りや様々な行事の開催日ができるだけ重ならないように日程調整をし、また、広報紙やチラシ、ホームページなどのいろいろな手段で周知・PRを図りながら、多くの市民に楽しんでいただけますよう取り組んでいきたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 時間の都合上、3番のですね、祭り、各種行事についてから質問させていただきたいと思います。

今、小学校の運動会とみなと祭りが同じ日になった経緯については説明いただきました。ただですね、みなと祭りの奉賛会、実際されている方の役員の方よりも、今後もみなと祭りは6月第1日曜日に行いたいとお話を直接いただいております。今回の行事の重複の件もありまして、もう終わったばかりですが、来年のことを心配されている、気にしているのではないかなど、私個人が思っています。関係者がですね、そのような気持ちを持っている中で、来年以降もあえて、今、調整をするという話ですが、可能性として、重なる可能性というはあるのでしょうか。お願いいたします。

○教育長（池田昭夫） 今回、1学期の開催が初めての試みでしたが、体調を崩す子供も例年より少なく、練習終了後の授業もそれほど疲れを見せることなく、通常どおり意欲的に取り組んでいたということでございます。また、練習を通して、早い時期に集団行動規律の確立が図られ、防災や安全管理の面からも有効であることや、体育的行事の分散化が図られ、バランスの良い計画的な体力向上への取組ができることなど、学校運営上も効果的であるという報告を受けております。また、例年以上に来校者が多く、この時期で良かったという声も聞いております。両校とも今後、1学期開催で進めていきたいという意向がございます。今のところ、平成27年度は5月31日、平成28年度は5月29日に開催するという予定があるみたいです。ほかの学校については、今のところ5月開催の話は聞いておりません。やはり、議員が心配されているとおり、やはり山川みなと祭りは指宿温泉祭、開聞そうめん夏祭りなどと並んで指宿で行われる大きな祭りとして捉えております。子供たちの教育においても郷土愛などを育成する上で重要なものだと思っております。今後はそれぞれの学校の意向を尊重しながら、地域の行事とは重ならないように指導していきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 確認になりますが、6月の第1というところで皆さんが指定されたわけではなく、1学期にというところでされたということと、学校の方で決められたということですが、これは市に対して何か、話し合いの場を持つとか、そういったことはあったのでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 学校行事の実施におきましては、各学校が決めていくものでありますので、各学校がそれぞれの地域の様子等を考えながらやっていくもので、教育委員会としてはいつしなさい、これはだめですよというのは、なかなか難しいところがありますが、やはり、心配されているように大きな行事が重なった場合には、やはり指導していきたいと思っておりますが、今回の場合は、どうしてもその日にしか取れなかったということでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 先ほどアンケートの件、出ましたが、学校でアンケートを取られたということでしたが、どのような内容だったのかということと、あと詳細に、日時の指定まではなかったと思うんですが、あとどれぐらい父兄さんからですね、実際の実回答としていただいていたのか。もし、丹波、柳田、それぞれ分かれば教えていただきたいと思いません。

○教育長（池田昭夫） アンケートの回収とか、その内容についてですが、昨年度の9月から10月にかけて、両校とも全家庭にアンケートを実施しております。柳田小学校は回収率61%で、そのうち5月、6月開催は賛成は67%、従来どおり10月開催に賛成は33%でした。また、丹波小学校では回収率72%で、そのうち5月から6月開催に賛成は56%、10月開催は37%、どちらでも構わないというのが7%という結果でした。5月、6月の開催を希望する理由も取ってありますが、9月の気候が暑過ぎて、ぐったりしている。熱中症が心配。クラスの子供や保護者の団結が早く生まれるのでいい、などでした。一方、10月開催は5月から6月開催は1年生が体力的についていけるのか。10月は成長を見ることができるとか、5月、6月は梅雨入りが心配だというような内容でございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、アンケートの内容等についても伺いましたが、今回は丹波、柳田、行われていまして、丹波から山川のみなど祭りまで車で10分ぐらいしかかからない距離にあります。本当、隣、合併していますが隣町です。同じ市であっても、今回、地域が違うから関係ないという認識なのか。私はですね、この指宿市の祭りとして、大いに地域関係なく関係あると思うんですが、実際、私、祭りに参加する中で、山川駅からですね、中学生ぐらいの生徒さん、複数名、グループになって歩いてですね、駅から港の方まで歩いているお子さんたち、いらっしゃいました。多分、場所がら、駅まで来られているので、旧指宿市であったり、開聞から来られている生徒さんかなと思ったんですが、そういった楽しみにしている人もですね、たくさんいると思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

○教育長（池田昭夫） やはり、旧山川、旧指宿と言いましても、やはり近くにありますが、子供たちは昔から祭りには参加していたと思っております。ただ、先ほど申しましたように、今回、いろんなアンケートにありましたように、また、PTA理事会とか、公民館、幼稚園と協議を行って、重なってしまったわけですが、多分、その辺の日には、学校もかなり苦慮して決めたんじゃないかなと思っております。先ほど申しましたように、来年度からの予定は、重ならないようにしようという意図は聞いております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、開催時期に関しては検討を多いにしていきたいのと、あと、やっぱり今回の件もなんですけども、合併してから、午前中も同僚議員、お話していましたが、この本当、合併、良かったのかなという声が、こんなことが続くと聞かれてくるんじゃないかと思っております。祭りはですね、その地域地域の大切なものはずなのに、合併してから、それぞれの地域でちぐはぐな対応を取られて、本当に祭りを市として盛り上げる気持

ちがあるのか。参加したくてもですね、実際、できない人。たくさん出てきていると思います。これは山川の問題だけじゃなくて、今後、開聞でも開かれます祭りですね。市民大会なんかでもあります。そういったときに、市として、ちゃんとしっかりとした対応をしていただけなのか。そうじゃないと、山川はそのまま忘れ去られてしまうというような、合併に対しての、良かったのかという危機感みたいなものまで抱かれると思うのですが、その点、どうお考えでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほども申しあげましたけれども、やはり、それぞれの旧市町に代表する祭りというものについては、地域に根付いた、また、それ由来のある祭りだというふうに新市でも認識しているところであり、また、そういうことから、本来であれば、本来であればというか、効率を求めるのであれば、三つを一つにまとめて、ある一定補助金の枠も削ってすれば、市の方として財政的にも助かるという面もあったわけですが、それは当時、行政改革の一環としてそういう議論もいたした経緯がございます。しかしながら、やはりそれぞれ三つの祭りというものは、市民の方々が大事に、非常に楽しみに待っているということで、これはやはり従来どおりの開催というものをベースに続けていこうというような経緯できておりますので、決して山川の祭りをどうだとか、指宿に温泉祭が、今、日程が二転三転いたしましたけれども、これも枕崎のきばらん海とかいうのと日程が重なったり、また、山川の6月第1日曜日から8月の15日までのお盆までの期間に、わずか2か月足らずで三つの祭りが重なっているから、これをやはり何とか分散しようということで、実行委員会の方で指宿温泉祭の日程を変えたりしながら調整をやってきた経緯がございます。その中では、市として温泉祭をこっちの方に動かした方がいいというようなことは一言も申せず、やはり実行委員会の自主性に任せて、あくまでも市はサポートをするというような体制できておりますので、今後ともこの三つの祭りについては、大事に育てていきたいというふうに考えてるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 祭りに対して、これからも大切にさせていただくと、ものすごく前向きな発言をいただきました。今、お話の中できばらん海のお話が出ました。市長にちょっとお伺いなんですけども、こういった、指宿でも温泉祭だったり山川祭り、そういった祭りです、枕崎のように大きな三尺玉を上げる考えはございませんでしょうか。祭り好きな市長にお答えいただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） 祭り好きな市長でございます。5月に日曜日を見てみますと、市の芸能祭、そしてトライアスロン、フラフェスタ、ずっと日曜日にいろんな行事が入っております。今年の場合は特別でございまして、ワールドカップ日本代表の事前合宿が入りまして、フラフェスタを移動いたしました。1学期の日曜日に空いた日を、私全部チェックをしてまいりましたけれども、ほぼありません。2学期も高校の体育祭、中学校の体育祭、県民体育大会、ずっと日曜日は詰まっているわけでありまして。今後、これらの行事をするにあたって

は、よっぽど様々な事業を考慮しながら、各団体が一堂に会して調整する必要があるかと思ひます。きばらん海、まさしくあのような大きな祭りが山川でもできたらなという私の思いがございます。三尺玉を含めて魅力のある祭りとして、特に花火においては大変注目を浴びているのがきばらん海でございます。山川があのような三尺玉を打ち上げるとしたら、どのような資金調達の方法があるのか、それが可能であれば、やはり目玉として三尺玉を上げて、こぞってみんなに山川のみなと祭りを楽しんでいただくような方法を取ればなど、私も思っているところでございます。運営委員会、実行委員会と協議をして、こういう話も議会でなされたということを含めてお話を申し上げ、先ほど申し上げましたように、資金調達その他、あれはほとんど協賛金でなされているとお伺いしております。そういう方法ができないか、私も提案をしてみたいと思ひます。

○3番議員（恒吉太吾） さらに前向きな意見、いただきました。このまちには指宿が大好きで、とても熱い思いを持った人がたくさんいます。その思いを、熱い思いをですね、市長、本気で応援してもらいたいと思ひます。先ほどの三尺玉の件ですが、市として全部は難しいとなれば、市役所とかですね、砂むし会館、そういったところに募金用の樽とか、壺とか、置かせてもらえたらと思ひます。2年かかっても、3年かかってもいいです。市民皆さんの力で三尺玉を上げる。それがですね、本当に市民の祭りとして、これから指宿の温泉祭、そうめん祭り、山川のみなと祭りも含めて市民の祭りとなっていくのではないかと思ひます。是非、設置の方を目立つ場所にしていただきたいと思ひ、この質問は終わりたいと思ひます。

続いて、PM2.5について質問させていただきます。こちら今、1回目の質問の中で、県からの発令ということになっておりますが、現在、PM2.5を測定する測定局は県内に10か所ありますが、まずご存じでしょうか。まずご存知ならどこにあるか答弁お願いいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 県内には10局ございまして、出水局、薩摩川内局、羽島局、南さつま局、霧島局、鹿屋局、それに鹿児島市役所局、鴨池局、谷山支所局、喜入局とございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今の答弁だと、一番近い測定局は喜入になるわけですが、指宿市として独自に測定局の設置予定はないのでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 指宿市に測定局を設置する意向はないかということなんですけど、今、議員がお尋ねのとおり県内に10局ありますが、現在、指宿市のPM2.5等の濃度に関しましては、本市から約20kmと近い位置にある喜入局の測定値を参考にしております。PM2.5は、局所的に高い濃度を示すものではなく、広範囲にわたって濃度の変化が見られるものであります。したがって、喜入局を参考にしている現在の状況であっても、PM2.5が高い濃度を示した際には、速やかに対応ができると考えております。また、PM2.5は県北西部から南下してくる傾向があり、喜入局より北部にある羽島局等の測定値を参考にすれば、より早い段階で対応が可能であると考えておりますので、現段階では指宿市として、測

定局の設置は考えていないところであります。

○3番議員（恒吉太吾） 先ほどの答弁でもありましたが、健康に被害がある懸念はされているわけですよね。20kmこれが近いのかどうか、それぞれの判断によるところだと思うんですが、健康に影響があると言われながら、指宿としては20km先にあるから、もう造らないよという考えということで、それって、市民の健康とか、安全とか、あんまり重要視されていないのかなというふうに思います。私たちの子供世代、これから何十年と生きていきます。子供たちが大人になったときに、実際、問題があるのかないかの、まだ今の状態では分かりませんが、やはり指宿に設置すべきじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 今、環境省が平成25年2月に設置いたしました微小粒子状物質PM2.5に関する専門家会合によりまして、暫定的な値が示されております。国内外の研究結果等に基づいて、注意喚起のための目安として設定された $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラムパー立方メートル）という数字がございます。一応、我々も何とか、素人ということですので、環境省から示されたこの数字をもとに、いろいろ対処してまいりたいと考えているところであります。

また、測定局の設置につきましては、大気汚染防止法第22条で、都道府県知事は大気汚染の状況を常時監視しなければならないとされております。これにより、県は大気汚染の状況を監視するための測定局を設置しておりますが、測定局の数や配置の算定にあたっては、全国的視点から必要な測定局数の算定というのがあり、それには人口及び可住地面積、住む可能な土地という形の可住地面積により算定するという項目の中で、人口7万5千人当たり一つの測定局を設置するとか、可住地面積 25km^2 当たり一つの測定局を設置するというようなことなどもあるようです。県は、平成25年に、昨年ですけれども、南さつま局を設置しております。指宿に近い測定局としましては、喜入と南さつま局ということになります。ですので、南さつま局と喜入局で指宿市が網羅されるのかということもありますが、今後、県とも相談をしてみたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、働きかけの方をしていただきたいと思います。では、一番近いと言われている喜入測定局ですが、ここ半年間の観測値の一番高いというか、大きいものですね、これがいつで、どれぐらいの数値であったか教えてください。

○議長（新宮領進） 答弁は課長でも結構です。

○市民生活部長（大久保正一） 一応、県の定められた注意報発令の件であるんですけども、PM2.5の濃度が1日平均値で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過すると予想される場合は、県から濃度情報の発表が行われております。25年度には濃度情報が4回発表されておりますが、注意報の発令には至ってないところです。平成25年11月17日には4回の濃度情報の中で最も高い $75\mu\text{g}/\text{m}^3$ を、いちき串木野市にある羽島局で記録しております。そのときに、喜入局では $47.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ というのが喜入局で記録されているところであります。すみませんが、その半年間のうちでとい

うのは、ちょっとここにデータがございません。

○3番議員（恒吉太吾） 喜入でも $47\mu\text{g}/\text{m}^3$ とのことだったんですが、国の基準はこの $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を基準にして、上下で警報を出したりというのがあるんですが、これって高過ぎるのかなと。この $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でもですよ、呼吸器とか、疾患がある人とか、子供たちの体調の変化注意とありまして、実際、福岡市では平成25年2月からなんですが、1日平均で $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える公算が高いときはですね、外出時のマスク着用などを促す、注意喚起を行うなどの独自の基準を福岡市として定めております。本市でもですね、国や県のこの高い数値だけではなくて、福岡市のようにもっと弾力的に警報なり、注意報のですね、運用ということを考えていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 議員おっしゃるとおり、福岡市では環境基準値である1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、ホームページやメール等を用いて予測状況の提供などを独自に行っておりますが、注意報等の発令につきましては、本市と同じく環境省の指針に基づいた対処を行っております。このメール等の発信につきましては、鹿児島県の方でもホームページでリアルタイムに公表している部分もありますので、この部分については、こういう内容につきまして指宿市では広報の4月号、去年の4月号、今年の4月号と、そういうサイトにも受信できるような広報にメールアドレス等も掲載しているところでもあります。

○3番議員（恒吉太吾） そうやってメールが見られる環境、使える環境の人、ホームページが見られる環境の人はよろしいですが、お年寄りであったり、そういった方への対処として、何か今後考えていらっしゃいますでしょうか。

○環境政策課長（井手久成） ご家庭にあるテレビにおいて、最近のテレビではDボタンというのがありますが、あのボタンを押してNHKの総合テレビをつけますと、安全くらしという欄がありまして、それを見ますと、中国、そして日本大陸が載っている地図が出まして、中国が赤く映りまして、濃度が高い数字ですけど、それがアメダスと同じように、予報で今日はどうなるという画面がテレビでも出ているようですので、そういった情報についても広報紙等を使って、各家庭に啓発していきたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、見る環境にない人のために、そうやってテレビで見れるとのことですので、是非、広報等で周知していただきたいと思います。

今度は、ちょっと子供というか、児童の方についてお聞きしたいんですが、数値次第ではですね、管下の学校、保育園、幼稚園などへの対策も必要ではないかと思いますが、この連絡体制というのはしっかり取られているのでしょうか。それと、もし注意情報が出た場合なんですが、学校ではどのような対策を取るわけになりますか。例えば、数値が上がった場合、屋外での運動を控えるとか、登下校中のマスクの着用を行わせるといったような対策の必要性については、どうお考えでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 市としましては、日ごろから目視やインターネット等により、PM2.5

の状況について情報収集を行い、メール等で情報提供を行っています。また、学校へも県のホームページ等で状況把握をするよう指導しております。県より本市へ注意報等の発令や解除の連絡が入りましたら、平日、休日を問わず、校長に対して、速やかに電話及びファックス等による連絡を行う体制ができております。学校においては、PM2.5に関する注意情報の発表要領に基づき、適切な措置を行うこととしております。例えば、屋外での長時間の激しい運動を減らしたり、教室の換気を必要最小限にすることにより、外気の侵入をできるだけ少なくしたりするなど、リスクを最小限に抑える対応を行っています。また、呼吸器系や循環器系疾患のある児童・生徒については、特に配慮が必要になることから、既往症の有無等を確実に把握するとともに、疾患のある児童・生徒の保護者と十分に連絡を取っております。

PM2.5の数値が高くなることが予想される場合は、事前に学校への情報提供を行い、子供たちが学校で過ごす時間はもとより、登下校などや家庭においても、マスク着用や不要不急の外出を避けるなど、適切な対応が取れるように保護者への周知啓発を行っています。平成25年3月、朝方、霞んでいた日がありましたので、各学校に対し、屋外の活動や遊びについては十分注意し、情報収集をするように指示いたしました。また、その日は遠足を実施する学校がありましたので、学校の対応を確認したり、市からマスクを配布し、着用させたり、場合によっては早めに遠足を切り上げるなどの指示をしたことがございます。今後、PM2.5への対応に関する国や県の動向等を注視して、十分な安全対策を講じるとともに、健康被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、子供たちに対しても弾力的な対応をお願いしたいと思います。私自身もですね、また小さな子供がいる子育て真っ最中でありまして。この国の未来を担い、このまちの宝である子供たちの健康のために、是非対応の方をお願いしたいのと、あと、指宿は多くの観光客が訪れるまちであります。情報提供をしていくということは、観光客にやさしいまちとですね、認識されることにつながると思います。本市独自の測定所の設置が難しいのであれば、今後、また国や県に対して設置の働きかけを行っていただきたいと思っております。

新しい質問に入ります。先ほども答弁の中でWi-Fiや無線LANについて詳しい説明がありましたが、このWi-Fiや無線LANはモバイルデータ通信に比べて、安定して高速な通信ができ、高解像度の写真や動画を送るときには欠かせない通信手段となっております。私もですね、使える環境にあるときは便利なので使うようにしています。市長においても、2月の施政方針の中で、今後、海外からの観光客を取り込むインバウンド観光に力を入れていきたいとの力強い発言がありました。このインバウンド観光について、官公庁のアンケートでは、外国人旅行者が旅行中に困ったことの上位に、この無線公衆LANの環境の不満を挙げておられます。そのような中で、今回のWi-Fi設置はとても良いことだと思

ます。まず、一つ目の質問として、今回設置が予定されている本市のWi-Fiスポットは、まず何か所ありますでしょうか。場所が決まっているのであれば、その場所も併せて教えてください。

○総務部長（高野重夫） 平成26年度の県の地域振興推進事業を活用いたしまして、主要観光地へのWi-Fi設置事業として、約350万円の事業費で10か所を整備する予定でございます。10か所につきましては、JR指宿駅、砂むし温泉砂楽、知林ヶ島入口の田良岬、それから池田湖、長崎鼻、たまたま箱温泉、山川砂むし温泉砂湯里、JR西大山駅、ふれあい公園、唐船峡そうめん流しの市内観光地10か所への設置を計画しております。

○3番議員（恒吉太吾） 今、10か所についてお伺いしましたが、今の設置予定場所をお聞きしますと、屋内だけではなくて屋外のところですね、含まれているように思うんですが、今後、Wi-Fiルーターに関して屋外でも耐用のものを使うのか。それとも何か囲うような形で新しい施設なりを造って設置していくんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今、10か所、一応予算計上をしておりますけれども、具体的なこの今、10か所の場所には間違いなくこの予算で設置するわけですけれども、設置する機種を選定等も含めて、今後、予算が通った後に決定をしていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、しっかりとした検討をよろしくお願いします。Wi-Fi接続時、指宿ではパスワード等が必要になってくるのでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今の段階ではパスワードは設けない予定で検討を進めております。

○3番議員（恒吉太吾） 気軽に使えるということは大変望ましいことで、それと同時に、先ほど答弁でもありましたセキュリティの問題、デメリットもありますので、そこをしっかりと対応していただくと同時に、今回のWi-Fi設置、この10か所に関しては、特に海外旅行者をですね、想定していると思います。そういった中で、接続時のですね、画面といいますか、ポータル画面ですね、出てきますが、ここでも指宿のPR、がんがんしていくべきだと思うんですが、内容に関しては、もう何かポータル画面、指宿のPRになるような画面、考えていらっしゃるんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今の段階では特に画面等についての検討というものは行ってはおりません。ただ、この10か所の設定は、先ほどから申し上げますようにインバウンド対策ということで、海外のお客様を主体とした形でやっております。日本国内の方もたくさん利用するというような状況になれば、やはりそのようなところですね、設けた方がより設置効果が上がるというようなことになるとと思いますので、とりあえず、一応設置をした後ですね、状況を見ながら今後のやつは検討していきたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、前向きな検討とか、いろいろ検討していただいていいものにな

るように期待しています。

今後、日本の人口は減少していくことが予想され、国内旅行の大きな伸びは期待できない中で、外国人観光客の誘客というものは大変重要になってくると思います。そして、この指宿にも今後大きな経済効果を生み出すと思います。外国人観光客の旅行スタイルとしては、日本以上に普及しているスマートホンやタブレット端末などを持参して、旅行先でもネット経由で観光情報を収集したり、SNSを通じてリアルタイムで全世界に向けて発信するフラッシュパッカーと呼ばれる人たちがいます。市として市の職員の方々、またトップセールとして市長も行かれること、海外にですね、あると思います。こうやって海外にキャンペーンに行くことよりもですね、こういったフラッシュパッカーやブロガー等、この日本に、指宿に呼べば、低いコストで魅力を発信することができる大きな効果が期待されると思っておりますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私も携帯等はガラケーを使っている人間でですね、詳しい、まだそこまでの議員ほど知識が深くございません。そういう意味で、今後、その今、ご指摘にあったようなことについてはですね、観光課を中心として検討をまたして、よりよい環境を作っていきたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 今、補足説明というわけではないんですが、海外のブロガー、訪れる方の中にはですね、ブログのアクセスというものが、1日で数万アクセスというようなですね、驚異的な数字を持たれている方もいらっしゃいます。そういったブログをですね、見る人が多ければ多いほど、それだけもし指宿に呼んだ場合に、旅行先として検討する可能性のある人もたくさん出てくると思います。既に秋田県角館などではですね、有名なブロガーを県内の観光地に招待して、情報発信をですね、行うなどのことをしております。指宿市でも台湾からの観光客が多いと思いますが、台湾にも有名なブロガーが何人もいらっしゃいます。そういった方をですね、招待して、指宿の体験であったりとか、指宿の情報を台湾本国に向けて発信してもらおうという考えはないでしょうか。再度質問になります。

○産業振興部長（廣森敏幸） その辺については、今このWi-Fiの設置も県内の中で、指宿のほかにも先進地として南九州とか、鹿児島市なんか設置を、南九州の場合も設置をしている、鹿児島市の場合は現在進行中ということもございますので、やはり、単独市でそういうブロガーを呼ぶというのよりも、鹿児島県全体の魅力というものを発信した方が、よりインパクトが強いものになるだろうということを考えられますので、今現在、市の方も広域観光ということで、霧島、南九州、そして屋久島等も、広域観光でいろいろな協議会を作っておりますので、そういう協議会の中で、今後、そのような部分について検討し、予算の中でそれを活用できるようであれば、是非、実施の方向でほかの市にも協力を呼びかけていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 指宿のWi-Fi設置です。是非、その今言われた市であったり、県

の枠の中でも中心となって音頭を取っていただき、この指宿シティWi-Fi構想、勝手に名前をつけましたが、進めていただきたいと思います。

関連して、少し話を変えさせていただきますが、Wi-Fiなど公衆無線LANは、先ほど申しました外国人観光客の利便性向上だけではなく、災害時には緊急情報の発信を行い、通信回線のバックアップとしても活用されることも想定されると思います。本市としてWi-Fiの災害時の活用については、どのように考えていますでしょうか。

○総務部長（高野重夫） Wi-Fi、いわゆる無線LANの環境整備につきましては、スマートホンやタブレット端末等の普及により、地方自治体におきましても、国内外からの来訪者に対する対応であるとか、観光情報の発信、災害時の活用などを踏まえて、整備する団体が増えてきているようでございます。今回、県の事業を活用しまして、市内の主な観光地10か所にWi-Fiスポットを整備する計画ですが、そのニーズは今後ますます高まってくるものと認識しております。災害等の場合は、一義的には防災無線もありますけれども、やはりWi-Fiとかいろいろなツールを数多く抱えた方が、より効率的に対応できるというふうに考えております。今後の無線LANの環境整備につきましては、Wi-Fiスポットを今回整備します10か所の状況を見ながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、検討していただきたいと思います。ということはですね、現在のところこの災害を想定して、この指宿庁舎であったりとか、山川・開聞両支所、公共施設にですね、こういったWi-Fiとか無線LANの環境は全くないということでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 現在、市の施設ではWi-Fiが整備されておりますのは、時遊館COCOはしむれ、それから指宿図書館、山川図書館、それから市役所内にあります共生協働支援センターでWi-Fiを利用できる環境となっております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、今後もですね、災害時に想定しての設置をお願いしたいと思います。

先ほど防災無線のお話も出ました。お聞きするところによると約1日ぐらいしか、もし何か遮断が、断裂があった場合ですね、使えないとのことでした。防災無線に関しては一方通行になると思います。市からの情報を伝えるということになると思いますが、震災の場合にそれだけではなくてですね、自分の安否を家族に伝えたいということであったりとか、逆にその家族や親戚が大丈夫なのかという、そういったところを知りたいというのが人の気持ちだと思います。実際、先の東日本大震災でも多くの地域で携帯電話が繋がらない、若しくはつながりにくいといったような状況が発生しております。また、東京でも帰宅難民が大量に発生して、電話等の通信回線が制限がかかりまして、通話できないですが、コンビニなどにおいては、Wi-Fiスポットに接続してのメールとかスカイプ、フェイスブック、ツイッターなどは普通に使えたとの報告も、報告というか、聞いております。家族や親戚、友人の安否を確認したい、自分の無事を伝えたいというのが先ほども申し上げましたが、そう

いった思いというのは誰でも同じものだと思います。公共施設へのWi-Fi等の無線LANの設置は、有事の際に重要になってきます。先ほどポータル画面の話もしましたが、そういった画面でもですね、是非、こういった災害情報をですね、災害への伝言サイトであったり、そういったもののリンクをつけておくと便利なのかなというふうに思っております。是非、今後もですね、外国人観光客向けのWi-Fi、災害向けのWi-Fi、両方ですね、併せて設置に向けて、是非、前向きに検討していただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時24分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。一番先に通告をしたんですが、何と48番を引いて、おおとりを引き当てました。最後まで元気一杯行きますので、どうぞよろしく願いいたします。

5月28日に行われたチャレンジデー、私たちも60名で指宿版ラジオ体操というのを行いました。皆さん、ご存じですか。とっても楽しいラジオ体操でした。参加者はみんな喜んでいました。そして今年は逗子市とのチャレンジデーでした。結果は指宿市の勝利だったとのことです。良かったなと思います。

それでは、通告にしがいまいて一般質問を行います。

まず初めに、市民の安心・安全な生活を守るために紙おむつの支給事業について伺います。現在の支給状況をお示ください。

2点目に、DV被害について伺います。22年度にも質問いたしましたが、今、全国的にDV被害が問題になってきています。鹿児島市内に昨年7月に配偶者暴力相談支援センター、略して配暴センターが開設されました。このセンターではDV被害者支援の充実を図るため、配偶者等からの暴力の相談やカウンセリングのほか、自立に向けた情報や制度、相談機関をご案内するなど、より身近なDV被害者支援の窓口として支援するようになっております。そこで伺います。県内の配暴センターの状況と設置数も含めて伺います。

3点目に、災害時の避難所HUGについて伺います。この件についても以前にも伺いましたが、それ以後、市として避難訓練をしたのかどうか。自主防災組織の数、また実績等伺います。

4点目に、観光都市指宿市として、豊かなまちづくりについて伺います。指宿港海岸整備については、多くの議員が質問をしていますが、確認の意味からもお尋ねしたいと

思います。まず、海岸整備の現状と今後の取組、方向性についてお伺いいたします。

5点目に、子供たちが遊べる公園整備について伺います。公園については、以前にもお伺いしたことがあります。今日は観点を改めて質問をしたいと思います。本市には小規模な公園はありますが、子供たちを連れて家族で楽しめるような都市公園がありません。安心して子供たちを連れて行って遊ばせることができるような、公園整備を考えていないかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 紙おむつの支給事業、このことについて、現在、在宅の方で要介護3、4又は5と認定された方で、常時紙おむつ等を必要とする方、又は重度心身障害者の方で常時他のものの介護を要し、常時紙おむつ等を必要とする方を対象としているところでございます。平成25年度の支給実績ですけれども、一般会計の対象者が延べ1,975人、月平均で申しますと165人でございます。補助額が499万1,366円、介護保険特別会計の対象者が408人、月平均で申しますと34人、補助額が190万1,985円となっており、一般会計、介護保険特別会計の合計を申し上げますと、年間延べ2,383人、補助額では689万3,351円となっているところでございます。

次に、指宿港海岸の整備についてでございます。これまで、指宿港海岸侵食対策検討委員会において指宿港海岸の浸食のメカニズムの解明や対策施設の構造などの調査検討がなされ、一方では、民間が中心となり立ち上げられた指宿港海岸保全推進協議会を通じて、早期事業採択へ向けた要望活動やシンポジウム並びにワークショップを通じて市民の意見をいただき、事業計画へ反映していただけるよう、官民一体となった取組を進めてまいりました。事業決定を受け、本当にこれからがスタートになるところであります。今後、現地での詳細な測量及び調査等が実施され、施設構成や環境・景観への配慮等につきましても、地元の意見を十分に取り入れた整備を実施する旨伺っておりますので、市といたしましても、これまで同様、国・県・推進協議会など、関係機関と連携を深め、事業推進に努めたいと考えているところであります。

以下、いただきました質問等については、部長等が答弁いたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 配偶者暴力支援センターの設置状況についてのご質問でございます。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点として、配偶者からの暴力の相談に応じ、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供の機能を果たす施設・機関でございます。この配偶者暴力相談支援センターは、県内に鹿児島県の施設が9施設あり、鹿児島市内には県女性相談センターと鹿児島県民交流センターに、そのほか各地域振興局及び各支庁にそれぞれ設置されているところでございます。

次に、市町村の設置状況につきましては、鹿児島市、薩摩川内市、知名町の3市町に設置

されているところでございます。以上でございます。

○総務部長（高野重夫） 安心安全な生活を守るために、災害時の避難所HUGについてのご質問をいただきました。避難所運営ゲームHUGとは、平成19年に静岡県が開発した防災ゲームで、避難所のH、運営のU、ゲームのGの頭文字を取ったもので、英語で抱きしめるという意味があり、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられています。内容としましては、参加者が避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するカードゲームですが、今のところ、本市において避難所運営訓練を実施していないため、訓練での使用実績はないところでございます。

また、市が毎年実施している防災訓練につきましては、6月の土砂災害・全国統一防災訓練、9月の救急・防災訓練、10月の開聞岳山岳救助合同訓練、1月の文化財防火デーに伴う防火訓練、それぞれ消防署・分遣所、消防団及び自主防災組織等と連携しながら実施しているところでございます。自主防災組織につきましては、指宿地域で87地区のうち73地区で、それから山川地域につきましては10の区のうち10区で、それから開聞地域につきましては5の区のうち5区の自主防災組織ができております。

なお、自主防災組織等が平成25年度中に実施した防災訓練につきましては、防火講習会や防火・避難訓練など、指宿地域では21回、山川地域では5回、開聞地域では3回実施されておりますが、これまでこの避難所運営ゲームHUGを使った訓練は、特に実施されておりません。

○建設部長（三窪義孝） 親子が1日安心して遊べるような公園を造ることはできないかとのご質問ですが、現在、市内には都市公園24か所、普通公園10か所、農村公園17か所が整備され、多くの市民の方々に利用されております。現在、市では都市公園として土地区画整理事業により、湊地区に1か所の街区公園、十町地区に2か所の街区公園、1か所の近隣公園を計画し、整備を進めております。都市公園は、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観、健康・レクリエーション空間及び精神的充足の場としての役割を持っております。十町地区の近隣公園につきましては、今後、整備方針を決定していく中で、親子が安心・安全に1日楽しく過ごせるような施設整備についても、検討していきたいと考えております。以上です。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは紙おむつの支給事業から質問をさせていただきます。

なぜこのような質問をしたかということからなんです。実は、友人から問い合わせがありました。ご主人が鹿児島島の病院に入院している。そうすると、家でいるときにはおむつ代が3、4万だったのに、病院に行くようになって7、8万掛かるようになった。とっても大変な

状況になってしまった。鹿児島ですので、電車を使ったりして、交通費も要るわけですよね。そういうものも含めると出費がかさんできてとっても苦しい状況になってしまった。年金だけの生活では、どうすることもできなくて、そして今、病院に行かない日は、アルバイトをするようになった。もう70代近くの方です。その方がアルバイトをしながらおむつ代を稼いでいる。そういうお話をお聞きしたんです。それで、今回、この紙おむつの質問をさせていただいているところなんですけれども、もちろん市の意向は分かります。在宅の方の方が、家で患者さんを見る。そのご苦労があるからということで、在宅の方にこの紙おむつの支給をしているということは分かります。しかし、入院している方、そしてまた施設に入っている方、そういう方たちも自分では看ないかもしれないけれども、でも紙おむつは必要ですよね。そういう方たちのために、幾らかでも支給してあげることにはできないのか。そういう思いで今回質問をさせていただきました。そして、その方が鹿児島に行ったら、鹿児島の方では入院しているしてないに関係なく、支給はあるよって言われた。何で市町村によって違うのか。そこに疑問を感じられた。そういうことでもございました。私はそのことを聞いて、何とかこの指宿でも入院している方にも、少しでも補助ができないのか。そういう思いで今回質問させていただいたのです。それで、この支給の拡充をもっとしてほしい。そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 一部の自治体では、入院などをされていても紙おむつ支給事業の対象者として、一般財源を投入し補助をしているところもあるようでございます。本市の紙おむつ支給事業は、在宅で介護をする家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を目的に同事業を展開しているところでございます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設につきましては、介護保険制度の中で紙おむつ代は支給対象とされておりますが、一方で3施設以外の施設入所者、入院の場合は給付対象となっておりませんので、ご家族の費用負担も多く、経済的な面でご苦労されていることは理解をしているところでございます。このようなことから、今後、介護をされる家族の皆様の負担を少しでも軽減できないか、周辺自治体の状況等を把握しながら、調査研究をしてみたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） ようく分かります。市の意向は、本当によく分かりますが、この介護をしている方たちの思いに伝えてあげたい。そういう思いがします。それで、何とか、この紙おむつ、金額は少なくてもいいんです。ほんの一部でもいいので、支給をしてあげてほしい。そういうふうに思います。すみません、市長、どうでしょうか。よろしく願いいたします。

○市長（豊留悦男） 議員の熱い思いが伝わってまいります。私も最近、高齢者の多機能福祉施設、その他介護施設等を見学をさせていただきました。まさしく、これから求められる介護施設、その取組に感銘を受けました。こういうことを参考に、本市においてもこの紙おむつ

支給を含めて、総合的な取組として見直す時期でもあろうかと思えます。先ほど部長が答弁いたしましたように、介護される家族の皆さんの気持ちを汲んで、どのような形でこの紙おむつ支給についてもできるか。やはり、本市としての取組を再度検討しなければならないと思っております。そういう意味で、調査・研究をさせていただきたいという答弁で終わったわけでございます。議員の気持ち、そしてこの生活が非常に苦しい方々の介護の現実を踏まえながら、対応していく必要があるかと思っているところであります。

○9番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。

それでは、DV被害者支援についてお伺いいたします。それでは、このDV被害者の本市の相談状況をお示しく下さい。

○健康福祉部長（下敷領正） DVは、ドメスティック・バイオレンスの略でございます。直訳いたしますと家庭内暴力でございますが、暴力の形態としましては、殴る、蹴るなどの身体的なもの、怒鳴る、無視するなどの精神的・社会的なもの、生活費を渡さない、働かないなど経済的なもの、性的なものなど、様々な形態がございます。本市の過去3年間の婦人相談員による相談件数につきましては、平成23年度が148件の中で、DV関係が26件、平成24年度が139件の相談のうち、DV関係が18件、平成25年度が164件のうち、DV関係が16件となっているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） DV防止法が施行されましたが、啓発の方法はどうされているでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） DV対策につきましては、平成13年にDV防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されて以来、被害者の多くは圧倒的に女性であることから、特に女性に対するDV事案の深刻化が浮き彫りになり、女性に十分配慮した改正が行われてきております。そして、とりわけDV未然防止策につきましては、市民に対し、DV自体が許されない暴力であることの認識を広く定着させることのほか、旧来の固定的性別役割分担意識を解消していくことが重要な鍵であるとされております。そうしたことから、本市としましては、これまで、共生・協働の視点に基づき、市民一人ひとりへのメッセージ性を重視した啓発活動を推進してきているところであります。具体的には、11月のDV防止週間に合わせ、市民・市職員に向けたパープルリボン着用の活動等を行っているほか、市内ボランティアグループと協働で、より効果的な啓発用ツールの開発を行い、これら開発した啓発用ツールを活用しながら、市内各所で出前講座等を実施してきているところであります。今後も引き続き、これらDV未然防止に向けた市民への啓発活動はもちろんのこと、市民一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組を推進してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） その相談体制としては、どういうふうになっているのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） DV相談の支援体制につきましては、福祉事務所内に専門の相談

員を1名配置しまして、原則月曜日、水曜日、金曜日の週3回、様々な相談に応じているところがございます。相談時の対応といたしましては、相談者からの相談内容を十分に聴いた上で、正しく理解し、どのような援助を求めているかを把握し、問題解決に向けて助言を行っているところがございます。DV被害の深刻化を防ぐためには、取りも直さず早期の対応が大切であると考えております。相談の内容によりましては、一時保護はもちろん、自立支援のための情報提供の援助を行っているところでもございます。また、被害の状況によりましては、被害者の保護のために、警察への被害届や、加害者に住民票等により居場所を知られないような支援措置の助言も行っているところがございます。

○9番議員（高田チヨ子） 実は、先日、鹿児島にあるサンエールかごしまというところに行ってきました。そこに配暴センターがありました。ここには子育てのこと、夫婦のこと、生き方のこと、そして人間関係のことなど、何でも相談できる相談室、そして託児室、図書コーナーなど、全て完備されてありました。相談室は何とカメラ付きのインターホンが備え付けてありました。本当にびっくりしました。そのセンター内に入った上に、またカメラ付きのインターホンがある。そこまで厳重に警戒をし、その相談者を守っている。そういうのをすごく感じさせられました。実は、私の周りでもDVは起きているのです。でも、その方たちは市の方にはまだ相談には行っていません。なぜかという、やはり人目が気になるのです。相談者にとってみれば、市役所に入って、人がいるところでその相談室に入るということ自体が、とっても気になることなのです。DV被害者支援の充実を図るためには、相談者がいつでも気軽に相談できるような場所があった方がいいのではないかと思います。このことは、以前にも私は質問させていただきました。鹿児島のように、この配暴センターのようにしてほしいと、そこまでは言いませんけれども、せめてどこか一部屋場所を決めてあげて、相談者が気兼ねなく入れるような、そんな部屋を作ってほしい。相談室を作ってほしい。そういうふう思うのです。相談しやすい環境整備が必須だと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 本市の相談時の対応でございますが、電話相談の場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行い、被害者が来所して相談したい意向であれば、会議室等を予約し、来所を促しているところがございます。直接、相談に来所された場合、事務所内の相談室で相談に応じておりますが、相談内容の状況に応じては、老人福祉センターや中央公民館等の会議室を借り上げまして、個人のプライバシー等に十分配慮し、対応しているところがございます。DVの認知度が高まってきた中で、充実した相談体制を図るためには、配偶者暴力相談支援センターの設置が有効であるということは、認識をしているところであります。今後、現状での相談支援体制を継続していきながら、公共施設のあり方等検討委員会等で、既存公共施設の有効利用を模索する中で、独立した相談施設の確保ができないか、また、相談員の配置など、様々な面からの検討をしてまいりたいと考えているところで

ございます。

○9番議員（高田チヨ子） 前向きな答弁ありがとうございます。相談者にとっては、本当にここに行ってから場所を変えとかいうのではなくて、最初からそこに行けばいつでも相談ができる。そういう部屋がある。そういうことが大事なのではないかと思imasので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、災害時の避難所HUGについて質問をさせていただきます。先ほど部長の方からもHUGについてちょっと説明がありました。私の方からもちょっとHUGについてご説明したいと思います。日本は世界有数の地震国であり、いつ、どこで大地震が発生しても不思議ではありません。大地震が発生した場合、家屋の倒壊や津波、火災、山、がけ崩れなどにより、被災した多くの人々が避難所での生活を強いられることとなります。もし、あなたが避難所の運営をしなければならぬ、そういう立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事に、どう対処すればよいのでしょうか。避難所HUGは、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして、静岡県が開発したものです。避難所の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こる様々な出来事に、どう対応していくかを模擬体験するゲームです。プレイヤーは、このゲームを通して、災害時要援護者への配慮をしながら部屋割を考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置などの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出し合ったり、話し合ったりしながら、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます。こういうふうになりました。先日、実際に私たち公明党の女性議員7名で、このHUGゲームをやってみました。最初はゲームだから、どんなするんだろうと、何となく人任せ的な感じで始めました。ところが、やっていくうちにみんなそれぞれ真剣になりました。終わってみるとこれは大変なことだ。実際に自分たちの地域でもやってみる必要があると痛感したのです。そこでお尋ねいたします。今後の計画として、どうしていくのかお尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫） 災害が発生した場合には、その事前の訓練というのは、非常に大切でございます。最初の対応が被害を未然に防いだり、いろいろ最小限に食い止めることができると思っております。本市におきましても、大規模な災害が発生し、避難所を開設した場合には、市の職員、関係機関及び自主防災組織を中心に避難所の運営を行っていくこととなります。この避難所運営ゲームは、避難所の開設から問題対応について演習していくものであり、避難所運営について、非常に有効な研修であると考えております。そのため、本年度、国の研修事業、市町村防災力強化出前研修というものでございますけれども、この国の研修事業を活用し、市の職員及び関係機関を対象とした、避難所運営に関する避難所対応演習による研修会の実施を計画いたしております。

○9番議員（高田チヨ子） 市の方ではそういうふうにして計画をしてやっていくということで

すが、実際は市で対応するよりも、地域で対応することの方が多いのではないかと思ます。それで、各地域でこのHUGゲーム、HUGをやっていく必要があると思ます。各地域での訓練をするように、地域に広げていくことが大事だと思ますが、どのようにして今後やっていくのかをお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） 先の東日本大震災において、自助、共助及び公助の連携の重要性が強く認識されました。この教訓を踏まえて、平成25年に改正された災害対策基本法により、地域コミュニティにおける共助による自主的な防災活動に関する防災計画制度が創設されました。この制度は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、自主防災組織等が作成した地区防災計画を、市町村の地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、防災計画を提案できるものであり、計画に基づき防災活動を実践していくものであります。市としましても、これらの制度を推進していくとともに、自主防災組織の防災訓練につきましても、これまでと同様に、消防署・分遣所、消防団と連携した防災訓練・講習会を行ってまいりたいと考えております。また、これに併せて本市においても、防災士や地域防災推進員といった防災関係の資格を持った方がおられますので、これらの方を活用した講習会等の中で、避難所運営訓練等も開催してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 地域によっては、避難所について、まだ考えてない。そういうところもあるのではないかと思ます。この避難所をどこにするかというのが大事なことになってくるのではないかと思ます。その避難所についてですが、それぞれの地域では公民館とか、学校だとか、そういうところを設けている、考えているところがほとんどではないかと思ます。でも、場所によって、この前の東日本大震災のように、津波があつたりしたら、海のそばの公民館とか、学校とかは、とても無理ですよね。ですので、そういう地域によって、こういう土砂災害のときにはここ、そして津波のときにはここ、そして大雨のときにはここという感じで、それぞれの地域で避難所を考える必要があるのではないか。そういうふうに思ます。また、病院でも自分たちの病院を避難所にしてもいいよというところも出てくるのかな。そういうふうに思ます。そういうところをそれぞれの地域で考えていく必要があると思ますが、このことについてはどうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 平成25年に改正された災害対策基本法により、被災者が一定期間滞る避難所について、その生活環境を確保するための一定の基準、立地条件、耐震性、耐火性、バリアフリー等を満たす施設をあらかじめ指定することとなっております。本市においても本年度地域防災計画を見直すことから、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害時に避難所における生活環境が確保されるよう、避難所、避難場所等の見直しを行うこととしております。

○9番議員（高田チヨ子） 命を守るためにこの避難所、とっても大切なことですので、よろし

くお願いいたします。

それでは、次の指宿港海岸整備についてお伺いいたします。この指宿港海岸整備は、今まで私で3人目になりますが、今回。もう今、いろいろとお話を聞きましたので、ちょっと違う観点でお話をさせて、質問させていただきたいと思います。22日にワークショップが開催されることになっておりますが、このワークショップのメンバーは、どのような方が何名ぐらい参加されるのでしょうか。

○建設部参与（光行忠司） 指宿港海岸のワークショップにつきましては、指宿港海岸保全推進協議会主催でこれまで5回開催されております。事業化の決定がなされない中でのワークショップではありましたが、沿線住民の皆様やホテル関係の皆様、推進協議会委員など、98名の委員の参加をいただいております。本年度の事業化決定を受け、推進協議会では広く市民の意見を反映させたいとの思いから、5月初旬に市内各家庭にワークショップ参加者募集のチラシを配布し、委員の公募を実施したところでございます。その結果、新たに30名の応募がありましたので、今後は130名程度のメンバーでワークショップを開催してまいります。なお、年代別の内訳構成でございますが、20代から30代が28名、40代から50代が45名、60代以上が55名、計128名、うち女性が18名となっております。

それから、先ほど議員の方からお話がありましたとおり、6月22日には通算ですが、第6回目となるワークショップの開催を計画しております。今回は、新たなメンバーをお迎えすることから、これまでの経緯・活動状況並びに今後の進め方について、ご説明することとしております。

○9番議員（高田チヨ子） もうこの指宿港海岸整備、これはもうみんなが待ち望んでいたことですよ。それがいよいよこうしてできるようになった。とってありがたいことだと思えます。そこで今、ワークショップの年代別を見ると、20代から60代以上ということであります。私はこのワークショップ、このせつかくの海岸整備ができるのであれば、今現在の私たちが話をするのももちろんだけれども、若い人たちの参加が急務ではないかと思えます。今後の豊かなまちづくりについて、未来の宝である子供たち、中学生、高校生の意見も聴いてみることも必要ではないか。そういうふうには思いますが、この若者の意見を聴いてみる考えはないでしょうか。お伺いいたします。

○建設部参与（光行忠司） 若者の意見を聴いてみる気はないかというご質問でございます。私も行政といたしましても、小さなお子様から高齢者まで、幅広く親しめる海岸整備を望んでいるところでございます。今後のワークショップの在り方を含め、幅広い意見の集約について、ワークショップの主催者である指宿港海岸保全推進協議会と協議させていただきたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。文教厚生委員会で北広島市に視察に行っていました。ここで驚いたことがありました。実は、北広島市のところから札幌ま

で、サイクリングロード20何キロ、21キロか24キロあったかと思いますが、それが一対になって、ずっと通っていました。これはもちろん北広島市が造ったのではない、北海道が造ったんだよとおっしゃっていました。そしてまた、もう一つ驚いたことは、そのサイクリングロード、どこにも車と合流するところがない。ずっとそのサイクリングロードを札幌まで止まることなく行ける。そういうことでありました。本当にすごいなって思ったことです。今回、この指宿港海岸は途中まで摺ヶ浜の一部ですけれども、これを今後ずっと、あの篤姫ロードのところまで広げて行って、何とか、このサイクリングロードも一緒に造って、二反田川にも何とか橋を架けられないものか。もし、橋が架けられないのであれば、どうにかしてつないで、そのサイクリングロードを篤姫ロードまで、摺ヶ浜からずっと行ける、そういう道路はできないものか。そういうふうにしたところがございます。今まで何人もの方がこのことは質問をしていますが、このように指宿港海岸ができるようになった今だからこそ、これからのことを考える必要があるのではないかな。そしてまた、指宿は健幸のまちとうたっております。そういう意味からもこのサイクリングロードを、延長して造っていく考えはないか伺いいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 二反田川人道橋につきましては、滞在型観光の推進及び市民の健康増進を図るため、砂むし会館砂楽付近から知林ヶ島、そして篤姫ロードを一連のサイクリングやウォーキングコースとして整備するにあたり、コースが二反田川で分断されているということから、河口付近に人道橋を設置できないかと検討した経緯がございます。市としましては、これまで県の魅力ある観光地づくり事業での事業実施の要望を上げてきたところがございますけれども、橋の設置工法や用地買収など、事業実施の環境が整備されていないという理由で、実施が見送られてきております。このことから、平成24年度において、人道橋設置に必要な周辺条件等の調査業務委託を行ったところがございます。護岸の維持管理と強度に関する安全性の問題から、当初予定していた堤防道路をまっすぐに繋ぐルートではなく、河口から内側に迂回するルートにする必要があるという調査結果となり、より広範囲にわたり用地買収と多額の工事費、これが試算で約2億円程度となっておりますけれども、が発生することが判明したことから、事業実施については、非常に難しいのではないかというような結論を24年当時出しましたが、今現在では、指宿港海岸整備事業が国の直轄事業により実施されたという背景が、また変わってきておりますので、今後、背後地整備等に関わって、やはりこの人道橋というものがやはりどうしても必要だというような状況になってきた場合には、再度、また県の方にもご相談をしながら、この事業実施に向けて取り組んでいきたいというふう考えているところがございます。

○9番議員（高田チヨ子） 何とかこれを実現できたら、とってもすばらしいまちになるなって、そういうふうにありますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後の子供たちが遊べる公園整備について質問をさせていただきます。私のと

ころには、いろんな方から電話がまいります。指宿市内の方だけではなく、鹿児島だったり、いろんな県外の方だったり、あらゆる方から電話がかかってくる。その中で、鹿児島市内にはジャングルパークがあったよねって。だけど今、ジャングルパークがなくなって、県には遊園地がなくなった。そこで、指宿に遊園地を造ることはできないだろうか。そういうお話がありました。指宿には広大な土地がたくさんあるんだから、それを利用して遊園地を造ってほしい。そうすると、指宿市民だけでなく、県内外から親子連れで遊びに来るようになるんじゃないかなと言われました。考えてみれば、本当にそうだなと思います。指宿には昔はグリーンピアがありました。グリーンピアに公園があり、私も子供が小さかったころには、そこに連れて行って遊んだ思い出があります。本当に親子でふれあって、親子で一日を過ごす。お弁当を持って遊びに行く。そういうことはとっても楽しい子供時代の思い出になるのではないかな。そういうふうに思います。先ほど公園の話もしましたが、この遊園地も何とか指宿に造ってもらいたい。そして、県内外からのお客様をどんどん指宿に誘客して、観光のまち指宿を発展させていただきたい。そういうふうに思いますが、このことに関してはどうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 議員の熱い思いと提案をいただきました。かつて鹿児島市内にありましたジャングルパークのような遊園地を造ることができないかというお尋ねでございますけれども、かごしま国際ジャングルパーク遊園地におきましては、昭和47年に開園し、昭和50年代の最盛期には30万人ほどの年間利用者がありましたけれども、入園者の落ち込み等により採算が合わず、平成17年に閉園しております。近年の少子化やレジャーの多様化等を勘案しますと、遊園地の経営は採算的に非常に厳しいことが想定されますので、市としての遊園地の整備ということは難しいのではないかとこのように考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 経営的には、確かに厳しいのかなと思うんですが、子供たちの未来のために何とか検討していただきたいな、そういう思いがいっぱいあります。子供たちの味方である市長、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 九州管内の遊園地を見ましても、グリーンランド、スペースワールド、その他等々の公園がございます。この公園等につきましては、もう議員ご案内のように民間の方、いわゆるこのスペースワールドについては旧八幡製鉄所、新日鉄、グリーンランドにつきましても三井、そういうところがいわゆる子供の遊園地を造り、子供たちが遊べる公園整備とともに豊かなまちづくりにその役割を果たしているのも事実でございます。交通の便、そして今後の利用の状況の予測、推測、様々なことを考慮して、この公園、いわゆるこういう遊園地は整備されるものだと思っております。また、このような大きな公園ではなくて、子供たちが遊べるような、そういう安心して子供たちが遊びに行き、親子で楽しめるようなブランコやアスレチック、芝生広場、そういう等々の公園の整備というのは、今後の海岸整備を含めて、そのメンバー、住民の声を聴きながら、考えられるものではないかと思ってお

ります。参考までに、出張の折に敦賀の整備された、敦賀市でございますけど、その海岸、別府港海岸、津松坂の海岸等を視察にお伺いをいたしました。その中で、今議員がおっしゃるような公園に類する整備もなされているようでございます。今後、この推進協議会を通して、海岸整備と含めてどうあるべきかという検討もなされると思います。そういう意味で、女性も若い人もいるようでございますから、また、そういう中でも提言をし、様々な角度で検討していただければありがたいと思います。

○9番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。もう子供たちが指宿に生まれて良かった、指宿で育って良かった、そういうまちにしていきたいと思います。今、激闘が続くサッカーのワールドカップ、ここまで目立つのは逆転試合の多さで、日本戦を含め5試合もある。最高レベルでも技量は紙一重の最高レベルの戦いだからこそ、勝敗を分かつのは心理戦であり、勢いであると痛感する。人生にもここを乗り越えれば未来が大きく開けるという分岐点がある。誠のときに敢然と前へ進む強さがあるか。そこに真価が問われると今日のS新聞に書いてありました。本当にそうだなと思いますので、どうか後ろ向きではなく、前向きに頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

○議長（新宮領進） これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

6月19日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、6月19日は休会とすることに決定をいたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 森 時 德

議 員 高 橋 三 樹

第2回指宿市議会定例会会議録

平成26年6月24日（火）午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第50号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第51号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第53号 市道の廃止及び認定について
- 日程第7 議案第54号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第1号）
- 日程第9 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための，2015年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第10 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）
- 日程第11 意見書案第3号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）
- 日程第12 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 ちよ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春

19番議員

下川床 泉

21番議員

新宮領 進

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	佐藤寛	教育長	池田昭夫
総務部長	高野重夫	市民生活部長	大久保正一
健康福祉部長	下敷領正	産業振興部長	廣森敏幸
農政部長	新留幸一	建設部長	三窪義孝
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	下吉耕一	農政部参与	池増広行
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
市民協働課長	上川路正和	長寿介護課長	大久保成人
水道課長	川口光志		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開 議

午前10時09分

○議長（新宮領進） おはようございます。ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び前原六則議員を指名いたします。

△ 議案第49号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第49号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第49号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

民間大規模建築物耐震診断補助が4事業者7棟となっておりますが、県・国の負担割合と、市の負担があるのかどうか。また、4事業者と7棟の施設名称はとの質疑に対し、補助金は国が3分の1、県・市が3分の1、そして国が更に6分の1の補助を行うので、事業主は6分の1の負担になります。4事業者7棟の建物は、所有者が民間事業者であり、対象建築物であることが公表されると営業等に支障があることも予想されますので、現時点では非公開とさせていただきますとの答弁でした。

山川老人福祉センターの温泉掘削の概要はとの質疑に対し、高齢者が山川老人福祉センターを自発的、積極的に利用できるように、温泉の掘削や健康器具の設備を充実するものです。内容は、温泉の泉温の低下及び湧出量の減少のために、新たに温泉の掘削を行い、浴場での転倒防止のため、手摺りを設置し、緊急時の対応のため浴室にブザーを4か所取り付けるようです。また、健康づくりを展開するため、トレーニング機器等を購入する計画のようですとの答弁でした。

がんばる農業者・起業支援事業は新規ですが、この内容はとの質疑に対し、農業を生産のみで終わらせるのではなく、加工品の開発や新たな販路開拓による、農産物の6次産業化及び農業者の起業家を推進して、農家所得の向上を図ることを目的としています。事業内容は、6次産業創業塾による活動支援、加工品開発について、事業費の2分の1、15万円を限度として支給する事業です。また、先進地あるいは加工研修補助ということで、研修に係る旅費の2分の1、3万円を限度に支給する予定ですとの答弁でした。

意見として。今後の指宿市の政策課題で、過疎計画の中に載せた方がいいという事業があると思います。有利な事業ということを確認して、必要性のある事業はないか検討し、この事業を活用していただきたいというものと、人口減少が止まらない指宿のために、計画の中へ何か取り入れるものがあつたら検討していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第50号～議案第52号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第50号、指宿市税条例等の一部改正について、から、日程第5、議案第52号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案

第50号、指宿市税条例等の一部改正について、から、議案第52号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第51号及び議案第52号は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第50号については、反対討論として、軽自動車税の税率の引き上げが含まれておりますが、これは消費税が10%になる段階で廃止される、自動車取得税の穴埋めとされるもので、消費税が10%になることで、販売台数の落ち込みを懸念する大手自動車メーカーを支えようとするものです。一方で、軽自動車税の税率の引き上げは、軽自動車の利用者、つまり比較的所得の低い人への負担増を意味します。以上のようなことから、住民への負担を増やし、大手自動車メーカーを後押しする内容を含む本議案に反対をいたしますというものがあつた、起立採決の結果、可否同数となりましたので、委員長採決により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第50号について。ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、何件ぐらいあると把握していますかとの質疑に対し、大規模建築物等につきましては、公共施設で指宿庁舎の1棟と、ホテル・旅館等については、4件の7棟と聞いていますとの答弁でした。

来年度からの軽自動車税はどのくらいを見込んでいますかとの質疑に対し、平成27年度については、対象台数が6,121台で、税額にすると625万5千円の税収が見込まれます。平成28年度課税分において、平成27年4月1日以降に新規取得される新車台数を1,114台と見込むと、税額で319万1千円の増収です。また、新規取得から14年を経過した重課税率の対象台数を1,908台と見込むと、643万4千円増収ですとの答弁でした。

軽自動車税の引き上げは、所得の低い者への負担増を全体としては意味するのではないかと思います。どのようにお考えですかとの質疑に対し、生活の足としての軽自動車税に対する増税の反対意見等も踏まえて、3輪及び4輪以上の軽自動車税の税率引き上げは、27年4月1日以降に新規取得する新車に限って適用し、既に所有している軽自動車や中古車を新たに取得した場合の現行の税率は、そのまま据え置くことにしています。また、中小企業者等に配慮するため、軽トラックや営業用車等については、税率の引き上げ幅を1.25倍に抑制するなどの配慮が行われていますとの答弁でした。

普通車と軽自動車との差をなくすという言われ方をしますが、軽自動車の方を上げるとのことですので、自動車取得税が廃止されることによる穴埋めを、所得の低い人たちに負担

を求めるといふことに変わりはないと思うのですが、公平性が保たれると考へますかとの質疑に対し、今回の改正は、自動車車体課税の見直しですが、1,000cc以下の自動車税は2万9,500円ですが、それに対して、軽自動車税の自家用乗用車の税率が7,200円ですので、2万円の格差があります。軽自動車税の特殊性を考慮しても不均衡であり、自動車税に比べると、まだ、軽自動車は配慮がなされていると考へていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第51号について。

この一部改正によって、具体的にどれぐらいのプラスになるという、概算はできるのかとの質疑に対し、現在、この過疎地域産業開発促進条例に基づく課税免除を受けているのが、旧山川町に1社ありますが、この改正によって増えるものは把握していないところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第52号について。

改正の理由で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に、等が入っているようですが、等が入ることによってどこがどのようにになっているのかとの質疑に対し、これまで対象となっていなかった生活の根拠を共にする交際相手からの暴力についても、外部からの発見、介入が困難であり、かつ継続的になり易いといった、配偶者からの暴力と同様の事情があるということで、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠を明確化、及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、配偶者暴力防止法の対象とすることとしたものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第50号に反対の討論を行います。

軽自動車税の税率の引き上げが含まれております。2015年消費税が10%になった時点で購入時に係る自動車取得税は廃止されることになっております。廃止で減る年間約1,900億円の穴埋めに軽自動車税を引き上げる計算です。もともと軽自動車は全体として見れば所得の低い世帯や、中小企業などで利用されるケースが多く、軽自動車税の引き上げは所得の低いも

のへの負担増を意味します。自動車取得税の廃止は、消費税が10%になることで、販売台数の落ち込みを懸念した自動車業界に配慮したものとされます。国際競争にさらされている大手自動車メーカーの中型高級車の負担を軽減し、後押しするものです。軽自動車を主力商品に揃えるスズキの鈴木修会長兼社長は、弱い者いじめだと反発しています。以上のようなことから、住民への負担を増やし、大手自動車メーカーを後押しする内容を含む本議案に反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 前原六則議員。

○13番議員（前原六則） 13番、前原六則です。議案第50号について、原案に賛成する立場から討論を申し上げます。

文教厚生委員会の審査において、軽自動車税の税率について、3輪及び4輪以上の軽自動車税の税率引き上げを平成27年4月1日以後に新規取得する新車に限って適用し、既に所有している軽自動車や中古車を新たに取得した場合、現行税率のまま据え置くことは、課税される国民が税負担に対して不公平を抱かないようにする、公平性の観点から反対いたしました。がしかし、原案の指宿市税条例等の一部改正は、他の肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例延長、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物に対する固定資産税の減税等も含めており、これらに関する交付の手続き、市民への周知等を考えると、早めの成立が必要と考える立場から、軽自動車税の税率引き上げについて、再度熟慮し、軽自動車税の大型化、高性能化、価格面とも普通車と大きな差がなくなっていること。更に中小企業者等にも配慮するため、軽トラックや営業用車については、税率の引き上げ幅を1.25倍に抑制する配慮等も行われていることから、賛成すべきと考え討論いたします。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第51号及び議案第52号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、指宿市税条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第6、議案第53号、市道の廃止及び認定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第53号、市道の廃止及び認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回、寄附採納された公衆用道路を既存路線に延長して路線認定するため、接道する既存路線を廃止となっているのですが、寄附採納された公衆用道路というのは、どこの部分になるのかとの質疑に対し、廃止路線については、終点が指宿市十町字下堂地128番1で、この地先から奥の方に市道編入申請がなされたことから、この部分について寄附採納を受けているところです。終点が十町字竹之下191番11地先に変更となっておりますが、起点又は終点のいずれかが変更になった場合には、旧路線を廃止し、新路線の認定を行う手続きをする必要があることから、議会の議決を求めているところですのでとの答弁でした。

終点から右に入っている道路があるのですが、この幅員は何mぐらいの道路で、個人の道路なのかとの質疑に対し、私道で幅員は2mから3mであつたらうと思っておりますとの答弁でした。

幅員がこの程度だから、市道としては直結できなかったということだろうと思うのですが、行き止まり道路という認識であれば、Uターンできる程度の幅員はとつてあるのかとの質疑に対し、市道認定基準では、袋小路道路については終端の方に自動車の転回場所を設けることとなっております。この転回場所は、終端に半径6m以上の広場を道路幅員とは別に設けることとなっておりますとの答弁でした。

市道認定を受けて、今後、整備等も絡むと思っておりますが、どの程度を見込まれていますか。寄附採納をしていただけて良かった。ただし、こういう袋小路の道路に対して、そういう整備費用を投入していくのかどうか、その辺の妥当性も含めて、市道として認定していいのかどうかとの質疑に対し、市道の認定基準の中に、寄附をされる道路については、市道に準ずる構造であることとということがあります。この路線は、市道の整備に合致する構造として整備がされていますので、寄附を受けたということで、側溝も舗装も全部整備されている道路ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第54号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第7、議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

危機管理課所管分について。

地域防災計画の見直しということですが、主な見直しの内容はどの質疑に対し、国及び県の計画と整合性をとる必要があるということで、鹿児島県の地域防災計画が見直されました。市の地域防災計画の方向性としては、国の防災基本計画の修正や、新たな方針の提示等を踏まえた見直しを行う。被害想定等の反映を行う。組織改編や移転修正に伴う修正を行うというようなものですとの答弁でした。

国・県と整合性を図るためということですが、見直しはこれからなのですかとの質疑に対し、指宿市の組織改編等による軽微な修正については適宜実施しておりますが、東日本大震災、若しくは南海トラフ巨大地震の対応は、これまでの地域防災計画には反映していませんので、今回、県の地域防災計画を参考に修正をかけていくこととなりますとの答弁でした。

九州では原発事故が起これば、国内全域汚染されます。指宿も薩摩川内から直線で60から70kmくらいですが、薩摩川内の避難計画、避難時間などを見ても、20数時間から30時間ぐらしかかる状況があるわけで、東日本大震災の中でも、震災被害に対しては復興が進んでいまずけれども、原発については、もう住めない地域も出てきている状況です。国、県から防災計画の変更があるということで、それに準じた計画になっているが、原発に対する指宿市の計画については、今後、検討する可能性があるのですかと質疑に対し、指宿市にも、原発事故が発生した際には影響がありますので、対策については、計画の中に織り込んでいくことにしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしまし

た結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。

市民会館のホールなどの雨漏りが相当ひどいと聞いています。緊急を要する程度ではないのですか。どのように対処されようとしているのですかとこの質疑に対し、市民会館など、特に社会教育課所管の施設には雨漏り等がありますが、年次的な対応という形で進めたいと考えています。市民会館等の施設の老朽化については、大規模改修も含めて、市の公共施設の在り方を、今、検討しているところです。財源問題もありますので、月1回の市民会館との業務報告等の中で検討して、それを計画の中に反映させていますが、今後も市民会館と話をしながら把握していこうと考えていますとの答弁でした。

指宿小学校の体育館大規模改造工事の実施設計委託料で510万円計上されていますが、どこからどこまでの実施設計を委託する予定なのですかとの質疑に対し、建築工事、電気設備工事、おおむね50枚ぐらいの図面に要する設計事務所の人件費の計上となっていますとの答弁でした。

授業料の就学支援金は1人当たり幾らで、200名全員ということですかとの質疑に対し、月額9,900円の年間11万8,800円で、200名全員ですとの答弁でした。

史跡等埋蔵文化財の改修にかなりの金額ですが、その内訳はこの質疑に対し、事業費1,423万9千円の中で、古代住居2棟分の修復に約900万円、歴史劇場のプロジェクター等の修復に約500万円になっています。ススキかやで葺いた屋根が傷んでおり、青天井の状態になっていますので、2棟を全てススキかやに葺き替えようとするものですとの答弁でした。

今後、国の補助金が出てこない、次の2棟を修復することは難しいということですかとの質疑に対し、国も橋牟礼川遺跡は、日本の歴史の中でも重要な遺跡であるという認識を持っています。平成8年に造った時代背景とは、かなり変わってきていますので、今回、2棟修復を行いますけれども、今後は子供たちの修復体験なども含めて、国とともに考えていきたいと思っていますとの答弁でした。

県地域ぐるみの家庭教育支援事業モデル地区採択に伴う補助金等は、どういう事業なのですかとの質疑に対し、県の事業で県内5地区にモデル地区が設定されています。地域ぐるみの家庭教育支援の在り方や、その効果を実践検証するとともに、その取組を他の市町村に紹介することにより、それぞれの実態に合わせた、地域ぐるみの家庭教育支援を県全体に拡げ、家庭の教育力の向上を図るため実施される事業で、3年間補助がおりることになっています。補助金を50万円いただけるということで、決定通知はありませんが、県の担当者から内示はいただいています。既存の事業で、子育て講演会とか、スマイル広場という事業を行っているのです、この補助金を活用して、家庭教育の事業を推進するものですとの答弁でした。

体育施設は他市に先駆けて建設されたということから、県内でも古い方だと思いますが、2020年にオリンピックもありますし、鹿児島国体もありますけれども、それに向けた改修とか、建替えの計画がありますかとの質疑に対し、成年女子ソフトボールとバドミントンの全種目が県の方で内定されていますが、指宿総合体育館がバドミントン会場になりますので、今年、耐震診断をするように予算計上しています。また、ソフトボールについては、開聞総合グラウンドに内定していますが、国体は前年度にプレイベントがありますので、その2年・3年前までには国体用の改修等をしなればいけないという計画で、現在進めていますとの答弁でした。

意見として。指宿トライアスロン大会で市民会館を利用させていただいたのですが、老朽化が進んでおり、利用にも多少制限が掛かってきている状況がありました。文化施設なので、体育施設とイコールではないのですが、多くの方が使われますので、是非、改修を計画していただきたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について。

コミュニティ助成事業は、申請から採択までどのくらいの期間を要したのですかとの質疑に対し、県から昨年8月にコミュニティ助成事業の募集案内がありましたので、1か月ほどで書類を作成し、10月4日に提出をしました。それに基づき、採択決定通知があったということです。コミュニティセンター事業が1件で、町区の公民館です。また、一般コミュニティ事業として湯之里の1件で、合計2件ですとの答弁でした。

山川町区公民館に1,500万円の補助と、一般財源の方で公民館建設工事に対する補助金の2通りの補助が出ていますが、どういう内容なのですかとの質疑に対し、市の補助金は市補助金交付要綱に基づき交付するのですが、今回の場合、コミュニティ助成事業がありましたので、この部分の補助相当額を控除した残りの金額について、市の助成がありますから、10%補助を加えて交付することになっていますとの答弁でした。

自治公民館建設の補助金関係は、2件申請があつて2件とも認められたのか。ほかにも申請があつたけれども、予算の関係でそうなつたのですかとの質疑に対し、平成26年度の事業はコミュニティセンター事業が町区の公民館1件です。もう1件は、一般コミュニティ事業で全体で15件申請があり、そのうち湯之里の1件だけが決定されたという状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。

地域介護・福祉空間整備事業は19床ということでしたが、これはどこなのですかとの質疑に対し、施設の場所は柳田地区のコープかごしま指宿店の裏側、線路側の敷地に新たに建設するものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。

利永保育所の保育士1名の12か月分は、4月から入っていますが、当初予算が十分ありますので、既定予算で4・5・6月分は支出するという理解でいいですかとの質疑に対し、4月から既に働いておりますので、既定予算から支払っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第54号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。

バリアフリー化に対する調査で100万円ということですが、市全体のバリアフリーなのか。それともポイント的に考え方を持っているのですかとの質疑に対し、モニタリングは、温泉施設、主要観光地、宿泊施設等に観光客が来られますので、そこを重点にと考えているところですよとの答弁でした。

緊急雇用創出事業は、観光協会に委託するということですが、事業費は人を雇い入れるときの補助的なものも含まれるということですか。それとも、目的を決めてやるものなのかとの質疑に対し、これまで緊急雇用創出事業で、指宿駅の案内所に職員を配置していた経緯がありますが、国の1年間だけの事業でしたので、新たに、指宿駅の案内所を中心として4人程度雇用していただき、その方々に窓口の対応、指宿の情報発信、接遇研修やインターネットを習得していただき、継続雇用ができるというものです。各ホテルから要望があった人たちを雇い入れるというものではありませんとの答弁でした。

Wi-Fi設置整備事業に係る機器類や、設置費の内訳はどの質疑に対し、今回の事業は300万円の補助事業で、機器、工事費も含んだ経費となっておりますが、維持管理のための電気料と通信料については、別途予算計上しているところですよとの答弁でした。

市のWi-Fiはパスワードは必要となっていますかとの質疑に対し、今のところパスワードは設定せず、自由に使えるようにと考えているところでの答弁でした。

バリアフリー観光の推進に向けた調査事業ということで、県の補助事業ですが、トイレ関係は市の補助で、JRについては利用者の関係でできないということでしたけれども、そういうところまで踏み込んでできるものですかとの質疑に対し、障害者の方々が指宿に訪れていますが、今回のバリアフリー観光については、トイレ改修は含んでいませんとの答弁でした。

ヘルシーランド温泉保養館の追加54万円の詳しい内容はどの質疑に対し、今年1月に故障をして、その間、修繕ができるかの判断をしながら、手動で動かしていたところですが、今年度に入り、修繕できるということになり、280万円ほどの経費が掛かったのですが、今ある施設維持費を充当して修理をしたところ。今後、ポンプ等の修繕費がいることから、必要な部分だけを今回補正に上げさせていただいたところでの答弁でした。

保守管理的な部分で、50万円を超える修繕が見込まれるということで、これを計上しているということですかとの質疑に対し、指定管理者との協定の中で、1件50万円未満のものは指定管理者の方で修繕を行いますが、1件につき50万円を超えるものについては、市が負担するという協定書から、それに伴う修繕に対して計上したところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。

種子島周辺漁業対策事業は、指宿漁協は初めてなのですかとの質疑に対し、25年度も揚げ場の改修を行っていますとの答弁でした。

指宿漁協は尖閣周辺に行ったわけですけど、今回、これを付けるということは、今まで以上に情報を得るための設置ということと、種子島周辺での情報が得られれば、永く操業ができるという意味合いも含んだものになっているのですか。また、尖閣も含めてということも入っているのですかとの質疑に対し、指宿漁協の方々は、種子島で漁業はできないものから、尖閣諸島の方にも船団を組んで行っています。今までも電話もレーダーも付いていますが、アナログ式やレーダーが老朽化して、あまりよく見えないというような状況ですので、尖閣で、例えば、中国船が2km以上離れたところから船団に方向を向けたという場合、その情報をいち早くキャッチして難を逃れるというようなことを、可能にするためのレーダーを搭載するということとなりますとの答弁でした。

種子島のロケットのエリアの中で、指宿漁協の船は5隻しかないということですかとの質疑に対し、対象となる船はまだあります。指宿も本所と岩本があり、この事業の対象となるのは52隻あると聞いていますが、尖閣に船団を組んで漁をしているのが5隻ということで、いち早くその5隻に搭載しようとするものとの答弁でした。

テレビや新聞でも消費生活センターへ相談に来る内容が非常に複雑になってきて、新しい

詐欺関係の報道がなされていますが、指宿の特に多い相談内容はどのようなものがありますかとの質疑に対し、平成25年度に450件の相談があったようです。その中で、インターネット、アダルトサイトも含めてですが、そういう部分の契約や解約が一番多いようです。そのほかに、健康食品や浄水器、消火器などの訪問販売、土地の売買、通信販売の契約・解約、そういうネットを使ったようなトラブルに関する相談が増えているようですとの答弁でした。

防災無線でも、何回かこういう事件が発生しているということがあったのですが、防災無線で放送する部分と、しない部分は色分けしてあると思いますけれども、どういったときに防災無線を使って市民に周知しているのですかとの質疑に対し、防災無線で皆様方にお知らせしたのは、警察に本人が通報し、警察から危機管理課に話があり、危機管理課が防災無線を使って皆様に周知したところです。消費生活の方へ相談に来られるのは、あくまでも個人情報ですので、外部に漏らさないような形で対応していますが、あまりにもひどいときには、防災無線等で市民の方に周知していかなければならないと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第8、審査を終了しました請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願第1号及び陳情第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） 文教厚生委員会に付託になりました請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、及び陳情第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表及び陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日に全委員出席のもと、請願第1号については紹介議員の説明を受け、審査いたしました結果、請願第1号につきましては、35人学級は、1・2年生は行われておりますけれども、3年生・4年生以上はなされていないということで、少人数の方が目が行き届くと思いますし、市独自で35人学級の先生をお願いしているところもあります。そういうことも考えますと、是非、これは採択をすべきというふうに考えますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第1号については、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する陳情で、とても重要なことだと考えます。日本国としても一生懸命やっているところではありませんが、是非、これを採択して、意見書を提出すべきと考えますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定をいたしました。

△ 意見書案第1号及び意見書案第2号一括上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第9、意見書案第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書(案)、及び日程第10、意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)の2意見書案、を一括議題といたします。

△ 意見書案第1号及び意見書案第2号(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)

○議長(新宮領進) お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号の2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2意見書案は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第3号上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第11、意見書案第3号、集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○2番議員（臼山正志） 2番議員，臼山でございます。意見書案第3号，集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）の提案説明を行います。

最近，新聞・テレビ等で再三この集团的自衛権のことで報道されておりますが，今回，この提案をさせていただくにあたって，日本国憲法とはどういうものなのか，平和とはどういうものなのかということで，自分なりに確認をしたいという思いがありまして，昨日，知覧の特攻平和会館に行ってまいりました。やはり，若い20代前後の特攻隊の方々が，国を思い，父，母を思い，永遠の平和を願いながら，特攻隊として日本のために散っていったわけですが，遺書の中でも，お母さん，お母さん，お母さんというような遺書もありました。どのような思いで書いたんだろうと，やはりそういうことを考えますと，戦争の虚しさ，平和の大切さ，ありがたさ，命の尊さを本当に感じました。昨日，沖縄の方でも慰霊の日が開催されておりますが，やはり，その中でも沖縄にまた再び戦争が，沖縄ではまた戦争に巻き込まれるのではないかという不安の声があったりとか，政府の人は戦争を経験していないから，悲劇が分からない。怒りをどこにぶつけていいのか，強引に憲法解釈を変えようとする政府には，腹が，本当に腹が立つ。人間が人間ではなく，人間が人間でなくなり，殺し合うのが戦争。世界が平和になりますようにというような記事も載ってございました。現代国家の立憲主義，法治主義の大原則が破壊されるというような批判の声がありますが，何より国民の声を聴くという一番大切な部分が欠落しているように思います。6月21日・22日に共同通信社が実施しました世論調査では，行使容認について反対の意見が55.4%と半数を超えております。与党協議に関しましては，時期にこだわらずに議論すべきとの回答が74.1%とありました。集团的自衛権の行使を認めることは，自衛隊が海外に行つて戦争できるようになることであり，国の形が大きく変わることです。自衛隊員が海外で，海外の戦場で他国の人々を殺し，殺させる事態も生まれかねません。そんな重大なことを一内閣の憲法解釈の変更でやるのは，法治国家の根幹に関わります。また，国民の理解も進まないうちに，なし崩し的に国の大方針が転換されようとしています。是非，国民の声に耳を傾け，拙速な判断を避け，議論を尽くしてもらいたいと願っております。

よつて，当市議会が集团的自衛権行使容認の憲法解釈変更に反対する意見書を指宿市議会として採択されますよう，議員各位の賛同を心からお願いして提案理由といたします。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 意見書案第3号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進） これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 松下でございます。意見書案第3号につきまして質疑をさせていただくわけですが、先ほど提案者の平和に対する思いというものをるるお聞きいたしまして、私も同様に感じたところでした。私も幾度となく知覧の資料館にお伺いしておりますけれども、そのたびに目頭を熱くする思いを感じながら帰ってまいっております。あの当時、若くしてお国のためにということ命を捧げられた若い人たちの思いを思うとき、私も既に還暦を過ぎましたけれども、いたずらに自分の人生を重ねてしまったのかなという忸怩たる思いも抱かずにおられない、そういった大事な知覧の特攻資料館なのかなというふうにも思っております。国民の皆さん方が、100%、恐らく戦争を望む方はいないだろうと思っております。白山議員の平和に対する思いというものは十分理解できますけれども、ただし、私たちは逆に言えば戦争を起こさないために、我が国の平和、世界の平和を守るためにどういった行動を取ればいいのか。そこの部分を改めて、また白山議員とも議論を重ねてみたいというような気もいたしておりますが、質疑に入らせていただきたいと思います。

まず、本文中に、近代の立憲主義という表現がありますが、近代と立憲主義というのがひっついてしまいますと、明治憲法、欽定憲法あたりの立憲主義ということを示しているのかなというふうに疑問をいただいたものですから、単純にここはご説明願いたいということでお聞きをさせていただきます。

それと、本文中、後段に示されております集団的自衛権に対する解釈。このことについては、何か国が直接お示しをされたということで、このような表現になっているのかどうかということを、2点お伺いをさせていただきます。

○2番議員（白山正志） 質疑にお答えしたいと思います。

まず、近代の立憲主義とはということですが、すみません、正直申しまして私もこの集団的自衛権のことに深く、そこまでですね、私自身も考えていなかったのが現状です。ただ、本当に表面だけ見れば戦争になるかもしれない、そのようなことで、私も単純な考えだったと思います。ただその、国の大きな方向が転換することにもなりかねない今回の件が、今回このように6月定例会がある中で、やはり審議されない、意見としてでないのは、いかななものかということで、今回、意見書を提案させていただきました。

私もできる限り勉強したつもりであります。松下議員がおっしゃる立憲主義、ここでお示ししてあります近代の立憲主義ということは、私の中では個人の自由の権利を守るために憲法で権力者を拘束する、あるいは、それに人権に社会権を加えた、格差の起きないような立

憲主義だというふうに私は思っております。一国の長の采配で、国が大きく変わる、あるいは悪い方向に向かうことを憲法である程度抑止しておく。それが立憲主義であると私の中で解釈しております。

2番目の集団的自衛権に対する解釈は、国により示されたものであるかどうか。実際、現在は政府閣議の中で、今日の新聞の中でも、7月1日あたりに閣議決定がされるであろうというような記事がありました。閣議、政府の方で今は決まろうとしていることなので、すみません、国という表現はふさわしくなかったのかもしれませんが、すみません、よろしいでしょうか。

付け加えてよろしいでしょうか。日本はやはり世界的に見ても、この恒久平和を願う日本国憲法9条がありますし、世界で初めて原爆が投下された国であります。軍事力をもって抑止力とするというような考えがあろうかと思いますが、やはり、権力をもって権力で立ち向かう。それにはまた、新たな火種が生まれてきて、何の解決にもつながらないように思っております。世界から見て、日本の役割は、先ほども申しましたとおり、世界的に見ても、すごく貴重な憲法、それから、戦争での被害経験がある。やはりこれを柱として世界に向けて発信し、国際貢献においても軍事武力ではなく、違う分野、医療の支援だったり、現在もやっているとありますが、その国の紛争で被害を被った国への復興の手伝い、一番根本的には争いが起こった原因を、まず、なくすことではないか。それができるのが日本だと私は思っております。宗教的に見ても、キリスト教、イスラム教、そういうところからも、日本というのは公平に見れる国民であると思えます。なので、軍事力の強化、それをもって自衛権、集団的自衛権の行使にいく、あまりにも単純すぎるではないか。でも、これは私個人の意見であって、国民が皆さん、どう考えるかは、これから議論をして、この日本をどういう方向に進めていくか、どうあるべきかというのを議論をしないとイケないと、本当に思っております。なので、

○議長（新宮領進） 答弁は簡潔にお願いします。

○2番議員（白山正志） はい、すみません。なので、今回の一部と申しますか、閣議決定で国会の審議も経ず、今回の集団的自衛権の行使を容認する、これに対して反対するものであります。終わります。

○14番議員（松下喜久雄） 白山議員に申し上げますが、意見書が採択されれば、指宿市議会の全体の考え方として国に届くんです。そういう大事な意見書を提出するにおいてですよ、一言一句、自分のものとしてこの文章に書き写すべきであって、そういう態度がなかったということであればですよ、私はこの意見書案に対して、半ば、質疑をすることすら、氣力を失っているような状況でございます。ただしかし、集団的自衛権に対する解釈につきましては、今、国会内での議論の中で、こういう事態についてはこういう対処をすべきだとか、ハウツーにも近い形の議論が、個別事案に対して行われているわけです。ですから、一般的に

個別的な自衛権と集団的な自衛権を比較する中でのネット上の書き込みだとか、いろんな解説が出ているかもしれませんが、今、ですから、その集団的自衛権に対しての解釈についても縛りをかける中で、いかにして日本の平和と、世界の平和を守っていくべきなのかなという議論がなされているわけです。そのことの重要性についてですよ、白山議員はどのように考えていらっしゃるのですか。いまだに集団的自衛権の行使について、基本的に議論をする必要なしというような態度で臨まれるということであるのでしょうか。

○2番議員（白山正志） 集団的自衛権の行使、あるいはその憲法改正、改定については、今回は問うているつもりはありません。一番は、説明の中でもありましたとおり、今、松下議員がおっしゃったとおり、今、議論をすべきときじゃないかなと。なぜ、こんなに急いで決めるんだろうと。やっぱり、世論を見ても、その意見が大多数であります。集団的自衛権の行使うんぬん、憲法改正の是非は、これから決めることで、国民の声を聴いて、十分に議論をした上で決定していただきたいと思っております。

○14番議員（松下喜久雄） 白山議員が議論という中身、議論している状況という中身は、どのように捉えているのか、非常に分かりません。読み上げますよ。よって、政府においては日本の自衛とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないよう、強く要請いたしますということです。つまり、集団的自衛権については、もう議論の余地なしと。そういう表現になっているということすら自分自身が気づかれないということに、分かりませんか。もう3回目の質疑になりますので、是非、そこらも白山議員に、後段の部分、このことについて、どういった位置付けをされているのか、最後、確認をさせていただいて質疑を終わりたいと思います。

○2番議員（白山正志） 今回は、すみません、この表記が勘違いされて取られたのかもしれませんが、今回は、先ほど申しましたとおり、集団的自衛権の行使の有無、それから、憲法改正のいろいろその是非に関しまして、そのいろいろな考えの方がおられる、そういう枠を飛び越えて、今回の急いで拙速であろうと思われるような閣議決定で、この集団的自衛権を容認する解釈改憲を行おうとしていることに対して、いけないのではないかなというような内容であります。

○議長（新宮領進） 以上で、通告により質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 7番、浜田藤幸です。意見書のこの第3号に対する説明を聞いたときに、反対するところはないなという気持ちになったゆえに、敢えて質疑をさせていただきます。また、質疑の予定もありませんでした。なぜ質疑をするかと言いますと、若い世代です。私、若い世代にですね、中堅として伝えたいことも多々あります。私も戦争には行って

おりません。私も自衛隊に入っております、現役のときに、まだ自衛隊の方で現役の方がいらっしやいました。いろんな話を聞きました。戦時中の。そういったことも伝えたいですけども、特攻隊の話も出ました。特攻隊もですね、約2,700機、約5,000名以上の方が亡くなっております。知覧だけじゃなくて鹿屋、最初はフィリピンから出てますけど、マバラカット空軍基地ですか。だから言っている説明に対する思いというのは、よく分かるんですよ。ただこの意見書に関しまして、これは質疑ですから言いますけれども、これ、立憲主義を根底から壊す暴挙という言葉が出ているんですよ。その暴挙というのは、どういう意味で捉えていますか、お尋ねします。

○2番議員（臼山正志） すみません。今回ですね、この意見書に関しまして、共同で意見書を提出しています前之園議員の方より追加、この件に関しましても説明、追加説明していただきたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○15番議員（前之園正和） ただいまの質疑は、立憲主義を壊す暴挙と、暴挙とは何かということだったかと思えます。まず、立憲主義とは何かということについてですけども、憲法というのは、ほかの法律と違って、先ほど臼山議員の方からもありましたように、時の権力者、いわゆる政府を縛るものとしてあると、そういう意味ではそちらの方は憲法を守る義務があるというのが立憲主義であります。先ほども近代の立憲主義というのがありましたけれども、近代にしる現代にしる、今、世界の多くのところがですね、当然のこととして立憲主義になっているという意味だというふうに思うんです。そこで、立憲主義を壊す暴挙の暴挙とは何かということですが、その大事な大事な大原則、法治国家としての大原則である立憲主義を壊すということは、ちょっとミスをしたとか、ちょっとだめだということではなくて、この上なきとんでもないことだという意味だというふうに思います。

○7番議員（浜田藤幸） じゃ、前之園議員にお尋ねをします。私は戦争というのはですね、国益の部分で戦争する場合もあると思っているんですよ。だから、その流れに沿って、日本も戦争をしたくなかったけど、結局そういうふうにならざるを得なかったという部分というのがあるんですよ。戦勝国と、結局、負けた国があります。過去の歴史を見てみましてもね、戦勝国が作った、今回の憲法ですよ。これが今、現実はこの平和になっているわけですから、ですから、憲法というのは、すごく大事な部分がありまして、質疑に移りますけれども、この今回のこの意見書に関しまして、解釈改憲を行わないこととなっているんですよ。だから、今回の今の議論というのは、結局、集団的自衛権、憲法に対するあくまでも解釈の部分で言っているわけですから、これは改憲という文言がこの意見書の中に入っているわけです。その改憲まで含めたことに対しまして、お尋ねいたします。

○15番議員（前之園正和） 今の憲法が、戦勝国によって作られたというふうに言いましたが、そこが私と認識が基本的に違うわけで、戦前から、今回はこの文章について合意できるということで、臼山議員と一緒に出したんですが、日本共産党で言うならば戦後、戦中です

ね、一貫して侵略戦争に反対してきたという歴史もあります。そういう歴史の土台のもとに憲法9条、その他のですね、民主的な条項ができていくということであって、やはり労働者をはじめですね、そういった方々の民主的な勢力の働きのもとに今の憲法はできているというふうに思うわけですが、それは解釈改憲によるうんぬんについてどうのということでありますが、今、議題というか話の中心になっております集団的自衛権、これはですね、個別的自衛権というのは、やられたら対応するということではしょうけど、同盟と言いますか、想定されてるのはアメリカですが、アメリカがどこで戦争を起こそうともですね、いわゆる集団的ということで出ていくと。海外で今、アメリカが小さな国目指してですね、いろんなことをやっています。それも一緒にですね、同盟国だから、あるいは集団的、一緒にの立場だからということで、一緒にですね、日本が海外に戦争に出ていくということが集団的自衛権ですので、私はこの集団的自衛権というのは、時の政府もですね、ずっと海外に出すことはだめだと言ってきたわけで、そこからしても集団的自衛権はだめだというふうに思うんですが、特にですね、解釈改憲によるというのは、仮に、例えば憲法9条は改正した方がいいんだとか、あるいは守るべきだとか、自衛隊は合憲だとか、自衛隊は違憲だとか、考えが違うにしろですね、いずれにしろ、その例えば、私は憲法9条を今のままでいいと思うんですが、変えるのであれば手続きにのってやればいわけであって、それを解釈によって変えるとは何ごとだということでもあります。今、政府がやろうとしているのは、歴代自民党がやってきた、海外には自衛隊は出せないという方向性を安倍首相は切り替えてですね、解釈によってそれを出そうとするわけで、その解釈によって憲法を変えることとは何ごとか。それが先ほどの立憲主義を壊す暴挙ということでもあろうかと思えます。

○7番議員（浜田藤幸） 最後の質疑にいたしますけれども、今、慰安婦の問題も出ています。私はあれはでっち上げだと私は確信しております。あとですね、A級戦犯、これ、靖国神社系の問題もありますけれども、A級戦犯になった人もですね、東条英機さんなんかは、約6千名の民間人を救っているんですよ。ですから、そういう正しい情報をですね、今まで流してなかった部分というのはたくさんあると思います。今回のこういった集団的自衛権の部分というのも、結局、尖閣の問題が出てきてからこそ、外国からなめられたという表現の仕方はおかしいんでしょうけれども、日本の批判する国は、世界中でとつても中国と韓国しかないわけですよ。東南アジアの方では、すごく尊敬していますよ。これも現実、事実であります。そういった意味で、この意見書に出ています後段の部分、この広範な人々の批判という部分がありますけれども、どういう方々がこの集団的自衛権に対する解釈のうんぬんをめぐっての、批判をされているのかをお尋ねいたします。

○15番議員（前之園正和） 今の憲法の下では集団的自衛権の行使は禁止されるべきだというふうにはですね、歴代の自民党の政府も言ってきたわけですよ。最近では、私が共産党が言っているよといつてもそれは話になりませんから、例えばですね、集団的自衛権については、

今、やらなければならない切迫感はない。自衛隊を海外に出すことは賛成できないというふうに自民党の元幹事長の野中広務さん、古賀誠さん、山崎拓さん、それから大島前副総裁などもですね、そういう立場に立っております。そういう意味ではですね、自民党の中枢の中でも、そういうふうに集団的自衛権、つまり、アメリカの起こす戦争に、海外に日本の自衛隊が出ていくことがあってはならないということは、歴代の自民党の政府も言っているし、最近の大幹部だった人たちも言っているということですのでどうでしょうか。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号は、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 3番、恒吉太吾です。まずもってですね、私自身もこの国を愛し、平和と安全を心から望んでいます。決して、私自身が戦争を肯定しているわけでもなく、国民の皆さんも肯定しているわけではないというところを、先にお伝えしてから反対意見の方を述べさせていただきたいと思えます。

今回提出された意見書の骨子なんですが、一つ目に、日本の自衛とは無関係な集団的自衛権行使、二つ目、海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しに反対とのことですが、26年5月15日の安倍内閣総理大臣の安全保障法制整備に関する基本的方向性についての記者会見、及び国会における政府答弁を下に考察し、本意見書がまずもって決議をする意義のないものであることを主張します。

まず、海外で戦争する国となる集団的自衛権行使については、これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しないので、採用しないと政府は既に明言しております。また、海外という定義が他国の領土、領海を意味するとすれば、自衛隊が武力行使を目的として海外派兵、国連軍の参加、集団的自衛権の全面的行使を行うようなことは、これからも決してないと明言しております。よって、意見書が今回問題としている海外で戦争する国となる集団的自衛権行使は、そもそも政府自らが否定しており、決議する意義を全く見出せません。

次に、日本の自衛とは無関係な集団的自衛権行使については、現在、安全保障法制整備に関する与党協議を見守っているところであり、現在の与党協議において、自衛の措置に基準としている9条の下における武力行使についての従来の3要件、1. 我が国に急迫不正の侵害があること。2. この場合にこれを排除するためにはほかの適当な手段がないこと。3. その措置は排除するために取られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべき。から議論のたたき台としての3要件、1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと。又は他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される恐れがあること。2. これを排除し、国民の権利を守るために、ほかに適当な手段がないこと。3. 必要最低限度の実力行使にとどまるべきこと。について協議されていることと承知していますが、我が国の自衛の措置と密接に関連する集団的自衛権行使について、活発な議論がなされることは、民主主義国家において、否定されるべきものではないと思っております。

さらに、安全保障環境の激変により、もはや一国のみでは平和と独立を維持することが困難な情勢認識に基づき、策定された国家安全保障戦略を実行するために必要な自衛の措置について検討し、措置を確実に実行できる法制整備を着実に実行することは責務であると思っております。また、先ほど申しました立憲主義の観点から、政府が憲法の解釈に変更を加えることに対する異論に対しては、これまでも文民の定義や、戦力の定義についても、政府は解釈を変更しており、急激な国際環境の変化に対し、国家の独立と国民の安全を守るために、許容されうる程度の解釈変更はあり得ることではないかと思っております。

以上になりますが、よって、本意見書の要望には全く意義を見出せないため、その意見書提出に反対いたします。

○議長（新宮領進） 次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 5番。意見書案第3号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書に賛成する立場から討論いたします。

集団的自衛権とは、自衛と名がついていますが、自分を守る自衛とは無縁です。日本が攻撃されていなくても、他国が攻撃されたときに、ともに武力行使をする権利です。つまり、日本が他国の戦争に加わる攻撃参加権なのです。政府が示した閣議決定案にも、他国に対する武力攻撃が発生し、時の政権が我が国の存立が脅かされると判断した場合などには、武力の行使が認められると書かれております。集団的自衛権の行使と、これまで主張された主な事例でみると、アメリカや旧ソ連といった巨大な軍事力を持った大国が、ベトナムやアフガニスタンなど小さな国に攻め入っている侵略戦争がほとんどです。アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争をアメリカがひき起こした際に、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行う。すなわち、アメリカの戦争のために、日本の若者の血を流すというのが正体です。政府や自民党は集団的自衛権を認めるといっても限定的だと言っていますが、限定の一

つが我が国の存立が脅かされるとか、国民の権利が根底から覆されるなどの恐れがある場合という条件が付いているからという理屈です。しかし、恐れかどうかの判断をするのは、時の政権です。行使をする場所についても、地理的な制限もなく、自体の性質、内容によると説明しています。制限するものは何もあります。停戦する前の機雷掃海を例にして、受動的、限定的な行為なら許されると、勝手な議論をしています。積極的に相手をたたく戦闘行為以外なら、何でもできることになります。限定的だと言っていますが、一度風穴を開ければ、どこまでも解釈改憲ができる。これが政府自民党の本音です。政府はアフガニスタン戦争やイラク戦争でアメリカの要請に応じて自衛隊を派兵しましたが、憲法9条があったために、武力行使はしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという二つの歯止めをかけました。それで、自衛隊の活動は非戦闘地域、後方支援に限られ、犠牲者を出しませんでした。与党協議では、戦闘地域には行かないという制約を廃止し、自衛隊の活動を拡大することを明らかにしています。歯止めも外れ、戦闘しているところに自衛隊が行けば、例え後方支援であっても犠牲者が出ることは、アフガニスタン戦争でも明らかです。ドイツは平和維持や復興支援を目的にして派兵しましたが、55人の犠牲者を出しています。NATO諸国では、1,032人が犠牲になっています。自衛隊はアメリカの戦争のために、殺し、殺される状況に追いやられるのです。歴代の自民党政権は、戦後、一貫して憲法9条の下で集団的自衛権の行使は許されないと解釈を示してきました。海外で戦争をする国への大転換なのに、国民大多数の声に耳を傾けない。国会でのまともな議論もしない。与党だけで密室協議を通じて一内閣の閣議決定で行うというのです。まさに憲法破壊のクーデターです。今年自衛隊が創設されて60年になります。この60年間、自衛隊は他国の人をただの一人も殺してないし、ただの一人の戦死者も出していません。これは憲法9条のおかげではないでしょうか。市民の平和を願う声に応じて決断すべきではないでしょうか。自民党岐阜県連は、県内の各市町村議会に意見書を提出するよう要請しております。神奈川県大磯町議会では、公明党の議員も賛成して可決しています。未来を担う世代のことを考えて、解釈変更による改憲を進めない堰を一緒につくろうではありませんか。以上で、賛成討論といたします。

○議長（新宮領進） 次は、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 私は、我が国の平和と安全を確立し、もって世界平和へとつなげるための方策について、より一層議論を進化させるべきであろうと考えるところから、意見書案第3号に反対の討論を申し上げます。

私たちは、移りゆく時代の変化とともに、変貌を続ける国際情勢に応じて、我が国の平和と安全を守るための方策についてしっかりと議論を重ね、その対策を講じていかなければなりません。今、世界は歴史的に未解決の問題を抱えた国家間の対立や異民族間の争い、宗教対立、そしてテロリストの暗躍等々、暴力を引き起こす負の連鎖によって、混迷と緊迫の度を深めております。そして、隣国中国から我が国に突き付けられている領土問題は、力を背

景にした一方的なものであり、また、市内漁業者への直接的な被害ももたらされており、看過できない状況にあります。このような緊迫する国際情勢において、個別に問題解決を図ることは困難であり、国際社会の一員として共同して対処することが平和的解決へとつながるのではないのでしょうか。その意味からも、世界平和、そして我が国の平和と安全を構築するための、国際的な連帯を広げていくことは重要であろうと考えております。なお、集団的自衛権の議論について、まだ国会内で継続中ということもあり、今の段階で議論そのものを停止させようとすることに賛同し難いものを感じております。したがって、意見書案第3号に反対申し上げますが、最後に、国は国民への説明責任を果たすとともに、なお一層の慎重さをもって結論を導き出していきたいということを申し上げて、討論を終わります。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は、否決されました。

△ 議員派遣の件

○議長（新宮領進） 次は、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております2件の議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました2件の議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成26年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 福 永 徳 郎

議 員 前 原 六 則

意見書第1号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、
2015年度政府予算に係る意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子供に丁寧に対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により、一人ひとりの子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しており、日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあり、これらの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体において、厳しい財政状況の中、独自財源により30人～35人以下の学級が行われていることは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」でも、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げていることから、国民が30人以下学級を望んでいることは明らかです。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えております。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

つきましては、子供の学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月24日

指宿市議会議長 新宮領 進

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
内閣官房長官 殿

意見書第2号

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上いると推定されており、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」には、国の法的責任が明記されています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在していません。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため実態に即していないことが肝炎対策推進協議会でも取り上げられています。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされましたが、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな措置が講じられておらず、肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなっている中で、医療費助成制度の創設は、特に緊急に取り組むべき課題であります。

よって、国におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月24日

指宿市議会議長 新宮領 進

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
内閣官房長官 殿

議 員 派 遣 書

平成 26 年 6 月 24 日

次のとおり議員を派遣する。

○目的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成 26 年 8 月 7 日 (1 日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか 19 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

議 員 派 遣 書

平成 26 年 6 月 24 日

次のとおり議員を派遣する。

○目的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成 26 年 8 月 28 日 (1 日間)
- (3) 派遣議員 臼 山 正 志 議員

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。